

平成27年
第 7 回

沖縄県議会（定例会）会議録

平成27年 9 月18日 開会

平成27年10月16日 閉会

29日間

沖 縄 県 議 会

沖縄県議会（定例会）会議録目次

1. 会期日程	7
1. 開会日に応招した議員	9

○第1号（9月18日）

1. 開会年月日時	11
1. 議事日程	11
1. 本日の会議に付した事件	11
1. 出席議員	12
1. 欠 員	13
1. 説明のため出席した者の職、氏名	13
1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	13
1. 開 会	14
1. 諸般の報告	14
1. 日程第1 会議録署名議員の指名	14
1. 日程第2 会期の決定	14
1. 日程第3 甲第1号議案、乙第1号議案から乙第20号議案まで及び認定第1号から認定第23号まで	14
1. 知事（翁長雄志君）の提案理由説明	14
1. 人事委員会（玉城 健君）の意見	15
1. 委員会付託	16
1. 日程第4 議員提出議案第1号 辺野古新基地建設工事再開に抗議し、新基地建設断念を求める 意見書	16
1. 仲宗根 悟君の提案理由説明	16
1. 質 疑	16
照屋 守之君	16
1. 討 論	23
又吉 清義君	23
比嘉 京子さん	24
1. 採 決	25
1. 日程第5 陳情第77号、第78号、第79号の5、第82号、第86号及び第88号の付託の件	25
1. 委員会付託	25
1. 一括議題 { 日程第6 議員派遣の件（地方議会活性化シンポジウム2015） 日程第7 議員派遣の件（第15回都道府県議会議員研究交流大会） }	25
1. 採 決	25
1. 休会の議決	26
1. 散 会	26

○第2号（9月29日）

1. 開議年月日時	29
1. 議事日程	29
1. 本日の会議に付した事件	29
1. 出席議員	29

1. 欠席議員	29
1. 欠 員	29
1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	30
1. 開 議	30
1. 日程第1 乙第2号議案	30
1. 委員長報告（総務企画委員長）	30
1. 採 決	30
1. 散 会	30

○第3号（9月30日）

1. 開議年月日時	33
1. 議事日程	33
1. 本日の会議に付した事件	33
1. 出席議員	33
1. 欠席議員	33
1. 欠 員	33
1. 説明のため出席した者の職、氏名	34
1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	34
1. 開 議	34
1. 諸般の報告	34
1. 日程第1 代表質問	35
仲田 弘毅君	35
砂川 利勝君	43
新里 米吉君	53
仲宗根 悟君	60
1. 散 会	68

○第4号（10月1日）

1. 開議年月日時	71
1. 議事日程	71
1. 本日の会議に付した事件	71
1. 出席議員	71
1. 欠 員	71
1. 説明のため出席した者の職、氏名	71
1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	72
1. 開 議	72
1. 諸般の報告	72
1. 日程第1 代表質問	72
瑞慶覧 功君	72
前島 明男君	85
渡久地 修君	95
1. 散 会	103

○第5号（10月2日）

1. 開議年月日時	105
1. 議事日程	105
1. 本日の会議に付した事件	105
1. 出席議員	106
1. 欠席議員	106
1. 欠 員	107
1. 説明のため出席した者の職、氏名	107
1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	107
1. 開 議	107
1. 一括議題	日程第1 一般質問 日程第2 甲第1号議案、乙第1号議案、乙第3号議案から乙第20号議案まで 及び認定第1号から認定第23号まで } 107
1. 一般質問・質疑	107
島袋 大君	107
花城 大輔君	115
具志堅 透君	122
中川 京貴君	127
嶺井 光君	138
具志 孝助君	146
座喜味一幸君	152
新垣 良俊君	159
1. 散 会	163

○第6号（10月5日）

1. 開議年月日時	165
1. 議事日程	165
1. 本日の会議に付した事件	165
1. 出席議員	166
1. 欠席議員	166
1. 欠 員	167
1. 説明のため出席した者の職、氏名	167
1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	167
1. 開 議	167
1. 諸般の報告	167
1. 一括議題	日程第1 一般質問 日程第2 甲第1号議案、乙第1号議案、乙第3号議案から乙第20号議案まで 及び認定第1号から認定第23号まで } 167
1. 一般質問・質疑	167
照屋 守之君	167
翁長 政俊君	174
又吉 清義君	181
新垣 哲司君	188
上原 章君	196
吉田 勝廣君	205

金城 勉君	213
糸洲 朝則君	221
1. 散 会	229

○第7号（10月6日）

1. 開議年月日時	231
1. 議事日程	231
1. 本日の会議に付した事件	231
1. 出席議員	232
1. 欠 員	232
1. 説明のため出席した者の職、氏名	233
1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	233
1. 開 議	233
1. 諸般の報告	233
1. 一括議題 { 日程第1 一般質問 日程第2 甲第1号議案、乙第1号議案、乙第3号議案から乙第20号議案まで 及び認定第1号から認定第23号まで }	233
1. 一般質問・質疑	233
儀間 光秀君	233
當間 盛夫君	239
呉屋 宏君	247
新垣 安弘君	254
崎山 嗣幸君	261
西銘 純恵さん	267
新垣 清涼君	276
比嘉 瑞己君	282
1. 散 会	289

○第8号（10月7日）

1. 開議年月日時	291
1. 議事日程	291
1. 本日の会議に付した事件	291
1. 出席議員	292
1. 欠席議員	293
1. 欠 員	293
1. 説明のため出席した者の職、氏名	293
1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	293
1. 開 議	293
1. 一括議題 { 日程第1 一般質問 日程第2 甲第1号議案、乙第1号議案、乙第3号議案から乙第20号議案まで 及び認定第1号から認定第23号まで }	293
1. 一般質問・質疑	293
比嘉 京子さん	293
新田 宜明君	300

照屋 大河君	307
仲村 未央さん	314
山内 末子さん	319
具志堅 徹君	328
奥平 一夫君	334
玉城 満君	343
玉城ノブ子さん	349
1. 決算特別委員会の設置	358
1. 決算特別委員会委員の選任	359
1. 委員会付託	359
1. 日程第3 陳情第95号及び第96号の付託の件	359
1. 委員会付託	359
1. 日程第4 議員派遣の件（台風第21号による与那国島被害状況調査）	359
1. 採 決	359
1. 休会の議決	359
1. 散 会	359

○第9号（10月16日）

1. 開議年月日時	361
1. 議事日程	361
1. 本日の会議に付した事件	361
1. 出席議員	362
1. 欠 員	363
1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	363
1. 開 議	363
1. 諸般の報告	363
1. 日程第1 乙第1号議案	363
1. 委員長報告（総務企画委員長）	364
1. 採 決	364
1. 日程第2 乙第5号議案及び乙第6号議案	364
1. 委員長報告（文教厚生委員長）	364
1. 採 決	366
1. 日程第3 乙第3号議案及び乙第4号議案	366
1. 委員長報告（土木環境委員長）	366
1. 採 決	367
1. 日程第4 乙第20号議案	367
1. 委員長報告（総務企画委員長）	367
1. 採 決	367
1. 日程第5 乙第8号議案、乙第9号議案、乙第12号議案及び乙第15号議案から乙第17号議案まで	367
1. 委員長報告（経済労働委員長）	367
1. 採 決	369
1. 日程第6 乙第11号議案及び乙第14号議案	369
1. 委員長報告（文教厚生委員長）	369
1. 採 決	370
1. 日程第7 乙第7号議案、乙第10号議案及び乙第13号議案	370

1. 委員長報告（土木環境委員長）	370
1. 採 決	372
1. 日程第8 甲第1号議案	372
1. 委員長報告（総務企画委員長）	372
1. 採 決	373
1. 日程第9 議員提出議案第2号 教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度2分の1復元を 求める意見書	373
1. 呉屋 宏君の提案理由説明	373
1. 採 決	374
1. 日程第10 議員提出議案第3号 台風第21号関連被害に対する支援等を求める要請決議	374
1. 仲田 弘毅君の提案理由説明	374
1. 採 決	374
1. 日程第11 陳情第57号の2	374
1. 委員長報告（経済労働委員長）	375
1. 採 決	375
1. 日程第12 陳情平成25年第119号、陳情第25号、第28号、第30号、第67号、第81号及び第87号	375
1. 委員長報告（文教厚生委員長）	375
1. 採 決	375
1. 日程第13 陳情第77号、第82号及び第86号	375
1. 委員長報告（米軍基地関係特別委員長）	375
1. 採 決	375
1. 日程第14 陳情平成25年第89号及び同第91号	375
1. 委員長報告（公共交通ネットワーク特別委員長）	376
1. 採 決	376
1. 日程第15 閉会中の継続審査の件	376
1. 採 決	376
1. 閉 会	376

○巻末掲載文書

1. 知事提出議案	379
1. 議員提出議案	421
1. 諸般の報告	425
1. 議案付託表	429
1. 委員会審査報告書	431
1. 閉会中継続審査及び調査申出書	439
1. 議員派遣の件	455
1. 決算特別委員名簿	457
1. 陳情文書表	459
1. 議案等処理一覧表	481

平成27年第7回沖縄県議会（定例会）会期日程

会期29日間

自 平成27年 9 月18日
至 平成27年10月16日

	月 日	曜日	日 程	備 考
1	9月18日	金	(会議録署名議員の指名) 本 会 議 (会期の決定) (知事提出議案の説明) (議員派遣の件) 委 員 会 (先議案件審査)	先議案件付託 請願・陳情付託
2	19日	土	休 会	
3	20日	日	休 会	
4	21日	月	休 会	敬老の日
5	22日	火	休 会	国民の休日
6	23日	水	休 会	秋分の日
7	24日	木	議案研究	
8	25日	金	議案研究	代表質問通告締切（正午）
9	26日	土	休 会	
10	27日	日	休 会	
11	28日	月	委 員 会 (議会運営委員会)	一般質問通告締切（正午）
12	29日	火	本 会 議 (先議案件委員長報告、採決)	
13	30日	水	本 会 議 (代表質問)	
14	10月1日	木	本 会 議 (代表質問)	請願・陳情提出期限 (常任委)
15	2日	金	本 会 議 (一般質問)	請願・陳情提出期限 (特別委)
16	3日	土	休 会	
17	4日	日	休 会	
18	5日	月	本 会 議 (一般質問)	
19	6日	火	本 会 議 (一般質問)	請願・陳情付託（常任委）
20	7日	水	本 会 議 (一般質問) 決算特別委員会設置	議案付託 請願・陳情付託（特別委）
21	8日	木	委 員 会 (常任委員会)	
22	9日	金	委 員 会 (常任委員会)	
23	10日	土	休 会	
24	11日	日	休 会	
25	12日	月	休 会	体育の日
26	13日	火	委 員 会 (常任委員会)	
27	14日	水	委 員 会 (特別委員会)	
28	15日	木	議案整理 委 員 会 (議会運営委員会)	
29	16日	金	本 会 議 (委員長報告、採決)	

開会日に応招した議員

喜 納 昌 春 君
翁 長 政 俊 君
比 嘉 京 子 さん
比 嘉 瑞 己 君
西 銘 純 恵 さん
玉 城 満 君
仲 村 未 央 さん
新 田 宜 明 君
儀 間 光 秀 君
上 原 章 君
花 城 大 輔 君
砂 川 利 勝 君
具志堅 透 君
大 城 一 馬 君
具志堅 徹 君
渡久地 修 君
山 内 末 子 さん
仲宗根 悟 君
照 屋 大 河 君
當 間 盛 夫 君
吉 田 勝 廣 君
又 吉 清 義 君
島 袋 大 君
中 川 京 貴 君

座喜味 一 幸 君
玉 城 ノブ子 さん
赤 嶺 昇 君
新 垣 清 涼 君
瑞慶覧 功 君
崎 山 嗣 幸 君
新 垣 安 弘 君
呉 屋 宏 君
前 島 明 男 君
照 屋 守 之 君
新 垣 良 俊 君
仲 田 弘 毅 君
嶺 井 光 君
嘉 陽 宗 儀 君
玉 城 義 和 君
奥 平 一 夫 君
新 里 米 吉 君
高 嶺 善 伸 君
狩 俣 信 子 さん
金 城 勉 君
糸 洲 朝 則 君
新 垣 哲 司 君
具 志 孝 助 君

平成27年9月18日

平成27年
第 7 回

沖縄県議会（定例会）会議録

（第 1 号）

平成 27 年
第 7 回

沖縄県議会（定例会）会議録（第 1 号）

平成 27 年 9 月 18 日（金曜日）午前 10 時 2 分開会

議 事 日 程 第 1 号

平成 27 年 9 月 18 日（金曜日）

午前 10 時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
第 2 会期の決定
第 3 甲第 1 号議案、乙第 1 号議案から乙第 20 号議案まで及び認定第 1 号から認定第 23 号まで（知事説明）
第 4 辺野古新基地建設工事再開に抗議し、新基地建設断念を求める意見書
- | | | |
|--------|---------|----------------|
| 仲宗根 悟君 | 仲村 未央さん | |
| 新田 宜明君 | 照屋 大河君 | |
| 崎山 嗣幸君 | 新里 米吉君 | |
| 高嶺 善伸君 | 狩俣 信子さん | |
| 玉城 満君 | 山内 末子さん | |
| 赤嶺 昇君 | 新垣 清涼君 | 提出 議員提出議案第 1 号 |
| 瑞慶覧 功君 | 玉城 義和君 | |
| 奥平 一夫君 | 西銘 純恵さん | |
| 渡久地 修君 | 玉城ノブ子さん | |
| 嘉陽 宗儀君 | 比嘉 京子さん | |
| 大城 一馬君 | 比嘉 瑞己君 | |
| 具志堅 徹君 | | |
- 第 5 陳情第 77 号、第 78 号、第 79 号の 5、第 82 号、第 86 号及び第 88 号の付託の件
第 6 議員派遣の件（地方議会活性化シンポジウム 2015）
第 7 議員派遣の件（第 15 回都道府県議会議員研究交流大会）

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 甲第 1 号議案、乙第 1 号議案から乙第 20 号議案まで及び認定第 1 号から認定第 23 号まで
- | | |
|-----------|---|
| 甲第 1 号議案 | 平成 27 年度沖縄県一般会計補正予算（第 1 号） |
| 乙第 1 号議案 | 沖縄県個人情報保護条例の一部を改正する条例 |
| 乙第 2 号議案 | 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 |
| 乙第 3 号議案 | 沖縄県港湾管理条例の一部を改正する条例 |
| 乙第 4 号議案 | 沖縄県流域下水道条例の一部を改正する条例 |
| 乙第 5 号議案 | 沖縄県立高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例 |
| 乙第 6 号議案 | 沖縄県立離島児童生徒支援センターの設置及び管理に関する条例 |
| 乙第 7 号議案 | 工事請負契約についての議決内容の一部変更について |
| 乙第 8 号議案 | 財産の取得について |
| 乙第 9 号議案 | 財産の取得について |
| 乙第 10 号議案 | 財産の取得について |

- 乙第11号議案 財産の取得について
 乙第12号議案 訴えの提起について
 乙第13号議案 訴えの提起について
 乙第14号議案 損害賠償請求事件の和解について
 乙第15号議案 県営土地改良事業の執行に伴う負担金の徴収について
 乙第16号議案 水質保全対策事業の執行に伴う負担金の徴収について
 乙第17号議案 農業基盤整備促進事業の執行に伴う負担金の徴収について
 乙第18号議案 平成26年度沖縄県水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
 乙第19号議案 平成26年度沖縄県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
 乙第20号議案 沖縄県収用委員会委員及び予備委員の任命について
 認定第1号 平成26年度沖縄県一般会計決算の認定について
 認定第2号 平成26年度沖縄県農業改良資金特別会計決算の認定について
 認定第3号 平成26年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計決算の認定について
 認定第4号 平成26年度沖縄県中小企業振興資金特別会計決算の認定について
 認定第5号 平成26年度沖縄県下地島空港特別会計決算の認定について
 認定第6号 平成26年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計決算の認定について
 認定第7号 平成26年度沖縄県下水道事業特別会計決算の認定について
 認定第8号 平成26年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計決算の認定について
 認定第9号 平成26年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計決算の認定について
 認定第10号 平成26年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計決算の認定について
 認定第11号 平成26年度沖縄県林業改善資金特別会計決算の認定について
 認定第12号 平成26年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について
 認定第13号 平成26年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計決算の認定について
 認定第14号 平成26年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計決算の認定について
 認定第15号 平成26年度沖縄県産業振興基金特別会計決算の認定について
 認定第16号 平成26年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計決算の認定について
 認定第17号 平成26年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計決算の認定について
 認定第18号 平成26年度沖縄県駐車場事業特別会計決算の認定について
 認定第19号 平成26年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について
 認定第20号 平成26年度沖縄県公債管理特別会計決算の認定について
 認定第21号 平成26年度沖縄県病院事業会計決算の認定について
 認定第22号 平成26年度沖縄県水道事業会計決算の認定について
 認定第23号 平成26年度沖縄県工業用水道事業会計決算の認定について

日程第4 辺野古新基地建設工事再開に抗議し、新基地建設断念を求める意見書

日程第5 陳情第77号、第78号、第79号の5、第82号、第86号及び第88号の付託の件

日程第6 議員派遣の件（地方議会活性化シンポジウム2015）

日程第7 議員派遣の件（第15回都道府県議会議員研究交流大会）

出席議員（47名）

議長	喜納昌春君	4番	玉城満君
副議長	翁長政俊君	5番	仲村未央さん
1番	比嘉京子さん	6番	新田宜明君
2番	比嘉瑞己君	7番	儀間光秀君
3番	西銘純恵さん	8番	上原章君

9 番	花 城 大 輔 君
10 番	砂 川 利 勝 君
11 番	具志堅 透 君
12 番	大 城 一 馬 君
13 番	具志堅 徹 君
14 番	渡久地 修 君
15 番	山 内 末 子 さん
16 番	仲宗根 悟 君
17 番	照 屋 大 河 君
18 番	當 間 盛 夫 君
19 番	吉 田 勝 廣 君
20 番	又 吉 清 義 君
21 番	島 袋 大 君
22 番	中 川 京 貴 君
23 番	座喜味 一 幸 君
25 番	玉 城 ノブ子 さん
26 番	赤 嶺 昇 君
27 番	新 垣 清 涼 君
28 番	瑞慶覧 功 君

29 番	崎 山 嗣 幸 君
30 番	新 垣 安 弘 君
31 番	呉 屋 宏 君
32 番	前 島 明 男 君
33 番	照 屋 守 之 君
34 番	新 垣 良 俊 君
35 番	仲 田 弘 毅 君
36 番	嶺 井 光 君
38 番	嘉 陽 宗 儀 君
39 番	玉 城 義 和 君
40 番	奥 平 一 夫 君
41 番	新 里 米 吉 君
42 番	高 嶺 善 伸 君
43 番	狩 俣 信 子 さん
44 番	金 城 勉 君
45 番	糸 洲 朝 則 君
47 番	新 垣 哲 司 君
48 番	具 志 孝 助 君

欠 員 (1名)

説明のため出席した者の職、氏名

知 事	翁 長 雄 志 君
副 知 事	浦 崎 唯 昭 君
副 知 事	安慶田 光 男 君
知 事 公 室 長	町 田 優 君
総 務 部 長	平 敷 昭 人 君
企 画 部 長	謝 花 喜一郎 君
環 境 部 長	當 間 秀 史 君
子 ども 生 活 長	金 城 武 君
福 祉 部 長	
保 健 医 療 部 長	仲 本 朝 久 君
農 林 水 産 部 長	島 田 勉 君
商 工 労 働 部 長	下 地 明 和 君
文 化 観 光 部 長	前 田 光 幸 君
ス ポー ツ 部 長	
土 木 建 築 部 長	末 吉 幸 満 君
企 業 局 長	平 良 敏 昭 君
病 院 事 業 局 長	伊 江 朝 次 君

会 計 管 理 者	金 良 多恵子 さん
知 事 公 室 秘 書	新 垣 秀 彦 君
広 報 交 流 統 括 監	
総 務 部	池 田 克 紀 君
財 政 統 括 監	
教 育 委 員 会 長	照 屋 尚 子 さん
委 員 長	
職 務 代 理 者	
教 育 長	諸見里 明 君
公 安 委 員 会 長	與 儀 弘 子 さん
委 員 長	
警 察 本 部 長	加 藤 達 也 君
労 働 委 員 会 会 長	加 藤 田 広 美 君
人 事 委 員 会 会 長	玉 城 健 君
委 員 長	
代 表 監 査 委 員	知 念 建 次 君

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事 務 局 長	比 嘉 徳 和 君
次 長	知 念 正 治 君
議 事 課 長	平 田 善 則 君

副 参 事 兼 佐	勝 連 盛 博 君
課 長 補	
主 幹	中 村 守 君

○議長（喜納昌春君） ただいまより平成27年第7回沖縄県議会（定例会）を開会いたします。

○議長（喜納昌春君） これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

本日、知事から、お手元に配付いたしました議案21件及び決算23件並びに今期定例会提出補正予算説明書、平成26年度沖縄県歳入歳出決算書、平成26年度基金の運用状況書、平成26年度沖縄県歳入歳出決算審査意見書及び同沖縄県基金運用状況審査意見書、平成26年度沖縄県病院事業会計決算書、平成26年度沖縄県病院事業会計決算審査意見書、平成26年度沖縄県水道事業会計決算書及び同沖縄県工業用水道事業会計決算書、平成26年度沖縄県水道事業会計決算審査意見書及び同沖縄県工業用水道事業会計決算審査意見書、平成26年度主要施策の成果に関する報告書、県の出資等にかかる法人の経営状況報告書、健全化判断比率等報告書、平成26年度沖縄県健全化判断比率審査意見書及び同沖縄県資金不足比率審査意見書、平成27年8月末現在の平成27年度一般会計予算執行状況報告書及び同一般会計繰越予算執行状況報告書の提出がありました。

次に、本日、仲宗根悟君外22人から、議員提出議案第1号「辺野古新基地建設工事再開に抗議し、新基地建設断念を求める意見書」の提出がありました。

次に、これまでに受理いたしました陳情のうち、特別委員会に付託すべき陳情を除く陳情13件は、お手元に配付の陳情文書表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたしました。

次に、説明員として出席を求めた教育委員会委員長泉川良範君は、別用務のため本日、10月1日、2日、5日及び7日の会議に出席できない旨の届け出がありましたので、その代理として、本日の会議に教育委員会委員長職務代理者照屋尚子さん、10月1日の会議に同委員会委員宮城奈々さん、2日の会議に同委員会委員喜友名朝春君、5日の会議に同委員会委員新崎速君、7日の会議に同委員会委員長職務代理者照屋尚子さんの出席を求めました。

その他の諸報告については、お手元に配付の文書により御了承願います。

〔諸般の報告 巻末に掲載〕

○議長（喜納昌春君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第121条の規定により

3番 西 銘 純 恵 さん 及び

7番 儀 間 光 秀 君

を指名いたします。

○議長（喜納昌春君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から10月16日までの29日間といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から10月16日までの29日間と決定いたしました。

○議長（喜納昌春君） 日程第3 甲第1号議案、乙第1号議案から乙第20号議案まで及び認定第1号から認定第23号までを議題といたします。

知事から提案理由の説明を求めます。

翁長知事。

〔知事提出議案 巻末に掲載〕

〔知事 翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君） ハイサイ グスーヨー チューウガナビラ。

平成27年第7回沖縄県議会（定例会）の開会に当たり、提出いたしました議案の御説明の前に御報告を申し上げます。

私は就任以来、辺野古に新基地をつくらせないとの思いを訴え、その公約の実現に向けて邁進してまいりました。

ことし1月26日には、普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立承認について検証するための第三者委員会を立ち上げました。

その検証結果報告書を7月16日に受け、関係部局において内容等を精査した結果、承認には取り消しすべき瑕疵があるものと判断しました。

そのため去る14日、公有水面埋立承認の取り消しに向けて、国への意見聴取の手続を開始したところで

あります。

私は、今後もあらゆる手法を駆使して、辺野古に新基地はつくらせないという公約の実現に向け、全力で取り組む考えであります。

議員の皆様を初め県民の皆様に、改めて普天間飛行場の県外移設を初めとする基地問題の解決に向けて御協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、提出議案について、その概要及び提案の理由を御説明申し上げます。

今回の提出議案は、予算議案1件、条例議案6件、議決議案13件、同意議案1件、認定議案23件の合計44件であります。

まず初めに、甲第1号議案の予算議案について御説明申し上げます。

甲第1号議案「平成27年度沖縄県一般会計補正予算（第1号）」は、総額20億2827万1000円を計上しており、その内訳は、沖縄振興特別推進交付金事業に2億1015万3000円、災害復旧関連事業に4億7187万8000円、その他緊急に対応を要する事業に13億4624万円となっております。これを既決予算額7464億9700万円に加えた改予算額は、7485億2527万1000円となります。

次に、乙第1号議案から乙第6号議案までの条例議案6件のうち、その主なものを御説明申し上げます。

乙第1号議案「沖縄県個人情報保護条例の一部を改正する条例」は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、個人番号を含む個人情報の適正な取り扱いの確保に必要な措置等を定めるため条例を改正するものであります。

乙第2号議案「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」は、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係する条例の規定を整理するため条例を改正するものであります。

なお、同議案につきましては、先議案件として御審議を賜りますようお願い申し上げます。

次に、乙第7号議案から乙第19号議案までの議決議案は、財産の取得や負担金の徴収など13件について議決を求めるものであります。

次に、乙第20号議案の同意議案は、収用委員会委員及び予備委員の任期満了に伴い、その後任を任命するため同意を求めるものであります。

最後に、認定第1号から認定第23号までの議案については、地方自治法及び地方公営企業法の規定に基

づき、平成26年度一般会計、特別会計及び公営企業会計の決算を議会の認定に付するものであります。

以上、今回提出いたしました議案について、その概要及び提案の理由を御説明申し上げます。

慎重なる御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

タンディガータンディ。

○議長（喜納昌春君） 知事の提案理由の説明は終わりました。

ただいま議題となっております議案中、職員に適用される基準の実施、その他職員に関する事項について必要な規定を定める条例については、地方公務員法第5条第2項の規定により人事委員会の意見を聞く必要がありますので、ただいまから人事委員会委員長の意見を求めます。

人事委員会委員長。

〔人事委員会委員長 玉城 健君登壇〕

○人事委員会委員長（玉城 健君） おはようございます。

ただいま議長から、地方公務員法の規定に基づきまして人事委員会の意見を求められましたので、当委員会の意見を申し上げます。

乙第2号議案「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」のうち、沖縄県職員の退職手当に関する条例の一部改正及び沖縄県職員の再任用に関する条例の一部改正につきましては、被用者年金制度の一元化を図るための厚生年金保険法等の一部改正の施行に伴い、所要の改正を行うものでありますから、適当であると考えます。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 人事委員会委員長の意見の開陳は終わりました。

○議長（喜納昌春君） この際、申し上げます。

先ほどの知事の提案理由説明の中で、乙第2号議案「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」は、早期に議決されたい旨の要望がありました。

よって、本議案については、これより直ちに質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案のうち、乙第2号議案については総務企画委員会に付託いたします。



○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前10時15分休憩

午前10時16分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

日程第4 議員提出議案第1号 辺野古新基地建設工事再開に抗議し、新基地建設断念を求める意見書を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

仲宗根 悟君。

〔議員提出議案第1号 巻末に掲載〕

〔仲宗根 悟君登壇〕

○仲宗根 悟君 ハイサイ グスーヨー チューウガナビラ。

おはようございます。

ただいま議題となりました議員提出議案第1号「辺野古新基地建設工事再開に抗議し、新基地建設断念を求める意見書」の提案理由を説明申し上げます。

辺野古新基地建設工事の工事再開に抗議し、新基地建設断念を求めることについて関係要路に要請するためであります。

それでは、意見書を朗読申し上げたいと思います。

〔辺野古新基地建設工事再開に抗議し、新基地建設断念を求める意見書朗読〕

どうぞ議員皆さんの慎重なる御審議をよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前10時21分休憩

午前10時23分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

これより質疑に入ります。

本案に対する質疑の通告がありますので、発言を許します。

なお、質疑の回数は2回までといたします。

照屋守之君。

〔照屋守之君登壇〕

○照屋 守之君 おはようございます。

ただいま議題となっております辺野古新基地建設工事再開に抗議する意見書案について、質疑をさせていただきますけれども、9点あります。それぞれの項目

をメモしてくださいね。答弁漏れがありましたら御指摘ください。後ほど再質問をさせていただきますから。

菅官房長官は、沖縄県で第三者委員会の報告書が提出をされ、埋立承認の取り消しなどが検討されている中で、作業を一時中断して1カ月間集中的に協議を行いたいと県に申し入れを行って集中協議が始まったわけであります。

この協議について、官房長官は、普天間飛行場の危険性の除去、辺野古移設問題、沖縄県の基地負担軽減、第三者委員会の報告等を協議するということでありました。翁長知事も、県側の思いも伝わった、対話の道が開けて工事がストップしたということは前進だと思っている。

県やあるいは政府両方が評価をして協議が進められることに、私も大きな期待を寄せていたわけであります。ところが、結局物別れになり、政府はつくる、県はつくらせない、この構図で結果的に翁長知事はとめることはできなかったわけであります。

このことは、政府のみの責任ではなく、私はむしろ翁長知事の責任がより大きいのではないかと考えております。

そこで、お伺いをします。

①、提案者は、工事再開は政府の責任で、抗議する意見書を提出しておりますけれども、私は工事再開を許したのは、翁長知事にも責任があると思っております。

県議会として、翁長知事に責任を求めることも必要であると考えておりますけれども、提案者の見解をお願いします。

②、協議の中で、普天間返還、辺野古移設の原点を、国は平成8年の日米合意としております。ところが、県は、土地の強制接収ということであります。全くかみ合っておりません。翁長知事が県議会議員時代の平成8年に普天間返還の日米合意がなされて、この問題がスタートし19年が経過いたしております。この原点について、国と県が異なることは非常におかしく感じております。

この件について、提案者の見解をお願いします。

③、提案者は、意見書の中で名護市長選挙、沖縄県知事選挙、衆議院選挙の民意を強調されております。衆議院選挙の政権公約に辺野古移設を明記して圧倒的な民意で自公政権が誕生し国政を担っているわけであります。反対の民意と認める民意がございます。どちらも尊重すべきであります。

提案者の見解を伺います。

④、意見書は、その意見を政策に反映させることが目的であると考えております。国に対して意見を出すことに意味があると思っております。提案者の不満や批判ばかりでは、意見が反映されとは到底私は思えません。政策に反映されるよう文章を調整したほうがいいと思いますけれども、提案者の見解を伺います。

⑤、提案者は、民意を強調しておりますけれども、普天間返還問題は日本政府と米国政府との約束であります。沖縄県はこれまで19年にわたって、日米両政府の約束を認めてきた経緯がございます。この日本政府とアメリカ政府の約束を我々はどうのように捉えたらいいのか、無視していいのかどうか。これは日本政府とアメリカ政府の国際的な約束ですから、そのもとに今進められていることについて、根本的にそのことを考える必要があるわけであります。

提案者の見解を伺います。

⑥、提案者も現知事も、普天間飛行場の返還に辺野古が唯一の解決策とする国の対応を批判いたしております。国の対応は、明確になっております。反対や批判だけでなく、対案を示して解決するのが県知事や政治家の責任であると考えます。

なぜ対案を示さないのか、御説明をお願いいたします。

次に、承認取り消しについてでございます。

意見書案の下記の項目の1番に「「承認取り消し」表明を重く受けとめ、」という、そういうふうなことがございます。

私は、本来翁長知事は、選挙公約、辺野古に基地はつくらせない、その公約に基づいて就任してすぐにこのような承認取り消し、これはもう政治的な判断ですね、そういうふうなことをやるべきであったと考えております。しかしながら、みずからの判断をせずに検証委員会に埋立承認の検証を委ねたわけであります。国は埋立承認の書類を提出し、その責任を果たしたわけであります。県は、約9カ月かけて書類審査を行い、事務手続上問題なく前知事が承認をし、責任を果たしたわけであります。つまり、埋立承認については、提出した国の責任と承認をした県の責任、両方の責任があるはずであります。せんだっての検証委員会の検証結果は、もしそのことに瑕疵があるとすると、それは県のチェックミスや、あるいは県の責任を果たしていない、そのことを表明したにすぎないと考えているわけであります。ですから、このようなことでみずからの責任を放棄して、国は国の責任を果たしたその分を今それをもとにして埋立承認取り消しという、そういうことは非常に厳しいのではないかとすることを

考えているわけであります。

改めて提案者にその説明を求めたいと思っております。

9点目、8点目ですかね、県知事や県議会が国を批判することばかりで、信頼関係が崩れて果たしてこの問題が解決できるのか、本当に今私は不安を持っております。これまで沖縄県政は、革新県政であれ保守県政であれ、その立場の違いを超えて国との信頼関係を構築し、他府県にないさまざまな行政課題を解決してきたわけであります。今これほど国と県の信頼関係がおかしい、そういうふうなことが両方の言動からかいま見えるわけであります。

私も、一番基本となる国とあるいは沖縄県とその信頼関係をしっかり再構築していった問題解決に努めていくことを考えているわけありますけれども、提案者もこの件について伺いをいたします。

どうぞよろしくお願いします。

○議長（喜納昌春君） 8点……。整理していきましょう。続けましょう。

照屋議員、8項目ね。

仲宗根 悟君。

〔仲宗根 悟君登壇〕

○仲宗根 悟君 照屋議員の質疑が9点ですか、8点ですか。飛び飛びになりますけれども、ほかもまた別の議員さんのほうで答弁をしていただきますので、よろしくをお願いします。

まず1番目の、国もそして沖縄県も責任があるのではないかと、その知事に責任を求めるのも必要じゃないかということなんですけれども、こちらは私たちからしますとやはり必要はないというふうに思っています。

原点のほうですが、こちらは国の主張、そして県の主張が原点論ではすれ違っているというような内容で、提出者はどう考えているのかというようなことでありますが、まさに知事がおっしゃるように普天間問題の原点は、強制的に接收されたことから私たちは始まったものというふうに理解をしております。

あと、残りは皆さんのほうにお願いしましょうね。

○議長（喜納昌春君） 玉城義和君。

〔玉城義和君登壇〕

○玉城 義和君 質問が多岐にわたっておりますので、全部網羅できるかどうかはあれですが、できるだけ誠意を持ってお答えをしたいと思っています。

1番目、危険性の除去等々で再開の責任は翁長さんにもあるのではないかとこういう質問でございました。

私は、20年間たつてなお解決ができない問題を1カ月でできるとはとても考えておりません。したがって、むしろ政府が本気になってやるというのであれば、この1カ月を延ばしていただいて、やはり沖縄県の意見もそして政府の意見も聞く、そういうしかるべき期間をつくるべきであったということであります。1カ月でまた再開するというのは、いかにも巷間言われているように、そのパフォーマンスのあるいは内閣支持率を一時的にとめるための方便であったと、こう言われてもしょうがないのではないかとこういうふうに思っておりますし、当然にこの再開を中断して徹底的にもっと沖縄県の議論を聞くべきであるというふうに思っておりますので、再開の責任が翁長知事にあるなどということは、この際当たらないというふうに思います。

それから、平成8年の合意あるいはそもそもという話であります。そもそも普天間飛行場の具体的な返還の話が出てきたのは、95年の県民大会の後なんです。このままこの事態を放っておくと、これは嘉手納も含めて日米安保条約全体にその県民の抗議が及ぶとこういうふうに捉えた当時の橋本政権、モンデール会談でこれが出たわけで、沖縄県としては、普天間の撤去を要求したことはあるけれども、県内移設を要請したことは一度もないということをはっきり申し上げておきたいと思います。

それから3番目の沖縄の選挙と全体の選挙の関係ですが、御承知のように沖縄の選挙は、衆議院も含めて一連の選挙で圧倒的に辺野古反対というのが民意であります。

それから5番目の、沖縄県は日米の約束をずっと認めてきたのではないかとこういう議論がありますが、承知のように稲嶺さんも最後のほうは、最後はV字型に反対をして海兵隊の県外を言うになりました。そしてまた、仲井眞知事も、2期目は特にはっきりと公約の中に辺野古はだめだとかいう公約を掲げたというふうに理解しております。

6番目の、国に対して対案を示すべきではないかとこういう考え方ですが、御承知のように沖縄県は一県であって、外交権がないわけですね、外交権がない。したがって、沖縄県が例えばグアムに持っていかアメリカに持っていかあるいは硫黄に持っていかということが出来るかどうかですね。仮に、論者の議論を引き取ってできるとすれば、仮に沖縄県の知事がそれではグアムに持って行ってほしいということを言った場合に、日米はそれを取り上げて外交交渉にのっけてくれるかどうかということでありま

す。したがって、私は沖縄県としてとり得る最善の策は、どこかに持っていけという提案ではなくて、沖縄県の中でもはや移設場所はないということ言うことが、私はどの知事にしても、沖縄県知事としてはとり得る最大の政策的な提案ではないかとかいうふうに思います。もし仮に、沖縄県知事が提案することを日本政府・外務省が外交交渉に取り上げるというのであれば、これはまた別問題であります。そうはならないということがこれまでの流れからあるわけで、どう考えてもこの沖縄が国に対して対案を示すべきだというのは、私は極めて政治的な言い方だというふうに考えておまして、現実的には、これは実際は難しいというふうに思います。

それから、取り消しについて、就任直後にすべきであったということ、そして国・県両方に責任があるのではないかとこういうことですが、御承知のように県の環境部は、このままでは環境の保護については、非常に難しいという見解を出しているわけですね。ところが、その見解から、前知事の承認に至るまでの1カ月近くのこの間がよく見えない、ブラックボックスになっていて、これがよくわからないわけで、その間のことについても、説明がなかなか難しいということもあって、この間も含めて法的に瑕疵があると、4点についてですね、こういうふうな見解が出ているのは、私はごく当たり前のことだというふうに思っております。

それから8点目の、国の批判ばかりで立場の違いを超えて提案すべきではないかとこういう趣旨の質問ですが、私は、翁長氏は今度の就任以来、十分に沖縄の立場を主張したと思います。そういう意味で、これを政府がどういうふうに取り上げるか。外交権は政府にあるわけですから、ここのところはやはりきっちりと沖縄の主張を政府が取り上げていく、これが本筋ではないかと。沖縄県としては、沖縄の立場をやはり政府に申し上げるということが筋だろうというふうに思っておりますので、そういう御理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 比嘉瑞己君。

〔比嘉瑞己君登壇〕

○比嘉 瑞己君 照屋議員の質疑にお答えいたします。

4点目に、この意見書を政策に反映させるために調整が必要ではないかという質疑でありました。

今回のこの意見書で求められている点は2点であります。「翁長知事の公有水面埋め立ての「承認取り消

し」表明を重く受けとめ、辺野古新基地建設工事の再開を直ちに中止し、建設を断念すること。」、そして2点目に、「米軍普天間基地の閉鎖・撤去についてアメリカ政府と速やかに交渉すること。」、この2点は、2013年に私たち沖縄県民がみんなで頑張ってつくったあの建白書に基づく内容だと思います。当時、自民党県連の皆さんを初め全ての会派の皆さん、そして41市町村の首長、そして議長も賛同したあの建白書に基づく中身になっているために、私はこれは県民の思いだと思っている次第であります。

終わります。

○議長（喜納昌春君） 照屋守之君。

〔照屋守之君登壇〕

○照屋 守之君 御答弁ありがとうございます。

まず1点目の協議が終結をして工事再開、その責任の所在であります。

必要はないということと、政府が期間を延ばしてもっと県民の声を聞いて議論をしてということでした。

私は、今回翁長知事が知事に就任するに当たって、辺野古に基地はつくらせないというその公約のもと、県政の最大の課題という位置づけで今取り組んでいる。そういうことを考えたときに、県民大会とか辺野古の現場で反対集会も何回もやっていますね。多くの県民は反対する方々も含めて、そのことを思いを込めて意思決定者である政府、総理、防衛大臣、官房長官そういうふうなところでしっかりと協議をして、何とかつくらせない方法をやってほしいというのが反対する方々や県民の願いだと思っているわけですね。ですから、そこを政府が期間を延ばすとかってこんな悠長なことではなくて、一月間でそういうふうなものができなければさらに期間を延ばして本当にしっかり協議をしていく。だって県知事としてそれしかできないわけですから、幾ら国連で演説をしたって、結局最終的には沖縄県と日本政府の責任者がしっかりと話をする、あるいはまた米国政府と協議をするという、今進められている問題も含めて協議をした上で決着をつけていくというのが県知事の大きな責任であるはずであります。ですから、この協議は中途半端な形で終わって、結局それぞれの立場を主張して、つくる、一方はつくらせないという形で再開をしているわけですから、私はやはりこの責任の大きさからすると、翁長知事の県民に対するそういう期待、辺野古をつくらせないその執念、その行動、気迫、そこがやっぱり政府を突き動かすことができなかったというそういう一月間だったんだろうと思っているんですね。ですから、そ

ういうことも含めて、私はむしろ我々よりは、知事を支える与党側が提案者側が知事に対してそういう叱咤激励をすべきじゃないかなというそういう立場だと思っているんですよ。この1カ月で決着つけろよと、執念を持ってやれよという形で、そこが県知事の仕事です。ですからそういった意味での知事の責任はどうなるんですかということの問いかけであります。

再度提案者に答弁を求めます。

2点目の普天間返還・辺野古移設の原点、国は平成8年の日米合意、先ほどは提案者も県知事が今提案しているように土地の強制接收、平成8年にそういう議論がありましたかね。翁長県知事は、そのころは辺野古を推進する立場でしたよ。あの時から強制接收、県内土地の強制接收があるということは一言もありませんよ。県知事になってから、それは土地の強制接收が原点だという、そういうことってあり得ないんじゃないですか。（「成長するんだよ」と呼ぶ者あり） 自分の都合のいいように言うことが成長か。それは違うでしょう、事実に基づいてやらないと。これは実はセルラースタジアムの県民大会からそういうニュアンスが出てきているんですよ。その後の官房長官との面談でそういう土地の強制接收が原点だということが出てきているわけですね。ほんの1年もたたない半年ぐらい前からこういうふうな表現になっているわけでありまして。翁長知事が平成8年の県議会議員、大田昌秀知事との議論の中、あの当時まさに普天間飛行場の返還問題は平成8年の日米合意あれが原点ですよ。もし、土地の強制接收が原点というのであれば、沖縄県中全体で土地返還運動がもし起こっていればこういう表現は成り立ちますよ。

ですから何を言いたいかというと、この辺野古をつくらせないという協議をするときに、このような基本的な原点の話し合いを、共通認識を国と持たないで意図的にこの土地の接收が原点だということになれば、これは国からするともう完全にすれ違いですよ。お互いで話し合いをしてこの問題を解決しようという入り口から根本的に違うわけですから、この協議そのもの自体が成り立たないわけですね。ですから知事はこの問題を解決するために1カ月間協議していったのか、その違いをどんどんどんどん明らかにするために協議をしたのかという、このことが問われていると思っているんですね。ですから改めて提案者も県議会議員もわかりますよ、その当時議員やっていれば、あの平成8年の日米合意が普天間返還の危険性の除去、あるいは返還の原点だというのはみんなわかりますから、そ

のことを再度確認させていただきます。

3点目に民意の問いかけをさせていただきました。

沖縄の選挙は反対が民意だというその答弁です。私が聞いているのは、民意というけれども衆議院総選挙、日本全国、その選挙で確かに自民党の所属の4区の候補者は選挙区で県民の支持を得ることはできませんでした。しかしながら、その方々が比例で復活をした、自由民主党の票で復活をした。その中に、先ほども言いましたように、自民党は政権公約に辺野古移設というのが明記されているわけであります。その政権公約が多くの国民、県民もそうです、自民党に入れたという県民は非常に複雑ですけれども、反対もあり賛成もありという県民は非常に複雑ですよ。ですから、そういうふうな民意がある中で、反対の民意、日本全国民の沖縄県民も含めて認めるという民意がある。どちらも尊重すべきそれをどう捉えるかということを行っているわけですから、沖縄県の民意だけはそれは反対だということこういう答弁にはならぬわけであります。

再度お願いをしたいと思っております。（発言する者あり）

○議長（喜納昌春君） 静粛に、静粛に。

○照屋 守之君 民意はいろいろあるということをお願いしたいわけですよ。（発言する者あり）

○議長（喜納昌春君） 静粛に、静粛に。

質疑を続けてください。

○照屋 守之君 わかっているでしょう。

民意はいろいろあるということをお願いわけですよ、その民意をどう捉えるかということをお願いわけですよ。（発言する者あり）

○議長（喜納昌春君） 静粛に。

質疑を続けてください。

静粛に願います。

○照屋 守之君 先ほどの5点目の日本政府と米国防府との約束です。

確かに、これだけ20年近くもたってくるとさまざまな選挙があり、さまざまな民意が示されます。しかしながら、普天間飛行場の返還をするということは、平成8年日米合意、約束で決まったわけですね、約束です。約束をすると当然日本政府もアメリカ政府もそれを実行するということになるわけであります。我々は残念ながら、その辺野古の問題について賛成・反対さまざまな議論してきましたよ、ああしたほうがいい、こうしたほうがいいという。ところがこの日米合意という約束事をずっと今日まで引っ張ってきました。これは外から見ると県民は認めてきたということ

になるわけであります。ですから、民意を尊重するということとこの日本政府とアメリカ政府との約束を履行するという、やっぱり日本政府はその立場がありアメリカ政府も全く一緒ですね。かなり19年にわたって膨大な仕事をしてきているわけであります。ですから、そのことを民意がこうだからと言ってこの約束をほごにすることはできない。でも我々沖縄県民は、今の知事もこの約束事を破棄するということを要求してこなかったわけですね、今もそうです。ただ我々の民意が変わったからそれは政府が変われというそういう言い方です。ですから、ここが非常に難しい厳しいところで、民意とこの今の日本政府とアメリカ政府の約束の履行ということを考えたときには、やっぱり知事はこういう協議の場を含めて、確かにそういう形で日本政府とアメリカ政府は約束して皆さん方はやらないといけない立場、でも我々沖縄県民はこういう立場という形でしっかりやっぱりお互いの状況も踏まえて対応していかないとこの問題解決は難しいんじゃないかなという思いがするわけですね。

再度、この民意と日本政府とアメリカ政府の約束、そのことについて見解をお願いします。

6点目の対案の問題であります。

確かに、提案者が言うようにそれぞれこの場所とか具体的なものが決まっていなければ、それは今のスタンスでいいかもしれません。この問題が平成8年から提起をされて、紆余曲折あって今のような状況になりました。具体的に進められているわけであります。知事は反対を唱えるわけであります。政府は具体的に進めております。そのときに相手に対してとめろというときに、どうしますかと言われたら、いや、それもあなたが考えること、政府が考えること、一般県民だったら言えると思いますよ。県知事がそういうことを言えますかということなんですね。これ一般常識ですよ。今、既に具体的に進んでいる物事があって、それをやめろという人は、これではなくて、じゃ、こうしなさいという形で当然具体的な考え方を持って接することができなければ協議にならないわけであります。それは当然でしょう。ですから今政府と協議する中で、恐らく知事が具体的にこうしたほうがいいんじゃないか、ああしたほうがいいんじゃないかという提案があれば、この普天間飛行場の問題解決できる手だて、具体策があるわけですから、それは当然一緒にやりますよ。ですから、そういうふうなこともしない、閉鎖についてもちゃんと要求していませんよ、やっていませんよ協議では。本来はそういう閉鎖というものがあれば、それを徹底的にやっていけばいいじゃない

ですか。それすらやっていないんですよ、ただ、ただ反対だけ。ですから、今御指摘のようなこともやっていない。

○議長（喜納昌春君） 質疑を展開してください。

○照屋 守之君 ですから、それをしっかりやれという……

○議長（喜納昌春君） 冷静になってください。

○照屋 守之君 そういうことであります。（発言する者あり）

ですから、やっぱり我々は具体的にそういうものが動いているということになっていくと、やっぱりそれを変えていくには、きちっと対案を示してこうしたほうがいい、ああしたほうがいいということを粘り強く交渉をしてやるというのが、知事や我々政治家に与えられた大きな使命だと思うわけであります。

再度そのことについてお伺いをいたします。

埋立承認であります。

国は法的なそういう書類関係を整えて埋立承認の書類を提出しました。これは国の大きな責任です。これをチェックして承認をするかしないか、これは沖縄県知事の責任です。先ほど玉城議員から答弁がありましたように、もし環境とかそういうふうなものがあって、そういうのが整わなければ承認をしなければいいわけであります。ですからこれはあくまで国の問題ではなくて、我が沖縄県が承認をしてそれを今検証委員会のもとに知事が新たな判断をしようというそういう段階であります。

私はこの問題について非常に大きな問題を抱えていると思うのは、これは外部の検証委員会、県内の県庁ではなくてやっております。土建部を中心にこれを承認手続をやりました。それがまかりならぬという形で外部の検証委員会で検証するわけでありますけれども、それはじゃ知事が、この職員がやったことに対して信頼できないのかというそういう一つのあらわれですね。

もう一つは、国の申請に対して疑いを持つのかというそういうことです。本来は国、県このような行政機関はそれぞれの立場の信頼のもとに、あるいはまた県知事も職員も信頼のもとに仕事をしているわけでありまして。9カ月かけてしっかり手続をやった部分を再度みずから検証するというのではなくて外部に委ねてそれをチェックする、こういうふうな行政運営、そのことも非常に問題があるわけでありましてけれども、いずれにしても我が沖縄県のやるべきことをやらずに、それを理由にして国に対して承認取り消しを求めるとこういうやり方そのもの自体に非常に疑問を

感じて、この意見書案には疑問を持っているというのが実態であります。

そのことについて再度お伺いをいたします。

もう以上で終わりましょうね。

よろしくお願いします。

○議長（喜納昌春君） 玉城義和君。

〔玉城義和君登壇〕

○玉城 義和君 6点にわたって質疑をいただきました。

お答えしたいと思います。

まず最初に、自民党の県連の基本的な立場ということですが、私どもの承知しているところでは、辺野古も含めて選択したというふうに承っているわけですね。そういう意味でいえば、県外も含めて自民党県連は移設決定をしたというふうに理解をしておりますが、今の議論をお聞きしますと、どうも辺野古唯一論が前提にあるような気がいたしまして少し戸惑っているところでもあります。

まず1番目からもう一度お答えをいたしますけれども、この辺野古が唯一と言ってきた政府が1カ月の工事中断に応じて話し合いをするということは、私はこれは翁長知事の全国に向けたアピール、そういうものが政府を動かしたんだろうと思いますし、また地元の辺野古の闘いが1カ月の中止に政府を決断させたというふうに思っております。そういう意味ではこの1カ月の中断というのは、私は地元の闘いきっての成果だというふうに思っておりますし、願わくばこれを続けてもっと実のある議論になるまでやはりやるべきだったのではないかとこういうふうに思いますし、政府は1カ月にならない前から、官房長官はあらゆる機会を捉えて9日になったら再開しますとこういうふうに言っているわけでありまして、ここは明らかに再開ということにおいての責任は政府というふうに考えております。

それから普天間の危険性の除去ということでありますが、私は一つだけ少し申し上げたいんですが、宜野湾市長も盛んにこの普天間の危険性除去ということをやっておりますし、その地域の代表も県議会議員もそうですが、私は県議会議員というのは地域の代表であると同時に沖縄県全体の代表だと思うんですね。そういう意味で申し上げれば、例えば普天間が危険なものが名護ではいいのかということですよ、これはね。ここはやっぱりお互い胸に手を当てて考えるべきだと思うんですね。盛んにその宜野湾あたり通ると、宜野湾のその普天間の危険性除去といういかにもその名護に持っていけば危険性が除去されるとこういう風潮があ

りますが、私は名護の地元から考えてみて、果たしてその県議会議員がそういうことでもいいのかと、沖縄全体のことはどうするんですかということを私のほうからかえってお聞きをしたいと思いますね。だから、このへりもオスプレイも全県を飛ぶわけですよ、これはね。どこでも事故は起こるわけで、辺野古に持ってくれば危険性が減るなどということにはならないですよ。そこにも人は住んでいるわけですよ。宜野湾市民も辺野古のそこに住んでいる人も命の重さは同じであって、そのところはもっと沖縄的な立場に立ってやっぱり考えるということが私は県議会議員の責務ではないかというふうに思っているところであります。

それから、次の民意というのはどうかと、自民党が全国で勝ったとこういうことであります。恐らくそれは、選挙というのはまさに言われるとおりシングルイシューではありませんから、民主党のいろんな反動もあってそういうことになったかもしれませんが、沖縄からすればどういうことで民意を図るか、これはやはり選挙しかないですよ。だからその選挙が名護市長選挙も含めて、名護の市議選挙も含めて、知事選挙も含めて、そして衆議院選挙も含めてこれはほとんど8割、9割の方が辺野古はだめだとかいう民意を示しているわけで、私は沖縄の県議会議員であればそこに立脚するのが当たり前ではないかと思うんですね。そういうことを抜くと議論になりませんよ、これははっきり申し上げて。だから沖縄の県議会というのは誰の利益を守るのかですよ。誰の利益に立脚して物を言うかということが私は問われているというふうに思いますね。そういう意味でいえば、この一連の民意は動かしがたい、確固とした民意ですよこれは。これ以外にありますか、どこに民意がありますか。それが私は沖縄県議会の使命だと思っています。

それから、日米の約束があるではないかというようにことですね。

ところが、考えればわかるとおりこの日米の協議に沖縄県は参加していないんですよ。そもそもこの20年間考えてみても、これは大田県政にしても、稲嶺さんにしても、仲井眞さんにしてもみんな蚊帳の外でしょう。決定したものを押しつけてくるだけですよ。こういうことがやっぱりずっと行われてきているわけで、この日米の協議があるからそれに従えというのは、先ほど申し上げたような沖縄県の県益を担う県議会としては、私はいささかの外れではないかというふうに思っておりまして、これらをやっぱりあらわすには選挙しかないというふうに思っておりま

す。

対案の問題であります、これは御承知のように日本の日米地位協定あるいは安保条約というのは、日本の米軍基地の提供者は日本政府にあるんですよ。日本政府が米軍に基地を提供するわけですね。そういう意味でまさに一義的には政府の責任ここにありですよ。だから、沖縄県としてそのどこに持っていか、嘉手納をどこに持っていか、普天間をどうせい、こうせいというのは、これは本来は日米安保条約とか地位協定からすれば全く筋の通らない話ですよ。ただ、一般県民ではないから知事に責任があるのではないかとこういう申し入れであります、先ほど申し上げたように、それでは知事がグアムと言えこれが外交ルートにのるかということですよ。保証できますか、そのことを。それができれば私は今の議論は聞いてもいいと思いますよ。そんなことできないでしょう。だから、結局は対案を出せ出せというのは政治的発言であって、本当に沖縄県知事が対案を出したらそれでいいんですかと聞く耳持ちますかと、これが逆に問われるんですよ日本政府に。ということをお私は考えるべきであろうと。だから、仮に沖縄県知事がグアムと言って、いやグアムがだめだとブーメランのように返ってきますよまた。それでこれも終わりになっちゃうんですよ。いや、沖縄県知事が提案したけどだめでしたと、だから辺野古しかありませんと。こういう筋道なんですよ、話は。そのための議論だと私は思っているわけですね。そういう意味でいえば、安保条約や地位協定からしても、そして現実的な政治論からしても、沖縄県知事がその普天間の別のあり方を決めるというのは、私はいささか不合理で実態論に合わないというふうに考えているところであります。

それから最後のところでしたが、外部の埋立承認の問題であります。

これは、仲井眞県政のときも役所の職員は一生懸命やっていたと思いますよ。これは照屋さんおっしゃるとおりで一生懸命やったと思います。ただし、知事がかわって政策的な変更があるわけですから、この一度やった手続がどうであったかということも含めてもう一回検証することは別に職員に対する不信でも何でもありませんし、新しい公約をした知事として、私は当然の県民に対する責務だと思いますし、6名の委員の出した結論も非常に妥当な線だというふうに私どもは評価をしているところであります。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 以上で通告による……（発言する者あり）

6項目答えているよ、6項目答えているよ。
6項目答えていますから。
以上で通告による質疑は終わりました。
これをもって質疑を終結いたします。
休憩いたします。

午前11時11分休憩

午前11時12分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第1号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、本案については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

○議長（喜納昌春君） これより討論に入ります。

本案に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

又吉清義君。

〔又吉清義君登壇〕

○又吉 清義君 こんにちは。

「辺野古新基地建設工事再開に抗議し、新基地建設断念を求める意見書」に反対の立場から討論を行います。

意見書には「集中協議において政府は、名護市長選挙、沖縄県知事選挙、衆議院選挙で示された「辺野古新基地建設反対」という圧倒的な民意を無視して、」とありますが、このことは事実とは全く異なっております。集中協議は、政府と県が事前協議を行ってそれぞれの主張、立場を再確認しながら問題解決の道筋をつくろうと行われたものであります。

また、選挙の圧倒的な民意といいますが、自民・公明党政府は自民党の選挙公約の中で、辺野古移設を明記して圧倒的な御支持をいただいて国民の民意のもとに現在の移設問題が進められていることも事実であり、決して強権的に行われているものではありません。

意見書の中に、沖縄側の主張を切り捨てた、また沖縄県が歩んできた苦悩の歴史に寄り添う気持ちや理解しようとする姿勢が感じられないと、菅官房長官や安倍総理に対しても非常に厳しい批判と表現は大変失礼な表現ではないでしょうか。翁長知事や安慶田副知事にその交渉内容をしっかり聞いてみてください。冷静

な話し合いのもとに協議がなされたと理解しております。これまで沖縄県と政府は基地問題や経済振興に積極的に取り組み、成果をつくってきたものであります。

意見書はそれを受け取った政府がその趣旨を酌み取って政策に反映させるものでなければ意味はありません。国を批判するばかりでは問題解決はあり得ないと思うものであります。集中協議の中で、普天間移設の原点について、平成8年の日米合意が原点で一刻も早い普天間飛行場の危険性除去であるとの政府見解に対し、翁長知事は戦後の強制接收と主張し原点が全くかみ合わないことに対して県民からも大きな疑問が寄せられております。

辺野古問題は平成8年、宜野湾市民9万余の命と安全を守るために一日も早い危険性の除去に向けて日米合意がなされたことが普天間移設の原点であることは間違いありません。そのことは翁長知事が県議会議員として活躍をしていたころから明白であり、現県政与党もよく理解しているところであります。大田県政のとき県議会議員でもあった翁長知事は、辺野古移設の立場の第一人者であり、また平成11年9月定例会には、議員提出議案第2号「普天間飛行場の早期県内移設に関する要請決議」を行うなど、辺野古移設を積極的に行った立派な方でした。当時の翁長雄志県議から、この問題の原点は銃剣とブルドーザー、強制接收との発言は一度も聞いたことはありませんし、議事録にも一切ありません。この強制接收が原点との表現は、ことしの夏、辺野古移設反対の大会がセルラースタジアムで行われたときに、翁長知事は初めて、日米合意が原点であると発言する中で、さらに強制接收に触れた発言があり、いつの間にか普天間問題の原点が強制的な土地接收にすりかわり現在に至っております。

翁長知事は普天間飛行場の原点は平成8年の日米合意であることを一番理解している人であります。そのことを一番理解している翁長知事が、政府に対して土地の強制接收が原点であると言い切ることは、この問題解決を図るというよりは、むしろ問題をさらに複雑化、また悪化させているとしか言いようがありません。

集中協議の中では、普天間問題の原点を共通認識として県の立場、国の立場でお互いに協議する必要がありましたが、原点である共通認識がこれだけ異なると信頼をもとにした協議ができるはずがありません。なぜ、翁長知事は御自身が県議会議員時代の平成8年には既に普天間問題は基地が町のど真ん中にあり、危険

な状態であり、一日も早い危険性の除去が日米合意の原点である事実を十分に知りながら、土地の強制接收が原点であるとあえて変えて言うのか理解できません。今回の集中協議は、翁長知事が辺野古に基地をつくらせない、このことを実現するために大きなチャンスでした。安倍政権にそのようなチャンスを与えられたにもかかわらず、それを実現できなかった翁長知事の戦略、交渉力のなさ、大変残念であります。県政の大きな柱として取り組んできた割には県知事としての交渉力、粘りのなさ、このことが露呈されたのではないのでしょうか。

また、時間が足りなければさらに時間を延ばすなど、政府がその気になっているときにチャンスを生かせないことに全く理解できません。あげくの果ては、物別れ、工事再開など政府を批判するばかりで県知事自身の責任は認めない。このようなことではこの厳しい問題を解決することは不可能であります。全て政府が悪い、安倍政権が悪い。何とも情けないことであります。いずれにしても、工事再開を政府のみの責任にすることは理解できません。辺野古に基地をつくらせない公約を掲げた翁長知事は、なぜ工事再開をせざるを得ない協議を行ったのでしょうか。大きなチャンスを失った翁長知事の責任を問うことが沖縄県議会のあるべき姿だと思います。

また、建設工事に反対・賛成ということが焦点ではなく、県議会は基地問題を一日も早く解決するために9万5000市民の命と安全を守るためにどうあるべきか私たちは大きな責務があると思います。

よって、「辺野古新基地建設工事再開に抗議し、新基地建設断念を求める意見書」に反対の討論といたします。

議員諸公の御理解をよろしくお願い申し上げます。

○議長（喜納昌春君） 比嘉京子さん。

〔比嘉京子さん登壇〕

○比嘉 京子さん 「辺野古新基地建設工事再開に抗議し、新基地建設断念を求める意見書」に賛成の立場から討論をいたします。

岡本喜八監督の映画『激動の昭和史 沖縄決戦』（1971年）に、こういうシーンがある。 沖縄守備隊第32軍は、米軍との決戦を前に（中略）危機感を強めていた。姫路第84師団の沖縄派遣の知らせに一旦は喜んだが、この決定は翌日すぐに大本営によって撤回され、ぬか喜びに終わる。憤懣やるかたない様子で詰め寄る参謀本部作戦課長・服部卓四郎大佐を、作戦部長の宮崎周一中将が一喝する。 沖縄は本土のためにある！それを忘れるな。 本土

防衛が遅れている今、沖縄のために本土の兵力を割くわけにはいかん。32軍の気持ちは十分に分かるが、私は大局的な立場から中止と判断した。 「沖縄は本土のためにある！」 近代日本を貫く沖縄に対する態度を、たった一言に凝縮したような言葉ではないか、（中略） このようにして日本は、一貫して沖縄を、ただ自己利益のために利用してきたのではなかったか。 「琉球処分」という名の琉球併合、日清間で琉球諸島を分割しようとした分島条約問題、同化・皇民化政策、「国体護持」のための「捨て石」とした沖縄戦、「本土」の主権回復と引き換えに米国統治権下（中略）に沖縄を投げ出したサンフランシスコ講和条約、県民を欺く密約を米国と結んでの沖縄返還、日米安保体制下での米軍基地の集中存置、基地負担に知らぬふりをしたままの観光利用・文化の消費（「癒しの島・沖縄」）、そして今、「オール沖縄」の民意を無視して強行される辺野古新基地建設。 ざっと顧みただけでも、これだけのことが思い浮かぶ。 沖縄差別、植民地主義の継続、などとも言われる。日米安保体制は、沖縄を犠牲としてのみ成り立つ「犠牲のシステム」だった、と付け加えることもできるだろう。「戦後70年」と「本土」では事もなげに言われるが、沖縄はいまだに「戦後ゼロ年」ではないかという声もある。沖縄のチムグクル（中略）はもう張り裂けた、と言われるのも当然ではないか、と思う。 私は本書で、このようにして沖縄を利用し、犠牲にしてきた「本土」の側の責任について、考えてみたい。

「本土」とは、日本政府であることはもとより、日本国の主権者「国民」の99%を占めて日本政府を支えている「日本人」のことである。

以上は、高橋哲哉氏の著書であります「沖縄の米軍基地「県外移設」を考える」の冒頭の引用であります。

残念ながら、安倍政権にこのような沖縄に対する歴史認識はありません。安倍首相は、翁長知事誕生後、たび重なる面談拒否に始まり、「辺野古が唯一の解決策だ」と繰り返し強調するのみである。しかしながら「なぜ辺野古なのか」という建設の根拠はいまだに説明していない。これは、埋立承認取り消しの理由の1つでもある。

一方、菅官房長官は、翁長知事が問題の原点は戦後の米軍による土地の強制接收だと主張したことに対し、「知事の発言は政府や沖縄の人々がしてきた普天間飛行場の危険性の除去の努力を無視するような発言で残念でならない」と批判し、その上で、「法治国家

であり、工事を進める」と強硬姿勢である。

そもそも国が公有水面の埋立申請を県に行うのはなぜか。そうです、県に承認の権限があるからにほかなりません。そのことは、すなわち不承認の権限も承認取り消しの権限もあるということです。それが法治国家のあるべき姿ではありませんか。国にとって都合のよいことは受け入れ、都合の悪いことは権力の限りを尽くして強行するという安倍政権の手法は、民主主義に逆行するものであり、きょうの新聞にあるように民主主義の死であるとも言われています。翁長知事の埋立承認取り消しを受け、政府は直ちに工事を断念すべきであります。

2003年11月のラムズフェルド国防長官が「こんなところで事故が起きない方が不思議だ。代替施設の計画自体、もう死んでいる」と指摘をし、96年12月のSACO最終報告の見直しを国防総省に指示したと言われている。それ以外、幾度となく米国は普天間移設を日本政府に打診してきた経緯がある。それを封じ込めてきたのが日本政府であります。これまで60年余りにわたり危険性を放置し続けながら、最近になって「世界一危険」と国が言うようになってきました。知事が言う、沖縄を領土としてしか見ていないのではないかと言わしめるのはもっともなことでございます。

沖縄は本土のためにあるものではありません。みずからの意思で未来を切り開く自決権が付与されるべきであります。1カ月の政府との集中協議の中の第2回会議において、普天間飛行場の5年以内運用停止問題に知事が触れ、政府にその意思が見られず、協議の経緯がないことも明らかになりました。辺野古移設が前提であったかが想定できます。これはもう完全に破綻していると言わなければなりません。

さて、2013年12月17日の沖縄政策協議会において、安倍総理が何と発言をしたのか調べてみました。沖縄の負担軽減について総理は、「知事との約束は沖縄県民との約束だ」と5年以内の運用停止について触れています。その発言は一体どこに頓挫したのでありましょうか。

知事におかれては、国連でしっかりと沖縄の自己決定権を回復していただきたい。先ほどから議論がありますように、私たち沖縄県民は常に頭越しで基地問題を語られてきました。そのことも含めて、知事には今回国連でしっかりと訴えてきてもらいたいと考えています。

私からは、以上申し上げて、賛成の立場からの討論といたします。

県議会議員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○議長（喜納昌春君） 以上で通告による討論は終わりました。

これをもって討論を終結いたします。

これより議員提出議案第1号「辺野古新基地建設工事再開に抗議し、新基地建設断念を求める意見書」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（喜納昌春君） 起立多数であります。

よって議員提出議案第1号は、原案のとおり可決されました。

◆・・・◆

○議長（喜納昌春君） 日程第5 陳情第77号、第78号、第79号の5、第82号、第86号及び第88号の付託の件を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいまの陳情6件のうち、陳情第77号、第82号、第86号及び第88号の4件については米軍基地関係特別委員会に、陳情第78号及び第79号の5の2件については公共交通ネットワーク特別委員会にそれぞれ付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

◆・・・◆

○議長（喜納昌春君） この際、日程第6 議員派遣の件及び日程第7 議員派遣の件を一括議題といたします。

〔議員派遣の件 巻末に掲載〕

○議長（喜納昌春君） お諮りいたします。

ただいまの議員派遣の件2件は、それぞれお手元に配付の「議員派遣の件」のとおり議員を地方議会活性化シンポジウム2015及び第15回都道府県議会議員研究交流大会へ派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

○議長（喜納昌春君） 次に、お諮りいたします。

ただいま可決されました議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取り扱いを議長に一任すること

に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。



○議長（喜納昌春君） この際、お諮りいたします。

議案研究のため、明９月19日から28日までの10日間休会といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、明９月19日から28日までの10日間休会とすることに決定いたしました。

○議長（喜納昌春君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

次会は、９月29日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午前11時32分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 喜 納 昌 春

会議録署名議員 西 銘 純 恵

会議録署名議員 儀 間 光 秀

平成27年9月29日

平成27年
第 7 回

沖縄県議会（定例会）会議録

（第 2 号）

平成 27 年
第 7 回

沖縄県議会（定例会）会議録（第 2 号）

平成27年 9 月29日（火曜日）午前10時 2 分開議

議 事 日 程 第 2 号

平成27年 9 月29日（火曜日）

午前10時開議

第 1 乙第 2 号議案（総務企画委員長報告）

本日の会議に付した事件

日程第 1 乙第 2 号議案

乙第 2 号議案 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律
の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

出 席 議 員（44名）

議 長	喜 納 昌 春 君	21 番	島 袋 大 君
副議長	翁 長 政 俊 君	22 番	中 川 京 貴 君
1 番	比 嘉 京 子 さん	23 番	座喜味 一 幸 君
2 番	比 嘉 瑞 己 君	25 番	玉 城 ノブ子 さん
3 番	西 銘 純 恵 さん	26 番	赤 嶺 昇 君
4 番	玉 城 満 君	27 番	新 垣 清 涼 君
5 番	仲 村 未 央 さん	28 番	瑞慶覧 功 君
6 番	新 田 宜 明 君	29 番	崎 山 嗣 幸 君
7 番	儀 間 光 秀 君	30 番	新 垣 安 弘 君
8 番	上 原 章 君	31 番	呉 屋 宏 君
9 番	花 城 大 輔 君	32 番	前 島 明 男 君
10 番	砂 川 利 勝 君	33 番	照 屋 守 之 君
11 番	具志堅 透 君	34 番	新 垣 良 俊 君
12 番	大 城 一 馬 君	35 番	仲 田 弘 毅 君
13 番	具志堅 徹 君	36 番	嶺 井 光 君
14 番	渡久地 修 君	38 番	嘉 陽 宗 儀 君
15 番	山 内 末 子 さん	39 番	玉 城 義 和 君
16 番	仲宗根 悟 君	40 番	奥 平 一 夫 君
17 番	照 屋 大 河 君	41 番	新 里 米 吉 君
18 番	當 間 盛 夫 君	43 番	狩 俣 信 子 さん
19 番	吉 田 勝 廣 君	45 番	糸 洲 朝 則 君
20 番	又 吉 清 義 君	47 番	新 垣 哲 司 君

欠 席 議 員（3名）

42 番	高 嶺 善 伸 君	48 番	具 志 孝 助 君
44 番	金 城 勉 君		

欠 員（1名）

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局 長	比嘉 徳和 君	主 査	川 端 七 生 君
次 長	知 念 正 治 君	主 事	村 吉 政 則 君
議事課 長	平 田 善 則 君	政務調査課長	宮 城 弘 君
副参事 兼 補佐	勝 連 盛 博 君	副 参 事	前 田 敦 君
主 幹	中 村 守 君		

○議長（喜納昌春君） これより本日の会議を開きます。

日程第1 乙第2号議案を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

総務企画委員長山内末子さん。

〔委員会審査報告書（条例） 巻末に掲載〕

〔総務企画委員長 山内末子さん登壇〕

○総務企画委員長（山内末子さん） おはようございます。

ただいま議題となりました乙第2号議案「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」の条例議案1件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、総務部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、同議案は、被用者年金制度の一元化を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、厚生年金保険法、国家公務員共済組合法及び地方公務員等共済組合法の一部が改正されたことから、関係条例の規定を整理する必要があるため条例を改正するものである。

主な改正の内容は、1、沖縄県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例については、障害共済年金及び遺族共済年金についての規定を削除する。また、引き続き障害共済年金または遺族共済年金を受給している者についての経過措置を規定する。

2、沖縄県職員の退職手当に関する条例及び沖縄県

職員の再任用に関する条例については、根拠法が地方公務員等共済組合法から厚生年金保険法に変更されることに伴う引用条項等の整理を行う。

3、改正後の条例は、平成27年10月1日から施行するとの説明がありました。

以上が委員会における説明等の概要であります。採決の結果、乙第2号議案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（喜納昌春君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第2号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第2号議案は、原案のとおり可決されました。

○議長（喜納昌春君） 以上をもって本日の日程は終了いたしました。

次会は、明30日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午前10時5分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 喜 納 昌 春

会議録署名議員 西 銘 純 恵

会議録署名議員 儀 間 光 秀

平成27年9月30日

平成27年
第 7 回

沖縄県議会（定例会）会議録

（第 3 号）

平成 27 年
第 7 回

沖縄県議会（定例会）会議録（第 3 号）

平成27年 9 月30日（水曜日）午前10時55分開議

議 事 日 程 第 3 号

平成27年 9 月30日（水曜日）

午前10時開議

第 1 代表質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 代表質問

出 席 議 員 (46名)

議 長	喜 納 昌 春 君	22 番	中 川 京 貴 君
副議長	翁 長 政 俊 君	23 番	座喜味 一 幸 君
1 番	比 嘉 京 子 さん	25 番	玉 城 ノブ子 さん
2 番	比 嘉 瑞 己 君	26 番	赤 嶺 昇 君
3 番	西 銘 純 恵 さん	27 番	新 垣 清 涼 君
4 番	玉 城 満 君	28 番	瑞慶覧 功 君
5 番	仲 村 未 央 さん	29 番	崎 山 嗣 幸 君
6 番	新 田 宜 明 君	30 番	新 垣 安 弘 君
7 番	儀 間 光 秀 君	31 番	呉 屋 宏 君
8 番	上 原 章 君	32 番	前 島 明 男 君
9 番	花 城 大 輔 君	33 番	照 屋 守 之 君
10 番	砂 川 利 勝 君	34 番	新 垣 良 俊 君
11 番	具志堅 透 君	35 番	仲 田 弘 毅 君
12 番	大 城 一 馬 君	36 番	嶺 井 光 君
13 番	具志堅 徹 君	38 番	嘉 陽 宗 儀 君
14 番	渡久地 修 君	39 番	玉 城 義 和 君
15 番	山 内 末 子 さん	40 番	奥 平 一 夫 君
16 番	仲宗根 悟 君	41 番	新 里 米 吉 君
17 番	照 屋 大 河 君	42 番	高 嶺 善 伸 君
18 番	當 間 盛 夫 君	43 番	狩 俣 信 子 さん
19 番	吉 田 勝 廣 君	44 番	金 城 勉 君
20 番	又 吉 清 義 君	47 番	新 垣 哲 司 君
21 番	島 袋 大 君	48 番	具 志 孝 助 君

欠 席 議 員 (1名)

45 番 糸 洲 朝 則 君

欠 員 (1名)

説明のため出席した者の職、氏名

知 事	翁 長 雄 志 君	会 計 管 理 者	金 良 多恵子 さん
副 知 事	安慶田 光 男 君	知事公室秘書	新 垣 秀 彦 君
知事公室長	町 田 優 君	広報交流統括監	
総 務 部 長	平 敷 昭 人 君	総 務 部	池 田 克 紀 君
企 画 部 長	謝 花 喜一郎 君	財 政 統 括 監	
環 境 部 長	當 間 秀 史 君	教 育 委 員 会 長	泉 川 良 範 君
子 ども 生 活	金 城 武 君	教 育 長	諸見里 明 君
福 祉 部 長		公 安 委 員 会 長	與 儀 弘 子 さん
保健医療部長	仲 本 朝 久 君	委 員 長	
農林水産部長	島 田 勉 君	警 察 本 部 長	加 藤 達 也 君
商工労働部長	下 地 明 和 君	労 働 委 員 会 長	大 城 玲 子 さん
文 化 観 光	前 田 光 幸 君	事 務 局 長	
ス ポー ツ 部 長		人 事 委 員 会 長	親 川 達 男 君
土木建築部長	末 吉 幸 満 君	事 務 局 長	
企 業 局 長	平 良 敏 昭 君	代 表 監 査 委 員	知 念 建 次 君
病院事業局長	伊 江 朝 次 君		

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事 務 局 長	比 嘉 徳 和 君	主 幹	中 村 守 君
次 長	知 念 正 治 君	主 査	川 端 七 生 君
議 事 課 長	平 田 善 則 君		
副 参 事 兼 課 長 補 佐	勝 連 盛 博 君		

○議長（喜納昌春君） これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

説明員として出席を求めた副知事浦崎唯昭君は、別用務のため本日の会議に出席できない旨の届け出がありました。

また、人事委員会委員長玉城健君及び労働委員会会長藤田広美君は、所用のため本日から10月2日まで及び10月5日から7日までの会議に出席できない旨の届け出がありましたので、その代理として、人事委員会事務局長親川達男君及び労働委員会事務局長大城玲子さんの出席を求めました。

○議長（喜納昌春君） この際、申し上げます。

知事公室長からの発言の申し出がありますので、これを許可します。

知事公室長。

〔知事公室長 町田 優君登壇〕

○知事公室長（町田 優君） 今回の台風21号に対する対応等について御説明いたします。

県では、今回の台風の襲来に備え、9月26日の16

時に災害警戒本部を設置し対応に当たっていたところ、台風が急速に発達したため、9月28日9時、沖縄県災害対策本部を設置いたしました。そして、翌9月29日16時30分に沖縄県災害対策本部会議を開催いたしまして、当会議におきまして、部局長等を現地に派遣する指示を知事からいたしました。その検討をしていましたところ、その後の情報収集の結果、本日副知事を派遣することを決定いたしました。

県議会に対する御報告がおくれたことについては、心から陳謝したいと思います。

以上でございます。

○仲宗根 悟君 議長。

○議長（喜納昌春君） 仲宗根 悟君。

○仲宗根 悟君 ぜひ議長のほうにおかれましては、要望をしたい事項があります。

きょうもそうなんですけれども、議会の運営のあり方なんですけど、きょうみたいに冒頭でこの時間までストップをするという事態、まさにルールづくりをしていただいて、まず定刻の10時には始めていただいて、しかるべき調整事項があるんだというようなことがあればそれから休憩に臨むのが私は議会運営上、筋

ではないのかなというふうに思います。何が何だかよくわからない状態で休憩をされて、こちらも情報が入らない。県民の皆さんも10時には開会だということ傍聴にも来ておりますし、このルールづくりにぜひとも要望をしたいというふうに思いますが、議長におかれましては、ぜひ御考慮をいただきたいというふうに思います。

以上です。（発言する者あり）

○議長（喜納昌春君） 今後の議会運営にしっかり、与野党でまた……（発言する者あり）

○議長（喜納昌春君） 静粛に願います。

生かしていきます。（発言する者あり）

静粛に願います。

この際、念のため申し上げます。（発言する者あり） 静粛に。

本日から10月2日まで及び10月5日から7日までの6日間にわたって行われます代表質問並びに一般質問及び議案に対する質疑につきましては、議会運営委員会において決定されました質問要綱に従って行うことにいたします。

○議長（喜納昌春君） 日程第1 代表質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

仲田弘毅君。

〔仲田弘毅君登壇〕

○仲田 弘毅君 おはようございます。

まずもって、去る28日の台風21号による大きな災害をこうむった先島地域の皆さんに心からお見舞いを申し上げます。まだ生活の混乱が続いているようですが、一日も早い復旧を願っております。

これまで、本県における幾多の災害に関し、現地の調査、視察、見舞い、そのことに関して、県三役の皆さんが迅速に対応していく、これが求められております。また、県においては翁長知事を初め、担当部局の皆さんには早急に対応、対策に取り組んでいただくよう、よろしくお願いをいたします。

それでは、通告に従い代表質問を行います。

1、知事の政治姿勢と普天間飛行場移設、基地返還問題について。

去る9月14日、知事は普天間飛行場の辺野古移設に係る公有水面の埋立承認の取り消しを表明し、沖縄防衛局に対する意見聴取を開始いたしました。知事は辺野古への基地は絶対につくらせない、埋立承認は法的に瑕疵があるなど、選挙戦での公約どおり承認取り消しを視野に入れた発言をこれまで繰り返し行って

きました。にもかかわらず、11カ月もの長きにわたり、国にここまで辺野古移設作業をさせ、決断しなかった知事の姿勢が問われております。

知事は、取り消し表明に向けての記者会見で、取り消しに踏み切った決め手とタイミングを問われ、「5月の集中協議で私の考えを政府に申し上げたが、残念ながら取り入れてもらえなかった」、また「工事再開の話があった時点で、取り消しの決意を固めた」と述べております。取り消しの重要な理由としては、まさに後づけではないかとの意見もあります。

そもそも辺野古移設の原点は、普天間飛行場の危険性の除去であり、返還を話し合うとの政府の姿勢に対して、知事は原点を銃剣とブルドーザーでの土地強制接収を強調し、政府の原点の捉え方を批判しております。米軍統治下にあった当時の沖縄を論議する中で、日米両政府の批判を繰り返しても話がかみ合うはずはありません。

また、知事は国連人権理事会で日本政府の沖縄に対する差別や理不尽を批判し、糾弾しております。その姿勢は、基地問題は日本国内政治の問題であり、あくまで政府との話し合いで解決するとの基本的問題意識が感じられません。

そこで伺います。

(1)、知事の政治姿勢について。

ア、知事は、前知事が行った埋立承認の取り消しを表明しました。知事の就任から10カ月、第三者委員会報告から2カ月にしての決断であります。取り消しを公約に掲げながらなぜここまで時間を要したのか伺いたい。

イ、取り消しに向けた作業中も国は埋立本体工事に向けた作業を加速させると思われますが、知事は、阻止に向けどのような対抗措置を講じるか。また手段の何を行使するのか伺いたい。

ウ、知事の埋立承認取り消しにより、これまでの事務作業や今後政府との法廷闘争への発展、財政負担など、膨大な損害を与えたことに対する責任の所在が問題となります。前県政時に埋立承認にかかわった現在在職する県職員の処分問題が生じることも考えられますが、知事はどう対処するか伺いたい。

エ、翁長知事は、辺野古移設問題の原点の捉え方について、米軍の土地の強制接収が原点としておりますが、県議会議員当時には普天間飛行場の早期県内移設の推進でありました。米軍の土地強制接収が原点であれば、その当時にも原点は存在していたはずであります。当時は、その原点を無視して県内移設を主張していたのか、それとも当時は原点ということに思いが至

らなかったのか伺いたい。

オ、国連人権理事会は沖縄の人々を先住民族として認めているようですが、140万県民の知事としてどう認識しているか。また、沖縄の人々を先住民族として独立を訴える団体と行動をとともにし、シンポジウムに臨んだことは、世界に向けて知事は団体の代表と誤ったメッセージを送ったことにならないか危惧しております。見解をお聞かせください。

カ、知事は、国内問題であるはずの基地問題を国連の場に持ち込み、しかも日本政府の人権侵害と決めつけ批判をしております。知事は、基地問題は人権問題であるとの認識をいつから持っていたのか。また、基地問題が人権問題であれば、知事自身、基地問題の対応で人権侵害をし、加担したことはないか伺いたい。

キ、知事は、沖縄の人々は自己決定権もないがしろにされているとの主張をしております。知事の言う自己決定権とは何か。また、沖縄に認められていない自己決定権は、他県では認められているのか、見解を伺いたい。

(2)、普天間飛行場移設、基地返還問題について。

ア、知事は埋立承認の取り消しを表明しましたが、辺野古移設の原点である普天間飛行場の返還について、その方策を示しておりません。普天間飛行場の固定化を容認するのか、それとも県に代替案を示せというのは理不尽だとの主張を言い続けるのか伺いたい。

イ、知事は、普天間飛行場の移設に係る辺野古への代替施設建設に反対をしておりますが、嘉手納以南の6施設・区域の統合計画は県内移設が条件の返還となっているにもかかわらず、施設によっては反対の姿勢を明確にしております。その理由を伺いたいと思います。

ウ、那覇港港湾整備計画に係る那覇港湾施設、牧港補給地区の返還は、他の施設への機能移転が条件となっておりますが、知事は、当初計画どおり推進することを求めています。辺野古移設との違いを示してほしいと思います。

エ、知事は、東村高江のヘリパッド建設について、県議会における答弁でも、4回目の菅官房長官との協議後の記者会見でも明確な姿勢を示しておりません。本島北部を含む世界自然遺産登録との関連を含め知事の明確な答弁をいただきたい。

オ、知事は、嘉手納以南の大規模基地返還が実現しても73.8%から73.1%の0.7%しか減らないと述べておりますが、本県の米軍基地面積の大部分を占める北部訓練場約7600ヘクタールの過半となる約4000ヘクタールが返還されれば、大幅な負担軽減につながると

考えますが、知事の見解を伺いたい。

カ、県は、辺野古移設に係る臨時制限区域内での立入調査、いわゆる潜水調査を実施しました。調査の概要と今後どのような活用を目指すのか伺いたい。

キ、キャンプ瑞慶覧西普天間地区跡地利用に関し、西普天間住宅地区に隣接するインダストリアル・コリドー南側部分の返還は、西普天間住宅地区の開発促進や利活用に向けた利便性が大きく期待され貢献するとされております。県はどのように評価するのか、お聞かせください。

2、沖縄振興策の推進について。

次年度予算は、翁長知事にとって自身初の予算編成となるものであります。何としても今年度と同程度の沖縄振興予算の確保は、最低限の条件であり、県経済の自立とさらなる発展・振興を考えれば、内閣府要求額の全額獲得が必要不可欠であります。また、平成28年度は、沖縄21世紀ビジョン基本計画期間10年の中間年であり、残された課題や問題点等の解決に向け取り組む重要な予算編成となります。沖縄振興予算については、仲井眞県政時に3000億円台の確保が約束されており、国家戦略として位置づけられております。しかし、3000億円台の中身が重要であり、知事は沖縄振興策の必要性を政府に訴えながら、対決姿勢、現状打開のため継続した政府との話し合いができる環境づくりに努力することが必要であることは言うまでもありません。また、翁長知事の置かれた立場がどうあったとしても、政府と譲れないもの譲れるものの、腹を割って信頼関係を構築していくことが最も必要であります。沖縄県知事に課された、県政の課題は基地問題だけではありません。県知事に就任して10カ月、このことを最も重く受けとめているのは翁長知事自身ではないでしょうか。

そこで伺います。

(1)、政府の経済財政運営と改革の基本方針における沖縄振興策の位置づけと県の沖縄振興予算確保に向けた取り組みについて伺いたい。

(2)、平成28年度沖縄振興予算について、県は、予算額3000億円台を含む6項目を要望しましたが、内閣府は、本年度より89億円増の3429億円の概算要求額を決定しております。県の要望どおり満額回答となったか伺いたい。

(3)、21世紀ビジョン基本計画は平成28年度で中間年となりますが、これまでの取り組みの成果と今後に残された課題、問題点等にどのように取り組むか伺いたい。

(4)、U S J の沖縄進出について、同社役員は2016

年度着工、2020年開業を目指しているとの考えを示しておりますが、県は、政府と候補地の町や関係者などのような調整を行っているか伺いたい。

(5)、那覇空港第2滑走路増設に関し、早期建設を沖縄県の総意として国に認めさせた経緯があります。知事の政治姿勢が今後の建設作業の進捗に影響しないか懸念されます。現在の進捗状況と今後の進展について、お聞かせください。

3、子ども・子育て支援について。

認可保育所に入所できない待機児童については、全国的に大きな問題となっております。本県においてもその解消に向けた取り組みが進められておりますが、根本的な解決が難しい現状であります。

国や県は待機児童についての集計を発表しておりますが、それぞれの自治体における潜在的待機児童の数や隠れ待機児童の数が問題となっており、完璧な集計と言えるか疑問であります。特に本県は、保育政策の歴史的経緯もあり、認可外保育所が他県に比べ圧倒的に多く、認可外の保育所数や保育所に入所している児童数も認可保育所と同程度と言われるほどその存在は大きいものがあります。

無認可保育所の認可化の推進や待機児童の解消が喫緊の課題となっている本県において、その実態把握が必要であり、積極的な国有財産の活用を図るべきだと考えております。一方、学童保育における待機児童問題への対応も重要であります。去る4月から始まった子ども・子育て支援新制度による対象児童が、これまでの10歳未満から小学6年生まで拡大されたことで利用がふえていることが実際に明らかになっております。しかし反面、学童に入れない待機児童も増加しており、対策が急がれております。

そこでお伺いします。

(1)、学童保育の利用が全国で過去最多となったようではありますが、本県における状況はどうか。また、共働きやひとり親家庭が多い本県における学童保育の待機児童の現状と解消に向けた県の取り組みを伺いたい。

(2)、子供の貧困対策について、生活・就労支援や奨学支援の拡充など、貧困からの脱却に向けた取り組みの現状と子ども貧困対策推進法に基づく県の対策計画の策定について伺いたい。

(3)、幼稚園や保育所に通う園児の幼児無償化について、無償化の対象世帯と支援の内容、そして本県における対象世帯数等支援状況について伺いたい。

(4)、認可保育所に入所できなかった児童の集計について、国基準で保護者が育児休職中の場合に集計に

加えるか否かは自治体の判断に任されております。本県の場合はどうなっているか。その場合、隠れ待機児童と言われる児童数は把握されておりますか伺いたい。

4、地方創生について。

政府は地方創生を打ち出し、昨年11月、地方創生法を制定いたしました。地方においては、人口減少と地域経済の縮小という悪循環を断ち切り、リスクを克服するという観点から、東京一極集中を是正し、また、若い世代の結婚、出産、子育てについての希望をかなえ、地域特性に即したさまざまな課題を解決するという基本的な視点が求められております。

そして、まち・ひと・しごと創生と好循環を確立することにより、国民の希望を実現し、人口減少に歯どめをかけ、50年後の1億人の人口確保と活力ある日本社会の維持を目指しているとされております。地方に新しい価値を生み出し、「ひと」が「しごと」を呼び、「しごと」が「ひと」を呼ぶ新たなシステムを構築する政策は、県の戦略的、積極的な取り組みが必要とされます。

そこで伺います。

(1)、都道府県や市町村区に対し、地方創生に係る地方版戦略の策定について、本県の取り組みについて伺いたい。

(2)、地方創生が出てきた背景とこれまでの地域活性化とはどのように違うのか。また、新型交付金と一括交付金の関連について、県の考え方を伺いたい。

(3)、政府は、地方創生を目指す上で地方が主役となり、地域特性に応じた地方を創生するとしており、そのための情報支援や人材支援、財政支援を行うとしております。県として、地方創生に沿った切れ目のない施策を展開するための将来展望をどのように図っているか伺いたい。

(4)、政府は、地方創生に関し、まち・ひと・しごと創生事業を推進するとしておりますが、本県としてどのような活用を検討しているか事業についてお聞きしたいと思います。

5、教育・文化の振興について。

少子・高齢化や核家族化の進展、あるいは情報の国際化が急速に進み、子供たちを取り巻く社会環境も大きく変化しております。このような社会状況にあって、将来を担う子供たちが心豊かにたくましく生きることを目指す人材育成の中で、教育の果たす役割は最も大きいものがあります。この観点から、学校現場においては、幼児・児童生徒の基本的な生活習慣の定着や社会の一員としての自覚を持たせ、確かな学力を身

につけさせるため「わかる授業」に重点を置いて推進し、同時に教師の授業力の向上に傾注することが肝要であります。

2015年の小学6年生と中学3年生を対象とした、全国学力・学習調査（全国学力テスト）の結果によりますと、本県は、小学校が全5科目で前回の24位から20位へ、長年全国最下位を続けてきた本県としては大躍進であります。残念ながら、中学は4教科について全国との差は縮まってはおりますが、いまだ最下位で課題が残っております。県教育庁は、全国学力テストの結果に基づき、県内公立小中学校における学力向上に向けた取り組みを進めており、その重要な施策と実践は今後とも続けていかなければならない大きな課題であると考えております。

そこで伺います。

(1)、2015年度の全国学力テストで本県は、小学生が全国20位に上昇しました。職員の頑張りに敬意を表したいと思えます。残念ながら中学生は全国との差は縮んではいるものの、なお最下位となっております。どのように分析をし今後に生かしていくか、お聞かせください。

(2)、いじめ問題について、またしても全国においては、自殺にまで追い込まれる事態も起きております。いじめは、できるだけ早くその芽を断つことが最も重要であることは言うまでもありません。本県における状況といじめ防止対策推進法に基づく対策をどのように図っているか伺いたい。

(3)、県内小中学校の不登校率がふえる傾向であるようですが、全国との比較と本県特有の要因は何であるか伺いたい。

(4)、学校における部活動について、学業との関係が指摘されておりますが、県内学校における部活動の現状と部活動の必要性、学業との両立をいかに図っているか伺いたい。

(5)、県立芸術大学において、琉球舞踊や組踊などの後継者の育成を図り、本県の伝統文化の継承・発展に努めておりますが、これら卒業生の出口問題として就職状況はどうなっているのか、県立芸大と県との連携はどのようになされているか伺いたい。

以上であります。

○議長（喜納昌春君） 翁長知事。

〔知事 翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君） ハイサイ グスーヨー チューウガナビラ。

仲田弘毅議員の代表質問にお答えをいたします。

知事の政治姿勢と普天間飛行場移設問題についてに

関する御質問の中の、埋立承認取り消しの経緯についてお答えをいたします。

私は、辺野古に新基地はつくらせないと公約実現に向け、平成27年1月26日、普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立承認に関し、法律的な瑕疵の有無を検証するため、第三者委員会を設置しました。第三者委員会からは、同年7月16日、埋立承認手続には法律的な瑕疵が認められるとの報告がありました。その報告も踏まえ、埋立承認の取り消しについて検討してはありましたが、政府との集中協議を実施したことから、その期間は対応を中止しておりました。その後、集中協議期間が終了したことから、公有水面埋立承認の取り消しに向けて、沖縄防衛局への意見聴取手続を経て、9月28日に聴聞手続を開始したところであります。

次に、国連人権理事会の沖縄県民に対する認識及び総会での発言についてお答えをいたします。

沖縄県では、これまで沖縄県民が先住民であるかどうかの議論をしておらず、また、県全体においても大きな議論となっていないことから、このことについて意見を述べる立場にはないと考えております。今回、国連人権理事会では、国際的な人権保護や自治権拡大の視点も踏まえつつ、米軍基地から派生する人権や自己決定権の問題について、沖縄県の立場等を訴えてまいりました。

国連人権理事会では、国の代表及び全ての利害関係者の発言が認められているものの、発言の権利は各国の代表者及びNGOが持っていることから、NGO団体市民外交センターの枠を借りて、沖縄県知事として発言してまいりました。NGOが国連へ提供した発言者リストにも、沖縄県知事翁長雄志として登録されており、特定の団体とのつながりを強調するものではないと考えております。

次に、基地問題に係る人権問題の認識についてお答えをいたします。

沖縄の米軍基地は、そもそもが県民の土地を強制接収した上に建設されたものです。県民は、その後も基地から派生する環境問題やいつ起こるかわからない事件・事故に不安や恐れを抱きながら生活をしてきました。こうした歴史的事実を学べば学ぶほど、基地問題は人権問題であるという気持ちが強くなってまいりました。

なお、私自身が基地問題の対応で人権を侵害し、または、加担したことはないものと考えております。

次に、自己決定権についてお答えをいたします。

自己決定権は、長い歴史の中で、沖縄、琉球が抱え

てきた問題であると考えております。今日もなお、多くの県民が基地の存在に違和感を持っており、70年前の悲惨な地上戦だけではなく、将来に向けても不安を感じています。自己決定権がないため、長きにわたり基地の問題に翻弄されるようでは、沖縄に生まれた政治家として、沖縄の将来を担う子や孫に責任が持てないと考えております。他県の自己決定権については、各地域の価値観に基づいた多様な考え方があってよいと思います。したがって、私のほうから他県の自己決定権について申し上げる立場にはないものと考えております。

なお、他県では、普天間飛行場移設の候補地として話があるとすぐに反対の声が上がり、これに応じて移設に向けた議論がとまります。こうしたところが、沖縄と比べて違いが大きいものであると思っております。

次に、地方創生についてに関する御質問の中の、地方版総合戦略の策定についてお答えをいたします。

沖縄県では、国の総合戦略や有識者で構成する沖縄県地方創生推進会議からの提言、市町村からの意見などを踏まえ、平成26年3月に策定した沖縄県人口増加計画を改定し、沖縄県版の総合戦略として取りまとめたところであります。市町村の総合戦略は、都道府県の総合戦略を勘案することになっていることから、沖縄県としましては、市町村説明会を開催するなど、市町村における総合戦略の策定を支援してまいります。

後は、副知事、関係部局で御答弁をいたします。

○議長（喜納昌春君） 安慶田副知事。

〔副知事 安慶田光男君登壇〕

○副知事（安慶田光男君） 仲田議員の2番、沖縄振興策の推進についての御質問の中で、U S J の沖縄進出に関する調整状況についてお答えいたします。

株式会社ユー・エス・ジェイは、県内北部の複数の地域を候補地として検討していると聞いております。現在、同社においては、候補地の絞り込みを行っているようであり、沖縄県では、U S J と意見交換するほか、適宜国との協議を行っております。今後、同社が正式に候補地を決定した際には、沖縄県として地元自治体等に説明をしていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

〔知事公室長 町田 優君登壇〕

○知事公室長（町田 優君） 知事の政治姿勢と普天間飛行場移設問題についての御質問の中で、埋立阻止に向けた手法についてお答えします。

普天間飛行場代替施設に係る公有水面埋立承認に関しては、現在、承認取り消しに向けた手続を行っているところであります。辺野古新基地建设に関する権限としては、公有水面埋立法や沖縄県漁業調整規則に基づく手続等さまざまなものがあり、今後これらの法令等に基づき、あらゆる手法を検討していくこととしております。

次に、同じく承認に関係した職員の処分についてお答えします。

県としては、普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立承認を担当した職員は、審査基準に対する考え方のもとで適切に審査を行ったものと理解しております。

次に、辺野古移設問題の原点の捉え方についてお答えします。

知事は、辺野古に新基地はつくらせないという公約を掲げ、多くの県民の負託を受けました。県民の理解を得られない辺野古新基地をつくることはできないと考えており、そのような県民の思いを政府に伝えるため、在沖米軍基地がつけられてきた歴史的経緯について説明してきたところであります。

次に、辺野古移設の代替案提示についてお答えします。

戦後27年間に及ぶ米軍統治下において、民有地の強制接収などによって、沖縄県の広大な米軍基地が形成されたものと承知しております。戦後70年間、過重な基地負担を背負う沖縄が、危険性除去のためとはいえ、代替施設を考えなければならないというのは大変理不尽であると考えております。政府においては安全保障の負担は全国で担うべきとの認識のもと、普天間飛行場の早期返還に取り組んでいただきたいと考えております。

次に、嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還と那覇港湾施設の移設についてお答えします。1の(2)のイと1の(2)のウは関連しますので一括してお答えします。

嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還は、沖縄の過重な基地負担の軽減及び振興・発展につながるものであり、確実に実施されることが必要と考えております。また、計画の推進に当たっては、政府は地元へ丁寧説明し、地元の意向に十分配慮することが重要であると考えております。

那覇港湾施設について、県としては、那覇港湾施設の返還が実現されれば、基地負担の軽減、跡地の有効利用による発展に寄与すると考えており、これまでの経緯を踏まえつつ、協議会の枠組みの中で進めること

が現実的と考えております。一方、知事は、辺野古に新基地をつくらせないという公約を掲げ、多くの県民の負託を受けております。日米両政府が辺野古移設計画を唯一の解決策であると固執することは、沖縄の社会的安定を損ない、日米安全保障体制に大きな禍根を残すものであります。

次に、高江のヘリパッド建設と世界自然遺産登録についてお答えします。

北部訓練場の過半の返還について、県はＳＡＣＯ合意事案を着実に実施することが本県の基地の整理縮小及び地元の振興につながることから、その実現を求めているものであります。その条件とされている６カ所のヘリ着陸帯の移設については、当該地域の自然環境や地域住民の生活への影響をめぐってさまざまな意見があるものと承知しております。

オスプレイについては、日米両政府に対して配備撤回を求めてまいります。今後、地元の意見も伺いつつ、検討してまいりたいと考えております。

北部訓練場の過半の返還がなされた場合は、世界自然遺産登録の候補地になるものと考えております。

次に、北部訓練場の返還についてお答えします。

沖縄21世紀ビジョンにおいては、基地のない平和で豊かな沖縄をあるべき県土の姿としながら、基地の整理縮小を進めることとしております。北部訓練場の過半の返還については、県はＳＡＣＯ合意事案を着実に実施することが本県の基地の整理縮小及び地元の振興につながることから、その実現を求めているものであります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 島田 勉君登壇〕

○農林水産部長（島田 勉君） 知事の政治姿勢と普天間飛行場移設問題についての御質問の中で、臨時制限区域における立入調査についてお答えいたします。

臨時制限区域における立入調査は、8月31日から9月11日までに延べ10日間実施したところであります。調査は、構造物の設置状況確認のほか、許可区域周辺や施行区域内での岩礁破碎の有無等の状況を確認するため、潜水調査を中心に行っております。調査で得られた資料としましては、水中写真や映像に加え確認された構造物においては、それぞれの位置情報や水深を記録しております。

これら調査資料につきましては、内容を精査しているところであり、県としましては、今後その結果を踏まえ適切な判断を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

〔企画部長 謝花喜一郎君登壇〕

○企画部長（謝花喜一郎君） 知事の政治姿勢と普天間飛行場移設問題についての御質問の中の、インダストリアル・コリドー南側部分の返還についてお答えいたします。

西普天間住宅地区に隣接するインダストリアル・コリドー南側部分は、国道58号へのアクセス等の交通便利性の向上及び西普天間住宅地区との一体的な土地利用の観点から、早期返還が必要であると考えております。

沖縄県は、これまで宜野湾市、市地主会とともに同南側部分の早期返還を求め、政府へ要請を行ってきており、その実現を期待しているところであります。

次に、沖縄振興策の推進についての御質問の中の、21世紀ビジョン基本計画のこれまでの取り組みの成果と今後の課題等についてお答えいたします。

平成27年度沖縄県ＰＤＣＡにおいて、1700余の主な取り組みのうち、8割以上が順調に推進するなど、成果があらわれてきております。

沖縄県では、平成28年度をめどに基本計画の中間評価を行うこととしており、後期5年においてこれまでの流れを加速させ、県民生活の一層の向上に取り組んでまいります。

次に、地方創生についての御質問の中の、地方創生の背景及び新型交付金と一括交付金についてお答えいたします。

地方創生は、我が国における急速な少子・高齢化の進展や東京圏への過度の人口集中等を背景に、人口の減少に歯どめをかけるとともに、将来にわたって活力ある日本社会を維持することを目的としております。

新型交付金は、まち・ひと・しごと創生法に基づき、地方公共団体が策定する地方版総合戦略に基づき実施する地方創生に資する事業が対象となっております。一方、一括交付金は、沖縄振興特別措置法に位置づけられた沖縄21世紀ビジョン基本計画等に基づき実施する沖縄の特殊性に基因する事業が対象となっております。

次に、地方創生に係る施策展開についてお答えいたします。

沖縄県版の総合戦略では、「安心して結婚し出産・子育てができる社会」、「世界に開かれた活力ある社会」、「バランスのとれた持続的な人口増加社会」を「沖縄が目指すべき社会の姿」として描いております。

同戦略においては、目指すべき社会の実現に向け、

「自然増を拡大するための取組」、「社会増を拡大するための取組」、「離島・過疎地域の振興に関する取組」を行うこととしております。

次に、地方創生に係る事業等についてお答えいたします。

沖縄県では、地方創生先行型交付金を活用して、IT技術者のU J Iターン受け入れ促進、移住サポート体制の構築、保育士の正規雇用化による定着促進、各離島の魅力を再発見し将来のU J Iターンにつながる体験交流の実施などに取り組んでおります。今後、沖縄県版の総合戦略に新たに位置づけた、地域産業の競争力強化や新しい人の流れを支えるまちづくりに係る事業等について、新型交付金も活用しつつ取り組みを推進していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 総務部長。

〔総務部長 平敷昭人君登壇〕

○総務部長（平敷昭人君） 沖縄振興策の推進についての御質問の中で、骨太方針における沖縄振興策の位置づけと県の沖縄振興予算確保に向けた基本方針についてお答えいたします。

県では、沖縄21世紀ビジョン基本計画に基づき、沖縄振興交付金等を活用し、子育て支援や離島の定住条件の整備などきめ細かな施策を展開するとともに、産業振興の分野においても、自立型経済の実現に向け、観光客の誘致や国際物流拠点の形成など、県民ニーズを反映した各種施策を戦略的に推進しているところであります。また、政府の2015年版のいわゆる骨太方針においても、引き続き国家戦略として、沖縄振興策を総合的・積極的に推進するとしています。

県としましては、引き続き内閣府沖縄担当部局と連携を密にするとともに、県選出国會議員並びに県議會議員各位の御支援を賜りながら、今後も沖縄振興に資する各種施策を継続的、安定的に推進していくために必要な予算が確保されるよう取り組んでまいります。

次に、平成28年度沖縄振興予算の概算要求についてお答えいたします。

平成28年度の内閣府沖縄担当部局の概算要求額は、内閣府に一括して計上し各省庁に移しかえて実施される道路、空港、教育施設等に係る補助事業や国直轄事業に要する経費等を含め、総額で3429億円となっております。また、その内容についても、沖縄振興一括交付金、那覇空港滑走路増設事業、沖縄科学技術大学院大学の拡充に要する予算、鉄軌道の調査費等が計上されるなど、骨太方針や県の要望を踏まえ要求がなされたものと考えております。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 末吉幸満君登壇〕

○土木建築部長（末吉幸満君） 沖縄振興策の推進についての御質問の中で、那覇空港滑走路増設事業の進捗状況と今後の進展についてお答えします。

那覇空港滑走路増設事業については、国において護岸工事が進められ、全体延長約8.5キロメートルのうち約7.8キロメートルが発注済みであり、9月14日から一部埋立工事に着手するなど全体として順調な進捗だと聞いております。

工事の進捗率は、事業費ベースで平成27年3月末、約24%となっており、平成31年度末の供用に向け鋭意取り組んでいるとのこととあります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長 金城 武君登壇〕

○子ども生活福祉部長（金城 武君） 子ども・子育て支援についての御質問の中で、放課後児童クラブの状況についてお答えをいたします。

平成27年5月1日現在の放課後児童クラブの登録児童数は1万4452人となっており、前年度と比較して473人増加しております。また、登録できなかった児童数は471人となっており、前年度と比較して95人増加しております。

県におきましては、クラブの新規設置のための施設改修及び備品の購入等に対する支援や公的施設活用のための施設整備に対する支援を実施しているところであり、引き続き市町村と連携し、放課後児童クラブの設置促進に努めてまいります。

次に、子供の貧困対策についてお答えをいたします。

県におきましては、子供の貧困対策として、要保護児童への支援、ひとり親家庭の生活・就労支援、生活保護など幅広い分野からの支援を実施しております。平成26年度から、低所得世帯の高校生等への奨学支援を導入したほか、平成27年度においては、ひとり親家庭の認可外保育施設利用料の負担軽減を図るなど支援の拡充に努めているところとあります。

県としましては、子供の将来が生まれ育った環境に左右されることなく、夢や希望を持って成長していただける社会の実現に向けて、平成27年度中に「子どもの貧困対策計画」を策定し、総合的な子供の貧困対策に取り組んでまいります。

次に、保育料の無償化についてお答えをいたします。

保育所等における利用者負担の軽減については、生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯のうち、母子世帯等が無料となっているほか、小学校就学前の特定教育・保育施設等を同時に利用する子供のうち3人目以降が無料となっております。対象児童数につきましては、平成26年度の実績で延べ約5万人となっているところです。

県におきましては、九州各県と連携し、さらなる保育料の軽減を国に要望しているところであり、引き続き取り組んでまいります。

次に、待機児童の取り扱いについてお答えをいたします。

待機児童の定義は、保育の必要性の認定がされ、保育所等の利用の申し込みがされているが、利用していない者となっております。その中で、保護者が育児休業中の場合については、市町村がそれぞれの実情に応じて待機児童に含めないことができるとされているところです。

平成27年4月1日現在で、保護者が育児休業中のため待機児童としていない市町村は、7市町村であり、その児童数は161人となっております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

〔教育長 諸見里 明君登壇〕

○教育長（諸見里 明君） それでは、子ども・子育て支援についての御質問の中で、幼稚園児の保育料無償化についてお答えいたします。

幼児教育の無償化につきましては、平成26年度から生活保護世帯と多子世帯の5歳児の無償化が段階的に実施され、保護者の負担が軽減されております。本県公立幼稚園の保育料は、設置者である市町村が定めており、平成26年度の減免対象者数をもとに推計しますと、対象世帯は約2630世帯になります。

次に、教育・文化の振興についての御質問の中で、全国学力調査の結果を踏まえた中学校の今後の取り組みについてお答えいたします。

本県中学校は、全国学力調査において徐々に全国との差を縮めておりますが、発達段階における生徒指導上の困難さや部活動の適正化など、学習指導以外にも多くの課題を抱えております。

県教育委員会としましては、同一の教科担当教諭による教科会や教科の枠を超えた研究、授業と連動した宿題提供等、全校体制での取り組みを充実させることで、中学校の学力の底上げを図ってまいりたいと考えております。

次に、本県におけるいじめの状況及びいじめ防止対

策推進法に基づく対策についてお答えいたします。

文部科学省の調査によりますと、本県におけるいじめの認知件数は、平成25年度、小学校228件、中学校251件、高等学校50件、特別支援学校10件の合計539件となっております。

県教育委員会としましては、いじめ防止基本方針の運用を通して、教職員の指導力の向上やスクールカウンセラー、相談員等の配置拡充による支援体制の充実に取り組んでいるところです。

次に、不登校の実態と本県特有の要因についてお答えいたします。

平成26年度、1000人当たりの不登校の児童生徒数は、全国が12.1人、本県は13.1人となっており、全国平均を上回っております。本県特有の要因としましては、遊び・非行による不登校の割合が高いことから、家庭や地域の教育力の低下や夜型社会の影響等があると考えられます。

県教育委員会としましては、スクールソーシャルワーカー等の活用を通して、学校、家庭、地域、関係機関と緊密に連携を図り、不登校対策に努めているところです。

次に、部活動の現状等についてお答えいたします。

平成26年度における運動部活動の加入率は中学校で61.8%、高等学校で47.8%となっております。部活動は、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、好ましい人間関係の形成等に資するとともに、健康の保持増進と体力の向上等に極めて有効であると認識しております。

県教育委員会としましては、部活動と学業の両立を図るために、各学校、関係機関・団体等と連携し、休養日や練習時間等の適正化に努めているところです。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 前田光幸君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（前田光幸君） 教育・文化の振興についての御質問の中の、県立芸術大学の卒業生の就職状況と県との連携についてお答えいたします。

県立芸術大学の琉球芸能専攻における平成24年度から平成26年度の就職状況は、卒業生35名のうち、卒業時点において、就職者が8名、進学者が14名、就職準備や進学準備を含めたその他が13名となっております。

県立芸術大学では、平成26年度からキャリア支援事業を実施し、学生と企業のマッチングを主な目的とした学内の合同企業説明会、教員に対するキャリアカ

ウンセリング研修、企業開拓等の取り組みを行っております。

また、県においては、同大学の琉球芸能専攻の卒業生が、若手実演家として活躍できる公演機会の創出や技芸の向上に向けて公演等に対する支援を行うことで、伝統芸能の後継者育成に努めております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前11時54分休憩

午後 1 時21分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

午前に引き続き代表質問を行います。

砂川利勝君。

〔砂川利勝君登壇〕

○砂川 利勝君 こんにちは。

所見を述べさせていただきます。

まずは、台風21号で災害に見舞われた八重山郡民の皆様へお見舞い申し上げるとともに、一日も早い復旧を望むものであります。

県政を預かるトップリーダーの役目は、国政と対立するだけではないことは翁長知事は百も承知だと思いますが、基地問題だけにパフォーマンスを繰り返し、住民生活の窮状には目をそらす態度には納得いかないばかりか、離島軽視とも受け取られるような対応に強い憤りを感じざるを得ないのであります。

台風15号が八重山地方を襲来し、甚大な被害をもたらしたにもかかわらず、県民の生命と財産を最優先に守るために最大限の対策を講じることが必要なときに、重い腰をやっと上げて現地視察をしたものの、視察日程も形ばかりでアリバイづくりとしか思えないような内容では納得いかないばかりか、翁長知事の離島住民に対する思いやりのなさ、トップリーダーとしての資質を疑われても仕方ないと言わざるを得ないのであります。

さらに今回の台風21号、与那国町の対応についても本会議直前に副知事を派遣するとのことだが、昨日中に県の対応を議会に説明し速やかに与那国への派遣を対応すべきであった。さらにお粗末なことは、台風対策本部を立ち上げながら9月29日副知事派遣を決定せずに、9月30日本会議の朝の新聞報道によって副知事派遣を決め、議会に説明するありさまは翁長知事の危機管理のなさを指摘せざるを得ません。本来は、沖縄県知事や副知事がいち早く現場を視察し、それをマスコミ等へ明らかにした上で対策を講じることが危機管理の常識であります。今回の台風21号は、甚大な被害いわゆる激甚災害であると私は思っており

ます。新聞報道によって被害が大きいから副知事を派遣する。新聞報道によってしか対応できなかった沖縄県の危機管理能力の欠如を指摘せざるを得ません。また、台風15号の被害について、その対応に離島住民から不満を寄せられた県は反省したにもかかわらず、今回の与那国についてもその反省を生かせず、離島軽視と言わざるを得ず、憤りを感じます。

次に、県民の皆様には御報告をいたします。

去る9月28日、東京五輪大会組織委員会は理事会を開き、空手道を含む5競技18種目の実施を国際オリンピック委員会（IOC）に提案することを決定しました。

私ども自民党会派は、ことし2月17日に上京して舛添東京都知事と文科省に対し、空手種目の導入とオープニングセレモニーで空手道演武を取り入れるよう、強く要請を行った。自民党会派の要請に、舛添知事は組織委員会に積極的な働きかけを約束し、文科省からも全面支援の決意をいただいた。今回の空手競技の国際オリンピック委員会の提案は、私ども自民党の熱意、要請に応じたものであると高く評価したい。引き続き、空手がオリンピック競技種目として決定されるよう頑張っていく決意を表明いたします。

それでは、自由民主党を代表いたしまして、通告に従い質問をいたします。

まず1、尖閣諸島周辺海域の安全確保についてであります。

尖閣諸島をめぐる中国による我が国への圧力がおさまる様子はなく、ますます強まってきております。2012年9月尖閣諸島を国有化して以降、中国艦船による尖閣周辺の領海侵入はとまることなく日常化している状況にあります。航空機による領海侵入や海上自衛隊護衛艦に射撃用管制レーダーを照射するという無謀な行為まで行っています。

近年の中国の海洋進出の動きは資源の確保と相まって、南シナ海における南沙諸島の例に見られるように露骨さを見せており、我が国においても離島保全は喫緊の課題であると考えます。我が国は、北海道、本州、四国及び九州を含め、6850もの島から成る海洋国であり、膨大な離島を抱えておりますが、そのうち有人島は420ほどにすぎず、残りは全て無人島であります。本県離島は55島を数え、そのうち有人島が40島もある状況を考えれば、我が国における離島保全は喫緊の課題であります。

本県の漁業者は、尖閣諸島を中心とする周辺海域の好漁場で操業しているものでありますが、近年、中国艦船による領海侵入や台湾漁船による操業で厳しい状

況に陥っております。膨大な島々から成る広大な領域・海域を守るのは容易ではありませんが、このところの中国による露骨で理不尽な言動を見れば国際的に我が国の立場を示す上でも、適切な対応、領域保全、領海警備は必要であると考えます。

尖閣諸島は、本県の行政区域であり、尖閣周辺海域で操業する県内漁船の安全を守るのは国の責務であると考えます。この意味で平和安全法制の成立は、尖閣諸島を含む我が国離島の防衛に大きく貢献するものと考えます。

そこで伺います。

(1)、尖閣諸島をめぐり中国公船による領海侵犯が常態化している中、尖閣諸島を所管する沖縄県知事として、どのような対応ができるのか伺いたい。

(2)、翁長知事は、尖閣で小競り合いがあると石垣への観光客が減少し、米軍基地の存在が沖縄の危険性につながると述べているが、知事は我が国周辺の脅威をどう認識しているのか、米軍が沖縄から撤退すれば沖縄は安全という意味か、また、安全保障法制の制定は我が国の離島防衛に大きな役割を果たすと考えますが、知事の考えを伺いたい。

(3)、尖閣諸島周辺水域は、本県のマグロ漁の重要な漁場であるが、中国の監視船が頻繁に航行する中、不測の事態を避けるため出漁を避けることが多いということだが、安全操業に向けた県としての取り組みを伺いたい。

2、観光振興について。

本県観光が好調に推移する中、2014年度における観光収入は前年度より19%増加し、5341億円超えと過去最高となったようであります。観光収入が5000億円台を達成したのは初めてであり、県経済に好影響を与えるものでありますが、今後の課題も浮き彫りとなったようであります。懸案であった1人当たりの消費額が伸びたことは評価されますが、県の目標とする観光収入1兆円を達成するには、現在の7万450円から大幅な伸びが必要であります。そのためには、観光収入を押し上げる平均滞在日数をいかに伸ばせるかあります。

また、本県観光客数の増加に大きく貢献しているのが近年急増しているクルーズ船であります。複数のクルーズ船が同時に寄港することも珍しくなく、接岸される那覇港では、受け入れ体制が追いつかず、寄港予約を43件も断ったようであり、受け入れ整備が追いついてないとの不満が聞かれるようであります。

観光立県として、来県する観光客の満足度を高める対策を県や市町村、観光関係等が一体となって構築す

ることが急がれていると考えます。

そこで伺います。

(1)、本県に寄港するクルーズ船は急増しているようだが、那覇港では岸壁不足で寄港を43件も断ったという。県内の受け入れ体制が追いついていないようだが、現状と対策について伺いたい。

(2)、県内の宿泊施設は、過去最多となったようだが、都市部やリゾート地区、地域によって偏在はないか、宿泊希望者と施設側と価格設定でミスマッチはないか伺いたい。

(3)、外国人観光客の増加で県内における通訳ガイドの不足が指摘されているが、現状と育成に向けた取り組みについて伺いたい。

(4)、2014年度の観光収入について、増加した要因とその内訳、また、1人当たりの消費額と平均滞在日数について、県の目指す観光収入1兆円に向けた今後さらなる取り組みを伺いたい。

(5)、本県の離島の魅力を生かした離島観光をどのように推進するか、県の基本的な考えを伺いたい。

(6)、修学旅行の受け入れで、地域との交流や体験に特化した民泊が注目されているが、離島における受け入れ体制の現状と今後どのように取り組みを強化していくか伺いたい。

(7)、豪華客船でプライベートヨットであるスーパーヨットについて、その経済効果が大きいことから世界中のリゾート地で誘致が進められている。富裕層誘致を進める本県においても国際観光イノベーション特区を生かし、離島観光の活性化の観点から八重山への誘致について、県の考えを伺いたい。

3、離島・過疎地域の振興について。

本県の離島は亜熱帯気候にあって、それぞれの島々の持つ豊かな自然の中で育まれた世界に誇れる文化遺産や伝統芸能などを有しており、それぞれの島の魅力をいかに発信するかが大きな課題であります。

他方では、小規模離島における深刻化する人口減少や高齢化に対する対応も喫緊の課題となっております。それぞれの島々に住む人々の日常の生活は、本島とあらゆる面で生活格差があり、このような負担増の解消を図ることが島に住む若者の流出防止につながることから、県において定住条件の整備に向けた取り組みが進められております。そのため、離島の空港、航路など交通コストの負担軽減や離島農林水産業の輸送費用の一部補助の拡充などにより、離島・過疎地域住民のユニバーサルサービスの確保を図ることが求められております。そのため2012年度からスタートした離島振興計画の着実な実行が求められ、計画期間10

年間で、定住条件の整備、特色を生かした産業の振興等の施策をいかに充実強化するか、具体的な実行力が求められていると考えます。

そこで伺います。

(1)、離島地域の農水産物や特産品等の販売促進・販売網の整備は、離島地域における農産業の活性化や若者の定住等を図る上で重要であるが、離島ゆえの不利性や財政面での制約などで厳しい状況にある。県として、どのような支援を行っているか、取り組みを伺いたい。

(2)、県が実施している離島生活コスト事業は、小規模離島住民の生活コストの低減に貢献しているが、さらなる拡大も必要である。今後の計画について伺いたい。

(3)、沖縄21世紀ビジョン離島振興計画は、住みよく魅力ある島づくりを目指し、平成24年度から33年度までの10年計画となっている。その中で離島の特色を生かした産業振興と新たな展開について、具体的な施策展開をどのように図るか伺いたい。

(4)、小規模離島における深刻化する人口減少や高齢化に対する対応が喫緊の課題となっている中、離島農水産業の活性化を図るため、定住促進に向けた取り組みを伺いたい。

4番、農林水産業の振興について。

本県は、台風常襲地で毎年のように農産物に甚大な被害が出ており、特に本県の基幹作物であるサトウキビ生産に及ぼす影響ははかり知れず、サトウキビ生産を主産業とする離島における影響は一層深刻である。

今、本県のサトウキビは生産者の減少で生産農家は曲がり角にあると言われ、これまで基幹産業として行政による支援が続けられながら、キビ離れに歯どめがかからない状況にあります。

今日のサトウキビ生産の衰退は、従事者の高齢化、後継者、担い手不足による耕作の放棄、さまざまに講じてきた対策がキビ農家の置かれた現実と隔たりがあるとの指摘もあります。

キビの耕作面積が小さく、収益を上げる上で農地の集約の必要性を訴える声も多く聞かれます。サトウキビは依然、本県における基幹作物であり、特に離島においては経済そのものがキビ生産に依存していることから、21世紀ビジョン基本計画の中でこれらの本県農林水産業のあり方、体制づくりについて、打開策に取り組みを期待するものであります。

そこで伺います。

(1)、台風13号及び15号により、特に離島において農林水産関係に深刻な被害が出ているが、被害状況と

県の支援対策について伺いたい。

(2)、本県の糖業は、サトウキビの生産の減少、操業率の低下で球陽製糖と翔南製糖が合併するなど厳しい状況にある。基幹作物としてのサトウキビ生産をいかに守るか、県の取り組みを伺いたい。

(3)、T P P交渉は、大詰めを迎えながら最終合意に至らず、協議が難航しているようだが、本県に関係する農業分野5品目について、交渉の経緯はどうなっているか、県はどのように把握しているか伺いたい。

(4)、我が国の食料自給率は、5年連続39%と伸びがなく、目標も45%に引き下げられた。本県における自給率の目標と向上に向けた取り組みについて伺いたい。

(5)、日台漁業協定対象水域における県内漁船の操業状況とさらなる操業ルールの改善について伺いたい。

(6)、本県周辺海域における中国漁船によるサングの密漁について、現状と国による被害状況等の実態調査について伺いたい。

(7)、泊漁港及び糸満漁港の整備について、両漁港の位置づけを明確にし、水産物流通体制の確立を図るための流通加工施設等関連施設の整備の進捗状況を伺いたい。

5、県内社会資本の整備について。

本県は復帰後、3次にわたる沖縄振興開発計画及び沖縄振興計画により、基本的な社会資本や産業基盤の整備は相当程度達成されております。しかしながら、本県が目指す経済の自立を図る上で、なお一層の整備が必要であります。特に、沖縄21世紀ビジョン基本計画に基づく那覇空港滑走路増設事業の推進や本島南北軸・東西軸を有機的に結ぶ道路ネットワークの構築、沖縄都市モノレールの延長事業など、早期の整備が求められております。

一方で建設業界では人材不足が深刻化しており、業界によれば、県内には約6000人の技術者がおりますが、人材の補充が追いつかず、自治体においても技術者不足が慢性化しており、本県における建設業の人材不足は構造的と指摘されております。

このため、県においては、長期的な観点から本県の将来を担う人材をいかに確保するか、業界を含め議論を深めていくことが必要であると考えます。

そこで伺います。

(1)、災害緊急対策に伴う緊急輸送道路での電柱設置の禁止や景観維持の観点から無電柱化の推進が求められているが、現状と今後の推進計画について伺いたい。

(2)、国発注の公共工事、米軍発注工事に県内企業の参加条件の緩和等について、県の取り組み状況について伺いたい。

(3)、県は、伊平屋島と伊是名島を結ぶ架橋の整備に向け検討を開始したということだが、同事業については両村が50年前から要請していたものである。2011年度調査結果の概要と事業化に向けた県の今後の取り組みを伺いたい。

(4)、伊平屋空港の整備の概要と2021年度開港に向けた作業の進捗状況について伺いたい。

6、地域福祉・医療の充実強化について。

少子・高齢化が進行する状況にあって、地域医療の確保については全国的にも厳しい状況にあります。

本県においては、県立病院に対する依存度が高いこともあり、地域医療をいかに確保するかは県の重要課題となっております。特に、北部地域や離島の県立病院における産婦人科、小児科などの医師確保は地域住民にとって喫緊の課題となっております。

他方、本県は観光立県であり、県内外から多くの観光客が訪れます。特に海外からの観光客の場合、言葉が通じず、患者や同行者との意思疎通ができないと人命にかかわる事態に発展するおそれがあります。本県には、中国や香港、韓国、台湾などのアジア諸国やヨーロッパからの観光客も多い状況にありますが、県国際交流・人材育成財団の登録する医師通訳100人中、対応言語では英語とスペイン語、中国語（北京語）に限られているようであります。さらに、外国語対応可能な医療機関は22医療機関中20カ所は、英語でしか対応ができないようであり、観光立県を標榜するには余りにも寂しい現状ではないでしょうか。

今後とも海外からの観光客の増加を目指すのであれば、受け入れ体制の整備を進めるのは必要不可欠であります。

そこで伺います。

(1)、北部地域における医療提供体制の整備を図るため、県立病院と北部地区医師会病院の統合再編について、現在検討が進められているようだが、進捗状況と県の基本姿勢について伺いたい。

(2)、県立病院における7対1看護体制の導入について、県の基本方針と北部、宮古、八重山病院における導入状況について、また、看護師増員に伴い費用負担が恒常化するという課題にどう対応するか伺いたい。

(3)、国において、医療制度改革もあり、一般病床の機能分化の推進とあわせ7対1看護体制の導入のあり方や要件の厳格化、病床数の削減が議論されている

ようだが、本県における導入に与える影響について伺いたい。

(4)、観光立県である本県において、外国人観光客の増加に対応する医療面の体制整備が求められているが、医療通訳の確保や育成について、県の取り組みを伺いたい。

(5)、介護保険料が全国平均より本県は高額となっている中、介護が必要な高齢者はふえ続けているようだが、本県における状況と介護施設や職員については、適正な状況にあるか伺いたい。

(6)、厚生労働省の調査によれば、自治体に届け出をしていない有料老人ホームが、本県は全国で5番目に多いということだが、その理由と県の対応について伺いたい。

(7)、本県における知的障害児を受け入れる特別支援学校の設置状況と生徒数について、また、県教育長は那覇市へ特別支援学校の設置について要請を受けたが、どのように取り組むか伺いたい。

(8)、本県の知的障害児を受け入れる特別支援学校が那覇市になく、市外地の支援学校に通学せざるを得ず、児童生徒や保護者の負担は想像以上である。知事は、誇りある豊かさを掲げ、全ての人々が尊重される社会を目指すとしており、特別支援学校的那覇市への設置について考えを伺いたい。

以上、よろしくお願いします。

○議長（喜納昌春君） 翁長知事。

〔知事 翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君） 砂川利勝議員の代表質問にお答えをいたします。

まず、尖閣諸島周辺海域の安全確保についてに関する御質問の中の、尖閣諸島をめぐる問題への対応についてお答えをいたします。

尖閣諸島をめぐる問題については、日中両国政府の冷静かつ平和的な外交によって解決されるべきものと考えております。日中関係は、昨年11月及び本年4月に相次いで日中首脳会談が開催されるなど、改善の方向に向かっていると考えております。中国と長い交流の歴史を持つ沖縄県としては、これまで築いた友好関係を生かし、沖縄ならではの中国との交流を推進することにより、日中関係の改善に貢献してまいりたいと考えております。

次に、観光振興についてに関する御質問の中の、離島観光に関する基本的な考え方についてお答えをいたします。

離島地域は、美しい自然環境や祭祀、御嶽等の貴重な歴史・文化資源を有するほか、地域独特の伝統芸

能、民俗芸能が伝承されるなど、優位性のある観光資源が多数存在しております。これらの資源を保全しつつ、離島ならではの新たな観光商品を創出していくことが離島観光の振興につながるものと考えております。

沖縄県としましては、沖縄21世紀ビジョン基本計画に基づき、豊かな自然環境と共生する観光地の形成に向けて、観光受け入れ体制の整備や観光人材の育成支援、離島の魅力や認知度を高める情報発信など、それぞれの島の独特な文化や趣など、島々の個性や魅力を生かした取り組みを推進してまいります。

あとは、担当部局によって答弁させていただきます。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

〔知事公室長 町田 優君登壇〕

○知事公室長（町田 優君） 尖閣諸島周辺海域の安全確保についての御質問の中で、我が国を取り巻く環境と安全保障関連法についてお答えします。

防衛白書によると、中国は軍事力を広範かつ急速に強化し、さらに東シナ海や南シナ海を初めとする海空域などにおいて活動を急速に拡大・活発化させているとのことでもあります。また、報道等によれば南沙諸島の領有権をめぐる中国とフィリピンの対立など、南シナ海や東シナ海においては、近年、周辺国による主権と国益をめぐる問題が顕在化しつつあるものと認識しております。

県としましては、日米安全保障体制の必要性は理解しております。しかしながら、国土面積の約0.6%にすぎない本県に在日米軍専用施設の約74%が集中し、沖縄県民は過重な基地負担を背負い続けていることから、日米両政府は、県民の目に見える形で基地問題の解決が図られるよう、強力に取り組むべきであると考えております。

安全保障関連法につきましては、十分な議論がされるべきところ、採決が強行されたことは、まことに残念であります。

県としては、これまでの政府の説明は十分ではなく、今後の運用や日本の安全保障に与える影響について政府は丁寧に説明すべきであると考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 島田 勉君登壇〕

○農林水産部長（島田 勉君） それでは、尖閣諸島周辺海域の安全確保についての御質問のうち、尖閣諸島周辺海域における安全操業に向けた県の取り組みについてお答えいたします。

県は、尖閣諸島の周辺水域における漁業者の安全操業及び安全航行の確保について、これまで国土交通省や外務省、水産庁などに対し、安全操業に対する適切な対応や外国漁船の取り締まりの強化など、抜本的な措置を講じるよう、要請してきたところであります。また、本県漁業者が安心して操業できるよう、沖縄振興特別推進交付金を活用した漁業無線機の整備や沖縄漁業基金事業を活用した漁家経営の支援などについて、国や漁業関係団体と連携して取り組んでまいります。

次に、農林水産業の振興についての御質問のうち、台風13号及び15号の被害状況と県の支援についてお答えいたします。

台風13号による農林水産業関係の被害額は約4億2396万円、台風15号による被害額は約13億8367万円となっております。

農林漁業者に対する支援としては、1、県内各地域の農業改良普及機関への営農相談窓口の設置、2、農業・漁業共済等の制度活用の周知、3、農林漁業セーフティネット資金など低利な制度資金活用の周知、4、融資機関に対する農業制度資金の円滑な融通や既貸付金の償還猶予措置の依頼、5、災害復旧事業による漁港施設等の復旧などを行っております。

県としましては、引き続き関係機関や団体などと連携を密にし、支援について取り組んでまいります。

同じくサトウキビ生産振興対策についてお答えいたします。

サトウキビ生産は、近年、たび重なる台風や干ばつ等の気象災害、生産農家の高齢化の進展、病害虫被害により低迷している状況にあります。

県としましては、1、農業用水源、かんがい施設、圃場整備等の生産基盤の整備、2、早期高糖性及び耐風性等にすぐれた新品種の育成普及、3、ハーベスター等の導入による機械化の促進、4、生産法人の育成、作業受委託組織の支援等による担い手育成対策など、生産性の向上に取り組むとともに、さとうきび増産基金を活用して、生産回復を図るための取り組みを実施しているところであります。

今後とも市町村、JA、製糖企業等関係団体と連携し、サトウキビ生産振興に取り組んでまいります。

同じくTPP交渉の状況についてお答えいたします。

TPP交渉の経緯については、去る7月にTPP閣僚会合が米国において開催されましたが、農産物の関税分野を含め、合意に至りませんでした。そのため、9月30日から米国において、TPP閣僚会合が開催

されることとなっており、交渉が急速に進展する可能性があります。政府は、これまでの交渉の内容を明らかにしていませんが、仮に本県の重要品目であるサトウキビや肉用牛などの関税が譲歩された場合、本県農林水産業へ極めて大きな影響があると懸念されることから、引き続き、交渉の動向を注視しつつ、時機を逸しないよう適切に対応してまいります。

次に、本県の食料自給率についてお答えいたします。

沖縄21世紀農林水産業振興計画における平成33年度の食料自給率は、カロリーベースで50%の目標値を掲げておりますが、平成25年度の本県の食料自給率——概算値でございますが——、カロリーベースで27%となっております。食料自給率の向上を図るためには、県内農林水産物の生産拡大と地産地消を推進することが極めて重要であります。

このため県においては、沖縄21世紀農林水産業振興計画に基づき、1、おきなわブランドの確立と生産供給体制の強化、2、輸送コストの低減や地産地消など流通・販売・加工対策の強化、3、農林水産業の担い手の育成・確保及び経営安定対策等の強化などの基本施策を推進し、食料自給率の向上に努めております。

県としましては、今後とも、諸施策を推進し、農林水産業の振興を図ってまいります。

次に、日台漁業取り決め適用水域における県内漁船の操業状況と操業ルールの改善についてお答えいたします。

平成25年4月に合意した日台漁業取り決めについては、平成27年3月の日台漁業委員会会合等において操業ルールの見直しが図られております。新たな操業ルールのもと、本年4月から7月のクロマグロ漁期に、日台漁業取り決め適用水域において操業した隻数は、昨年同時期の52隻から171隻に増加しております。また、同水域におけるマグロ類やソデイカ等の漁獲量は、昨年同時期の約75トンから約116トンに増加しております。

県としましては、今後とも漁業関係団体や国と連携し、船間距離4海里的の確保や日本漁船が優先的に操業できる水域の拡大等、さらなる操業ルールの改善を求めてまいります。

次に、中国漁船によるサンゴ密漁の現状と国による被害状況調査についてお答えいたします。

中国サンゴ網漁船の不法操業により、本県周辺水域においては、漁場環境の悪化や本県漁船に対する操業妨害など、さまざまな被害が生じ問題となっております。

す。

このため県は、1、中国サンゴ網漁船の実質的な取り締まり体制の構築、2、本県周辺漁場への影響調査などについて国に要請してきたところであり、その結果、日中漁業共同委員会において、中国サンゴ網漁船の不法操業の根絶に向け、両国が取り組むことで合意し、その後、中国サンゴ網漁船の操業は見られなくなっております。

また、国は、本年8月から9月にかけて、水産庁調査船による海底状況調査を実施したところであります。

なお、調査結果につきましては、今後、水産庁が県内漁業関係者や県に対し説明を行う予定と聞いております。

次に、泊漁港及び糸満漁港の位置づけと関連施設整備の進捗状況についてお答えいたします。

泊漁港は、沖縄県漁連及び那覇地区漁協で構成する泊魚市場有限責任事業組合が市場を運営しており、那覇市を中心とする消費者への水産物供給機能を有しております。また、糸満漁港は、本県唯一の第3種漁港であり、県内外の漁船の水揚げ及び県外出荷も行う産地市場としての機能を有しております。

県としましては、県内水産物の流通拠点として、糸満漁港における卸売市場及び関連施設の整備に向け、県、関係市町村及び団体で構成するワーキングチームにおいて、実施設計に反映するための要望事項等を取りまとめ、年度内に基本設計を策定することとしております。

また、消費市場としての泊漁港については、那覇市及び関係団体と連携し、再整備に向けた調整を進めているところであります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 末吉幸満君登壇〕

○土木建築部長（末吉幸満君） 観光振興についての御質問の中で、クルーズ船受け入れ体制の現状と対策についてお答えします。

県内において、クルーズ船の受け入れが可能な港湾は、那覇港、中城湾港（新港地区）、平良港、石垣港及び本部港の5港となっております。その中で、クルーズ船の寄港回数が最も多い那覇港については、泊埠頭地区にクルーズ船専用バースが整備され、平成21年9月から供用を開始しております。近年のクルーズ船の大型化、大衆化に伴いクルーズ需要は世界的に増加傾向にあります。

那覇港管理組合では、那覇港長期構想検討委員会を開催し、増加するクルーズ需要への対応について検討

を進めているところであります。那覇港管理組合は、短期的には寄港地としての利用拡大を図るため、第2バースの整備を推進し、また、中長期的には定期・定点クルーズの拠点港化を目指し、あわせて4バースの整備を目標とすることを同検討委員会に提示したとのことであります。

次に、県内社会資本の整備についての御質問の中で、無電柱化の現状と今後の推進計画についてお答えします。

県が管理する道路における電線類地中化は、21世紀ビジョン基本計画に基づき、平成28年度までの整備延長目標を85キロメートルとしており、平成26年度までに約60キロメートルの整備が完了しております。平成24年度までは、合意路線のみの整備を行っていましたが、平成25年度からは、沖縄振興特別推進交付金を活用した要請者負担方式もあわせて実施しているところであります。

今後とも、災害に強いまちづくりに向け、無電柱化の推進に取り組んでいきたいと考えております。

同じく県内社会資本の整備についての御質問の中で、国及び米軍発注工事に関する県の取り組みについてお答えします。

県では、国の関係機関に対して分離・分割発注や共同企業体方式による発注により県内建設業者への受注機会の拡大等の要請を行っております。その結果、沖縄総合事務局や沖縄防衛局においては、分離・分割発注、入札参加資格要件の緩和及び総合評価方式における評価項目の見直しを行っております。

さらに沖縄防衛局においては、契約保証金等の緩和が行われ、県内企業の受注機会の拡大が図られております。

米軍発注工事に関しては、米軍等関係機関に対して県内業者への分離・分割発注及びボンド率減免の要請を行っております。

また、沖縄型ボンディングシステム実証事業において、県内企業に対して米軍発注工事の参入支援を行っているところです。

同じく県内社会資本の整備についての御質問の中で、伊平屋・伊是名架橋の過年度調査結果の概要と今後の取り組みについてお答えします。

伊平屋・伊是名架橋については、平成23年度に、整備の可能性について調査を実施しております。調査結果から、将来交通量や技術上及び環境上の課題、また、これまで実施してきた離島架橋に比べ、距離が長く大規模であり、費用対効果や膨大な予算の確保など解決すべき課題が多いことが明らかとなっております。

す。

県としては、伊平屋・伊是名両村からの要望等を受け、今年度から建設工事費の縮減など、課題の克服について、より詳細に調査・研究していきたいと考えております。

同じく県内社会資本の整備についての御質問の中で、伊平屋空港の整備概要等についてお答えします。

伊平屋空港の整備につきましては、伊平屋・伊是名地域における住民生活の安定と地域振興の観点から、その必要性を十分認識しております。平成23年5月の環境影響評価書に対する知事意見の中で、埋立回避の意見が出されたことから、滑走路長を800メートルとして基本設計を見直し、現在、環境影響評価書の補正を行っているところであります。

なお、新規事業化に当たっては、航空会社の就航意向取り付けや需要喚起策が重要なことから、伊平屋空港協議会や関係機関と協議し、早期に事業着手できるよう取り組んでいるところであります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 前田光幸君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（前田光幸君） 観光振興についての御質問の中の、県内宿泊施設の状況等についてお答えいたします。

県が実施している宿泊施設実態調査によると、平成26年12月末現在における宿泊施設数は対前年比6.9%増の1541軒、客室数は3.4%増の4万243室、収容人員は4.6%増の10万4724人となっており、いずれも過去最多となっております。施設数は宮古島市が214軒と最も多く、次いで石垣市203軒、那覇市181軒の順となっており、客室数については那覇市1万4543室、恩納村4177室、石垣市4067室の順、収容人員についても那覇市2万8711人、恩納村1万4634人、石垣市9939人の順で多くなっております。

県としましては、好調な入域観光客数の増加に伴い、今後とも宿泊施設数はふえるものと考えておりますが、立地場所については、観光客ニーズや交通機能、自然景観などのさまざまな要素を踏まえ、決定されるものと認識しております。また、宿泊施設では、施設の規模や客層、予約状況や稼働率等により客室単価が設定されていると承知しております。

同じく次に、通訳ガイドの現状と育成の取り組みについてお答えいたします。

県内では、平成27年8月31日現在、通訳案内士が61名、地域限定通訳案内士が162名、沖縄特例通訳案内士が205名、合計428名が登録されております。

沖縄県は、増加する外国人観光客に対応できる人材を育成・確保するため、全国的な制度である通訳案内士や地域限定通訳案内士の試験を実施するほか、平成24年度に創設された沖縄独自の制度である沖縄特例通訳案内士に関する育成研修事業を実施しており、今年度の受講生は86名となっております。

さらに、各通訳案内士の活動を支援するため、登録者リストを県庁ホームページ上で公開し、また旅行会社とのマッチング会等のフォローアップ支援を通して、就労機会の増大につながっているところであります。

次に、観光収入の増加要因と観光収入1兆円達成に向けた取り組みについてお答えいたします。

平成26年度の観光収入は、観光客1人当たり消費額が対前年度比9.5%増の7万4502円、入域観光客数が対前年度比9%増の717万人と、ともに大きく増加したことにより、対前年度比19.3%増の5342億円となっております。観光収入の費目ごとの内訳は、宿泊費で1600億円、飲食費で1207億円、土産・買い物費で1174億円等となっております。観光収入1兆円を達成するためには、平均滞在日数の延伸等による観光客1人当たり消費額の増加に向けたさらなる取り組みが必要であると考えております。

このため、沖縄県としましては、離島観光の推進等による滞在日数の延伸や魅力ある観光土産品の開発、リゾートウエディングなどの付加価値の高い観光の推進、消費単価の高い外国人観光客や富裕層の誘致等に取り組むとともに、新たな市場の開拓に向けて、大型MICE施設の整備等に積極的に取り組んでまいります。

次に、同じく観光振興についての中、離島における民泊の現状と今後の取り組みについてお答えいたします。

沖縄への修学旅行における民泊は、県内各地域の自然、歴史、文化等を生かした体験交流を提供する宿泊形態として高い評価を得ており、ことし9月時点で県が把握している29の民泊受け入れ団体のうち11団体が離島地域に所在しております。

修学旅行を受け入れるに当たり、第1に求められる課題は、安全や衛生の確保であると考えており、県では各地域観光関連団体を通じて民泊事業者に対し、旅館業法に基づく営業許可等、関係法令で定める手続を遵守するよう求めているところであります。また、沖縄県修学旅行推進協議会において、民泊に関する議論を深めるため、今年度から民泊分科会の開催を予定しております。

県としましては、よりよい民泊が提供されるよう、安全や衛生の確保及びサービスの質の維持向上に向け、当協議会を通して関係者との連携を図ってまいりたいと考えております。

次に、スーパーヨットの八重山への誘致についてお答えいたします。

スーパーヨットについては、富裕層の誘致を図る観点から、市場規模、経済効果、誘致の可能性等について現状を把握する必要があると考えております。

今後は、関係者との意見交換を行い、現状把握に努めるとともに、その可能性について検討していきたいと考えております。

続いて、地域福祉・医療の充実強化についての御質問の中、医療通訳の確保等の取り組みについてお答えいたします。

沖縄県では、外国人観光客に対する医療面での体制づくりを支援するため、平成23年度から県内医療機関のスタッフなどを対象に、英語・中国語の医療通訳講座を開催し、平成26年度までに延べ522人の方が受講しております。また、県内医療機関が外国人観光客の医療通訳に対応できるシステムのあり方などについて、関係部局と意見交換を行うほか、それに関するモデル実証事業を行うこととしております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

〔企画部長 謝花喜一郎君登壇〕

○企画部長（謝花喜一郎君） 離島・過疎地域の振興についての御質問の中、離島地域の特産品等の販売促進に関する取り組みについてお答えいたします。

沖縄県では、離島地域の特産品等について、離島の事業者がみずから販売戦略を構築し実践できる人材を育成するため、離島特産品等マーケティング支援事業を実施しております。具体的には、専門家の指導助言を受けながら、自社製品の強み等の研究、販路拡大に必要な知識やノウハウの習得、物産展への出展などの実践的な活動への支援を行っております。

次に、離島生活コスト低減事業の今後の計画についてお答えいたします。

離島生活コスト低減事業の対象離島の拡大につきましては、今年度、離島ごとの物流の状況や島内の小売店立地状況などの事業環境、沖縄本島との物価差の状況等を把握した上で、外部有識者等で構成する「離島生活コスト低減事業在り方検討委員会」において検討することとしております。

次に、離島振興計画の具体的な施策展開についてお答えいたします。

沖縄県は、「住みよく魅力ある島づくり計画」において、「離島の特色を生かした産業振興と新たな展開」として、観光・リゾート産業や農林水産業、地域産業の振興など7つの基本施策と252の「主な取組」を推進することとしております。また、「主な取組」についてPDCAを実施し、必要な見直し、改善を行い、施策の効果的な推進を図ってまいります。

次に、離島の農水産業の活性化と定住促進についてお答えいたします。

離島地域の定住促進に向けては、基幹産業である農水産業の振興が重要と考えております。このため、亜熱帯海洋性気候や地理的特性、多様な地域資源など各離島の地域特性を最大限に生かしたおきなわブランドの確立を推進しております。また、離島地域の経済を支えるサトウキビ等の安定生産を図るなど、離島地域の農水産業の活性化や定住促進に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 保健医療部長。

〔保健医療部長 仲本朝久君登壇〕

○保健医療部長（仲本朝久君） それでは地域福祉・医療の充実強化についての御質問で、県立北部病院と北部地区医師会病院の統合再編についてお答えいたします。

北部地域の医療提供体制については、昨年12月の「北部地域における医療提供体制の確保に関する研究会」報告において、「病院の統合再編による基幹的病院の整備が望ましい」と提言がありました。

県としましては、北部市町村議会からの要請で示された北部地域の医療の窮状は、危機的状況であると認識しており、地域医療の中核としての役割を担っている県立北部病院について、まずはその充実強化に取り組むことが重要であると考えております。このような中、ことし3月には、地域医療構想の策定に関するガイドラインが示され、都道府県においては、10年後の目指すべき医療提供体制を示す同構想の策定が求められております。北部地域の医療提供体制については、同構想の内容とも大きく関連することから、構想の策定を進める中で、あわせて議論していくこととしております。現在、同構想の策定に向けた検討会議を県並びに各地域に設置し、検討を進めているところであり、専門家である医療関係者や北部地区関係者の意見を十分にお伺いし、しっかりと議論していきたいと考えております。

次に、医療制度改革による本県の7対1看護体制導入への影響についてお答えいたします。

7対1看護体制については、平均在院日数、看護必

要度の見直しに加え、平成26年度の診療報酬改定により、新たに在宅復帰率も算定基準に追加されるなど、要件の厳格化が図られております。医療制度改革により、今後も要件の引き上げ等が予測されることから、7対1看護体制の病床は全国的にも減少していくものと考えられており、県内においても同様の影響が想定されます。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 病院事業局長。

〔病院事業局長 伊江朝次君登壇〕

○病院事業局長（伊江朝次君） 地域福祉・医療の充実強化についての御質問の中で、県立北部病院、県立宮古病院及び県立八重山病院における7対1看護体制の導入についてお答えいたします。

7対1看護体制については、手厚い看護による良質な医療の提供が期待できると考えております。県立北部病院、県立宮古病院及び県立八重山病院の7対1看護体制の導入については、導入で生じる恒常的な費用負担によって、経営に大きな影響を与えることが見込まれることから、慎重に検討を行っているところであります。

病院事業局としましては、診療体制や経営状況に加え、7対1看護体制のさらなる要件の厳格化など、医療制度改革の動向も注視しながら、導入について引き続き検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長 金城 武君登壇〕

○子ども生活福祉部長（金城 武君） 地域福祉・医療の充実強化についての御質問の中で、介護が必要な高齢者等の状況についてお答えをいたします。

本県の要介護認定者数は、平成27年3月の速報値によりますと約5万4000人で、前年同月と比べ約2000人の増となっております。平成26年10月末時点で施設入所の必要性が高い高齢者は751人となっており、県としましては、市町村が地域の需要を踏まえ必要量を見込んだ沖縄県高齢者保健福祉計画に基づき計画的に施設を整備してまいります。また、今後急速な高齢化が進むことが見込まれており、団塊の世代が75歳以上となる平成37年には、約4000人の介護職員が不足すると推計されております。

県としましては、地域医療介護総合確保基金を活用し、介護人材の参入促進、介護従事者の資質の向上、労働環境・処遇の改善等、介護人材の確保に向けた取り組みを強化してまいります。

次に、届け出をしていない有料老人ホームが多い理

由と県の対応についてお答えをいたします。

本県における平成27年9月25日時点で、届け出の指導を行っているが届け出をしていない有料老人ホームは、県所管で20施設となっております。本県においては、全国と比較して小規模の施設が多いことが届け出をしていない施設が多い要因ではないかと考えております。

県としましては、市町村や関係機関と連携し、届け出をしていない施設の情報収集、実態把握に努め、電話、文書及び実地訪問等により届け出の指導を行っております。また、届け出の有無にかかわらず、有料老人ホームの立入検査を実施しております。今後とも、有料老人ホームの適正な運営と質を確保し、入居者処遇の改善が図られるよう指導を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

〔教育長 諸見里 明君登壇〕

○教育長（諸見里 明君） それでは、地域福祉・医療の充実強化についての御質問で、知的障害特別支援学校の設置状況と生徒数、那覇市への設置の取り組みについてお答えいたします。6(7)と6(8)は関連しますので、一括してお答えいたします。

知的障害を対象とした特別支援学校は、島尻特別支援学校など9校で、幼児・児童生徒数は、平成27年5月1日現在1568名となっております。

県教育委員会としましては、那覇市内への知的障害特別支援学校設置の必要性は認識しており、沖縄県特別支援学校PTA協議会等からの要請を受け、学校用地や設置形態等について研究を行っているところで、今後とも、那覇市等の関係機関と連携を図り、通学時の児童生徒や保護者の負担感の軽減につながる特別支援学校の設置について、どのような対応が可能かさらに研究を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 砂川利勝君。

〔砂川利勝君登壇〕

○砂川 利勝君 それでは、再質問させてください。

まず、尖閣諸島の周辺海域の安全確保についてです。

石垣市議会は、9月15日の定例会において、「翁長雄志沖縄県知事の国連人権理事会における演説で、尖閣諸島の問題を取り上げることを求める意見書」を賛成多数で可決しております。即日県知事宛てに送付いたしましたが、その対応について説明を願いたいと思います。

2番目に同じ項目なんですが、国連人権理事会での

演説の前の市民外交センターなどが主催したシンポジウムで、知事は尖閣諸島の現状について発言されたか伺いたいと思います。

3つ目に、国連人権理事会の場での知事発言に対し、沖縄県の女性のほうから知事の発言に対しての反論が行われていたと思います。その中で東シナ海における中国の挑発行為を指摘していたが、このことに関しどのような見解を知事が持っているのかお聞かせください。

次に、農林水産業の振興についてであります。

竹富町では、製糖工場の整備がなされました。しかしながら、ハーベスター含めた集中脱葉機の整備がなくて、今高齢化と人手不足でこれからのキビ産業が危ういという方向性、現状が出ております。その意味も含めてこれからのハーベスター含めた集中脱葉機の導入について県の方向性を伺いたいというふうに思います。

次に、観光関連で観光振興ですが、先ほどの(7)番目のスーパーヨットの件でございます。

ことし石垣において4隻のスーパーヨットが寄港いたしました。1隻当たり約1000万円の経済効果があったということで、それは食料、水、燃料、宿泊ですね、その経済効果があったという報告を受けております。これはNPOからの説明で私もちょっと教えていただいたんですが、このように1隻当たり1000万落とすということであれば、世界には数多くの、今スーパーヨットがあります。そういった中で、そういうヨットをぜひ誘致したいという思いがありますので、当然ながら検討していきたいというお言葉がありましたが、しっかりと私は調査費をつけて、これはやはり離島のかなりの経済効果が私はあるというふうに思いますので、調査費をつけていく方向性がないのか再度お聞きしたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後2時21分休憩

午後2時25分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

知事公室長。

〔知事公室長 町田 優君登壇〕

○知事公室長（町田 優君） 砂川議員の再質問の中で、尖閣諸島についての御質問、3つございました。

まず、石垣市議会の要請を受けて、国連人権理事会で尖閣について取り上げたかという御質問でしたけれども、スピーチの中では、特に尖閣諸島については触れてございません。

それから、シンポジウムではどうだったかという御質問ございましたけれども、シンポジウムでも尖閣諸島について特に発言はしてございません。

それから3点目に、その国連人権理事会で女性の方が、中国の挑発行為について発言したけれども、それについてどう思うかというお話でしたけれども、私もその女性の発言について現在手元にございませんので、それに対するコメントは控えたいと思います。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 島田 勉君登壇〕

○農林水産部長（島田 勉君） 砂川議員の西表島における収穫の機械化についての再質問にお答えいたします。

竹富町の西表島においては、現在刈り倒し機を導入し、収穫作業の一部を機械化しておりますが、梢頭部の除去や脱葉作業は人手による作業が必要な状況となっております。そのため、地元生産者から竹富町に対して収穫作業のさらなる省力化のための体制整備について要望・相談があったと聞いております。

県といたしましては、現在、竹富町、製糖工場、JAなど関係機関と今後の方向性等について検討を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 前田光幸君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（前田光幸君） スーパーヨットの誘致に向けた調査についてお答えいたします。

沖縄県においては、観光収入1兆円の達成に向けて取り組む項目の1つとして、富裕層の誘致を掲げております。このことから次年度、富裕層の誘致に向けた取り組みの方向性等について調査を行うこととしております。

御質問のスーパーヨットにつきましても、富裕層の取り込みの一環として検討していくのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 砂川利勝君。

〔砂川利勝君登壇〕

○砂川 利勝君 先ほどの尖閣諸島の件ですが、発言がされなかったと、どちらの会議でもされなかったということで、同じ私の思いとしては、同じ沖縄のことですので、やはりそういうなかなか行けない場所です。しっかりとそういう沖縄県の立場として、私は、話すべきであったんじゃないかなというふうに思います。

理由については、述べられませんでしたので、もしどういった理由でできなかったのか、答えられるのであれば教えてください。

それと、先ほどの製糖工場の件ですが、これは前向きに検討していきたいということです。これはやはり今サトウキビが離島の基幹作物であると、それと主力がもう離島に来ているという流れで必ず実現をしてほしいというのが農家の要望です。ぜひともこの農家の要望に応えるように、当局はしっかりとまたやっていただければというふうに思っております。

スーパーヨットの件に関しては、調査をしていくということです。ぜひ部長、頑張ってください。よろしくお願いします。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

〔知事公室長 町田 優君登壇〕

○知事公室長（町田 優君） 今回の国連理事会での尖閣に触れなかった理由についての御質問でしたけれども、今回のこの集会、国連人権理事会というのは、その名前のとおり人権についてあるいは自己決定権についてそういうことについて話し合う場でしたので、その場には、尖閣諸島について触れるのはなじまないのではないかとということで、今回はそれについては触れてはございませんでした。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 新里米吉君。

〔新里米吉君登壇〕

○新里 米吉君 ハイサイ。

新里米吉です。

先島地域を非常に強い台風が襲いました。特に、与那国では最大瞬間風速81.1メートルと県内観測史上2位の台風で被害も民家全壊10戸、半壊27戸、電柱40本が折れたと報道されています。与那国の皆様にお見舞い申し上げます。

県が早速、副知事を与那国へ派遣されたことを評価するものです。県議会としても早急な被害状況の視察調査が必要と思います。

さて、翁長知事を誕生させてよかったとの声が県内外で聞かれます。

米軍基地問題で、民意に基づく明快で理路整然とした発言は、多くの県民の賛同と信頼を得ています。政府に対しても米軍基地の歴史、形成過程や基地から派生する事件・事故等の被害、県民の苦悩を語られ、沖縄への基地押しつけには毅然たる態度で対応されております。県民はもとより全国の皆さんにも理解が深まり、辺野古基金への賛同もふえています。国連での演

説で国際的な理解も広がりつつあり、辺野古新基地をつくらせないとの国際世論に発展しようとしています。経済振興もアジア諸国を訪問してトップセールスを行い、沖縄県アジア経済戦略構想が答申されるなど、県経済の展望も明るい方向にあります。

私たちは知事を支え、県勢発展のため全力を挙げて取り組みます。そのような視点から、社民・護憲ネットを代表し、質問します。

日本時間9月29日未明に締結された環境補足協定は、質問通告後に起きた事例ではありますが、沖縄県にとって重要な問題でありますので、議事課にも連絡しており、先例を踏まえ質問させていただきます。

補足協定については、一定の評価はあるものの識者からも多くの問題点の指摘があります。県の所見を伺いたい。

以下、通告に基づき質問します。

1、知事の政治姿勢について。

(1)、沖縄21世紀ビジョンについて。

ア、「はじめに」の中に「沖縄は軍事面での安全保障ではなく、幅広い分野において我が国とアジア・太平洋地域との交流や信頼関係の構築など積極的な役割を担うことができると考える。」について知事の所見を伺いたい。

イ、「めざすべき将来像」に「沖縄の自然は、天賦の貴重な財産であることを認識し、豊かな自然を守り育みながら、持続的発展を志向する」、「世界に誇る豊かな自然環境を劣化させることなく次世代に引き継いでいく取り組みを、県民全体で推進することが求められている。」と明記している。将来像から考えると新基地建設のために天賦の貴重な財産である辺野古沿岸部、大浦湾を埋め立てることがあってはならないと考える。知事の所見を伺いたい。

ウ、「沖縄における米軍基地の存在は、長期にわたり望ましい都市形成や交通体系の整備、産業基盤の整備など、地域の振興開発を図る上で大きな障害となってきたが、基地の返還は遅々として進まず、過重な負担が続いてきたことで、本来ならば得られるべき県民の生活上の利益を失い続けている。」、「早期返還と、跡地利用の推進は、基地を提供してきた国の責務において行われなければならない。」について知事の所見を伺いたい。

エ、「東アジア・太平洋地域の十字路に位置する島しょ圏沖縄は、歴史的にも交流の要所である。沸騰するアジアのダイナミズムを踏まえ、アジアのゲートウェイとしての役割を積極的に果たすことにより、我が国経済を牽引する一翼を担うことができる。」、

「自由化、アジアへの経済的シフトを基底にしつつも、地域に負の影響を及ぼす要素を排除する制御にも配慮すべきである。県民の利益を損なう自由化には、ローカルルールを課し、自由と制御のバランスの下、県民の厚生を最大化を目指す。」、「返還跡地の状況をみると、那覇新都心地区、小禄金城地区などこれまでの中南部圏における返還跡地利用は、市街地形成や経済活動に大きなプラスの経済効果をもたらしているとの調査結果も発表されており、県経済を牽引する活発な経済活動が展開されている。」について知事の所見を伺いたい。

オ、「沖縄は、陸域、海域、空域とも駐留米軍の制約を大きく受けている。特に、在日米軍への基地提供は著しい不均衡状態にあり、同時に、沖縄の新たな発展にとって重大な阻害要因となっているという現実直視されなければならない。我が国が全国的に負担すべき「安全保障」の未解決の課題として、負担の公平等の適正化を図る必要があり、この問題は、米軍の運用や我が国の国防に関わることから、国が責任をもって対応すべきである。」について知事の所見を伺いたい。

カ、「公的支出の県経済に占める割合をみると、平成18年度の県民総所得の3兆9592億円に対して、政府最終消費支出と政府固定資本形成の合計で35.6%を占め、九州6県平均31.6%と比較すると、本県が4ポイント高くなっている。全国では、秋田県に次いで構成比が高い順に5位となっている。また、一人当たりでみると、14位となっており、全国と比較して突出して高いというわけではない。」について知事の所見を伺いたい。

キ、人口増加がもたらす2020年までの経済成長予測の中で「シンクタンクの調査によっても、全国が人口減少に向かう中で、沖縄県の人口増加は、大きな強みであることを示している。」と述べていることについて知事の所見を伺いたい。

(2)、辺野古埋立承認取り消しについて知事の所見を伺いたい。

(3)、翁長知事の国連演説に対する出席者等からの激励や反応及び海外メディアの反応を伺いたい。

(4)、歴代政権が認めなかった集団的自衛権の行使をできるようにする安全保障関連法案についての国民世論は、多くの国民が憲法違反、圧倒的多数が慎重審議を求めてきた。S E A L D s やママさん等若い人たちの反対行動も広がった。政府・自民党は国民世論を反映し、「丁寧な説明をし国民の理解を求める」としてきたが、国民の理解を得ないまま採決を強行した。

知事の所見を伺いたい。

2、経済振興について。

(1)、翁長知事は、4月に中国と台湾を訪問され、台湾ではトップセールスもされ多くの成果もありました。さらに7月にはシンガポール、8月に香港を訪問されましたが、シンガポール、香港訪問の目的と訪問しての感想を伺いたい。

(2)、昨年度の入域観光客数実績と今年度の現状と見通しについて。

ア、2014年度（平成26年度）の入域観光客数について伺いたい。

イ、2015年度（平成27年度）の入域観光客数の現状について。

ウ、平成27年度の入域観光客数の見通しについて。

(3)、世界最大の航空会社商談会ルーツ・アジアの2017年沖縄開催について、課題、対応方針、事業効果等について伺いたい。

(4)、情報通信関連の中でアジア有数の国際情報通信ハブの形成について伺いたい。

(5)、県アジア経済戦略構想策定委員会は「国際競争力のある物流拠点の形成」など重点戦略や産業成長戦略を盛り込んだ構想を答申したと報道されている。主要な重点施策と実施に向けての課題を伺いたい。

(6)、中城湾港新港地区へのクルーズ船寄港誘致について沖縄市、うるま市、北中城村が主体になって「中城湾港の振興を考える会」が10月に発足することである。クルーズ船の寄港が急増して那覇港が過密状態になっており、中城湾港を初め他の港湾もクルーズ船寄港地として検討することが大切であると考えている。県の所見を伺いたい。

(7)、砂糖制度の堅持及びサトウキビ生産振興に関する下記の事項について伺いたい。

ア、甘味資源作物交付金の支援水準は生産者が意欲を持ち、再生産可能な水準となるよう確保すること。

イ、沖縄糖業振興対策費の拡充強化を行うこと。また、老朽化の著しい製造設備の整備や維持に向け、継続的な支援策を講ずること。

ウ、農業用機械リース支援事業を維持継続すること。

エ、サトウキビ生産者の経営安定と再生産を確保するため、畑作物共済の加入率向上政策の一環として農家掛金負担の軽減と、加入条件の緩和をするなどの措置を国へ働きかけること。

(8)、与那原・西原地区へのMICE建設決定に与那原町・西原町を初め周辺町村の皆さんが喜んでいま

す。MICE建設に向けて県庁内の連携を強化するための横断的組織や関係市町村との協議機関が必要と考える。県の所見を伺いたい。

3、基地問題について。

(1)、高江のヘリパッド建設（オスプレイパッド）と宮古・八重山の新たな自衛隊基地建設の動きについて、県の所見を伺いたい。

(2)、米カリフォルニア州のバークレー市議会は、9月15日夜の本会議で、米軍普天間飛行場に伴う名護市辺野古への新基地建設に反対し、県民と連帯する決議案を全会一致で可決したと報道された。県の所見を伺いたい。

(3)、集中協議で知事が述べられた下記のことについて説明を伺いたい。

ア、戦後、住民がいない間に強制接収されてつくられた基地、それが問題の原点だ。

イ、基地問題では魂の飢餓感がある。

ウ、普天間飛行場が世界一危険だから代替案を出せというのは、日本の政治の墮落だ。

(4)、9月19日夜から20日未明にかけて辺野古のキャンプ・シュワブゲート前に約20人の集団が襲撃し、傷害容疑1名、器物損壊容疑2名が逮捕された。このような暴力行為は民主主義と沖縄の民意に対する挑戦と言わざるを得ない。事件の概要説明と警察の対応に反省すべき点がなかったか本部長に伺いたい。

○議長（喜納昌春君） 翁長知事。

〔知事 翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君） 新里米吉議員の代表質問にお答えをいたします。

知事の政治姿勢についてに関する御質問の中の、アジア・太平洋地域との交流についてお答えをいたします。

沖縄は、琉球王国時代から友好的な交流を通じて、中国などアジア各国との信頼関係を築いてまいりました。

沖縄県としましては、今後も、学術文化、観光、経済等のさまざまな分野での交流を通じて、アジア・太平洋地域における平和発信や国際交流の拠点を目指してまいります。

次に、辺野古埋立承認取り消しについてお答えをいたします。

普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立承認に関しては、法律的な瑕疵の有無を検証する第三者委員会から「埋立承認手続には法律的な瑕疵が認められる」との報告がありました。その報告も踏まえ、現在、承認取り消しに向けた手続を行っているところ

であります。

私は、多くの県民の負託を受けた知事として、今後とも、県の有するあらゆる手法を用いて、辺野古に新基地はつくらせないと公約実現に向けて取り組んでまいります。

次に、国連演説に対する反応についてお答えをいたします。

国連人権理事会では、沖縄の人々の自己決定権がないがしろにされている辺野古の状況を、世界中から関心を持って見ていただくよう申し上げました。各国の代表や世界のNGO等、多くの方々へ、今沖縄が置かれている状況を伝えることができたことは、大変有意義だったと考えております。また、欧米メディア各社においても演説内容等が報道され、国内外に対しても効果的に情報発信できたと考えております。今後とも国内外に向けた効果的な発信方法を検討してまいります。

次に、経済振興についてに関する御質問の中の、シンガポール、香港訪問の目的と感想についてお答えをいたします。

7月に訪問したシンガポールでは、シンガポール事務所開所記念事業の一環で、航空会社への定期便就航の要請、現地バイヤーを招聘した県産品の商談会等のトップセールスを実施したほか、大型MICE施設や航空機整備基地等の視察も行いました。開所記念レセプションには約200名の招待客が出席し、シンガポールの関係機関との交流、協力関係を深めることができ、沖縄への関心の高さや期待を感じました。8月に訪問した香港・マカオにおいては、沖縄県が出席した「香港フードエキスポ2015」の視察を行ったほか、香港貿易発展局のマーガレット・フォン総裁と面談し、平成26年に締結した覚書による連携を進めていくことで合意をいたしました。さらに、香港ディズニーランド、ザ・ベネチアン・マカオ等を視察し、香港・マカオの急速な発展・変貌を体感することができました。

私は、一連の訪問を通して、アジアのダイナミズムを実感したことから、スピード感を持ってアジア経済戦略構想を推進することが、沖縄経済の振興・発展に寄与すると意を強くしたところであります。

次に、基地問題に関する御質問の中の、パークレー市議会での決議に対する所見についてお答えをいたします。

私は、辺野古新基地をつくらせないという公約実現のため、あらゆる機会を捉えて情報発信に努めてきました。その結果、国内外においてさまざまな沖縄を支

援する団体の活動の輪が広がりつつあることについて心強く感じております。今回のパークレー市議会決議についても多くの関係者の御尽力によるものとして大変意を強くしております。

次に、基地問題の原点についてお答えをいたします。

戦後、27年間に及ぶ米軍統治下において、民有地の強制接収などによって、沖縄県の広大な米軍基地が形成されたものと承知しております。戦後70年を経た今もなお、国土面積の約0.6%である沖縄県に、在日米軍専用施設面積の約74%に及ぶ広大な米軍基地が存在し、これら米軍の運用は、騒音を初め地域住民にさまざまな影響を与えております。世界一危険とも評される普天間飛行場の危険性除去のため、1996年4月、同飛行場の全面返還が日米合意されました。しかしながら、県内移設が条件とされ、県民の理解が得られないまま進められてきたことが今日に至る問題につながったものと考えております。

次に、「魂の飢餓感」との発言についてお答えをいたします。

私は、政府との1カ月間の集中協議の中で、基地の形成されてきた状況を含め、沖縄の歴史や県民の心、そして今日まで続く過重な基地負担の現状について説明いたしました。しかしながら、政府は、国民全体で日本の安全保障を考えるとという気概もなく、どのように訴えても一向に沖縄の過重な基地負担が軽減されない状況に対する県民の気持ちを「魂の飢餓感」と表現したものであります。

次に、政治の墮落との発言についてお答えをいたします。

戦後70年間、過重な基地負担を背負う沖縄が、危険性除去のためとはいえ、代替施設を考えなければならぬというのは、大変理不尽であると考えております。政府においては安全保障の負担は全国で担うべきとの認識のもと、普天間飛行場の早期返還に取り組んでいただきたいと考えております。

○議長（喜納昌春君） 安慶田副知事。

〔副知事 安慶田光男君登壇〕

○副知事（安慶田光男君） 新里米吉議員の経済振興についての御質問の中で、MICE施設建設に向けた協議会設置についてお答えいたします。

国内外から多くのMICEを誘致し、地域への経済波及効果を高め、東海岸地域の振興を図るには、競争力のある大型MICE施設を整備するとともに、周辺地域に宿泊施設や商業施設の立地を促すほか、交通網、道路の整備等を行うことが重要と考えておりま

す。このため、交通網、道路整備等を所管する関係部局が連携して取り組める部局横断的組織を構築していきたいと考えております。また、大型MICE施設建設については、地域住民や地元自治体の理解と協力を得ることが重要であることから、地元4町村で構成する東海岸地域サンライズ推進協議会と連携していく体制づくりも検討していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（喜納昌春君） 環境部長。

〔環境部長 當間秀史君登壇〕

○環境部長（當間秀史君） 知事の政治姿勢についての中、辺野古沿岸部、大浦湾を埋め立てることに對する所見についての御質問にお答えします。

辺野古沿岸部及び大浦湾は、県土の適切な土地利用への誘導及び調整を図るため沖縄県が策定した自然環境の保全に関する指針において、評価ランクⅠ及びⅡと評価されております。また、国により「日本の重要湿地500」や「ラムサール条約湿地潜在候補地」に選定されるなど、生物多様性が高い海域であると認識しております。海域を埋め立てる行為は、自然環境の回復が困難な不可逆性の高いものであり、自然環境に与える影響は非常に大きいものであり、貴重な財産である沖縄の自然は次世代へ引き継いでいくべきものと考えております。

次に、緊急質問の環境補足協定に係る所見についてにお答えいたします。

これまで沖縄県及び渉外知事会等が求めてきた環境補足協定が締結されたことについては、評価したいと考えております。しかしながら、補足協定には県が要望する「少なくとも返還3年前からの立入調査の実現」が盛り込まれておらず、また、事故時の立入申請に対しては、米軍が全ての妥当な考慮を払うとされており、米軍の運用に左右されるなど十分とは言えない部分もあります。

県としましては、日米両政府に対し、引き続き沖縄の基地負担軽減及び環境保全対策の強化を要請していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

〔知事公室長 町田 優君登壇〕

○知事公室長（町田 優君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、米軍基地の早期返還及び不均衡の適正化についてお答えします。1の(1)ウの(ア)と1の(1)オは関連しますので、恐縮ですがけれども一括してお答えさせていただきます。

沖縄21世紀ビジョンにおいては、基地のない平和

で豊かな沖縄をあるべき姿としながら、基地の整理縮小を進めることとしております。戦後70年を経た今もなお、国土面積の約0.6%である本県に約74%の在日米軍専用施設が存在する状況は、異常としか言いようがありません。そして、その米軍基地が沖縄経済発展の最大の阻害要因であることは明確であります。日本の安全保障が大事であるならば、日本国民全体で考えるべきであります。沖縄の基地問題が現状のまま放置されることはあってはならず、日米両政府は全力を挙げて沖縄の基地負担軽減に努めるべきであります。

次に、安全保障関連法についての御質問にお答えします。

安全保障関連法については、十分な議論がなされるべきところ、採決が強行されたことは、まことに残念であります。沖縄県は、在日米軍専用施設の約74%が集中し、過重な基地負担を抱えております。また、さきの大戦の経験を踏まえ、我が国の安全保障政策の変更に県民は大きな不安を感じております。

このような中、国民の理解が十分得られていない重要な法案を強引に押し進める政府の姿勢は容認しがたいものであります。安全保障関連法の成立により、米軍の運用や米軍基地機能が強化され、沖縄の基地負担の増加につながるものがあってはならないと考えております。

次に、基地問題についての御質問の中で、高江のヘリパッド建設及び宮古・八重山の自衛隊基地建設についてお答えします。

北部訓練場の過半の返還について、県はSACO合意事案を着実に実施することが、本県の基地の整理縮小及び地元の振興につながることから、その実現を求めているものであります。その条件とされている6カ所のヘリ着陸帯の移設については、当該地域の自然環境や地域住民の生活への影響をめぐってさまざまな意見があるものと承知しております。

オスプレイについては、日米両政府に対して配備撤回を求めてまいります。今後、地元の意見も伺いつつ、検討してまいりたいと考えております。また、宮古島の自衛隊配備については、去る5月11日、佐藤防衛副大臣が宮古島市を訪問し、陸自警備部隊等の配置について協力を要請しております。

県としては、自衛隊の配備については、地元の理解と協力が得られるよう、政府は丁寧の説明を行うべきであると考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

〔企画部長 謝花喜一郎君登壇〕

○企画部長（謝花喜一郎君） 知事の政治姿勢についての御質問の中の、跡地利用に関する国の責務についてお答えいたします。

国が戦後、長期間にわたって駐留軍に提供してきた駐留軍用地は、市街地を分断する形で存在し、都市機能、交通体系、土地利用などの面で大きな制約となっております。このようなことから、跡地利用推進法の基本理念において、国は、沖縄県及び関係市町村との密接な連携を確保しつつ、国の責任を踏まえ、駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用を主体的に推進しなければならないとされたところであります。

次に、沖縄21世紀ビジョンにおけるアジアとの関係に関する所見についてお答えいたします。

沖縄県は、中国、東南アジアなど人口20億人以上の巨大マーケットの中心に位置しており、その地理的優位性を生かし、アジア経済のダイナミズムを取り込み、ともに発展していくことは、沖縄の経済・産業の成長を図る上で極めて重要であり、それがひいては我が国の発展に寄与するものと認識しております。

そのため、県では沖縄県アジア経済戦略構想を策定したところであり、今後もアジアとの連携を深めるとともに、同構想の実現に向けて取り組みを進めることで、アジアのゲートウェイとしての役割を果たしてまいりたいと考えております。また、アジアへの経済的シフト、自由化の進展による経済社会の変動にも対応できる強くしなやかな自立型経済を構築し、県民の福利や厚生を最大化を目指し、適切に対応してまいります。

次に、返還跡地の経済効果についてお答えいたします。

本年1月に県が公表した駐留軍用地跡地利用に伴う経済効果の調査においても、返還跡地の飛躍的な発展が示されており、かつての基地経済の効果を大きく上回るものとなっております。今後、返還が予定されている駐留軍用地においても円滑な跡地利用を進め、沖縄の発展をさらに加速させてまいります。

次に、公的支出の全国との比較についてお答えいたします。

県民経済計算における公的支出について、平成24年度の1人当たりの公的支出額を見ると、107万5000円、15位となっており、全国と比較して突出して高いわけではありません。

沖縄県としましては、さまざまな機会を通して、こうした状況について説明を行ってまいりたいと考えております。

次に、沖縄県の人口増加についてお答えいたしま

す。

全国が人口減少社会を迎えている中、沖縄県の人口は復帰直後から今日に至るまでふえ続けており、東京都に次いで高い増加率となっております。人口減少社会の影響として、社会保障システムの維持が困難となることや、経済活力の低下、伝統・文化を継承する担い手の減少などが懸念されております。経済成長や地域社会の活力を維持する上で、沖縄県の人口増加は大きな強みであると認識しております。沖縄県人口増加計画では、このような状況を踏まえ、人口が増加基調にある現段階から積極的な施策を展開し、地域の活力と成長力を維持・発展させることとしております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 前田光幸君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（前田光幸君） 経済振興についての御質問の中の、平成26年度の入域観光客数についてお答えいたします。

平成26年度の入域観光客数は、対前年度比9.0%増の716万9900人となり、2年連続で過去最高を更新するとともに、初の700万人台を記録しております。国内客は、対前年度比3.9%増の618万3900人、外国客は、対前年度比57.2%増の98万6000人で、いずれも過去最高を記録しております。

観光客増加の要因としましては、円安等の外的要因のほか、那覇空港新国際線旅客ターミナルビルや那覇クルーズターミナル等のインフラの整備、誘客プロモーションの積極的な展開による国内外の航空路線の拡充やクルーズ船寄港回数の増加、さらに、官民一体となって観光施策の推進に取り組んだことによるものと考えております。

次に、平成27年度の入域観光客数の現状についてお答えいたします。

平成27年4月から8月の入域観光客数は、いずれの月も過去最高を記録し、累計で336万8300人と前年同期の307万1500人に比べて29万6800人、9.7%の増加となり、好調に推移しております。そのうち、国内客については、263万7100人、対前年同期比3200人、0.1%の増加となっております。外国客については、73万1200人、対前年同期比29万3600人、67.1%の増加となり、前年を大きく上回っております。

次に、平成27年度の入域観光客数の見通しについてお答えいたします。

国内客については、円安傾向と景気のやわらかな回復基調が持続すると予想されていることから、堅調に

推移するものと見込んでおります。外国客については、訪日旅行需要の高まりに加え、海外航空路線の拡充やクルーズ船寄港回数の増加が予定されていることから、好調に推移するものと見込んでおります。

県としましては、引き続き国内外の市場特性に応じた誘客活動の展開や、外国客への多言語対応などの受け入れ体制の整備を図るなど、観光施策を積極的に推進することにより、今年度の目標である760万人の達成を目指してまいります。

次に、ルーツ・アジア沖縄開催の課題、対応方針、事業効果等についてお答えいたします。

県では、2012年より、イギリスUBM社の主催するアジア最大の航空路線開拓の商談会ルーツ・アジアの誘致に取り組み、このほど2017年の沖縄開催が正式に決定しました。ルーツ・アジアには、世界各地の航空会社約100社、空港会社約300社の路線開発責任者が参加することから、この機会を捉えて世界の主要航空会社の路線開発責任者に対して、新しい就航地としての沖縄の可能性を十分に理解していただくことが課題となっております。そのため、参加者に対し詳細なデータに基づくプレゼンテーションを行うとともに、主要観光施設の視察やイベントの運営全体を通して沖縄の魅力を体感していただき、沖縄観光のブランド力を印象づけていきたいと考えております。

2017年のルーツ・アジア沖縄開催は、2020年の那覇空港第2滑走路の供用開始や東京オリンピック・パラリンピックの開催を控えた絶好のタイミングであることから、本県と海外を結ぶ航空路線の開設に多大な効果が期待できると考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 下地明和君登壇〕

○商工労働部長（下地明和君） それでは、経済振興についての御質問の中の、アジア有数の国際情報通信ハブ形成についてお答えします。

県では、平成10年に沖縄県マルチメディアアイランド構想を策定し、情報サービス、コンテンツ制作、ソフトウェア開発の3つを重点分野と位置づけ、さまざまな施策を推進した結果、コールセンターを初めとするIT関連産業の集積が図られております。平成25年に策定した「おきなわSmart Hub構想」においても、この方向性を引き継ぐとともに、アジアを初め広く国内外から沖縄へ企業・人材・知識を集積させ、IT関連産業が観光、医療、農業など他産業を下支えするサポーティング産業として、多様なイノベーション創出を促進するスマートな拠点の形成を

目指しております。さきに報告を受けたアジア経済戦略構想においても、その実現に向け、産学官が一体となった沖縄IT産業戦略センターの設置が求められているところであります。

このため県では、最先端の研究開発への支援に加え、アジアとのビジネス連携とそのかけ橋となる人材の育成等に取り組むとともに、クラウド基盤や国際海底ケーブルなど、直接アジアと接続するインフラを構築することで、IT産業の高度化・多様化を図り、産業のブランド力と国際競争力を高め、国際情報通信ハブの形成につなげていきたいと考えております。

次に、アジア経済戦略構想の重点施策と課題についてお答えいたします。

沖縄県アジア経済戦略構想については、去る9月17日に策定委員会から報告を受けたところであります。その中で、今後の沖縄経済を牽引する基軸となる産業の振興を図る観点から、質の高い世界水準の観光・リゾート地の形成、那覇軍港や自衛隊駐屯地等を活用した国際物流機能の拡充、航空関連産業クラスターの形成促進、県内IT産業の国際競争力向上を推進する拠点となるセンターの設置など、各種施策が盛り込まれた5つの重点戦略が示されております。また、農林水産業や先端医療、バイオ産業など、沖縄の特性を生かしたアジア市場を取り込むことで新たな成長が期待される4つの産業成長戦略とあわせて、アジアにおけるビジネス・ネットワーク拠点の形成やグローバル人材の育成など、戦略を推進するための5つの機能が示されております。

一方、課題としては、各種施策の予算規模や実施主体等の整理が必要であり、県としては、今後、具体的な事業やプロジェクト、スケジュール等を盛り込んだ計画を策定し、本構想の実現に向けて取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 末吉幸満君登壇〕

○土木建築部長（末吉幸満君） 経済振興についての御質問の中で、中城湾港を初めとするクルーズ船寄港地についてお答えします。

県は、クルーズ船を利用した観光振興に資するため、旅客ターミナル等の港湾施設整備を積極的に推進しております。中城湾港新港地区では、平成10年から平成23年にかけて4万トン級のクルーズ船が寄港した実績があります。現在、地元自治体が主体となって「中城湾港の振興を考える会」を発足させて、クルーズ船誘致に取り組む動きがあり、県としても国と連携

して港湾施設の整備を進めてまいりたいと考えております。平良港においては、クルーズ船の大型化にも対応可能な係留施設を計画しております。石垣港においては、現在、新港地区に新たなクルーズ船岸壁を整備しており、その完成に合わせて旅客ターミナルビルの整備を行う計画であります。本部港においては、クルーズ船対応の岸壁整備を行ったところであり、今後、クルーズ船の大型化にも対応した施設の整備を検討していくこととしております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 島田 勉君登壇〕

○農林水産部長（島田 勉君） それでは、経済振興についての御質問の中で、砂糖制度の堅持及びサトウキビの生産振興についてお答えいたします。2の(7)アから2の(7)エまでは関連いたしますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

サトウキビは本県農業の基幹作物であり、製糖業を通して雇用機会を確保するなど、農家経済はもとより、地域経済を支える重要な作物であります。

県としては、サトウキビ生産農家や製糖企業の経営安定を図るため、糖価調整制度の堅持、甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の確保、沖縄糖業振興対策に要する予算の確保、ハーベスター等高性能農業用機械の整備、畑作物共済の充実強化について、国に対して要請を行っているところであります。今後とも、市町村、J A、製糖企業等と連携し、サトウキビの生産振興に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 警察本部長。

〔警察本部長 加藤達也君登壇〕

○警察本部長（加藤達也君） 基地問題に関する御質問の中で、キャンプ・シュワブメインゲート前における事件概要と警察の対応についてお答えいたします。

御指摘の事件につきましては、本年9月19日深夜から20日未明にかけ、15人前後の男女がキャンプ・シュワブメインゲート向かいの緑地帯において、同所にいた抗議行動に参加している方々数人に対して、違法テントを撤去しろなどと抗議する過程で2人が横断幕を引きちぎり、また、1人が抗議行動参加者の顔面を殴るなどした器物損壊事件及び傷害事件であります。

また、警察の対応に反省すべき点はないかとの件につきましては、事件発生当日、現場の警察官から被疑者等に対し、抗議行動に参加している方々とのトラブルを含めた違法行為を防止するため、必要な指導・警

告・制止を継続して実施していたところでありますが、結果として事案が発生したことは遺憾であります。

今後、警備現場での状況の変化に、より速やかに対応できる応援態勢のあり方等について検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 20分間休憩いたします。

午後3時19分休憩

午後3時42分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

休憩前に引き続き代表質問を行います。

仲宗根 悟君。

〔仲宗根 悟君登壇〕

○仲宗根 悟君 ハイサイ グスーヨー。

こんにちは。

社民・護憲ネットを代表しまして、質問を行います。

議席16番、仲宗根悟であります。

よろしく願いをいたします。

さて、2020年の東京オリンピック追加種目に空手が提案されました。空手の持つ精神、もちろん素手で身を守るこのことが代表される精神かと思います。平和の祭典、オリンピックにふさわしい競技だということで、提案されたというふうに私は思っております。正式決定のほうは来年8月のようではありますが、まずは提案されたことに県民の一人として喜ぶたいというふうに思います。沖縄は発祥の地、この空手の発祥の地、広く世界へアピールができ、空手普及・発展に大きな意義を持つことになります。実現に向けた取り組みに期待をしたいものであります。

それでは、質問に移ります。

1点だけ追加をさせていただきたいと思います。

先島地域へ襲来した台風21号に関してですが、質問通告後に発生した大きな事案でありますので、議事課に連絡をしてありまして、先例を踏まえ質問を行います。

9月28日、宮古島・八重山地方、与那国島を暴風域に巻き込んだ台風21号は、最大瞬間風速81.1メートルを記録する猛威で襲いかかったようであります。その被害状況、今後の対策について伺いたいと思います。

それでは、通告に従い具体的に質問を行います。

まず最初に、沖縄振興施策の取り組みに関してお聞きをしたいと思います。

(1)、内閣府は2016年度沖縄振興予算の概算要求額

を3429億円とし、県の要請を踏まえ2015年度を90億円上回る内容について伺いたいというふうに思います。

(2)番目、沖縄振興特別推進交付金については今年度同額が要求されました。執行率の課題が指摘されております。その改善に英知を結集し取り組む必要があります。県の見解を伺います。

(3)番目、政府は名護市の辺野古、久志、豊原（久辺3区）を対象に新たな枠組みの交付創設を検討しているとしていますが、交付金制度は地方自治体を対象としているものであり、直接交付は地方自治への介入であり許されるものではありません。知事の見解を伺います。

2番目に、教育・文化の振興に関してお聞きします。

本県教育・文化の課題、取り組みについてお聞きしますが、古くて新しい課題と言われてきたこの学力向上対策、大きな課題克服に向けて取り組みの成果、明るい兆しが見えてまいりましたが、なお課題も残っております。また、本県児童生徒の体力あるいは泳力も全国平均を下回っているとのことであります。この対策や、また教育環境施設整備等について伺いたいと思います。

以下、伺います。

(1)、学力向上対策の取り組みについて現状と課題を伺う。

(2)、沖縄独自の歴史が育んできた文化の継承や伝統芸能の振興及び育成の取り組みについて伺う。

(3)番目、公立学校施設整備事業における耐震化事業の進捗状況について伺いたいと思います。

(4)番目は、児童生徒の体力・運動能力の実態及び体力向上推進事業の取り組みについて伺います。

(5)番、離島児童・生徒支援センター整備事業ですが、その進捗状況について伺いたいと思います。

3、子供・生活・福祉の振興に関してであります。

(1)、総務省は1977年から2013年までの毎年、全国戦災史実調査報告書を発刊しているが、沖縄県は調査対象から外されている。調査の内容は、空襲、学童疎開、孤児の実態、婦人の実態など毎年テーマがあり、46都道府県の県史、市町村史、地方紙等からさきの大戦に係る被害をまとめ、また被害の大きかった都市等には調査員を派遣して実態把握を行っている。明らかに沖縄が復帰した後に開始された調査事業であるにもかかわらず、沖縄県だけ対象外となっているのはなぜか。その理由と今後の県の対応を伺う。

(2)番目は、子供の貧困についてであります。既存

のデータから読み取れる本県の実態を伺う。児童のいる世帯の世帯収入、保育料階層、ひとり親家庭の割合など全国平均との比較において子供を取り巻く経済環境はどうなのか。

(3)、実施中のアンケート調査（子供の貧困）は全国初の取り組みとして注目され、本県の実態を浮き彫りにするものと思われる。調査結果は適切に貧困対策計画に反映し、対策に生かす必要がある。進め方を伺う。また、貧困対策を実施する上で県の役割を伺う。

(4)番目は、待機児童対策の実績、取り組みについて伺う。

4、保健・医療に関してお聞きをいたします。

(1)、県立病院における救急・高度医療サービスの提供は医師及び看護師等、医療従事者の安定確保が不可欠であります。特に離島・過疎地域の診療所などの慢性的な医師不足に対する取り組みについて伺う。

(2)、平均寿命日本一を取り戻し健康・長寿おきなわの推進について現状と課題、今後の取り組みについて伺います。

5、土木建築行政に関してお聞きをいたします。

建設産業は地域経済や雇用を支える重要な役割を果たしております。本県の経済発展に大きく寄与するものであります。また、一方で技術者・技能工の不足が顕在化し、入札の不調・不落や工期のおくれが生じているとしております。受注した工事が赤字になるケースも少なくないようであります。工事をしたら適正な利潤が確保され、働きがいのある産業でなければなりません。人材確保、経営安定につながる建設産業の支援策、以下、取り組みについてお聞きをしたいと思えます。

(1)、国・県発注公共工事に県内業者への受注機会の拡大が求められていますが、現状と取り組みについて伺います。

(2)、県発注建設工事の最低制限価格の引き上げの見直しを県建設業審議会に諮問したとしているが、人材育成や経営基盤の安定確保の点においても期待されます。その背景と内容について伺います。

6番目、環境行政に関してお聞きをいたします。

まず(1)点目、外来種対策事業が新規事業として補正予算に計上があるが内容について伺いたい。

(2)、地球温暖化防止対策の推進や環境技術の革新を進め、温室効果ガスが最大限に抑制された環境モデル地域の形成を目指す低炭素島しょ社会を実現するための取り組みについて、現状と課題、今後の方向性について伺います。

(3)、米軍飛行場の戦闘機等訓練の激化や那覇空港

の自衛隊機の訓練回数の増加等による騒音をもたらす生活環境に大きく影響を及ぼしています。県の騒音測定の実態はどのようになっているのか伺います。

(4)、米軍基地キャンプ・キンザー周辺で捕獲されたハブの体内に有害物質のPCBやDDTが高濃度で蓄積されている例があることが名桜大、愛媛大の研究グループによって明らかになったと報道があります。県として事実確認と詳細な汚染調査の実施を行うべきと考えるがどうか。

(5)番目は、沖縄市サッカー場の環境汚染問題についてです。沖縄防衛局、沖縄県、沖縄市で3者会議を行っています、その中身を伺います。あわせて住民説明会の必要もあると思います。県の取り組みについて伺います。

(6)番目、基地汚染問題は原因、責任主体、汚染の実態について明らかにされないことが多く、日米地位協定の壁もあり、到底、発生市町村のみで対応できる問題ではない。汚染調査や分析、国や米軍との協議の場の設定、汚染処理、原状回復、補償問題、作業員の安全対策、地域住民への説明及び安全確保など関係機関の関与が求められており、これら調整の役割は県にこそ期待される。その対応を伺います。

(7)番目は、産業廃棄物最終処分場の適正処理に対する問題が指摘されています。地域住民との信頼構築を得るためにも県による指導・監視体制の強化が求められていると思います。その取り組みについて伺います。

(8)番目は、世界自然遺産登録へ向けての進捗状況、その取り組みについて伺いたいと思います。

7、離島・過疎地域の振興に関してお聞きをいたします。

本県離島は、排他的経済水域や海洋資源の確保など我が国の国土保全に大きく貢献をし、豊かな自然及び文化・歴史的遺産は癒やしの場や学習の場の提供に大きな役割を果たしています。離島地域はその地理的・自然的条件から生活環境などで依然として格差があります。離島の持つ不利性の軽減に努めるとともに、離島の持つ優位性をさらに伸ばしていく取り組みが重要であります。

以下、伺います。

(1)、離島の定住条件整備を図る離島住民等交通コスト負担軽減事業の取り組み状況を伺います。

(2)、島々の独特な魅力を最大限に生かした観光や交流等、活性化の取り組みについて伺います。

(3)番目は、知事公約である島たび助成、離島観光・交流事業により離島地域の活性化に寄与できるも

のと期待するものであります。事業の効果と今後の方向性について伺います。

(4)番目、過疎地域の支援事業等、そして過疎地域の振興の取り組みについて伺いたいと思います。

8番目は、交通政策に関してであります。

(1)、陸上交通において慢性的な交通渋滞にある国道58号の渋滞解消に向けて西海岸道路やバイパス道路に期待がかかるが進捗状況と取り組みを伺います。

(2)、ことし2月に延長した国道58号のバスレーンの効果と制限時間の30分の短縮がどのように影響したか伺います。

(3)、また「検証結果を踏まえて次なる延長を検討する」というものがありますが、その内容について伺いたいと思います。

(4)番目は、栗国空港での第一航空小型機のオーバーラン事故による機材破損に伴い、先島線就航時期におくれが生じる可能性があるようではありますが、どの程度の影響になるのか、見通しについて伺いたいと思います。

(5)番目、離島空路確保対策及び離島航路運航安定化事業の内容と取り組み状況について伺います。

9、台風被害の実態と対策に関して最後にお聞きをいたします。

(1)、今夏の台風13号、15号は県民生活へ大きな影響を及ぼしました。特に先島地域へ甚大な被害をもたらした。被害状況と対策について伺います。

以上であります。

よろしくお願いいたします。

○議長（喜納昌春君） この際、報告いたします。

説明員として出席を求めた副知事安慶田光男君は、別用務のためこれより以降の会議に出席できない旨の届け出がありました。

休憩いたします。

午後3時56分休憩

午後3時57分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

仲宗根悟君の質問に対する答弁を願います。

翁長知事。

〔知事 翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君） 仲宗根悟議員の代表質問、まず緊急質問についてお答えをしたいと思います。

台風第21号の被害状況と今後の対策について。

台風第21号の被害状況につきましては、30日午前10時現在、人的被害の報告はありませんが、与那国町において住家被害が、全壊10棟、半壊が27棟、一部破損282棟、また被住家被害が75棟となっております。

ます。また、電柱の折損等が約40本、海岸の離岸堤の被災等が発生しております。

県においては、台風の接近に伴い沖縄県災害対策本部を設置し、24時間体制で情報収集を行っているところです。今回の台風で、特に停電や通信の途絶が続いていることから、昨日、与那国町の要請により、県から自衛隊へ災害派遣要請を行い、電力や通信事業者の復旧要因を空輸して、ライフラインの復旧への対応等を行ったところであります。今後とも現地視察を行うなど全庁的に災害状況の把握に努め、災害復旧対策に取り組んでまいります。

なお、災害救助法の適用については、先ほど議会中に担当職員において、内閣府との調整を踏まえ適用したことを御報告したいと思います。

次に、教育・文化の振興についての御質問の中の、沖縄独自の文化の継承や伝統芸能の振興及び育成の取り組みについてお答えいたします。

沖縄県では、誇り高きウチナー文化の普及促進の実現に向け、さまざまな事業を展開しております。沖縄文化の基層であるしまくとぅばの普及継承については、県民大会や語やびら大会等による県民意識の醸成、小中学校における読本を活用した学習機会の創出のほか、講師や話者の養成等に取り組んでおります。伝統文化の継承・振興については、地域の文化の再発見と保存・継承を目的としたシンポジウムや、各地の伝統芸能の魅力の発信と活性化を目的に、特選沖縄の伝統芸能公演を開催しております。組踊や琉球舞踊、沖縄芝居については、沖縄県立芸術大学における人材育成や、若手実演家の育成等を目的にかりゆし芸能公演への支援等も行っております。

沖縄県としましては、これらの事業を推進するとともに関係機関等との連携を強化し、伝統文化、芸能の継承・発展等に取り組んでまいります。

次に、離島児童・生徒支援センターの進捗状況についてお答えいたします。

離島児童・生徒支援センターにつきましては、平成28年1月の開所に向け整備を進めており、現在、来年4月からの入寮に向け、現中学3年生の募集を行っているところであります。また、現高校1年、2年生につきましては、既に入寮者を内定しており、来年1月から入寮する予定であります。

沖縄県としましては、離島の子供たちの支援のために、今後とも公平な教育機会の確保や経済的負担の軽減などに努めてまいります。

次に、保健・医療についてに関する御質問の中の、健康・長寿おきなわの推進についてお答えいたしま

す。

沖縄県では、健康長寿復活に向けて、県民がとるべき好ましい生活習慣として、特定健診やがん検診の定期受診、肥満の解消、適正飲酒の理解及び実践を推奨しております。そのため、県庁内に部局横断的な施策を推進する健康長寿おきなわ復活推進本部を設置し、ウォーキングがしやすい歩道の整備など県民の健康づくりに資する社会環境整備を進めております。さらに、健康長寿おきなわ復活県民会議を発足させ、経済団体や労働団体など官民一体となった健康づくり運動を推進しております。

また、県としましては、今後の計画的な取り組みを示したロードマップを作成し、各団体の主体的かつ継続的な取り組みを促すことにより、平均寿命日本一の奪回に向け、全力で取り組んでいきたいと考えております。

○議長（喜納昌春君） 総務部長。

〔総務部長 平敷昭人君登壇〕

○総務部長（平敷昭人君） 沖縄振興施策の取り組みについての御質問の中で、2016年度沖縄振興予算の概算要求の内容についてお答えいたします。

2016年度の内閣府沖縄担当部局の概算要求額は、内閣府に一括して計上し各省庁に移しかえて実施される道路、空港、教育施設等に係る補助事業や国直轄事業に要する経費等も含め、総額で3429億円となっております。その内容についても、沖縄振興一括交付金、那覇空港滑走路増設事業、沖縄科学技術大学院大学の拡充に要する予算、鉄軌道の調査費等が計上されるなど、骨太方針や県の要望を踏まえ要求がなされたものと考えております。

次に、沖縄振興特別推進交付金の執行率の改善についてお答えいたします。

沖縄振興特別推進交付金については、効果的・効率的な活用の観点から、不用額の圧縮に取り組む必要があると考えております。そのため、予算編成過程では、交付金の事後評価結果を活用して事業内容の見直し、改善に取り組むとともに執行段階での対応として、本年度より、各部局間の連携及び執行管理体制の強化を図るため、執行管理連絡会議を設置したところであります。同連絡会議においては、年度途中の事情変更や新たなニーズの把握など、不用額の圧縮に向けた方策について検討を行っており、その検討結果を踏まえ、9月補正予算においては、不用が見込まれる事業について減額する一方、新規事業など他の事業に配分するための予算案を計上したところであります。

県としましては、今後とも執行状況を勘案しながら

適宜補正などに取り組むとともに、県と市町村間の融通についても検討するなど、県全体として有効に活用することができるよう努めてまいります。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

〔企画部長 謝花喜一郎君登壇〕

○企画部長（謝花喜一郎君） 沖縄振興施策の取り組みについての御質問の中の、政府の久辺3区に対する交付金の直接交付についてお答えいたします。

久辺3区など地縁による団体に対する交付金の交付方法については、地方自治法や地方財政法上、特段の規定はありません。しかしながら、地域への交付金は、基礎自治体である市町村と連携して行うことが望ましいと考えております。

次に、離島・過疎地域の振興についての御質問の中の、沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事業の取り組みについてお答えいたします。

県では、離島住民の割高な船賃及び航空運賃を低減しており、船賃についてはJR在来線並み、航空運賃については新幹線並みの運賃を目指し、船賃では約3割から最大約7割、航空運賃では約4割の運賃低減が実現しております。また、病院や高校がない小規模離島については、観光客等の交流人口の航空運賃を約3割低減しております。

次に、観光や交流等、離島活性化の取り組みについてお答えいたします。

沖縄県においては、住みよく魅力ある島づくり計画を策定し、島々で異なる個性豊かな自然環境、文化、歴史的遺産等の魅力、すなわち離島力を生かす取り組みを実施しております。具体的には、新たな沖縄の魅力となる離島観光の認知度の向上を図る離島観光活性化促進事業、本島の児童を離島に派遣し、地域の人々や児童との交流を通して離島の重要性、特殊性、魅力に対する認識を深めることを目的とした沖縄離島体験交流促進事業等に取り組んでいるところです。また、農林水産業の振興や離島を支える地域産業の振興を展開するなど離島力の向上に向けて、引き続き離島の特色を生かした産業振興に取り組んでまいります。

次に、島たび助成についてお答えいたします。

島たび助成につきましては、本島住民が離島の重要性や魅力に対する認識を深めるとともに、交流促進による離島地域の活性化を図ることを目的としております。

沖縄県としましては、今後、各離島の実態や関係団体の意向、本島住民の離島に対する認識などを調査し、効果的な事業スキームを確立した上で平成28年

度からの実施に向け取り組んでまいります。

次に、過疎地域の振興についてお答えいたします。

県におきましては、沖縄県過疎地域自立促進方針等に基づき、産業基盤、交通・通信体系、生活環境等社会資本の整備等に取り組んでおります。また、基幹的な市町村道・公共下水道整備の代行事業や補助事業に対する県費のかさ上げを行うなど、財政上の支援を行っております。

現在、過疎地域自立促進特別措置法の延長に伴う新たな方針等の策定作業を進めているところであり、同方針に基づく市町村の自立促進計画の策定を支援し、過疎地域の自立活性化を推進してまいります。

次に、交通政策についての御質問の中の、バスレーンの区間延長と時間短縮の効果についてお答えいたします。

県では、昨年7月にバスレーン時間の30分短縮を実施し、本年2月にはバスレーン区間を延長したところであります。バスレーン区間延長の効果として、久茂地から伊佐までの所要時間が朝の南向けで約48分から43分と5分短縮され、夕方の北向けでは約53分から43分と10分短縮されるなどバスレーン延長の効果があらわれております。

次に、バスレーン延長の検証効果を踏まえた次なる延長についてお答えいたします。

バスレーン延長の効果については、延長前後の路線バスの運行速度、バス利用者数、一般車両の走行速度等の変化を確認するとともに、道路の整備状況及び県民の意見を踏まえて総合的に検証することとしております。その検証結果を踏まえ、基幹バスの導入に向けた沖縄市までのバスレーン延長について検討することとしております。

次に、栗国空港での第一航空機事故の影響による先島線就航の見通しについてお答えいたします。

第一航空によりますと、石垣拠点の石垣一波照間、石垣一多良間路線の就航時期の見通しについては、事故原因の究明や再発防止策を含めた社内体制の強化など、国土交通省による安全運航の確認が行われた時点で就航時期を明らかにすることができるとしてあります。

次に、離島空路確保対策事業及び離島航路運航安定化支援事業についてお答えします。

県では、離島航空路の確保・維持を図るため、離島空路確保対策事業において国と協調して航空機購入補助を行っているほか、赤字路線に対し、国及び関係市町村と協調して運航費補助を行っております。また、離島航路の確保・維持を図るため、離島航路運航安定

化支援事業において、船舶の建造または購入補助を行っており、平成24年度の事業開始から6隻の船舶が就航しております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

〔教育長 諸見里 明君登壇〕

○教育長（諸見里 明君） それでは、教育・文化の振興についての御質問の中で、学力向上施策の現状と課題についてお答えいたします。

学力向上の推進につきましては、正答率30%未満や無解答率を改善するため、わかる授業の構築と基本的な生活習慣の確立を柱に諸施策を展開してまいりました。その結果、児童生徒の学習意欲が高まるとともに、全国学力調査における小学校の躍進や中学校の改善など着実に成果を上げております。

今後とも、児童生徒一人一人が夢や目標に向かって着実に歩み続けることができる体制づくりに努めてまいります。

次に、公立学校施設の耐震化の状況についてお答えいたします。

公立学校施設の耐震化率は、平成27年4月現在、小中学校が85.7%、高等学校が96.2%、特別支援学校が100%となっており、県立学校はおおむね順調に進捗しておりますが、小中学校についてはさらなる取り組みが必要であります。

県教育委員会としましては、小中学校の設置者である市町村とも連携して、改築事業の前倒しを積極的に働きかけるなど、引き続き早期の耐震化に取り組んでまいります。

次に、児童生徒の体力・運動能力の実態等についてお答えいたします。

平成26年度における本県児童生徒の体力・運動能力は、全国調査において、投力、握力など一部の種目ですぐれておりますが、総合得点では全国平均を下回る状況となっております。

県教育委員会としましては、体力向上推進委員会を開催し、教職員の指導力の向上を図るとともに、学校、家庭、地域で取り組める一校一運動等を推進するなど体力向上に向けた取り組みの充実に努めているところです。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長 金城 武君登壇〕

○子ども生活福祉部長（金城 武君） それでは、子供・生活・福祉の振興についての御質問の中で、全国戦災史実調査報告書についてお答えをいたします。

全国戦災史実調査報告書から沖縄県が対象外となっている理由について、国は、「当時の行政文書が残っていないことから、不明である」としており、国において沖縄戦の被害状況を記録として残していないことは残念であります。沖縄戦終結から70年が経過し、その悲惨な記憶が薄れていく中において、沖縄戦の歴史的事実を次の世代へ継承していくことが必要となっております。

県としましては、沖縄戦に関する資料を提供するなど、今後国と連絡を取りながら国の責任において沖縄戦の被害状況について記録を残すよう求めてまいりたいと考えております。

次に、本県の子供の貧困の実態についてお答えをいたします。

平成24年の我が国の子供の貧困率は16.3%と最悪の水準となっております。また、母子世帯など子供がいる大人が1人の世帯の貧困率は54.6%とその半数が貧困状態にあります。都道府県ごとの子供の貧困率は算出されておきませんが、沖縄県は、県民所得が低いこと、ひとり親家庭の出現率が全国平均の約2倍と高いことなどから、全国より厳しい状況にあると考えております。

平成25年10月現在の私立保育所における入所人員のうち、生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯の割合を見ると、沖縄県は24.9%となっており、全国平均の14.5%と比較して10ポイント以上高く、本県の子供を取り巻く経済環境は厳しいものと考えております。

次に、子供の貧困の実態調査と県の役割についてお答えをいたします。

子供の貧困に関する調査は、子供の貧困対策を効果的に実施するため、沖縄県における子供の貧困の現状把握等を目的として実施しております。現在、既存統計データの収集・分析やアンケート調査の実施など、本県の子供の貧困の実態把握に向けて取り組んでいるところであります。

県としましては、当該調査の結果も踏まえ、平成27年度中に「子どもの貧困対策計画」を策定することとしており、同計画の推進に当たっては、市町村や各種団体等と連携し、総合的な子供の貧困対策に取り組んでまいります。

次に、待機児童対策の実績、取り組みについてお答えをいたします。

平成26年度の待機児童対策の実績につきましては、前年度と比較して約2600人の定員増を図ったところであります。

今年度は、約6600人の保育の受け皿の整備を行うこととしており、今後も市町村と連携して平成29年度末までの待機児童の解消に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 病院事業局長。

〔病院事業局長 伊江朝次君登壇〕

○病院事業局長（伊江朝次君） 保健・医療についての御質問の中で、離島・過疎地域の医師確保についてお答えいたします。

離島・過疎地域においては、県立病院で後期臨床研修を修了した医師、県内外の大学病院からの派遣、県立病院間での人事異動及び一般公募により医師確保を行っております。特に県立病院附属診療所については、中部病院及び南部医療センター・こども医療センターにおいて後期研修を修了した医師や自治医科大学を卒業した医師を配置しております。

また、病院事業局としましては、今年度、北部地域及び離島緊急医師確保対策基金を活用して、離島・過疎地域の医師のスキルアップ環境の向上に取り組んでおり、今後とも医師確保に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 末吉幸満君登壇〕

○土木建築部長（末吉幸満君） 土木建築行政についての御質問の中で、県内企業への受注機会の拡大についてお答えします。

県が発注する公共工事については、「県内企業への優先発注及び県産品の優先使用基本方針」に基づき、可能な限り分離・分割するなど地元企業の受注機会の確保に努めております。

また、国の関係機関に対して分離・分割発注や共同企業体方式による発注により、県内建設業者への受注機会の拡大等の要請を行っております。その結果、沖縄総合事務局や沖縄防衛局においては、分離・分割発注、入札参加資格要件の緩和及び総合評価方式における評価項目の見直しを行っております。

さらに沖縄防衛局においては、契約保証金等の緩和が行われ、県内企業の受注機会の拡大が図られております。

同じく土木建築行政についての御質問の中で、最低制限価格の引き上げについてお答えします。

県発注建設工事の最低制限価格については、沖縄県建設業協会等から適正な利益の確保や人材育成等のために最低制限価格を引き上げるよう要請がありました。また、いわゆる担い手三法の改正により、担い手

の中長期的な育成・確保のため、事業者の適正な利潤確保が発注者の責務として明確化されました。これらのことを受け最低制限価格の見直しの必要性を検討するため、平成26年度にコスト調査を行い、その結果をもとに、去る8月に沖縄県建設業審議会に諮問を行ったところです。

なお、最低制限価格の見直しの内容については、現在審議中であり、最終的には同審議会の答申を踏まえて判断することとしております。

次に、交通政策についての御質問の中で、沖縄西海岸道路やバイパス道路の進捗状況と取り組みについてお答えします。

沖縄西海岸道路は、国において整備が進められており、事業化している区間は7地区10区間で延長は約37キロメートル、73%の事業化率となっております。また、北部地域においては、恩納バイパスや恩納南バイパスの整備が進められており、それぞれ76%、78%の進捗率となっております。

県としましては、今後とも沖縄西海岸道路等の整備促進を関係市町村と連携し国に要請していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 環境部長。

〔環境部長 當間秀史君登壇〕

○環境部長（當間秀史君） 環境行政についての中、外来種対策事業の内容についての御質問にお答えします。

補正予算は、平成27年3月に国が策定した外来種被害防止行動計画において、地方自治体に求められる役割等が具体的に示されたことから、沖縄県における非意図的な外来種の導入に対する具体的な予防措置の方法など、外来種対策のための基本指針を策定することとしたものであり、これに要する経費であります。

あわせて、既に県内に定着しているグリーンアノールやタイワンスジオなど、対策の緊急性が高い外来種について、生息範囲の調査や効果的な捕獲手法の検討などを行うこととしております。

同じく環境行政についての中で、地球温暖化防止対策の取り組みについての御質問にお答えします。

沖縄県では、温暖化防止対策として、県民環境フェアや環境月間における街頭キャンペーン等の普及啓発活動を実施するとともに、観光施設等の総合的エコ化促進事業を実施しております。また、災害に強く、低炭素な地域づくりを推進するため、県内の防災拠点や避難所等への太陽光発電や蓄電池等を導入する再生可能エネルギー等導入推進基金事業を実施しておりま

す。

温暖化をもたらす温室効果ガスの沖縄県における排出量は、平成23年度から減少傾向にあります。今後とも、沖縄県全体の温室効果ガス削減に向け、県民一人一人や個々の事業者の取り組みに加えて、公共交通機関の利用促進や低炭素エネルギーの利用促進等の取り組みを進めてまいります。

同じく環境行政についての中、米軍飛行場や那覇空港周辺における騒音の実態についての御質問にお答えします。

平成26年度の航空機騒音測定結果によりますと、嘉手納飛行場周辺では22測定局中8局で、普天間飛行場周辺では15測定局中1局で環境基準値を超過しております。また、最大ピークレベルでは、嘉手納飛行場周辺の砂辺局で116.0デシベル、普天間飛行場周辺の上大謝名局で120.5デシベル、那覇空港周辺の与根局で104.9デシベルを記録しております。嘉手納及び普天間飛行場周辺の多くの測定局においては、午後10時から午前6時までの夜間騒音の発生回数について前年度より増加しているところであります。

これらのことから、依然として嘉手納及び普天間飛行場並びに那覇空港周辺住民の生活環境に大きな影響を及ぼしている状況にあります。

同じく環境行政についての中で、ハブから高濃度のPCBなどが検出されたとの報道についての御質問にお答えします。

新聞報道を受け、県においても当該分析を行った研究者へ調査内容を確認するとともに、浦添市から要請のあった市内のPCB保管事業者の管理状況について現在調査を実施しているところであります。

県では、昭和51年からキャンプ・キンザーを初め県内の米軍基地の排水及び基地周辺公共用水域の水質、底質中の有害物質の調査を実施しておりますが、これまで基準値を超えるPCBやDDTは検出されていません。

県としては、今後とも基地排水及び周辺環境について継続して監視するとともに、浦添市及び沖縄防衛局等関係機関と連携し対応してまいりたいと考えております。

同じく環境行政についての中で、基地汚染問題に関する県の役割についての御質問にお答えします。

基地に起因する環境問題については、供用中の基地からの油流出事故や返還された跡地等における土壌汚染、埋設廃棄物の確認など、環境保全上大きな支障となっております。

このようなことから、県としては、基地に起因する

環境問題に迅速かつ適切に対処するため、汚染調査や分析方法、汚染除去技術、国や県、市町村の役割、情報公開のあり方などを取りまとめた環境調査ガイドライン（仮称）の策定作業を進めているところであり、平成28年度末を目途に策定したいと考えております。

同じく環境行政についての中で、産業廃棄物最終処分場の監視体制についての御質問にお答えします。

県では、県内17カ所の産業廃棄物最終処分場における廃棄物の適正処理及び施設の安全管理を徹底させるため、産業廃棄物最終処分場等総点検実施要領及び立入検査等実施計画に基づき、計画的な立入検査を行っております。

平成25年度は、各保健所において最終処分業者を含め産業廃棄物処理業者に1250回の立入調査を行っており、立入検査の結果、違反が確認された施設に対しては、廃棄物処理法に基づき、行政指導やさらに悪質な事案については、改善命令等の行政処分を行っているところであります。平成25年度の総点検に基づく最終処分場に対する指導件数は37件で、また、行政処分を1件行っており、今後とも監視指導を強化していくこととしております。

同じく環境行政についての中で、世界自然遺産登録へ向けての進捗状況、取り組みについての御質問にお答えします。

世界自然遺産の登録に当たっては、国立公園化等の保護担保措置が必要不可欠であり、今月末には西表地域の国立公園区域の拡張に向けたパブリックコメントが終了したところであります。ヤンバル地域については、現在、公園区域の範囲について環境省と関係機関において調整が進められているところであります。

沖縄県の取り組みとしては、これまでマングースの駆除対策やオーバーユースの検討等を行ってきており、今年度、地域住民等を構成員とする連絡会議を設置し、世界遺産登録を念頭に置いた地域振興策等の検討を行うこととしております。

世界自然遺産の登録については、平成29年夏の登録に向けて取り組んでいたところでありますが、関係者等の理解を得ながら作業を進める必要があることから、今年度の推薦は行わないことが環境省から公表されたところであります。

県としては、今後とも関係機関と連携し、世界自然遺産登録の早期実現を目指していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

〔知事公室長 町田 優君登壇〕

○知事公室長（町田 優君） 環境行政についての御質問の中で、沖縄市サッカー場に係る３者会議及び県の取り組みについてお答えします。

沖縄防衛局が行っている沖縄市サッカー場における調査については、沖縄防衛局、沖縄市及び沖縄県の３者により、調査内容や手法等について協議を行っております。３者会議において、県は環境法令等に関する指導や助言を行うとともに、調査結果等の公表などについて関係機関へ働きかけてきたところです。

沖縄防衛局は、これまで８回にわたり調査結果をホームページ上で公開しております。

県としては、今後とも３者会議を踏まえて行われる調査の内容、過程、結果等について、できるだけ速やかに、わかりやすい形で県民へ公表するよう沖縄防衛局に働きかけてまいりたいと考えております。

次に、台風被害の実態と対策についての御質問の中で、台風第13号及び第15号の被害状況と対策についてお答えします。

台風第13号の被害状況につきましては、人的被害が軽傷３名、住家被害が一部破損44棟となっております。また、ブロック塀の倒壊や道路の冠水が発生しております。被害額につきましては、農林水産業関連被害額が約４億2000万円となっております。

台風第15号の被害状況につきましては、人的被害が軽傷10名、住家被害が全壊２棟、半壊３棟、一部破損６棟となっております。また、漁港防波堤の損壊、学校屋根の損壊等が発生しております。被害額につきましては、農林水産業関連被害額が約13億8000万円となっております。

県においては、台風の接近に伴い、沖縄県災害警戒本部を設置し、24時間体制で警察、気象台から情報収集を行い、また、市町村、消防本部から、沖縄県防災情報システムにより情報収集に当たったところであります。

また、沖縄防災情報ポータルサイトやＬアラートを通して、被害状況や避難所情報を県民や観光客に向けて情報を発信しております。

なお、現在、全庁的に災害復旧対策等に取り組んでいるところであります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 以上で本日の代表質問は終わりました。

本日の日程はこれで終了いたしました。

次会は、明10月１日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後４時34分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 喜 納 昌 春

会議録署名議員 西 銘 純 恵

会議録署名議員 儀 間 光 秀

平成27年10月1日

平成27年
第 7 回

沖縄県議会（定例会）会議録

（第 4 号）

平成 27 年
第 7 回

沖縄県議会（定例会）会議録（第 4 号）

平成27年10月1日（木曜日）午前10時2分開議

議 事 日 程 第4号

平成27年10月1日（木曜日）

午前10時開議

第 1 代表質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 代表質問

出 席 議 員 (47名)

議 長	喜 納 昌 春 君	23 番	座喜味 一 幸 君
副議長	翁 長 政 俊 君	25 番	玉 城 ノブ子 さん
1 番	比 嘉 京 子 さん	26 番	赤 嶺 昇 君
2 番	比 嘉 瑞 己 君	27 番	新 垣 清 涼 君
3 番	西 銘 純 恵 さん	28 番	瑞慶覧 功 君
4 番	玉 城 満 君	29 番	崎 山 嗣 幸 君
5 番	仲 村 未 央 さん	30 番	新 垣 安 弘 君
6 番	新 田 宜 明 君	31 番	呉 屋 宏 君
7 番	儀 間 光 秀 君	32 番	前 島 明 男 君
8 番	上 原 章 君	33 番	照 屋 守 之 君
9 番	花 城 大 輔 君	34 番	新 垣 良 俊 君
10 番	砂 川 利 勝 君	35 番	仲 田 弘 毅 君
11 番	具志堅 透 君	36 番	嶺 井 光 君
12 番	大 城 一 馬 君	38 番	嘉 陽 宗 儀 君
13 番	具志堅 徹 君	39 番	玉 城 義 和 君
14 番	渡久地 修 君	40 番	奥 平 一 夫 君
15 番	山 内 末 子 さん	41 番	新 里 米 吉 君
16 番	仲宗根 悟 君	42 番	高 嶺 善 伸 君
17 番	照 屋 大 河 君	43 番	狩 俣 信 子 さん
18 番	當 間 盛 夫 君	44 番	金 城 勉 君
19 番	吉 田 勝 廣 君	45 番	糸 洲 朝 則 君
20 番	又 吉 清 義 君	47 番	新 垣 哲 司 君
21 番	島 袋 大 君	48 番	具 志 孝 助 君
22 番	中 川 京 貴 君		

欠 員 (1名)

説明のため出席した者の職、氏名

知 事	翁 長 雄 志 君	副 知 事	安慶田 光 男 君
副 知 事	浦 崎 唯 昭 君	知 事 公 室 長	町 田 優 君

総務部長	平敷昭人君
企画部長	謝花喜一郎君
環境部長	當間秀史君
子ども生活福祉部長	金城武君
保健医療部長	仲本朝久君
農林水産部長	島田勉君
商工労働部長	下地明和君
文化観光スポーツ部長	前田光幸君
土木建築部長	末吉幸満君
企業局長	平良敏昭君
病院事業局長	伊江朝次君
会計管理者	金良多恵子さん
知事公室秘書広報交流統括監	新垣秀彦君

総務部 財政統括監	池田克紀君
教育委員会委員	宮城奈々さん
教育長	諸見里明君
公安委員会委員	金城棟啓君
警察本部長	加藤達也君
労働委員会 事務局長	大城玲子さん
人事委員会 事務局長	親川達男君
代表監査委員	知念建次君
選挙管理委員会 委員長	龍野博基君
職務代理者	

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局次長	比嘉徳和君
議事課長	知念正治君
副参事兼課長補佐	平田善則君
	勝連盛博君

主幹	中村守君
主査	川端七生君

○議長（喜納昌春君） これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

説明員として出席を求めた公安委員会委員長與儀弘子さんは、別用務のため本日、2日及び6日の会議に出席できない旨の届け出がありましたので、その代理として本日の会議に公安委員会委員金城棟啓君、2日及び6日の会議に同委員会委員天方徹君の出席を求めました。

また、選挙管理委員会委員長当山尚幸君は、所用のため本日の会議に出席できない旨の届け出がありましたので、その代理として、選挙管理委員会委員長職務代理者龍野博基君の出席を求めました。

その他の諸報告については、お手元に配付の文書により御了承願います。

〔諸般の報告 巻末に掲載〕

○議長（喜納昌春君） 日程第1 代表質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。
瑞慶覧 功君。

〔瑞慶覧 功君登壇〕

○瑞慶覧 功君 ハイサイ グスーヨー チューウガナビラ。

県民ネットを代表して質問を行います。

翁長知事におかれましては、ジュネーブでの活動、大変お疲れさまでございました。国連人権理事会での演説を初め、シンポジウム「沖縄の軍事化と人権侵害」での講演、記者会見での発言によって、ウチナーンチュの思いのたけを見事に世界に発信していただきました。感謝申し上げます。イPPER ニフェデービタン。

知事の国連での活動に対して多くの県民・国民が高く評価する中、日米両政府は経済復興リンク論を持ち出して反論しました。まさに恥の上塗りです。

最近、県議会周辺で、安倍総理の信奉者らによる、翁長知事を誹謗中傷するマイクの音量がますます大きくなっております。環境騒音問題だと思うのですが、彼らが叫べば叫ぶほどに、翁長知事の支持の輪が広がっているのでよしとしたいと思います。しかし、去る9月19日の夜中に辺野古ゲート前のテント村を襲撃した行為は、テロ行為です。言論や集会、表現の自由、民主主義を否定するものであり、決して許される

ものではありません。この行為を見ても今日の日本が、安倍総理を先頭にファシズムの方向へ進んでいるのがわかります。この流れをとめるためにも、辺野古の新基地建設をストップさせなければなりません。

私たち県民ネットは、一丸となって翁長知事を全力で支えていく決意を申し上げて、質問に入ります。

1、知事の政治姿勢について。

知事の国連演説、シンポジウム、記者会見などの活動について感想と成果を伺います。

(2)、辺野古埋立承認取り消しとその後の日米両政府との対応について決意を伺います。

(3)、安保法案の成立によって沖縄県に与える影響について見解を伺います。

沖縄と台湾は、歴史的・地理的に深い関係にあります。パイナップルやサトウキビ、マンゴーなどの農産物や海産物の養殖技術も台湾との交流の中で発展してきました。観光客も外国人客の37%、36万2200人と断トツになっております。さらには、企業誘致も相互に活気を帯びてきており、経済面での関係は着実に進んでおりますが、これからは文化、教育面での交流をもっと推進していく必要があると思います。何事も一方通行では成り立ちません。意外とまだ台湾に行っていない、行ったことがない、知らない人がたくさんおります。台湾と沖縄の歴史的なかわりや台湾を紹介するシンポジウムやイベントを開催してはどうでしょうか。それによって本当の兄弟関係が深まるのではないかと思います。

(4)、沖縄と台湾の経済、文化、教育の連帯強化について見解を伺います。

2、基地問題について。

政府は基地の負担軽減を進めると言いながら、一方では真逆の米軍基地を自衛隊が共同使用する具体案を検討しています。防衛省制服組トップの河野統合幕僚長は、米軍幹部と会談し、キャンプ・ハンセンやシュワブを共同使用する考えを伝えており、うるま市のホワイト・ビーチ基地内では、潜水艦音響監視システムを日米一体で運用しております。いずれの計画も、地元への説明は一切ないまま秘密裏に進められており、沖縄がないがしろにされている実態があります。現在与那国では、自衛隊のレーダー基地が建設されており、宮古や八重山では、自衛隊基地誘致の話もありますが、今こそあの悲惨な沖縄戦の教訓、軍隊は住民を守らない、命ドゥ宝を肝に銘じるべきだと思います。

そして、観光産業は平和でなければ成り立たないということも忘れてはなりません。

(1)、日米共同訓練の現状と自衛隊の配備状況、配

備計画に対する知事の見解を伺う。

次に、嘉手納、普天間基地の米軍機騒音の基準超えの実態と日米関係機関の対応を伺う。

(3)、久辺3区に対する政府の直接振興費の実施について地方自治への介入と考えるが、知事の見解を伺う。

3、沖縄振興関連について。

(1)、西普天間住宅地区跡地利用について。

ことし3月末に返還されたキャンプ瑞慶覧（西普天間住宅地区）の跡地利用について、県は、12億5500万円を要求し、跡地利用計画が進んでおります。

国際医療拠点形成で、県が導入を検討する重粒子線治療施設の課題と見解を伺います。

次に、私の母校、県立普天間高校は手狭なことから、移転要請の署名活動をPTAやOB会などで取り組んできました。普天間高校の移転について課題と見解を伺います。

次に、11月に予定されているアスベスト除去作業において、大気汚染防止法に基づいた返還跡地の支障除去調査における沖縄県の役割、対応について伺います。

(2)、北部地域大型観光拠点推進について。

USJの沖縄進出先は、海洋博公園を想定しているようであります。美ら海水族館の入場者数は、昨年度で323万人、ことしはさらにふえる見込みです。そもそも県が構想する新テーマパークは、北部地域の新たな観光拠点の推進のはずです。海洋博公園は十分ににぎわい、成り立っています。また、海洋博公園は、営利事業だけでなく学術的にも大きな役割を果たしております。高く評価され、管理体制の継続を望む声が大であります。

ア、USJの立地場所として国営海洋博公園が最有力候補となっているが、見解を伺う。

次に、米企業がUSJを買収する動きがあるが、沖縄進出計画の影響について見解を伺う。

次に、海洋博公園の運営状況を伺う。

次に、管理者の美ら島財団が果たしてきた役割と実績について伺う。

(3)、鉄軌道導入について。

県は、来年の3月までに導入計画案を策定するとしていますが、本当に間に合うのでしょうか。沖縄の将来を左右する事業です。東京オリンピックのメインスタジアムの二の舞にならないよう、計画していただきたいと思います。

ア、導入計画案策定の進捗状況と今後のスケジュールについて伺う。

次に、市町村、県民参加型の運営形態にすべきではないか見解を伺う。

4、アジア経済戦略構想の取り組みについて。

知事が重点戦略に掲げるアジア経済戦略構想がまとめられ、答申されたとのこと。アジア経済戦略構想策定委員会の登申内容と今後の方針について伺います。

5、消防行政について。

来る10月14日から沖縄県消防指令センターの一部供用がスタートすること、沖縄県消防指令センター設置の目的と概要について伺う。

次に、観光客の増によって、病気や事故などもふえ、救急車の出動も多くなってくるものと思います。消防職員の配置体制を万全にする必要があります。消防職員の充足率、全国平均76.5%、沖縄県58.8%で全国で45位と低い水準です。対策を伺います。

6、観光関連施策について。

新聞やテレビでも取り上げられましたが、去る7月に台湾から観光で訪れた家族が、北谷のアラハビーチで11歳の女の子がハブクラゲに刺され、ライフセーバーに応急処置をしてもらい、レンタカーのカーナビで病院を入力してもらったが、誤って宜野湾市役所に着いて市職員や居合わせた男性に助けてもらい、無事病院にたどり着き、事なきを得たということで、後日台湾のお父さんから、沖縄観光コンベンションビューローの台湾事務所を通じて、感謝の手紙が届けられたという美談なんですけれども、北谷の私としては、何ですぐに地元の消防を呼ばなかったのかという思いです。

(1)、外国人観光客の病気、事故などの対応について。

ア、外国人観光客の医療機関への通院、入院の状況について伺う。

次に、外国人観光客の交通事故、そのほか事故件数の状況について伺う。

次に、外国人観光客の病気や事故などに対する関係機関との連携について伺う。

(2)、パスポート関連について。

パスポートを持つということは、国際人になるための一歩だと思います。パスポート申請の市町村窓口設置状況を伺う。

次に、県民のパスポート取得状況、中学生、高校生の取得状況を伺う。

(3)、国際感覚を育むために、海外への修学旅行を奨励し助成を図る必要があると思います。見解を伺います。

7、道路管理行政について。

外国から訪れた観光関連の方から、沖縄は海や人は素晴らしいが、道路に草が生えて見苦しいと言われました。県道、国道の雑草が見苦しい、観光立県として除草作業を徹底すべきである。現状と見解を伺います。

8、児童虐待・DV問題について。

また、あってはならない痛ましい事件が起きてしまいました。二度と同じようなことが起きないようにしなければなりません。3歳女児虐待死事件の問題点と今後の取り組みについて伺います。

次に、学校現場における児童虐待・DV問題への教育が必要です。現状と見解を伺います。

9、福祉行政について。

(1)、認可保育園の許可基準に県が目指す正規雇用率60%を規定すべきではないか見解を伺います。

(2)、高齢者施策の推進。

ア、県内の高齢者福祉事業の状況は全国と比較してどうか見解を伺います。

去る9月21日は敬老の日でした。あろうことか娘の生後4カ月の孫からと称してメッセージつきでハンカチを贈られましたが、大変複雑な思いでした。敬老の日というと、100歳とか88歳が何人とか、平均寿命の話題になりがちです。子供は国の宝などといいますが、私は特に沖縄の厳しい戦中戦後を生き抜いてこられた70歳以上の方々は尊敬に値すると思います。

イ、高齢者への生きがいや悩み、幸福度等の調査を実施し、長寿生きがい日本一の県を目指すべきだと思います。見解を伺います。

10、文化、観光、スポーツ部関連について。

ことしも去る9月19日に第3回しまくとぅば県民大会が開催されました。学校の校長、教頭選考面接試験で、しまくとぅばによる自己紹介が事前告知なしで課題として取り上げられたとのこと。点数評価はしていないということですが、今後はぜひやっていただきたいと思います。

しまくとぅば継承と発展に向けた取り組みの現状と今後の方針と施策を伺います。

次に、第6回世界のウチナーンチュ大会の開催に向けた準備などの進捗状況を伺います。

かねてから、台北駐日経済文化代表処那覇分処の蘇処長からも要請されていましたが、台湾での感謝の夕べ「沖縄ナイト」が開催されるとのこと、台湾で開催予定の感謝の夕べについて概要を伺います。

11、農林水産行政について。

ことしは台風の当たり年で、特に八重山、宮古島を

初めとする先島は、まさにウッチェーヒッチェー、大変な被害をこうむっています。心よりお見舞いを申し上げます。

台風21号に関しましては、質問通告後に発生した重大な問題ですので、議事課に連絡しており、先例を踏まえ質問を行います。

台風15号と21号による被害状況と対策、支援について伺います。

12、エネルギー政策について。

県のエネルギーアクションプランの中で電力自由化に向けた取り組みはどのような位置づけになっているか見解を伺う。

13、教育行政について。

(1)、文科省の問題行動調査による県内小・中・高校の暴力件数の割合と課題、対策を伺う。

(2)、県立高校の不登校と中途退学者の状況とその推移、要因、対策を伺う。

14、飲酒運転の根絶について。

ことし上半期の飲酒運転摘発件数、人身、死亡事故率全国ワーストワンの結果を受け、総括と今後の取り組みを伺う。

(2)、飲酒運転に対する規範意識を向上させるためには、学校現場や地区公民館などでの教育、啓蒙活動が重要です。現状と見解を伺います。

15、県議会議員の寄附行為について。

平成11年県議会において沖縄平和賞を表明し、アジア・太平洋地域の構築・維持に貢献した個人、団体を顕彰対象として平成14年から授賞式が開催され、これまでに7団体が受賞しております。受賞者には、副賞として1000万円を授与しており、その財源として県内企業、市町村、学校関係、各種団体など広く県民から募金を募っております。しかし、その中に創設を表明した県議会議員の支援募金はありません。昨年の9月議会でこの件について質問したところ、担当部長の答弁は「県議会のほうにもその募金依頼をやっているようでございます。」との答弁で、議員席からも「この間来ていたよ。」との声もありました。それで、私は動揺して思い違い、チェックミスだと思って、「済みません。」とわびることになりました。しかしその翌日になって執行部から、大変申しわけありません、議員への募金依頼はやっておりませんとの連絡がありました。さらに、議事録の訂正はできませんので御了承くださいとのことでした。会議録には、私の「済みません。」の言葉がしっかりと残っております。私は優しいので追及はしませんが、問題なのは、提案者の県議会が募金をしていないのは道理が通らな

いと思います。

沖縄平和賞並びに赤い羽根、緑の募金は公職選挙法に違反するのかわかります。

以上、よろしくお願い致します。

○議長（喜納昌春君） 翁長知事。

〔知事 翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君） ハイ サイ グスーヨー チューウガナビラ。

瑞慶覧功議員の代表質問にお答えをいたします。

知事の政治姿勢についてに関する御質問の中の、国連演説に対する感想と成果についてお答えをいたします。

国連人権理事会では、沖縄の人々の自己決定権がないがしろにされている辺野古の状況を世界中から関心を持って見ていただくよう申し上げました。各国の代表や世界のNGO等、多くの方々へ、今沖縄が置かれている状況を伝えることができたことは、大変有意義だったと考えております。また、欧米メディア各社においても演説内容等が報道され、国内外に対しても効果的に情報発信できたと考えております。

今後とも国内外に向けた効果的な発信方法を検討してまいります。

次に、辺野古埋立承認取り消しとその後の対応についてお答えをいたします。

普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立承認に関しては、法律的な瑕疵の有無を検証する第三者委員会から「埋立承認手続には法律的な瑕疵が認められる」との報告がありました。その報告も踏まえ、現在、承認取り消しに向けた手続を行っているところであります。

私は、多くの県民の負託を受けた知事として、今後も県の有するあらゆる手法を用いて、辺野古に新基地はつくらせないとの公約実現に向け、取り組んでまいります。

次に、文化・観光・スポーツ部関連についてに関する御質問の中の、しまくとうば継承と発展に向けた取り組みの現状と今後の方針と施策についてお答えをいたします。

「生マリ島ヌクトゥバ 忘シリネー 国ン 忘シリユン」との黄金クトゥバが示すとおり、しまくとうばは、沖縄の伝統文化とアイデンティティの根源であり、沖縄県としましては、消滅が危惧されるしまくとうばの保存・普及と次世代への継承は、重要な課題だと認識しております。

そのため、しまくとうばの普及・継承に向けた県民運動として、去る9月19日に、しまくとうば県民大

会やしまくとうば語やびら大会を開催したほか、各地におけるシンポジウムの開催等を通して県民意識の醸成を図っているところであります。また、県内の小・中・高校においてしまくとうば読本や副読本を活用した学習機会の創出を図るほか、NPOや文化協会等とも連携しながら、しまくとうばの講師養成等を行っております。

今後は、地域や教育現場、職場等で普及・継承の取り組みがより活発に行われるよう、しまくとうばを広める仕組みの構築や人材の育成・確保に取り組んでまいります。

次に、第6回世界のウチナーンチュ大会の進捗状況についてお答えをいたします。

第6回世界のウチナーンチュ大会は、平成28年10月26日から30日に開催することを、6月12日の第1回実行委員会で決定いたしました。現在、大会の基本方針案の策定作業を進めており、10月27日に開催する第2回実行委員会で決定することとしております。海外のウチナーンチュに向けては、7月にハワイで開催された「沖縄ハワイ姉妹提携30周年・ハワイ沖縄センター25周年記念式典」等において、県人会や若い県系人に対して大会への参加を呼びかけたところがあります。今後、大会の基本方針に沿った式典イベントや連携イベント等を公募・選定していくこととしております。

大会の開催に当たっては、県民参加型のさまざまなイベントを企画し、前回大会以上の盛り上がりとなるよう準備を進めてまいります。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（喜納昌春君） 安慶田副知事。

〔副知事 安慶田光男君登壇〕

○副知事（安慶田光男君） 瑞慶覧功議員の沖縄振興関連についての御質問の中で、U S J の立地場所についてにお答えいたします。

株式会社ユー・エス・ジェイは、新たなテーマパークの候補地として県内北部の複数の地域を検討しており、国営海洋博公園は、その一つであると聞いております。

沖縄県としましては、同社による新たなテーマパークが設置されることは、観光客のさらなる増加及び地域振興に大きく寄与するものと同時に、沖縄観光のブランド力の向上につながるものと考えております。

次に、同じく沖縄振興関連についての御質問の中で、米企業がU S J を買収する動きによる沖縄進出計画の影響についてお答えいたします。

米国企業による株式会社ユー・エス・ジェイ買収については、9月28日に同社が記者発表をしております。9月29日に買収報道と沖縄進出について同社幹部と面談し確認したところ、現時点では沖縄進出の方針については変更ありませんが、最終的には親会社の了承を得る必要があるとのことでした。

県としましては、今後適宜、情報を収集していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

〔知事公室長 町田 優君登壇〕

○知事公室長（町田 優君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、安全保障関連法の成立についてお答えします。

安全保障関連法については、十分な議論がなされるべきところ、採決が強行されたことはまことに残念であります。沖縄県は、在日米軍専用施設の約74%が集中し、過重な基地負担を抱えております。また、さきの大戦の経験を踏まえ、我が国の安全保障政策の変更に県民は大きな不安を感じております。このような中、国民の理解が十分得られていない重要な法案を強引に推し進める政府の姿勢は容認しがたいものであります。安全保障関連法の成立により、米軍の運用や米軍基地機能が強化され、沖縄の基地負担の増加につながるものがあってはならないと考えております。

次に、基地問題についての御質問の中で、日米共同訓練の現状と自衛隊の配備計画等についてお答えします。

沖縄周辺における日米共同訓練の平成26年度の実績については、海上自衛隊が1回、航空自衛隊が2回実施しております。

県内の自衛隊の配備状況については、陸上自衛隊19施設、海上自衛隊3施設、航空自衛隊10施設、その他沖縄防衛局庁舎、借り上げ庁舎など合計41施設となっており、約6500人の自衛官が配備されております。

自衛隊の配備については、防衛白書において、災害対応を含む各種事態発生時の迅速な対応を可能とするため、自衛隊配備の空白地域となっている島嶼部に警備部隊などを新編することにより、南西地域の島嶼部の態勢を強化することとしております。

県としては、自衛隊の配備については地元の理解と協力が得られるよう、政府は丁寧に説明を行うべきであると考えております。

次に、消防行政についての御質問の中で、消防指令センター設置の目的と概要についてお答えします。

沖縄県消防指令センターにつきましては、各消防本部等で行っていた119番通報の受理等を一元的に処理することにより、消防本部のない離島を含め全県的に消防体制の強化を図ることを目的としております。当該センターの参画団体については、県内41市町村中36市町村が共同で整備・運用する計画となっております。現在、比謝川行政事務組合が整備主体となっており、嘉手納町のニライ消防本部内に当該センターの整備を進めているところであり、本年10月には一部運用を開始し、平成28年4月1日から本格運用される予定となっております。

当該センターの主な効果としては、共同整備による費用の低廉化や指令業務を行っていた消防職員の現場業務への再配置による実質的な消防力の強化、大規模災害時の県内応援態勢の連携強化が挙げられます。また、地理にふなれな観光客を含め通報者の携帯電話の位置情報を瞬時に把握し、災害地点を速やかに特定できるなど、高度なシステムを全県的に導入することになります。特に、離島の全ての非常備町村においても、専門の救急救命士資格を持った通信指令員が対応し、心肺蘇生などの口頭指導が可能となり、救急体制の向上が図られます。

次に、消防職員の充足率とその対策についてお答えします。

平成24年度消防庁実態調査によりますと、県内の消防職員の充足率は、目標数に対し58.8%にとどまっており、消防職員の充実を含む消防体制の強化が課題となっております。消防行政は、市町村行政の最も重要な柱の一つであり、消防職員の確保については、市町村が責任を持って行うべきものであります。

県としましては、適正な消防職員の確保を促すため、今後ともさまざまな機会を通して消防体制の充実強化を働きかけていきたいと考えております。

また、先ほども御説明いたしました消防共同指令センターの運用によって、現在、14消防本部で個別に119番通報の受理等を行っている消防職員97名を29名に減らすことにより、68名もの消防職員を火災や救急対応の現場業務に再配置することが可能となり、実質的な消防体制の強化が図られるものと考えております。

次に、観光関連施策についての御質問の中で、パスポート申請の市町村窓口設置状況についてお答えします。

沖縄県では、県民が負担なく旅券を申請できるよう、旅券事務の市町村への権限移譲を平成22年4月から各市町村との協議を行い推進してきたところ、現

在35の市町村が同意し、それぞれの役場窓口で業務を行っています。

県としましては、残りの6市町村につきましても、引き続き旅券事務の権限移譲を働きかけていきたいと思っております。

次に、県民のパスポートの取得状況、中学生、高校生の取得状況についてお答えします。

県民のパスポートの取得状況につきましては、沖縄県に住所がある者のうち、旅券を取得している者は約23万9000人であります。

中学生、高校生の取得人数については、統計上、算出できませんが、平成26年1年間の旅券発行者数3万1279人における12歳以上、20歳未満の者を確認したところ、4519人となっております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 下地明和君登壇〕

○商工労働部長（下地明和君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、沖縄と台湾の経済連帯強化についてお答えいたします。

台湾との経済連帯強化については、まず物流の分野において那覇港管理組合と台湾港務株式会社が、パートナーシップ港に関する覚書をことし4月に締結し、双方の港湾間におけるクルーズ船や物流サービスの促進に取り組んでいるところであります。

観光分野においては、台湾観光協会と沖縄観光コンベンションビューローが観光協力に関する協定を締結し、航空会社やクルーズ船社と協力して誘客を進めており、今年度の観光客数も順調に増加していることから、11月には「沖縄ナイト in 台湾」の開催を予定しております。

企業誘致セミナー及び商談会の開催に当たっては、台湾の経済団体の御協力をいただいております。県内企業と台湾企業間の商取引の拡大に取り組んでいるところであります。そのほか、公益財団法人沖縄県産業振興公社と財団法人資訊工業策進会とのIT企業支援連携に関する覚書の締結、台湾の銀行と県内地銀との業務提携の締結など、民間同士の交流も活発になり、観光分野における投資も出てきております。

沖縄経済発展のためには、台湾は重要なパートナーであると認識しており、今後ともさまざまな面において連携協力関係の強化を図ってまいりたいと考えております。

次に、アジア経済戦略構想の取り組みについての、アジア経済戦略構想の内容と今後の方針についてお答えいたします。

沖縄県アジア経済戦略構想については、去る9月17日に策定委員会から報告を受けたところであります。その中で、今後の沖縄経済を牽引する基軸となる産業の振興を図る観点から、質の高い世界水準の観光・リゾート地の形成、那覇軍港や自衛隊駐屯地等を活用した国際物流機能の拡充、航空関連産業クラスターの形成促進、県内IT産業の国際競争力向上を推進する拠点となるセンターの設置など、各種施策が盛り込まれた5つの重点戦略が示されております。また、農林水産業や先端医療、バイオ産業など、沖縄の特性を生かしたアジア市場を取り込むことで新たな成長が期待される4つの産業成長戦略とあわせて、アジアにおけるビジネス・ネットワーク拠点の形成やグローバル人材の育成など、戦略を推進するための5つの機能が示されております。

県としては、今後、構想に盛り込まれた各種施策の予算規模や実施主体等の整理を行い、具体的な事業やプロジェクト、スケジュール等を盛り込んだ計画を策定し、本構想の実現に向けて取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、エネルギー政策についての中の、エネルギービジョン・アクションプランにおける電力自由化に向けた取り組みと位置づけについてお答えいたします。

国が進める電力システム改革の一つである電気の小売全面自由化については、自由に電力会社や料金メニューを選択できることにより、利用者の電気料金低減を図ることを目的としております。しかし、沖縄地域においては他電力会社と電力融通ができない特殊性から、発送電分離について考慮される地域となっており、全面自由化のメリットが得にくい状況となっております。

エネルギービジョンについては、エネルギー自給率の向上を目的としており、全面自由化については位置づけておりませんが、県としましては、エネルギービジョンに掲げる再生可能エネルギー導入率などの数値目標の達成に向けて、宮古島でのスマートコミュニティ実証など各種施策を展開してまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 前田光幸君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（前田光幸君） 知事の政治姿勢についての御質問の中の、沖縄と台湾の文化面での連携強化についてお答えいたします。

沖縄と台湾は、地理的にも歴史的にも非常に身近な関係にあり、文化面での連携を図ることは重要であると認識しております。そのため、沖縄の伝統芸能等の

文化資源を活用した舞台作品を制作し、台湾で公演を行っております。また、台湾で活動しているエイサー団体に指導員派遣を行うとともに、世界エイサー大会への招聘に対して支援しております。

今後とも、文化面での連携強化、交流に積極的に取り組んでまいります。

次に、観光関連施策についての御質問の中の、外国人観光客の通院・入院状況についてお答えいたします。

沖縄県では、外国人観光客の県内医療機関への通院・入院の実数について把握はしていませんが、夜間・救急時の通訳対応等について課題があることは承知しております。そのため、県内医療機関が外国人観光客の医療通訳に対応できるシステムのあり方などについて、関係部局と意見交換を行うほか、それに関するモデル実証事業を行うこととしております。

次に、外国人観光客の交通事故等についてお答えいたします。

外国人観光客の個人旅行化が進み、レンタカー利用者がふえたことに伴い、外国人観光客による交通事故も発生しております。沖縄県レンタカー協会によると、平成26年度の外国人観光客のレンタカー利用による交通事故件数は2901件であり、単独事故が1938件、車両相互が960件、人身事故が3件発生しているとのことです。

次に、外国人観光客の病気等に対する関係機関との連携についてお答えいたします。

沖縄県では、外国人観光客の利便性向上を図るため、外国人観光客向けの多言語対応コンタクトセンターの運営等を行っております。外国人観光客が病気や事故等にあった場合、当センターに問い合わせることで、最寄りの公共医療機関の紹介や医療従事者、救急隊員との間での通訳等のサービスが受けられるよう、関係機関が連携する仕組みづくりに努めております。

次に、文化・観光・スポーツ部関連についての中の、台湾で開催予定の「感謝の夕べ」についてお答えいたします。

沖縄県では、沖縄観光にとって非常に重要な海外市場である台湾において、これまで長年にわたり沖縄観光振興に寄与してきた関係者に対して謝意をあらわすとともに、沖縄と台湾のより密接な関係の構築と経済・文化交流等をさらに加速していく目的で、ことしの11月12日から14日の日程でトップセールスを予定しております。具体的には、台湾観光協会及び航空会社へのトップセールス、「沖縄ナイト in 台湾」の開

催、県内からの参加者を対象にした現地経済セミナー等を予定しております。

県としましては、このような取り組みを通して、今後の観光誘客、物産の展開、企業誘致等につなげていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

〔教育長 諸見里 明君登壇〕

○教育長（諸見里 明君） それでは、知事の政治姿勢についての御質問の中で、沖縄と台湾の教育の連携強化についてお答えをいたします。

県教育委員会では、21世紀の万国津梁にふさわしい国際性と個性を涵養する人材育成に取り組んでおります。海外短期研修事業においては、毎年40名余を台湾へ派遣し、現地専門高校での実習体験、書道を通した現地高校生との文化・教育交流など、多方面での交流推進を図っております。

今後とも同事業を推進するとともに、台湾への中学・高等学校の修学旅行や姉妹校提携等を通して、教育交流を図ってまいります。

次に、沖縄振興関連についての御質問の中で、普天間高校の移設についてお答えいたします。

県教育委員会としましては、同校の同窓会等より移設に向けての要請があることや返還跡地のゾーニングに普天間高校が示されていることなどに鑑み、昨年度から教育庁内に検討委員会を設け、慎重に検討を行っているところです。なお、同移設につきましては、膨大な費用を要するなど大きな課題があるものと認識しております。

次に、観光関連施策についての御質問の中で、海外修学旅行の奨励等についてお答えいたします。

平成26年度に海外修学旅行を実施した県立高校は11校、生徒981名が参加しております。実施校につきましては、主に希望を募って実施しているため助成は行っておりませんが、各学校で早期からの積み立てを行うなど、参加しやすい環境づくりに努めているところです。

県教育委員会としましては、修学旅行は学校内では得がたい学習を行う大切な機会と捉えており、今後とも海外修学旅行を推進してまいります。

次に、児童虐待・DV問題についての御質問の中で、学校現場におけるDV問題等への教育についてお答えいたします。

児童虐待・DV問題等は重大な人権問題であり、その根絶のためには早い時期からの予防教育が必要であると認識しております。小・中・高校においては、月

1回「人権を考える日」を設定し、道徳教育において人権に関するビデオ教材等を使用した学習を行っています。また、高等学校では児童虐待・DV防止講話等を実施するなど、人権啓発活動を推進しております。

県教育委員会としましては、今後とも生命を尊重し、他人の立場を理解し、思いやりや寛容の精神を持つ児童生徒の育成に努めてまいります。

次に、教育行政についての御質問の中で、県内小・中・高校の暴力件数と課題、対策についてお答えいたします。

平成26年度、本県の公立学校における児童生徒の暴力行為は、小学校102件、中学校545件、高等学校96件となっており、児童生徒1000人当たりの発生件数は、全国が4.2件、本県は3.9件と全国平均を下回っております。課題としては、規範意識や対人関係の希薄化等を背景に、感情をうまくコントロールできない児童生徒がふえていることが挙げられます。

県教育委員会としましては、スクールカウンセラーや相談員等を活用しつつ、関係機関と連携し、各学校の生徒指導体制の充実に努めているところです。

次に、不登校と中途退学者の状況等についてお答えいたします。

県立高等学校における平成26年度の不登校者は1332人、中途退学者は767人で、前年度と比較すると、不登校者は96人、中途退学者は102人の減少となっております。不登校となったきっかけと考えられる状況は、無気力、遊び・非行で45%を占めており、中途退学の原因は、進路変更が69.9%となっております。

県教育委員会としましては、今後ともスクールカウンセラーの配置や不登校対策リーフレット等を活用し、学校における生徒指導体制の充実に努めるとともに、家庭・地域・関係機関と連携した取り組みに努めてまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 環境部長。

〔環境部長 當間秀史君登壇〕

○環境部長（當間秀史君） 基地問題についての、米軍機騒音の環境基準超過の実態と日米関係機関の対応についての御質問にお答えします。

平成26年度の航空機騒音測定結果によりますと、嘉手納飛行場周辺では22測定局中8局で、普天間飛行場周辺では15測定局中1局で環境基準値を超過しております。その結果を踏まえ、去る平成27年9月8日に、在沖米国総領事、在日米軍沖縄地域調整官、沖縄防衛局長等に、実効性のある具体的な航空機騒音

軽減の措置をとること、日米合同委員会で合意された航空機騒音規制措置を厳格に運用すること、夜間訓練飛行の制限に最大限の努力を払うこと等について強く要請を行ったところであります。

次に、沖縄振興関連についての中、西普天間住宅地区の支障除去調査における沖縄県の役割、対応についての御質問にお答えします。

返還跡地の支障除去については、「沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法」に基づき、国が返還実施計画を策定した上で実施すると定められております。県は返還実施計画に関して、徹底した支障除去が実施されるよう、土壌汚染、地下水汚染等の調査方法などについて意見を提出しております。さらに、県は、実施事業者である沖縄防衛局と宜野湾市、県等の関係機関で構成する西普天間住宅地区の跡地利用に関する協議会及び支障除去作業部会等で、国からの報告等を受け、調査の進捗状況を把握するとともに、国が徹底した支障除去措置を講じるよう協議を行っているところであります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

〔企画部長 謝花喜一郎君登壇〕

○企画部長（謝花喜一郎君） 基地問題についての御質問の中、久辺3区への直接振興費の実施についてお答えいたします。

久辺3区など地縁による団体に対する交付金の交付方法については、地方自治法や地方財政法上、特段の規定はありません。しかしながら、地域への交付金は、基礎自治体である市町村と連携して行うことが望ましいと考えております。

次に、沖縄振興関連についての御質問の中、重粒子線治療施設の課題等についてお答えいたします。

重粒子線治療施設については、集患のあり方を含め、安定的な運営の見通しや高額な治療費等が課題となっていることから、これらの課題について、有識者等で構成する検討委員会を設置し、調査検討を行っているところです。今年度末をめどに検討結果を取りまとめ、施設導入の可否を含めた事業の方向性を示していきたいと考えております。

次に、鉄軌道の計画案策定の進捗状況及び運営形態についてお答えいたします。3の(3)アと3(3)イは関連いたしますので、一括して答弁させていただきます。

鉄軌道の計画案策定に当たっては、5つのステップに分けて段階的に検討を進めているところであります。現在は、おおむねのルートの設定や評価方法等の

検討を行うステップ3に入ったところです。ステップ3は、検討事項が多岐にわたり、委員会から慎重かつ丁寧に進める必要があるとの指摘もあることから、今年度末までに計画案を策定するとしていたスケジュールについて見直しを検討しているところです。また、運営形態については、計画案策定後事業化に向けた取り組みの中で検討を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 末吉幸満君登壇〕

○土木建築部長（末吉幸満君） 沖縄振興関連についての御質問の中で、海洋博公園の運営状況についてお答えします。

国営沖縄記念公園海洋博覧会地区の過去3カ年間の入園者数は、平成24年度が約371万人、平成25年度が約408万人、平成26年度が約435万人となっており、平成26年度の入園者数は県入域観光客数の6割という水準となっております。海洋博覧会地区については、一般財団法人沖縄美ら島財団が、国及び独立行政法人都市再生機構から、公園及び沖縄美ら海水族館の管理運営を受託しております。海洋博覧会地区の収支については、法人間の契約に係る事項も含まれることから、沖縄美ら島財団は公表していないとあります。

同じく沖縄振興関連についての御質問の中で、美ら島財団の役割と実績についてお答えします。

沖縄美ら島財団は、昭和51年7月に、国営沖縄海洋博覧会記念公園の開園の際、財団法人海洋博覧会記念公園管理財団として設立されております。平成4年度からは、国営沖縄記念公園首里城地区の開園に伴い、同財団が当該地区も管理しております。なお、同財団は、公益事業として亜熱帯性動植物、海洋文化、首里城等に関する調査研究及び技術開発等を行っており、琉球王朝時代の資料収集や琉球漆器の模造復元製作、絶滅危惧種を品種改良した花卉の開発等、沖縄の歴史・文化に関する知識の普及啓発や、沖縄の地域活性化に多大な貢献をしております。

次に、道路管理行政についての御質問の中で、県道・国道の除草作業の現場と見解についてお答えします。

道路の適切な維持管理については、観光イメージの向上や交通安全の観点から大変重要であると考えております。国が管理する道路については、平成25年4月から運用している道路維持管理計画に基づき、年2回から3回程度の除草を実施していると聞いております。県が管理する道路についても、平成27年度は県

単独費で4000万円増額した約5億円を計上し、年2回から3回程度の除草を行うこととしております。また、沖縄振興特別推進交付金の沖縄フラワークリエーション事業で約1億円増額した4億9000万円を計上し、道路の美化にも努めております。

今後とも、観光立県にふさわしい道路管理に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長 金城 武君登壇〕

○子ども生活福祉部長（金城 武君） 児童虐待・DV問題についての御質問の中で、虐待死事件の問題点と今後の対応についてお答えをいたします。

今回の事件は、児童相談所で支援を続けていたケースであり、一時保護の方針もあったにもかかわらず、一家の転居等さまざまな要因が重なった結果、死亡事件を防ぐことができなかったことを重く受けとめております。

今回の事件の問題点等については、児童虐待の防止等に関する法律第4条第5項により、県は発生原因の分析などを行う責務があるため、外部専門家の意見を聞き、検証を実施することとしております。去る9月15日に第1回の検証委員会が開催されたところであり、年内に死亡事例検証報告書を取りまとめることを予定しております。

今後、同委員会の中で児童虐待対応のあり方を再検討し、問題点への対応策について提言を得て、必要な再発防止策に取り組んでまいります。

次に、福祉行政についての御質問の中で、保育士正規雇用率を認可基準とすることについてお答えをいたします。

県においては、保育所認可に当たり、保育士正規雇用率60%以上を目指すよう指導しているところであります。現在、ほとんどの認可保育所において、待機児童解消のため、一時的に定員より多く園児を受け入れ、その分の保育士を非正規で雇用しているところがあり、現時点で、保育士正規雇用率を認可基準として一律に定めることは慎重に対応する必要があると考えております。

県としましては、保育士の処遇改善及び保育の質の向上を図るため、正規雇用化促進事業の実施、保育関係団体への要請、保育所指導監査における指導等、引き続き正規雇用率の向上に取り組んでまいります。

次に、高齢者福祉事業についてお答えをいたします。

高齢者福祉に関する施策・事業の中で最も支出額

の大きい介護保険サービス給付費について、平成25年度の65歳以上第1号被保険者1人当たりの給付費は、全国平均が約25万円に対し、本県は約32万円で、全国で最も高くなっております。また、本県の独自事業として、介護サービス事業の運営が困難な小規模離島市町村に対し運営費等の補助を行う島しょ型福祉サービス総合支援事業や見守りネットワークの構築などを支援する地域支え合い体制づくり推進事業を実施しております。

県としましては、高齢者が健やかでいきいきと住みなれた地域で暮らしていけるよう、今後とも高齢者福祉施策・事業の充実に努めてまいります。

次に、高齢者の生きがい対策についてお答えをいたします。

沖縄県高齢者保健福祉計画は、保健・福祉・医療関係者、学識経験者等の県民代表で構成する協議会での議論や、パブリックコメントによる県民からの意見を踏まえ作成しております。同計画において、沖縄の目指すべき高齢社会の基本理念として、県民が生涯にわたり就業その他多様な社会活動に参加する機会が確保される公正で活力ある社会等を掲げ、各種施策・事業を実施しております。具体的には、老人クラブの活動や沖縄ねんりんピックの開催、沖縄県かりゆし長寿大学校の運営などへの支援を通し、高齢者が生きがいを持って暮らせるよう社会活動の場・機会の充実に努めております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 島田 勉君登壇〕

○農林水産部長（島田 勉君） それでは、農林水産行政についての御質問の中で、台風15号の被害状況と県の支援についてお答えいたします。

台風15号による農林水産業関係の被害額は、約13億8367万円となっております。農林漁業者に対する支援といたしましては、1、県内各地域の農業改良普及機関への営農相談窓口の設置、2、農業・漁業共済等の制度活用の周知、3、農林漁業セーフティネット資金など低利な制度資金活用の周知、4、融資機関に対する農業制度資金の円滑な融通や既貸付金の償還猶予措置の依頼、5、災害復旧事業による漁港施設等の復旧などを行っております。

県といたしましては、引き続き関係機関や団体などと連携を密にし、支援について取り組んでまいります。

続きまして、台風21号による被害状況と対策、支援についてお答えいたします。

台風21号による農林水産業関係の被害額は、9月30日午後5時時点で約1億3572万円となっております。被害の内訳といたしましては、サトウキビなどの耕種部門で約9850万円、畜舎破損などの畜産部門で約3375万円、防風工の破損などの林業部門で約347万円となっております。地区ごとでは、宮古地区で約813万円、内訳で宮古島市約727万円、多良間村約86万円、それから八重山地区で約1億2759万円、内訳ですが、石垣市約4935万円、竹富町約4224万円、与那国町約3600万円となっております。

農林漁業者に対する支援については、宮古及び八重山の農業改良普及課に相談窓口を設置したところであり、特に、与那国町につきましては、現地の駐在職員を通して、病害虫防除や塩害対策等の営農指導を初め、低利の制度資金や農業・漁業共済等の活用に関する相談に対応してまいります。

県といたしましては、引き続き被害状況の把握に努めるとともに、関係機関や団体などと連携を密にし、支援対策について取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 警察本部長。

〔警察本部長 加藤達也君登壇〕

○警察本部長（加藤達也君） 飲酒運転の根絶に関する御質問の中で、14の(1)と(2)は関連しますので一括してお答えいたします。

ことし上半期の飲酒運転の検挙につきましては791件で、前年同期と比べ155件、24.4%増加しており、検挙件数は全国で最も高い数値となっております。上半期の飲酒運転による交通人身事故、いわゆる飲酒絡み事故につきましては53件発生し、全人身事故に占める構成率は1.98%、飲酒絡み死亡事故につきましては6件発生し、全死亡事故に占める構成率は27.3%となっており、いずれも発生件数は前年同期と比べ減少しているものの、構成率は依然として全国ワーストワンとなっております。

県警察といたしましては、ことし1月に飲酒運転根絶総合対策室を設置し、飲酒運転取り締まりの強化と飲酒運転根絶県民運動の展開を柱に、各種取り組みを推進した結果、前年同期と比べ、飲酒絡み事故は減少しているものの飲酒運転の検挙件数は増加していることを踏まえ、引き続き飲酒運転の取り締まりの強化と県民運動のさらなる展開を図り、全国ワーストワン脱却に向け、組織を挙げて取り組んでまいりる所存であります。

次に、学校現場や地区、公民館等での教育啓発活動についてお答えいたします。

学校現場におきましては、運転免許を取得する年齢となる高校生に対し、飲酒運転防止に特化した交通安全教育を実施しているほか、小学校での交通安全教育の際に、児童から両親・祖父母等に対し飲酒運転根絶メッセージを送るなど、家庭対策も含めた啓発活動を推進しております。公民館等におきましては、各種会合等で参加・体験型の交通安全教育を実施しているほか、市町村と連携し、地域のリーダーである自治会長等を飲酒運転根絶アドバイザーとして委嘱し、情報提供等を行い、住民に対する啓発活動を推進しております。

上半期に飲酒運転で検挙された者約700名へのアンケート調査で、約7割の者が酒を飲んだ後車を運転するつもりだったと回答するなど、依然として悪質な運転者が飲酒運転をしていることがうかがえます。

県警察といたしましては、飲酒運転に対する県民の規範意識の向上は極めて重要と考え、飲酒運転取り締まりの強化とあわせて学校現場や地区、公民館等での交通安全教育や啓発活動を初め、飲酒運転根絶宣言書への署名・提出、事業所、自動車学校、建築現場等に出向いての講話など、引き続き県、市町村、関係機関・団体、交通ボランティア等と連携した県民総ぐるみの飲酒運転根絶運動を展開してまいりる所存でございます。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 選挙管理委員会委員長職務代理者。

〔選挙管理委員会委員長職務代理者 龍野博基君登壇〕

○選挙管理委員会委員長職務代理者（龍野博基君）

おはようございます。

選挙管理委員の龍野でございます。

本来でしたら私どもの当山委員長が答弁申し上げるんですけども、別用務のため私のほうから答弁させていただきます。よろしくお願いいたします。

では、瑞慶覧議員の県議会議員の寄附行為についての中、県議会議員が沖縄平和賞並びに赤い羽根、緑の募金に寄附することは公職選挙法に違反するののかについてお答えいたします。

あらかじめお断り申し上げますが、瑞慶覧県議からの公職選挙法に関する御質問に関し、当委員会といたしましては、同法についての一般論としてお答えすることを御理解ください。

現職の議員を含む公職の候補者等は、同法第199条の2の規定に基づき、いかなる名義をもってするを問わず、選挙区内にある者に対し、寄附をすることは禁

止されております。

御質問の沖縄平和賞、赤い羽根及び緑の募金への寄附が禁止された寄附に該当するかどうかについては、それぞれの実施主体の事務所などが議員等の選挙区内に所在するかどうかなどにより判断されることになるものと思われます。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 瑞慶覧 功君。

〔瑞慶覧 功君登壇〕

○瑞慶覧 功君 ありがとうございます。

再質問を行います。

まず、台風の被害状況ですが、先ほど農林水産部長のほうからあったんです。それ以外にも今建物の倒壊とかそういう状況があったと思うんですが、浦崎副知事、昨日急遽行ってこられているんです。その状況をもしよろしければ報告願いたいと思います。

そして、知事の政治姿勢から伺います。

沖縄と台湾の連帯強化についてですが、台湾では感謝のタペがあるということなんです。沖縄で感謝の意を込めて台湾との交流のイベントを開催してはどうかと思いますけれども、見解を伺います。

次に、沖縄振興関連、普天間住宅地区跡地利用についての中の、ウ、アスベスト等の支障除去調査についてですが、報道では、非飛散性となっています。飛散性と定義の違いは何か、また県はどのように認識して対応しているのか伺います。

大規模なアスベスト除去調査が開始されようとしている一方で、アスベストの危険性や調査結果そして除去計画、廃棄計画などについて、自治体とか地権者、地域住民に全く説明されていないということです。除去作業前に作業員や基地内労働者含めて全ての関係者を対象に、沖縄防衛局と県が合同で説明会を開催すべきだと考えますが、見解を伺います。

次に、北部地域大型観光拠点推進についてですが、海洋博公園の入場、入園者数がさき過去3年間、毎年約30万ずつふえているんです。昨年度435万人、U S Jでの計画では、2020年春にオープンして5年間で年間620万人を目標に掲げているわけですが、それも那覇空港第2滑走路の供用開始と入域観光客1000万人到達が前提と言われています。それならU S Jでなくても現体制でも十分可能だと思います。やはりU S Jは北部地域のさらなる発展につながる別の場所に誘致をすべきではないかと思います。

伺います。北部地域の市町村との意見、情報交換はどうなっているか伺います。

最後に、議員の寄附行為ですが、先ほど選管のほうからありましたけれども、つまり我々議員の寄附行為は法律上禁止されているわけです。自治会で徴収される赤い羽根募金までそうなっています。

皆さんにお聞きしますが、私は議員だから募金できませんと言っている方いるのでしょうか。皆さんやっていると思うんですよね。やっぱりこれが違反することになるわけですね。社会通念上、常識から余りにもかけ離れていると思います。

伺います。この法律を改正するにはどういった方法があるのか伺います。

昨年、北谷町在住の中学生松島良生君が心臓移植を余儀なくされて、この募金活動が行われました。目標金額が2億1500万円でした。その際に、公職選挙法に違反するおそれがありますとの指摘がありましたけれども、皆さんから一律定額の募金が寄せられました。良生君はアメリカでの移植手術に成功し無事沖縄に帰っております。術後の経過も順調とのことです。現在、1歳の女の子翁長希羽ちゃんの募金活動が行われております。目標額は3億2000万円と巨額です。公職選挙法の改正を待っている時間はありません。みんなで一律定額を募金して一石を投じていこうではありませんか。

終わります。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前11時19分休憩

午前11時23分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

浦崎副知事。

〔副知事 浦崎唯昭君登壇〕

○副知事（浦崎唯昭君） きょうは、議会の御理解もいただきまして、台風で一番、81メートルという大きな風速の被害を受けたであろうと思われる与那国の視察に、議会の御了解をいただきまして視察できましたことに感謝申し上げます。

視察をしての印象的なことは、15時ごろから強い台風が襲ったようでございますけれども、非常に怖かったと。あの81メートルの台風の目の中に入るところですが、非常に怖かったという住民の意見が印象的でした。そういう意味では、私たちはあの台風がフィリピンの近海で発生したときに、そんなに大きくならないだろうと予想していたところ、だんだん沖縄に近くなる中で、81メートルという大きな勢力になったことをこれからの大きな反省として災害を見ていかなければならないなとそんな感じをいたしております。

そういう中で、与那国を視察してまいりましたけれども、台風21号の被害状況につきましては、30日午前10時現在、人的被害の報告はありませんが、与那国町において住居の被害が全壊10棟、半壊が27棟、一部破損282棟、また非住居の被害が75棟となっております。また、電柱の折損等が約40本、海岸の離岸堤の被災等が発生しております。

県においては、台風の接近に伴い、沖縄県災害対策本部を設置し、24時間体制で情報収集を行っているところであります。今回の台風で特に停電や通信の途絶が続いていることから、29日に与那国町の要請により、県から自衛隊へ災害派遣要請を行い、電力や通信事業者の復旧要員を空輸してライフラインの復旧への対応等を行ったところであります。また、昨日第11管区海上保安本部へ要請し、電力復旧要員を追加で10名搬送しているところです。今後とも、全庁的に災害状況の把握に努め、災害復旧対策に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 安慶田副知事。

〔副知事 安慶田光男君登壇〕

○副知事（安慶田光男君） 再質問にお答えします。

北部に予定のUSJの進出は、候補地が先ほども答弁しましたように、国定海洋博公園はその一つとは聞いておりますが、まだ最終的に同社としても候補地を絞り切っておらず、さらには事業計画が具体的に県に提出されているわけでもありませんので、そういう意味で、今後密接な連携をとりながら進めていくということで、まだ地方自治体に対する県としての説明は行っていないところであります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

〔知事公室長 町田 優君登壇〕

○知事公室長（町田 優君） 瑞慶覧議員の再質問におきまして、台湾との交流イベントについてお答えします。

沖縄での台湾との交流イベントにつきましては、双方の交流芸能を含めた交流を提案されておりますことから、現在関係部局と調整、検討しているところでございます。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 環境部長。

〔環境部長 當間秀史君登壇〕

○環境部長（當間秀史君） 瑞慶覧議員の再質問にお答えします。

1点目は、飛散性アスベストと非飛散性アスベスト

の違い、それから2点目に、西普天間のアスベスト除去に対する県の対応、それから住民説明会の開催についてだったかと思います。一括して答弁いたしたいと思います。

法令上、飛散性及び非飛散性の定めは特にございませぬ。これまで建設業労働災害防止協会の定義によりまして、一般的に石綿含有建材の発じん性、粉じんの発生のしやすさの度合いによりまして、発じん性が著しく高いレベル1から発じん性が比較的低いレベル3までの3段階を区分しておりまして、レベル1及びレベル2が一般的に飛散性アスベスト、それからレベル3が非飛散性アスベストということになっております。

わかりやすい例で言いますと、レベル1は吹きつけ石綿、それからレベル2が石綿含有保温材であるとか断熱材、それからレベル3が石綿含有成形板などでありまして、大気汚染防止法の適用対象となるのはこのうちのレベル1・2の飛散性アスベストということになります。でありまして、西普天間の住宅に使用されているのは、レベル3の非飛散性アスベストでありますので、大気汚染防止法の適用による規制はないということになります。

このため、県におきましては、去る6月議会において条例を改正して、非飛散性アスベストについても大気汚染防止法と同様の手続を定め規制することとしたけれども、実は条例の施行期日が平成28年4月1日からということになっておりまして、西普天間の住宅解体工事には適用されないところであります。このため、県におきましては、去る9月に沖縄防衛局長に対して、西普天間住宅地区の解体工事についても条例に準じて手続をとるよう要請を行ったところでございます。

それから、西普天間の住宅解体工事については、140棟とかなり大規模なものでありまして、この解体工事に伴う周辺住民の不安も当然大きいことから、説明会を開催して住民への周知を図る必要があると考えているところでありまして、このため利用協議会であるとか、あるいは支障除去部会におきまして開催の実施を求めていると考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 選挙管理委員会委員長職務代理者。

〔選挙管理委員会委員長職務代理者 龍野博基君登壇〕

○選挙管理委員会委員長職務代理者（龍野博基君）

では再質問の公職選挙法の改正手続についてお答え

いたします。

公職選挙法は、昭和25年に従来の衆議院議員選挙法、参議院議員選挙法、それに地方自治の中の選挙関係の規定を総合する形で、国会議員による議員立法により制定された法律となっております。その後の数次の改正もおおむね議員立法によりなされてきております。

当委員会では、同法の具体的な改正手続等については承知しておりませんが、国民的議論の高まりを受けた国会での議論がなされた上で改正がなされていくものと思われます。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前11時34分休憩

午前11時34分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

前島明男君。

〔前島明男君登壇〕

○前島 明男君 ハイサイ グスーヨー チューウガナビラ。

ワンネー 公明党・県民会議無所属の前島ヤイビン。

代表質問に入ります前に、若干所見を述べさせていただきます。

初めに、いまだかつて経験したことのない最大瞬間風速81.1メートルの暴風で、甚大な被害に遭われた方々に心からお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧を心から願うものであります。

次に、知事の国連人権理事会総会における演説についてであります。沖縄の人々は自己決定権をないがしろにされていると訴えられ、沖縄が置かれている現状を国際社会に発信されたことは、非常に大きな意義があったものと高く評価するものであります。

次に、我が県の最重要課題であります米軍海兵隊普天間飛行場の辺野古移設についてであります。

公明党県本部としては、何度も表明をしておりますが、念を押す意味から再度申し上げておきたいと思っております。

結論から申しますと、普天間飛行場の県内移設はノーであります。県外・国外へ移すべきであると強く申し上げておきたい。日本政府は、常に抑止力と地理的優位性を表明してきましたが、その理論は既に破綻しております。と申しますのは、当時のペリー国防長官は、日本のあらゆる提案を検討する用意があると言明し、日本政府から日本本土への提案があれば応じる姿勢を見せたのであります。しかし、日本側からそう

した提案はなかったのであります。また、民主党政権で防衛大臣を務められた森本氏は、大臣就任の2010年6月、沖縄で開催されたシンポジウムで沖縄の海兵隊は中東や太平洋など広大な地域に展開しているし、ハワイ、グアム、沖縄の三角拠点でアジア・太平洋のどこにでも戦略展開できる。それを踏まえれば沖縄でなくてもよい。軍事的には、日本国内であればよい。政治的にできないから官僚が道を塞いでいるだけだと述べておられます。また、防衛大臣を辞任される記者会見のときにも、同じ発信をしておられます。海兵隊は、現在もハワイ、沖縄、グアム、フィリピン、オーストラリア、タイなどをめぐり訓練を重ねております。

以上のことからいたしましても、海兵隊基地を沖縄に固定しておく必要はないと申し上げて質問に入ります。

大きな1番、知事の政治姿勢についてであります。

(1)、普天間の県外・国外移転の県民支持を背に受け、前知事による辺野古埋立承認取り消しに向け、具体的手続に入りました。国との法廷闘争の可能性が高まる中、今後、どのように見通しを立てておられるのか伺います。

(2)、駐留軍用地跡地利用に伴う経済波及効果等について、県の試算を否定する本が出版されております。経済波及効果、雇用効果、税収効果など県の認識はどうか伺います。

(3)、アジア経済戦略特区構想についてであります。検討委員会から案が示されました。今後どのように県の施策に反映させていくのか伺います。

(4)、国連人権理事会総会での演説についてであります。

ア、世界のリーダーの皆さんに沖縄の現状を知ってもらう意義のある演説だったと思いますが、参加者及び地域の方々の反応はどうでしたか。

イ、世界のマスコミ各社の取り扱いはどうでしたか。

大きな2番、平成28年度予算確保についてであります。

(1)、国からの財政移転について、国庫支出金や地方交付税交付金などの合計額は全国比でどうか。また、県民1人当たりの公的支出額は全国で何位か伺います。

(2)、沖縄振興予算の一括計上方式が沖縄優遇との誤解を与えている。予算計上のあり方を改めるべきではないか伺います。

(3)、基地と沖縄振興とのリンクを国も県も否定し

ているが、現実にはマスコミも国民もリンクしているとの誤解がある。誤解を解くためにどう取り組むのか伺います。

大きな3番、経済、雇用、資源開発についてであります。

(1)、沖縄近海には、豊富な海底資源の可能性が指摘されております。将来、県財政の充実に貢献が期待される開発事業に県として積極的にかかわるべきです。どのような構想を検討しているのか伺います。

(2)、航空機整備基地整備事業について、用地確保や値段など、防衛省との交渉の経過や見通しはどうか伺います。

(3)、雇用問題について、失業率、有効求人倍率などの数値はどうか。また、非正規雇用率の改善についても県の取り組みを伺います。

(4)、大型MICE受け入れ事業について、県は2万人規模を目指しているが、専門家からはもっと規模を大きくすべきとの提案も出ています。どのように検討しますか。また、魅力と競争力、収益性を高める方策について、どう考えるか伺います。

(5)、本年度の観光誘客について、目標値と現状の推移はどうか。国内、国外の両方について御説明ください。

(6)、着陸料等の軽減についてであります。県は平成28年3月に期限切れを迎える那覇空港発着の国内路線に係る着陸料や航行援助施設利用料の軽減措置の延長を国に要請しました。見通しはどうか伺います。

ちょっと休憩をお願いします。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前11時42分休憩

午前11時42分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

○前島 明男君 大きな4番、福祉医療行政についてであります。

(1)、長寿県日本一復活計画について。

過去においては長寿県といえば沖縄が代名詞のようでした。過去のデータを見てみますと、何と女性は昭和50年から平成17年まで平均寿命が30年間全国一をキープしてきました。ところが、5年後の平成22年には3位に落ちてしまいました。一方、男性は昭和50年には10位だったものが、徐々に落ちていって平成17年には25位、平成22年には30位まで落ちてしまいました。男女とも落ちていった原因を分析してそれを生かし、再び平均寿命日本一を復活させることが観光振興にも大きく貢献することを確信するものであります。

そこで、次のことを伺います。

ア、健康診断受診率が全国に比べて低い理由は何か。また、どうすれば上げられるのか伺います。

イ、日本一を達成するには、全庁的な取り組みが必要だと思うが、どうなっているか伺います。

ウ、自殺防止対策も重要になってくると思うが、どうなっているか伺います。

エ、日本一復活のキーポイントは何かを伺います。

(2)、我が県におけるロタウイルス胃腸炎予防ワクチンの導入はどうなっておりますか。また、肺炎球菌ポリサッカライドワクチンの実施はどうなっているか伺います。

(3)、保育士確保についてであります。

保育士の社会的地位や信頼、名誉等は、保育者としての責任と役割が担保されて初めて確立されるものであることは言うまでもありません。ある新聞社が調査した結果によると、保育所に勤務する常勤保育士のうち約6割は非正規雇用職員で、平均収入は年200万円足らずで、雇用期間も1年契約あるいは半年更新という不安定なものとなっており、平成22年厚生労働省の調査を見ても、全国ベースでの男女保育士の平均収入は年337万円となっていて、仕事の内容や勤務条件、責任の度合いなどを勘案すると恵まれているとは言いがたい状況にあります。このような条件下で誇りを持って未来を担う子供たちを保育することは極めて困難なことであり、保育士の身分が的確に保障されない限り、期待される地域における子育てサポーターとしての機能と役割の実現はおぼつかないのではないかと危惧するものであります。

そこで、次のことを伺います。

ア、保育士確保のために、県が補助することになっているが、どのような効果が期待されるのか伺います。

イ、県内の認可保育所の正規雇用率が41.2%と低い理由は何か。また、数値を上げるためにはどう取り組むのか伺います。

ウ、マスコミ報道によると、認可保育所で正規雇用率の最も低いのが6.7%とあるが、それでも認可保育所として継続を認めるのか伺います。

エ、保育士の待遇をよくしない限り、不足の解消は思うようにいかないと思うが、どのような対策を考えているのか伺います。

(4)、県立病院の医師確保並びに看護師確保についてであります。

ア、医師及び看護師がやめていく大きな要因は何か。また、その対策を伺います。

イ、看護師の再就職制度はどのように機能しているか伺います。

ウ、県立病院、それぞれの地域の看護師充足率はどうなっているか伺います。これは30分圏内でありませす。

(5)、老人虐待について。

ア、近年、老人虐待がふえているようですが、我が県における現状と課題は何か伺います。

大きな5番、教育行政についてであります。

2015年度の全国学力学習状況調査は、昨年と比較できる国語と算数で小学校は全科目、中学校は国語A以外で平均正答率の全国との差は縮まっております。特に小学校は、算数Aに加え、国語Bがことし初めて全国平均を上回った。全体的に上昇傾向が続いているのは、授業改善の成果であると同時に、生活習慣など家庭の教育力によるところが大きいのではないかと思慮いたします。これまでの教育関係者の御尽力に敬意を表しつつ、次のことを伺います。

(1)、学力向上対策について。

ア、小学校高学年の学力はかなり向上してきたが、中学生が全国最下位の原因は何か。また、分析した結果はどうなっているか伺います。

イ、気候風土の関係もあると思うが、日が暮れてもまだ遊んでいる子供を多く見かけます。日常生活から見直し、早寝・早起き・読書の習慣を身につけることが、学力向上の第一歩と考えるがどうか伺います。

(2)、世界に羽ばたく人材の育成について。

ア、小学校低学年から英語教育にもっと力を入れてほしいと思うがどうか伺います。

イ、県費の外国短期留学制度の枠をもっと広げる必要があると考えるがどうか伺います。

(3)、那覇市に特別支援学校を設置することについてであります。

ア、現在那覇市には主に肢体不自由児を対象にした那覇特別支援学校はあるが、知的障害児を受け入れる特別支援学校はありません。なぜなのか伺います。

イ、市外の特別支援学校に通っている児童生徒が約400人もいる現状を教育委員長はどう見ておられるのか伺います。

ウ、9月10日付で諸見里教育長宛てに沖縄県特別支援学校PTA協議会代表仲村利江さんから陳情書が出されております。このことは、やむにやまれずとった行動だと思います。早急な対策が必要だと思いますが、教育長の考えを伺います。

6、農林水産行政についてであります。

(1)、台風強い農業について。

ア、台風銀座と呼ばれている我が県では台風を避けては通れない。そうであれば、台風強い農業をするしかありません。どうあるべきか伺います。

イ、農業共済の加入率向上対策はどうなっているか伺います。

ウ、日もちがよくて台風強い生産物を特化して多量生産し、県外、国外に出荷することにもっと積極的に取り組んではどうか伺います。

大きな7番、土木建築行政についてであります。

(1)、大型クルーズ船の専用バースの増設について。

ア、大型クルーズ船の専用バースが1つしかないため、40隻余りが寄港を見送ったとのことですが、七、八万人の外国人を逃がしたことになる、その事実を確かめたい。

イ、沖縄観光が脚光を浴びてクルーズ船の寄港希望が急増している現在、新しいバースの建設が急がれるが、計画の前倒しが必要だと考えるがどうか伺います。

ウ、将来の1000万人観光を考えた場合、最低でもあと2バースは必要と考えるがどうか伺います。

(2)、都市モノレール最終駅（西原入り口）の整備について。

ア、地権者は、複合的なビルを望んでいるようだが、県や市との調整はどうなっているか伺います。

イ、与那原町はMICEも誘致決定したとのこと、マリンタウンまでの新設を望んでいるが、計画する考えはないか伺います。

(3)、最低制限価格の引き上げについてであります。

県建設業審議会では、公共工事の落札額の最低制限の見直しについて協議し、現在、予定価格の70から90%と定めているものを、上限を引き上げる方向で検討しているとのことあります。現在、建設業の置かれている立場を考えますと、人材不足、資材等の高騰による経営難、社会に対する貢献度等を考慮した場合、予定価格にほぼ近いところまで引き上げる必要があるのではないかと考えますがどうか伺います。

8、文化、観光、スポーツ行政についてであります。

(1)、(2)は割愛いたします。

(3)、御茶屋御殿についてであります。

かの有名な琉歌の茶屋節に、「拝デノガレラヌ 首里天加那志 遊デノガレラヌ 御茶屋御殿」と詠み人知らずの歌があります。国王をお慕いし、御茶屋御殿に感謝する庶民の歌であります。琉球文化は、宮廷文

化から出た首里文化が広まったものだとされており
ます。このようなすばらしい文化的価値の高い御茶屋
御殿が、第二次世界大戦で焼失したのはまことにもっ
たいなく、残念でなりません。

同御殿は、首里城で正式会見した外国使節を供応接
待し、和やかな雰囲気で行われました。料理は
首里城内の御料理座から運ばれ、首里城と一体となっ
て外交を担っていたところであります。

これらのことからして、当然、首里城と一緒に復元
されるべきでしたが、残念なことにその土地は民間の
建物が既に建っており、同時復元がかなわなかったの
であります。ありがたいことに、18年前の平成9年
7月8日に、御茶屋御殿復元期成会準備委員会が発足
し、その後、期成会と名を変えて今日まで19年間那
覇市議会の協力も得ながら、国への陳情も何度となく
行ってこられました。そのかいあって、平成22年11
月8日に文化庁文化財部記念物課課長が、御茶屋御殿
の視察に来られ、建物の復元から始めたいとの言葉も
いただいております。しかしそれ以降、余り積極的な
動きが見られません。戦後70年を迎えたことしを記
念に何としても復元すべく大きな動きを期待し、次の
質問をいたします。

ア、御茶屋御殿復元の必要性について、知事のお考
えを伺いたいと思います。

イ、那覇市が具体的に動き出し、平成28年度予算
に一部計上することになったと聞いているが、県はど
のような状況か伺います。

ウ、復元に当たっては、首里城復元方式で国にやっ
てもらうことになると思うが、県が積極的に国や那覇
市と連携をとって進めていってもらいたいと思うがど
うか伺います。

エ、この事業を成功させるためには、カトリック教
会の移転用地確保が大前提になっており、幸いにも
国、県の用地が近辺にあるようですので、ぜひとも御
理解と御協力をいただきたいと思います。いかがで
しょうか伺います。

オ、ワーキンググループのさらなる活躍を期待する
ものですが、現在はどうのような状況でしょうか、お伺
いいたします。

○議長（喜納昌春君） ただいまの前島明男君の質問
に対する答弁は、時間の都合もありますので午後に戻
したいと思ひます。

休憩いたします。

午前11時54分休憩

午後1時23分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

午前の前島明男君の質問に対する答弁を願ひます。
翁長知事。

〔知事 翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君） 前島明男議員の代表質問にお
答えをいたします。

知事の政治姿勢についてに関する御質問の中の、国
連演説に対する参加者やマスコミ各社の反応について
お答えをいたします。1(4)アと1(4)イは関連します
ので、一括してお答えをいたします。

国連人権理事会では、沖縄の人々の自己決定権がな
いがしろにされている辺野古の状況を、世界中から関
心を持って見ていただくよう申し上げました。各国の
代表や世界のNGO等、多くの方々へ、今沖縄が置か
れている状況を伝えることができたことは、大変有意
義だったと考えております。また、欧米メディア各社
においても演説内容等が報道され、国内外に対しても
効果的に情報発信できたと考えております。今後とも
国内外に向けた効果的な発信方法を検討してまいりま
す。

次に、経済、雇用、資源開発等についてに関する御
質問の中の、失業率、有効求人倍率の数値及び非正規
雇用に係る県の取り組みについてお答えをいたしま
す。

沖縄県の雇用情勢につきましては、県経済の拡大や
観光客数の増加等により、平成26年の完全失業率は
5.4%で前年の5.7%と比べて0.3ポイント低下をし、
4年連続で改善しております。また有効求人倍率は、
0.69倍で前年の0.53倍に比べ0.16ポイント上昇し、
3年連続の上昇となり、復帰後過去最高となっております。

非正規雇用に係る県の取り組みにつきましては、こ
とし2月に「働き方改革の実現に向けた取組みに関す
る要請」を行い、3月には沖縄労働局、沖縄県経営者
協会、連合沖縄と連名で「沖縄の雇用・労働環境の改
善に向けた共同宣言」を行うとともに、去る9月8日
には沖縄労働局と連携して経済団体等16団体に対し
「非正規雇用労働者の正社員転換等に係る要請」を行
ったところであります。さらに、人材育成や雇用環
境にすぐれた企業を認証する人材育成企業認証制度や
正規雇用化につなげる沖縄県正規雇用化促進モデル事
業及び正規雇用化企業応援事業を実施しております。

沖縄県としましては、引き続き労働局や関係機関と
連携し、正規雇用の拡大等雇用の質の向上に全力で取
組んでまいります。

次に、福祉医療行政についてに関する御質問の中
の、長寿県日本一復活のキーポイントについてお答え

をいたします。

沖縄県では、健康長寿復活に向けて、県民がとるべき好ましい生活習慣として、特定健診やがん検診の定期受診、肥満の解消、適正飲酒の理解及び実践を推奨しております。特に平均寿命日本一復活のためには、20歳から64歳までの働き盛り世代の死亡率を改善することが重要であると考えております。そのため健康長寿おきなわ復活県民会議において、健康経営の概念の周知や先進的な取り組み事例を情報提供することにより、経済団体や労働団体における主体的な健康づくりを促していきたいと考えております。また、学校現場における副読本を活用した健康教育など、将来の社会を担う次世代対策も重要であると考えております。

次に、文化、観光、スポーツ行政についてに関する御質問の中の、御茶屋御殿復元の必要性及び県の状況並びに国や那覇市との連携についてお答えをいたします。8の(3)アから8の(3)ウまでは関連しますので、一括してお答えをいたします。

御茶屋御殿は、首里城に近接する旧王家の別邸で、1677年に創建されました。首里城一帯は貴重な文化遺産が多数所在する地域であり、歴史的由緒ある御茶屋御殿の復元につきましても、大変意義のあることだと考えております。御茶屋御殿につきましては、那覇市が国の文化財への登録を目的として、平成28年度から残存する石積みの測量等を実施する予定であります。

沖縄県としましては、那覇市の取り組みを積極的に支援するとともに、国や関係機関と密接に連携を図ってまいりたいと考えております。

残りの御質問につきましては、副知事、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

〔知事公室長 町田 優君登壇〕

○知事公室長（町田 優君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、辺野古埋立承認取り消しの今後の見通しについてお答えします。

普天間飛行場代替施設に係る公有水面埋立承認に関しては、現在取り消しに向けた手続を行っているところであります。

辺野古新基地建設に関する権限としては、公有水面埋立法や沖縄県漁業調整規則に基づく手続等さまざまなものがあり、今後これらの法令等に基づき、あらゆる手法を検討していくこととしております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

〔企画部長 謝花喜一郎君登壇〕

○企画部長（謝花喜一郎君） 知事の政治姿勢についての御質問の中の、跡地利用に伴う経済効果についてお答えいたします。

本年1月に県が公表した駐留軍用地跡地利用に伴う経済効果の調査においては、広域構想に基づいた現実的な土地利活用を想定するとともに、県内有識者からの意見を踏まえるなど、一定の信頼性を有する試算となるよう努めてきたところであります。

なお、本年1月に出版された著書において、県議会議務局による試算について論評されていることは承知しております。

次に、平成28年度予算確保についての御質問の中の、国からの財政移転についてお答えいたします。

平成25年度の県分・市町村分の国庫支出金と地方交付税交付金の合計額は7330億円、全国14位で、県民1人当たりの額では51万8000円、全国6位となっております。

また、平成24年度県民経済計算で見る県民1人当たりの公的支出額は107万5000円、全国15位となっております。

なお、全国順位については、東日本大震災で被災した岩手県、宮城県、福島県の3県を除いたものとなっております。

次に、沖縄振興予算の一括計上方式についてお答えいたします。

沖縄振興予算は、沖縄振興特別措置法に基づく沖縄振興計画に掲げた各種施策を総合的かつ計画的に推進するため、各省庁の予算を内閣府沖縄担当部局に一括して計上する仕組みとなっております。このような独自の仕組みであることなどから、県内外の一部の方々に、沖縄が優遇されているとの誤解が生じていることについては、その解消に努めてまいります。

次に、基地と沖縄振興のリンクについてお答えいたします。

沖縄振興は、沖縄振興特別措置法に基づき、沖縄の特殊事情に鑑み、総合的かつ計画的に講じられているものであり、基地問題とは別であります。

沖縄県としましては、沖縄振興特別措置法の目的等の周知について、引き続き取り組んでまいります。

次に、土木建築行政についての御質問の中の、マリントウンまでの都市モノレールの新設についてお答えいたします。

県は、鉄軌道の計画案について、5つのステップに分けて段階を踏んで検討を行っております。計画案には、鉄軌道整備計画として、おおむねのルート、想定

するシステム等のほか、バス、モノレール、L R T等フィーダー交通ネットワークのあり方等についても盛り込むこととしております。

モノレールの新設については、計画案策定の取り組みの中で、県民と情報共有を図りながら幅広く検討してまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 下地明和君登壇〕

○商工労働部長（下地明和君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、アジア経済戦略構想の県の施策への反映についてお答えいたします。

沖縄県アジア経済戦略構想については、去る9月17日に、策定委員会から報告を受けたところであります。その中で、今後の沖縄経済を牽引する基軸となる産業の振興を図る観点から、質の高い世界水準の観光・リゾート地の形成、那覇軍港や自衛隊駐屯地等を活用した国際物流機能の拡充、航空関連産業クラスターの形成促進、県内I T産業の国際競争力向上を推進する拠点となるセンターの設置など、各種施策が盛り込まれた5つの重点戦略が示されております。また、農林水産業や先端医療、バイオ産業など、沖縄の特性を生かしたアジア市場を取り込むことで新たな成長が期待される4つの産業成長戦略とあわせて、アジアにおけるビジネス・ネットワーク拠点の形成やグローバル人材の育成など、戦略を推進するための5つの機能が示されております。

県としては、今後、構想に盛り込まれた各種施策の予算規模や実施主体等の整理を行い、具体的な事業やプロジェクト、スケジュール等を盛り込んだ計画を策定し、本構想の実現に向けて取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、経済、雇用、資源開発等についての御質問の中の、海底資源開発に係る県の取り組みについてお答えいたします。

海底熱水鉱床開発については、国において資源量評価、環境影響評価、資源開発技術及び選鉱・製錬技術等の調査・検討を踏まえ、経済性評価を行った上で、平成30年代後半以降に民間企業が参画する商業化を目指したプロジェクトが開始されるよう、官民連携のもと推進するとしております。また、鉱業権の設定等についても、賦存状況等の調査結果を踏まえ、今後、方針が決定されることになると考えております。

こうした状況を踏まえ沖縄県においては、平成25・26年度の2年間にわたり、海洋資源利用と支援拠点形成に向けた可能性調査を実施したところであり

ます。今年度は産学官で構成する協議会のもと、海洋人材育成分科会、海洋産業化分科会、海洋研究分科会の3分科会を設置し、支援拠点の形成や海洋産業の創出・集積に向けた検討を行っているところであります。

県といたしましては、今後とも国等の関係機関と連携しながら、海洋資源調査・開発の支援拠点形成に向けた取り組みを推進してまいります。

次に、同じく航空機整備基地整備事業の見通しについてお答えいたします。

沖縄県では、21世紀ビジョン基本計画において、臨空・臨港型産業の集積による国際物流拠点の形成を図ることとしております。

航空機整備基地整備事業は、那覇空港に航空機整備施設を整備することにより、関連産業の集積を促進させ、雇用創出を図ることを目的に取り組んでおり、アジア経済戦略構想策定委員会から報告を受けたアジア経済戦略構想における重点戦略の航空機関連産業クラスターの形成の中核的な役割を担う施設であります。事業を推進するため必要とされる自衛隊施設の移転補償については、8月末に航空機整備施設の建設を実施する沖縄県と駐機場整備を行う国土交通省とで、それぞれの事業に係る自衛隊施設の面積案分で負担することで合意が得られ、現在測量や土質調査等を行っているところであります。

今後は、航空機整備施設の建設に向けた手続を進め、平成29年度の完成を目指しております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 前田光幸君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（前田光幸君） 経済、雇用、資源開発等についての御質問の中の、大型M I C E施設の施設規模、競争力と収益性を高める方策についてお答えいたします。

県においては、中城湾港マリンタウン地区に整備することを決定した大型M I C E施設について、需要推計、事業収支及び経済波及効果等を検証し、施設規模等を決定するために、県内外の有識者等で構成する沖縄県大型M I C E施設整備推進委員会を設置し、去る9月18日に第1回の委員会を開催したところであります。今後、10月中をめどに検証結果や委員の意見等を参考に検討を行い、施設の規模等について方向性を示していきたいと考えております。

大型M I C E施設が、国内外のM I C E誘致において競争力を有し、施設の稼働率や収益性を高めるためには、沖縄の優位性である南国リゾートを感じさせる

施設としての整備や、宿泊施設、商業施設の立地、周辺のビーチやマリナーと連動したエリア開発が重要と考えております。

次に、今年度の入域観光客数の目標値と現状の推移についてお答えいたします。

沖縄県では、官民一体となった誘客プロモーションを積極的に展開し、観光客の一層の増加に取り組むこととしており、平成27年度の目標を国内客640万人、外国客120万人、合計で760万人と設定しております。平成27年4月から8月の入域観光客数は、いずれの月も過去最高を記録し、累計で336万8300人と、前年同期の307万1500人に比べて29万6800人、9.7%の増加となり、好調に推移しております。そのうち、国内客については263万7100人、対前年同期比3200人、0.1%の増加となっております。外国客については73万1200人、対前年同期比29万3600人、67.1%の増加となり、前年を大きく上回っております。

次に、那覇空港国内路線に係る着陸料等の軽減措置の延長見通しについてお答えいたします。

島嶼県である本県は、観光客の輸送手段を空路に大きく依存しており、航空ネットワークの拡充や航空運賃の低減を図ることが重要であります。このため、那覇空港発着の国内線等に係る着陸料及び航行援助施設利用料の軽減措置を国に要請してきており、現在、本則の6分の1に軽減されております。これらの軽減措置は、本県の観光振興等に大きく寄与していることから、平成28年度沖縄振興予算の国庫要請において軽減措置の延長を要請しており、現在国において検討が行われております。

県としましては、今後とも機会を捉えて、当該措置の延長実現を国へ要請していきたいと考えております。

次に、文化観光スポーツ行政についての御質問の中の、カトリック教会の移転用地の確保についてお答えいたします。

御茶屋御殿跡地に近接する地域には、県有地として、県立芸術大学の当蔵・金城・崎山の3キャンパスが所在しております。現在、当蔵キャンパスは、同大学の主要なキャンパスとして、美術工芸学部の一部を除く教育棟などが所在しております。金城キャンパスについては、附属研究所があり、国指定重要文化財「鎌倉芳太郎資料」の研究、地域の伝統芸術の調査及び県民向け公開講座等を行っています。

両キャンパスでは、老朽化に伴い一部の校舎を崎山キャンパスに移転しており、これらの跡地は現在、学

生、教職員及び来客用の駐車場として活用しております。

大学用地・施設等の有効な活用方法については、関係部局と連携して検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 保健医療部長。

〔保健医療部長 仲本朝久君登壇〕

○保健医療部長（仲本朝久君） それでは、福祉医療行政についての御質問で、健康診断受診率向上についてお答えいたします。

沖縄県の各種健診のうち、がん検診受診率は、胃がん、大腸がん、肺がん検診においては全国より低い状況となっております。平成23年度県民健康栄養調査によると、がん検診受診の必要性を感じないと答えた人が男性は約4割、女性は約3割で、受診する時間がないと答えた人は男女とも約2割となっており、がん検診の重要性について県民の意識の低さが受診率の低い理由として考えられます。その対策として、市町村においては、がん検診の休日実施や特定健診との同時実施など、利便性の向上に取り組んでおります。

県では、市町村や職域と連携し県民へがん検診の重要性について情報提供を行い、受診率向上に向けて取り組んでいるところです。今後はさらに、働き盛り世代の受診率向上を図るため、労働局や全国健康保険協会等と連携し事業主への普及啓発を行い、職域での受診勧奨の推進を図ってまいります。

次に、長寿県日本一を達成するための全庁的な取り組みについてお答えいたします。

平均寿命日本一を達成するためには、県民の健康づくりに関する総合的な施策の推進を図る必要があることから、平成25年9月に知事を本部長とする健康長寿おきなわ復活推進本部を発足させ、「運動しやすい日常環境づくり」、「栄養バランスのよい食事」、「一人ひとりの健康管理の支援」の3つを施策の柱に、部局横断的に取り組みを推進しております。「運動しやすい日常環境づくり」としては、ウォーキングがしやすい歩道の整備などを行っております。「栄養バランスのよい食事」としては、県産農林水産物の流通促進や食生活の改善機会の増加などに取り組んでおります。「一人ひとりの健康管理の支援」としては、実践的な食育教材の作成や健康に関する情報の提供などに取り組んでおります。

今後とも部局横断的な取り組みを推進することにより、県民が健康づくりをしやすい社会環境整備を図ってまいりたいと考えております。

次に、自殺防止対策についてお答えいたします。

県内の自殺者数は、平成10年から15年連続して300人を超えておりましたが、平成24年267人、平成25年278人、平成26年は284人となり、直近では3年間連続して300人を下回っております。しかしながら、沖縄県では、働き盛り世代の自殺死亡率が全国に比べて高く、健康長寿を推進する上で課題となっていることから、自殺対策の取り組みは大変重要であると認識しております。

県は、自殺対策を横断的に進める観点から、臨床心理士会及び弁護士会等の関係団体で構成する沖縄県自殺対策連絡協議会を設けて連携を強化しております。また、相談支援、普及啓発及び人材養成を行うとともに、自殺の主な要因である鬱病のデイケアを実施するほか、教育庁と連携して中学生の心の健康教育のための副読本を作成・配布しております。加えて、地域の自殺対策体制の強化のため、市町村及び民間団体の活動に対して支援を行っているところであります。

次に、ロタウイルス予防ワクチンの導入と肺炎球菌予防ワクチンの実施についてお答えいたします。

ロタウイルスは、乳幼児期に感染することによって嘔吐、発熱、水様性下痢を引き起こします。ロタウイルス予防ワクチンにつきましては、任意接種となっているため接種費用は、原則自己負担となっておりますが、県内では、3町村において接種費用の助成を行っております。

県としましては、国に対し、安全性が確認された場合は、迅速に定期接種化するよう、九州各県主管部長会議等にて要望しているところであります。

肺炎球菌感染症は、主に気道の分泌物に含まれる細菌が、唾液などを通じて飛沫感染し、気管支炎や肺炎、敗血症などの合併症を引き起こす感染症です。肺炎球菌予防ワクチンにつきましては、平成26年度より、65歳以上の高齢者を対象として、定期接種となっており、県内全市町村において実施されております。平成26年度は1万5023名が接種しております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長 金城 武君登壇〕

○子ども生活福祉部長（金城 武君） 福祉医療行政についての御質問の中で、保育士確保対策についてお答えをいたします。4(3)アと4(3)エは関連しますもので、恐縮ですが一括してお答えをいたします。

県では、平成29年度末までの待機児童解消に必要な約2300人の保育士確保のため、正規雇用化に対する補助や修学資金の貸付枠拡充等に取り組んでおりま

す。さらに、保育士の年休取得支援による処遇改善及び保育士試験の合格者数の増加を目的とした保育士確保対策事業費を今議会の補正予算案に計上したところであります。

これらの事業の実施により、保育士の処遇改善による離職防止及び新規確保に取り組んでまいります。

次に、認可保育所の正規雇用率が低い理由と正規雇用化の取り組みについてお答えをいたします。

認可保育所の正規雇用率が低い理由については、待機児童解消のため、一時的に定員より多く園児を受け入れており、その分の保育士を非正規で雇用していることや、保育士の負担軽減のため配置基準を超えた保育士の加配を行っていること等が考えられます。

県においては、市町村と連携し施設整備を進めるとともに、保育士の正規雇用化促進事業の実施、保育関係団体への要請、保育所指導監査における正規雇用率60%以上を目指すよう指導を行っているところであります。

次に、正規雇用率が低い認可保育所への対応についてお答えをいたします。

保育士の正規雇用率については、認可基準を定めた条例において、認可の要件とはしていないところであります。

県としましては、保育士の処遇改善及び保育の質の向上を図るため、保育士の正規雇用化は重要な課題であると考えており、正規雇用率が低い保育所については、保育所指導監査において正規雇用率60%以上を目指すよう引き続き指導を行ってまいります。

次に、高齢者虐待の現状と課題についてお答えをいたします。

本県の平成26年度速報値における高齢者虐待認定件数は142件で、前年度に比べ8件減少しております。その内訳は、家族等養護者によるものが139件、養介護施設従事者によるものが3件となっております。高齢者虐待については、早期発見、早期対応や困難事例への適切な対応が課題となっております。

県としましては、広く県民に対し、高齢者虐待防止の周知を図るとともに、市町村や地域包括支援センター等での相談支援体制の充実や沖縄県社会福祉士会及び沖縄弁護士会等関係機関との連携を図り、高齢者虐待防止対策の推進に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 病院事業局長。

〔病院事業局長 伊江朝次君登壇〕

○病院事業局長（伊江朝次君） 福祉医療行政についての御質問の中で、医師及び看護師の退職要因と対策

についてお答えいたします。

県立病院の医師の主な退職要因としては、中堅医師は開業が多く、若手医師に関しては、さらに専門性を追求するために他施設への転出が多い傾向にあります。

対策としては、北部地域及び離島緊急医師確保対策基金等を活用してスキルアップ環境の向上を図り、医師が定着できる環境を整備していきたいと考えております。

また、看護師の退職要因については、他施設への就職、健康上の理由、育児専念、転居、結婚など多岐にわたっております。

対策としては、看護補助者を活用した看護業務の負担軽減、多様な勤務形態の工夫、キャリア支援の強化、院内保育施設の利用促進による育児支援などに努めております。

次に、看護師の再就職制度についてお答えいたします。

病院事業局においては、定年で退職した看護師を平成25年度に13名、平成26年度に21名、平成27年度に32名再任用し、個人のキャリアを生かした部署に配置をしております。また、沖縄県看護協会が実施する潜在看護師就職支援事業において、3カ月の実務研修を受け入れ、平成25年度は6名、平成26年度は4名、県立病院に採用しております。

次に、各県立病院の地域の看護師充足率についてお答えいたします。

各県立病院における自宅から30分圏内に居住している看護師の充足率は、北部病院67%、中部病院55%、南部医療センター・こども医療センター60%、精和病院83%、宮古病院99%、八重山病院100%となっております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

〔教育長 諸見里 明君登壇〕

○教育長（諸見里 明君） それでは、教育行政についての御質問の中で、中学校の学力調査結果の原因についてお答えいたします。

本県中学校は、全国学力調査において徐々に全国との差を縮めておりますが、発達段階における生徒指導上の困難さや部活動の適正化など、学習指導以外にも多くの課題を抱えております。

県教育委員会としては、同一の教科担当教諭による教科会や教科の枠を超えた研究、授業と連動した宿題提供等、全校体制での取り組みを充実させることで、中学校の学力の底上げを図ってまいりたいと考え

ております。

次に、早寝・早起き・読書の習慣についてお答えいたします。

学力向上の取り組みにおいて、保護者や地域と連携して、児童生徒に就寝や起床、家庭読書の習慣などを身につけさせることは大変重要だと考えております。

県教育委員会としては、今後とも、児童生徒に規則正しい生活リズムなどの基本的な生活習慣を確立させるとともに、読書の質的な向上や多くの学校で実施されている読み聞かせの充実などを支援してまいりたいと考えております。

次に、小学校低学年の英語教育についてお答えいたします。

本県では、国際性豊かな人材の育成を目指し、外国語教育を積極的に推進しており、小学校低学年の英語活動については、現在10市町村において実施されております。

県教育委員会としては、小学校低学年からの英語活動は重要だと考えており、市町村教育委員会と連携し英語立県沖縄推進事業や使える英語推進事業などを通して、取り組みのさらなる充実を図ってまいりたいと考えております。

次に、県費の外国短期留学制度についてお答えいたします。

県教育委員会では、21世紀の万国津梁にふさわしい国際性と個性を涵養する人材育成を目指し、長期留学事業と海外短期研修事業を実施しております。平成26年度は両事業において314名を派遣し、今年度は海外短期研修事業において、さらに派遣枠を拡大し、合計340名を派遣する予定です。

今後とも、国際社会に対応したグローバル教育の推進に努めてまいります。

次に、那覇市に知的障害特別支援学校がない理由についてお答えいたします。

知的障害特別支援学校の場合、昭和54年設置の島尻特別支援学校が約3万平米、昭和63年設置の西崎特別支援学校が約2万1000平米と2万平米以上の敷地を必要とするため、那覇市内での用地確保には困難な面があります。

また、近年はインクルーシブ教育への理解も広まっておりますが、以前には、知的障害に対する理解が十分でなかったことも理由の一つとして推測されます。

次に、陳情書提出を受けての対策についてお答えいたします。

県教育委員会としては、那覇市内への知的障害特別支援学校設置の必要性は認識しているところであ

り、沖縄県特別支援学校PTA協議会等からの要請を受け、学校用地や設置形態等について、研究を行っているところです。

今後とも、那覇市等の関係機関と連携を図り、通学時の児童生徒や保護者の負担感の軽減につながる特別支援学校の設置について、どのような対応が可能かさらに研究を行ってまいりたいと考えております。

次に、文化、観光、スポーツ行政についての御質問の中で、御茶屋御殿に係るワーキンググループの現状についてお答えいたします。

御茶屋御殿ワーキンググループは、那覇市が事務局となり、国や県の関係機関で構成され、平成19年度からこれまでに15回開催されております。また、ワーキンググループでは、現存物件等の移転補償・用地買収や文化財指定のあり方についての課題が整理され、共通認識が図られております。なお、今後の開催について那覇市に確認したところ、年内の開催予定と伺っております。

県教育委員会としましては、御茶屋御殿の復元についてはさまざまな課題があることから、ワーキンググループに積極的に参加するなど、那覇市、国などと連携を密に図りながら課題を解決していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 教育委員会委員。

〔教育委員会委員 宮城奈々さん登壇〕

○教育委員会委員（宮城奈々さん） 教育委員の宮城でございます。

本日は、泉川委員長が別用務のため本会議に参加できませんので、私から答弁させていただきたいと思えます。

教育行政についての御質問の中で、市外に通学する児童生徒が約400人いる現状についてお答えいたします。

県教育委員会としましては、那覇市内への知的障害特別支援学校設置の必要性は認識しているところであり、沖縄県特別支援学校PTA協議会等からの要請を受け、学校用地や設置形態等について、研究を行っているところです。また、近年、特別支援学校の児童生徒は増加傾向で推移しており、その対策も重要な課題となっております。

今後とも、那覇市等の関係機関と連携を図り、通学時の児童生徒や保護者の負担感の軽減につながる特別支援学校の設置について、どのような対応が可能かさらに研究を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 島田 勉君登壇〕

○農林水産部長（島田 勉君） 農林水産行政についての御質問の中で、台風に強い農業についてお答えいたします。6の(1)アと6の(1)ウは関連いたしますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

本県は、台風の常襲地域であり、施設整備等による被害軽減対策や農業共済等による被害救済が重要であると考えております。そのため、沖縄振興特別推進交付金等を活用し、1、平張り施設や強化型パイプハウスの導入など災害に強い栽培施設の整備、2、潮風害を軽減するための農地防風林の整備、3、農業共済への加入促進などを実施しているところであります。また、台風に強い農作物の生産については、強風等の影響を受けにくい品種の開発普及を図るとともに、農産物の鮮度保持技術の検証などにも取り組んでおります。

県といたしましては、各種施策を活用し、台風に強い農業の振興に総合的に取り組んでまいります。

次に、農業共済の加入率向上の取り組みについてお答えいたします。

沖縄県は、台風等の災害が多く、他県に比べ共済掛金率が高いことから、共済加入率は低くなっております。そのため、沖縄振興特別推進交付金を活用した沖縄型農業共済制度推進事業により、1、農業資材の購入費の助成による負担軽減、2、共済加入促進のための推進員による戸別農家訪問の実施等を行っております。

県といたしましては、今後とも関係機関と連携し、加入率の向上と農家経営の安定に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 末吉幸満君登壇〕

○土木建築部長（末吉幸満君） 土木建築行政についての御質問の中で、クルーズ船の寄港キャンセルについてお答えいたします。

那覇港管理組合においては、クルーズ船の寄港に際し、原則としてクルーズ専用バースである泊埠頭8号岸壁への入港予約を受け付けております。入港予約を受け付けできなかった43件は、入港希望日に、既に泊埠頭8号岸壁等において他のクルーズ船等の予約が入っていたことから、受け入れを断ったとのことです。なお、受け入れを断った43件は、平成27年の8件、平成28年の30件及び平成29年の5件で、3年間の合計件数となっております。

同じく土木建築行政についての御質問の中で、新し

いクルーズバースの建設についてお答えします。

那覇港管理組合においては、クルーズ需要への対応について、現在那覇港長期構想検討委員会を開催して検討を進めているところであります。同委員会では、那覇港港湾計画の改定に向けての検討を行っておりますが、浦添埠頭地区について、浦添市から見直しを求める浦添市素案が提示されたことから、作業スケジュールにおくれが生じているとのことことです。

しかしながら、那覇港管理組合は、第2クルーズ船バースの早期整備に取り組む必要があると認識しており、その検討を急ぎ進めていく考えとのことことです。

同じく土木建築行政についての御質問の中で、さらなるクルーズバースの整備についてお答えします。

那覇港管理組合は、短期的には寄港地としての利用拡大を図るため、第2バースの整備を推進し、また、中長期的には定期・定点クルーズの拠点港化を目指し、あわせて4バースの整備を目標とすることを那覇港長期構想検討委員会に提示したとのことことです。

同じく土木建築行政についての御質問の中で、都市モノレール最終駅の整備についてお答えします。

都市モノレール最終駅となる「てだこ浦西駅」については、平成25年度に関係地権者より、複合的なビルの整備について要望がありましたが、関係地権者や浦添市、県と協議を行い、駅舎単体で整備することを確認しております。「てだこ浦西駅」周辺のまちづくりについては、浦添市が関係地権者等と協議を行いながら検討しているところです。なお、駅と周辺施設との一体となった利用については、県と浦添市が連携して検討しているところです。

同じく土木建築行政についての御質問の中で、最低制限価格の引き上げについてお答えします。

県発注建設工事の最低制限価格の引き上げについては、沖縄県建設業協会等から、適正な利益の確保や人材育成等のために最低制限価格を引き上げるよう要請がありました。

また、いわゆる担い手三法の改正により、担い手の中長期的な育成・確保のため、事業者の適正な利潤確保が発注者の責務として明確化されました。

これらのことを受け、最低制限価格の見直しの必要性を検討するため、平成26年度にコスト調査を行い、その結果をもとに、去る8月に沖縄県建設業審議会に諮問を行ったところです。

最低制限価格の引き上げについては、競争性の確保も含めて審議していただいております。最終的には同審議会の答申を踏まえて判断することとしております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 渡久地 修君。

〔渡久地 修君登壇〕

○渡久地 修君 日本共産党の渡久地修です。

台風21号及び鬼怒川などの水害で甚大な被害に遭われた皆さんに心からお見舞い申し上げます。県当局と政府には、一刻も早い復旧と被災者支援に全力を挙げられるよう要請いたします。

それでは、代表質問を行います。

翁長知事、9月21日のジュネーブの国連人権理事会での演説とシンポジウム、記者会見など大変御苦労さまでした。

沖縄県民の70年間の苦難の歴史について世界に向かって発信し、「沖縄の人々の自己決定権がないがしろにされている辺野古の状況を、世界中から関心をもって見てください。」と世界の民主主義、自己決定権、国際秩序から沖縄の基地問題の解決を訴えた歴史に残るもので、沖縄県民に勇気と希望を与えています。その成果について伺います。

知事の演説の全文を、世界各国の元首と国連の事務総長及びアメリカの上下両院議員、環境団体、人権団体などに速やかに届ける必要があるのではないかと。

知事の国連演説に対して日本政府が「軍事施設の問題を人権理事会で取り扱うのはなじまない。」との発言には、驚きを禁じ得ません。沖縄県民には人権はないと言っているに等しいのではないのでしょうか。

また、「日本政府にとって、安全保障環境が厳しさを増しているときに、国民の安全な生活を維持するために国家の安全を確保することは、何よりも重要なことです。」との発言は、戦前の本土防衛、国体護持のために沖縄を捨て石にしたように、また沖縄を犠牲にするということをあからさまに表明したものではないかと。

5月から6月の訪米後、アーミテージ元国務副長官は、「日本政府が別のアイデアを持ってくるのであれば、間違いなく米国は耳を傾ける」と述べ、ハワイ選出のヒロノ上院議員が辺野古問題を質問するなど、アメリカと世界及び国内の辺野古移設問題に対する認識は、明らかに変化していると思います。知事の見解を伺います。

訪米行動と人権理事会での演説の成果の上に、埋立承認取り消し後、再度、訪米や国連及び本土などへの働きかけも必要になってくると思うが計画を伺います。

休憩をお願いします。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後2時15分休憩

午後2時15分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

○渡久地 修君 次に、埋立承認取り消しについて。

2013年11月12日の県の中間報告の内容について伺います。

2013年1月28日、41の市町村長、県議会らオール沖縄の代表が安倍首相に対して、オスプレイ配備撤回、普天間基地の閉鎖・撤去、辺野古新基地建設断念を求める建白書を提出しました。しかし、安倍政権はこの建白書を無視して、3月22日に辺野古の埋立申請を提出しました。県はこの埋立申請を5つの論点を設定して審査を始めました。そして、11月12日の県の中間報告書を出しています。そこでは、1、辺野古移設案は不可能、2、環境保全は不可能、3、字汀間区長など配慮すべき意見あり、4、知事の裁量で不承認とすることも可能、5、名護市との協議は成立していないと辺野古移設は不可能と判断していました。

ところが、11月25日に自民党の県選出の5人の国会議員が、選挙時の「普天間飛行場は県外移設」との公約から、辺野古移設容認へ転換する記者会見を自民党幹事長とともにを行い、県民に衝撃を与えました。11月27日には名護市長が断固反対との意見を県に提出し、11月29日には県の環境生活部が環境保全の懸念は払拭できないとの意見を提出しました。12月1日には、自民党5人の国会議員に続いて、自民党県連も辺野古移設容認に転じました。

そして、12月17日に仲井眞前知事が安倍総理に振興策などを要請し、その場から東京の病院に入院しました。12月22日には前知事が病院を抜け出して官房長官と密会と報道されました。12月23日から25日、県の副知事、土建部長などが東京で前知事と調整、12月25日、前知事が総理と会談、前知事は「驚くべき立派な内容」、「有史以来の予算」、「いい正月を迎えられる」と安倍首相を絶賛しました。その翌日、12月26日には、埋め立てを承認する起案書が作成されました。

中間報告の1、辺野古移設案は不可能が、辺野古移設しかないに転換し、2、環境保全は不可能から、環境基準に適合に転換、3、配慮すべき意見が、調整すべき利害関係人なしに転換、4、知事の裁量で不承認にすることも可能との判断が、法的に承認しかないとの判断に転換、5、名護市との協議は成立していないが、名護市長の意見は参考意見にすぎないと切り捨てる内容でした。そして、27日に前知事が埋め立てを承認しました。

このように、11月22日の中間報告から12月27日の

埋立承認までの経緯を見ると、前知事が政府の圧力に屈服して、辺野古移設容認へ180度転換していることが浮かび上がってきますが、その間の経緯を明らかにしてください。

米元国務省職員のスティーブン・ハーナー氏は、「日本の勇敢な男性 翁長雄志知事に賛辞を払う」と題した投稿文で、「前知事は圧力、脅迫または、懐柔に耐えきれず、屈服し、辺野古移設推進に転じた」と書いていますが、多くの人の率直な感想だというのが見解を伺います。

前知事の承認行為について、県議会は「仲井眞知事の辞任要求決議」を可決、直後の名護市長選挙、11月の県知事選挙、12月の衆議院選挙でも県民はきっぱりとノーという審判を下したのは明らかではないか。県の第三者委員会の答申、辺野古の臨時制限区域内での立入調査の結果について伺います。

翁長知事の承認取り消しと知事の承認取り消しに対する政府の対応、今後の展開について伺います。

休憩をお願いします。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後2時19分休憩

午後2時19分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

○渡久地 修君 菅官房長官は、翁長知事が普天間問題の原点を「戦後の米軍による強制接收だ」と主張していることに対し、「賛同できない」と反論していますが、さきの戦争で住民を巻き込んだ地上戦が行われ、戦後、アメリカの軍事的植民地的支配のもと27カ年も苦しめられてきたことを全く理解していないのではないかと。憤りさえ覚えますが、見解を伺います。

72年の沖縄振興開発特別措置法の沖縄県民への償いの心をもって当たるといふ当時の政府の見解をも投げ捨てるものではないかと、見解を伺います。

新たな基地はこれ以上つくらせないという県民の最低限の願いに、日米両政府が背を向けるのであれば、嘉手納基地を初め全ての米軍基地の撤去を求めるべきだとの県民の声が大きく上がっていますが、見解を伺います。

1960年代にアメリカは辺野古に新基地建設を計画したが、ベトナム戦争などの戦費の増大で、その計画は頓挫したといえます。しかし、95年の少女暴行事件に端を発した県民の普天間基地撤去の運動に、米国は、それならかわりの基地を日本政府が建設せよと迫り、辺野古新基地建設の全ての費用を日本政府が負担することになったといいますが、それこそ盗人たけだけしいのではないのでしょうか。

辺野古新基地建設の予算の全てを米政府が出すなら、アメリカでも納税者の反対運動が起こるし、米政府も賛成しないと言われていました。見解を伺います。

世界で米軍基地は縮小の方向に動いています。それは、主に米国の予算削減が共通の理由になっています。日本だけ基地が減らず逆に負担がふえているのは、思いやり予算を含め駐留経費の7割から8割を日本政府が出しているからだ、と、アメリカの研究者もドイツの州立平和研究所の研究者も指摘しています。見解を伺います。

思いやり予算を削って、福祉や教育、防災に回すべきだと思いますが、見解を伺います。

辺野古新基地建設をやめて福祉や教育に予算を回すべきです。辺野古新基地建設の予算で、沖縄の待機児童解消のために認可保育園を新設するとなると幾つ建設できますか。

久辺3区へ政府が新基地建設と引きかえの振興策を直接投入することが報道されましたが、地方自治への不当な介入であり、県民分断ではないか。

戦争法は日本防衛のためのものではなく、アメリカが海外で行う戦争に集団的自衛権を行使して、日本の自衛隊を参加させるものであり憲法違反です。見解を伺います。

沖縄戦の前の1943年から日本軍は沖縄に18の飛行場を建設し、日本本土防衛、国体護持の不沈空母化を図りました。それが沖縄戦の悲劇を招いたのです。戦前の沖縄の軍事基地化の実態について明らかにしてください。

基地の島・沖縄は米軍と自衛隊の出撃拠点となり、同時に相手国の標的になり、また、戦争に巻き込まれるのではないかと不安が広がっています。見解を伺います。

9・11同時多発テロによる沖縄経済への打撃はどうだったか。また、沖縄が経済的な打撃を受けるのではないか。

悲惨な沖縄戦を体験した沖縄の知事として、戦争法の廃止と憲法9条による平和外交こそ日本の進むべき道であることを発信する必要があると思いますが見解を伺います。

次に、集中豪雨による水害について。

茨城のような集中豪雨に見舞われた場合の被害想定と沖縄県地域防災計画の見直し、緊急な対策について伺います。

児童虐待を防ぎ、子供たちの命と生きる権利を守るための体制の強化と連携体制について伺います。

沖縄の3世代家庭の比率は全国41位と低くなって

います。原因は何か。それだけに、家庭教育への行政の支援が求められているのではないのでしょうか。

県教育委員会の家庭教育支援推進計画を策定していますが、さらに強化すべきではないか。そのための「家庭教育支援条例」を急ぐべきです。

次に、雇用問題について。

沖縄の非正規雇用の全体と若年者の比率、正規雇用を広げるための県としての対策、ブラック企業、ブラックバイトの県内での実態と県の対応について伺います。

海洋博記念公園は、沖縄県民の財産だと思います。県はどのように位置づけていますか。

美ら島財団は、海洋博記念公園の管理だけでなく、学術的にも大きな成果を上げています。財団設立の経過と県や県民との関係について伺います。美ら島財団は、今後の沖縄のために県としてさらに支援していく必要があるのではないのでしょうか。

水族館及び海洋博記念公園は、県民のものとして、引き続き美ら島財団が管理を担うべきであると思います。首里城の管理が県へ移管するのはいつか。そのときに水族館も一緒に県に移管すべきではないか。

ことしの2月議会で、県営住宅に入居している方で家賃支払い困難者のための、相談窓口にケースワーカーや社会福祉士の配置と、減額制度を現在の50%から75%に拡充するよう求めたことに対し、当局は検討を約束していましたが、早急に実施すべきです。

2014年の6月議会で、那覇市内に特別支援学校の設置を求めたことに対し、教育長は「研究してまいりたい」と答弁していたが、研究の結果はどうなったか。ぜひ設置すべきではありませんか。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後2時26分休憩

午後2時31分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

進行いたします。

翁長知事。

〔知事 翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君） 渡久地修議員の代表質問にお答えをいたします。

知事の政治姿勢についてに関する御質問の中の、国連演説の成果についてお答えをいたします。

国連人権理事会では、沖縄の人々の自己決定権がないがしろにされている辺野古の状況を世界中から関心を持って見ていただくよう申し上げました。各国の代表や世界のNGO等、多くの方々へ、今沖縄が置かれている状況を伝えることができたことは、大変有意義

だったと考えております。また、欧米メディア各社においても演説内容等が報道され、国内外に対しても効果的に情報発信できたと考えております。

今後とも国内外に向けた効果的な発信方法を検討してまいります。

次に、軍事施設と沖縄県民の人権問題についてお答えをいたします。

沖縄の米軍基地は、そもそもが県民の土地を強制接収した上に建設されたものであります。県民は、その後も基地に派生する環境問題やいつ起こるかかわからない事件・事故に不安や恐れを抱きながら生活をしてきました。

今回、国連人権理事会では、国際的な人権保護や自治権拡大の視点も踏まえつつ、米軍基地から派生する人権や自己決定権の問題について、沖縄県の立場等を訴えてまいりました。

次に、訪米後の国内外の辺野古移設問題に対する認識の変化や深化についてお答えをいたします。

私は、辺野古新基地をつくらせないという公約実現のため、あらゆる機会を捉えて情報発信に努めてきました。その結果、国内外においてさまざまな沖縄を支援する団体の活動の輪が広がりつつあることについて心強く感じております。また、多くの関係者の御尽力により9月15日のパークレー市議会や、9月16日の東京都武蔵野市議会など、国内外で辺野古新基地建設に反対する決議が可決されており、大変意を強くしております。

次に、普天間問題の原点についてお答えをいたします。

戦後27年間に及ぶ米軍統治下において、民有地の強制接収などによって、沖縄県の広大な米軍基地が形成されたものと承知をしております。戦後70年を経た今もなお、国土面積の約0.6%である沖縄県に、在日米軍専用施設面積の約74%に及ぶ広大な米軍基地が存在し、これら米軍の運用は、騒音を初め地域住民にさまざまな影響を与えております。

世界一危険とも評される普天間飛行場の危険性の除去のため、1996年4月同飛行場の全面返還が日米合意されました。しかしながら、県内移設が条件とされ、県民の理解が得られないまま進められてきたことが、今日に至る問題につながったものと考えております。

次に、雇用問題についてに関する御質問の中の、非正規雇用全体と若年者の比率及び正規雇用を広げるための対策についてお答えをいたします。4(1)と4(2)は関連しますので、一括してお答えをいたします。

総務省の平成24年就業構造基本調査によりますと、沖縄県全体の非正規雇用率は44.5%、15歳から34歳までの若年者の就業者に占める非正規雇用の割合は50.4%と、全国の38.2%及び35.3%と比べて高く、雇用の安定のためには非正規雇用の対策が重要であると認識をしております。そのため、沖縄県では正規雇用化を含め雇用環境の改善を図ることを目的に、ことし2月に「働き方改革の実現に向けた取組みに関する要請」を行い、3月には沖縄労働局、沖縄県経営者協会、連合沖縄と連名で「沖縄の雇用・労働環境の改善に向けた共同宣言」を行うとともに、去る9月8日には沖縄労働局と連携して経済団体等16団体に対し「非正規雇用労働者の正社員転換等に係る要請」を行ったところであります。さらに、人材育成や雇用環境にすぐれた企業を認証する人材育成企業認証制度や、正規雇用化につなげる沖縄県正規雇用化促進モデル事業及び正規雇用化企業応援事業を実施しております。

沖縄県としましては、引き続き労働局や関係機関と連携し、正規雇用の拡大等雇用の質の向上に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

〔知事公室長 町田 優君登壇〕

○知事公室長（町田 優君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、国連演説全文の郵送についてお答えします。

県では、辺野古新基地建設問題を広く国内外に理解していただくため、ホームページを充実させるとともに、ワシントン事務所を開設するなど、情報発信を行ってまいりました。

今後とも多くの方に基地問題について理解していただくことは重要であると認識しており、知事の発言内容を幅広く世界に発信してまいりたいと考えております。

次に、国連人権理事会での日本政府の安全確保発言についてお答えします。

県としましては、日米安全保障体制の必要性は理解しております。しかしながら、沖縄には、戦後70年の長きにわたり広大な米軍基地が集中し、騒音や事件・事故の発生等、県民は過重な基地負担を背負い続けております。

沖縄県としては、日米両政府に対し、県民の目に見える形で、基地問題の解決が図られるよう累次にわたり求めてきたところであり、日米両政府は、地元の声

に耳を傾け、沖縄の基地負担の軽減に真摯に取り組むべきであると考えております。

次に、今後の訪米計画等についてお答えします。

辺野古新基地建設に反対する県民世論及びそれを踏まえた建設阻止に向けた知事の考えを伝え、国内世論及び米国側の理解と協力を促すということは非常に重要であると考えており、今後とも必要に応じて訪米等を検討してまいります。

次に、ハーナー氏の投稿文への見解についてお答えします。

御指摘の投稿文については、知事への激励の言葉と受けとめており、県としては、今後とも国内外における支援の声が広がるよう全力で取り組んでまいります。

次に、埋立承認に対する県民の審判についてお答えします。

昨年行われた名護市長選挙、名護市議会議員選挙、沖縄県知事選挙、そして衆議院選挙の結果については、辺野古の新基地建設に反対し、普天間飛行場の県外移設を求める県民の民意が示されたものと理解しております。

次に、第三者委員会の報告と承認取り消しについてお答えします。1の(3)オと1の(3)キは関連しますので一括してお答えします。

普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立承認に関しては、法律的な瑕疵の有無を検証する第三者委員会から「埋立承認手続には法律的な瑕疵が認められる」との報告がありました。その報告も踏まえ、現在取り消しに向けた手続を行っているところであります。

次に、取り消しへの政府対応と今後の展開についてお答えします。1の(3)クと1の(3)ケは関連しますので一括してお答えします。

普天間飛行場代替施設に係る公有水面埋立承認に関しては、現在取り消しに向けた手続を行っているところであります。辺野古新基地建設に関する権限としては、公有水面埋立法や沖縄県漁業調整規則に基づく手続等さまざまなものがあり、今後これらの法令等に基づき、あらゆる手法を検討していくこととしております。

次に、全ての米軍基地の撤去についてお答えします。

戦後70年を経た今もなお、国土面積の約0.6%にすぎない本県に在日米軍専用施設の約74%が集中するなど、沖縄県民は過重な基地負担を背負い続けております。沖縄21世紀ビジョンにおいては、「基地のな

い平和で豊かな沖縄をあるべき県土の姿としながら、基地の整理縮小を進める」こととしております。その実現のため、在沖海兵隊の国外移転及び嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還を確実に実施することが重要と考えており、今後とも、軍転協等と連携しあらゆる機会を通じて、基地の整理縮小を日米両政府に対し、強く求めてまいります。

次に、辺野古新基地建設費用の日本及び米国の負担についての御質問にお答えします。1の(6)アと1の(6)イは関連しますので一括してお答えします。

辺野古新基地建設に係る費用について、日米両政府のいずれが負担するにせよ、県としては、今後ともあらゆる手法を用いて辺野古に新基地はつくらせないという知事公約の実現に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

次に、思いやり予算とその削減についてお答えします。1の(6)ウと1の(6)エは関連しますので一括してお答えします。

米軍駐留経費負担については、1995年の米国防総省東アジア戦略報告書において「同盟国との経費分担の仕組みがあるため、実際、米国本土に軍を置くよりも、前方展開する方が米国にとっては費用がかからない。」と記述される等さまざまな見解が示されております。

県としては、いわゆる思いやり予算については、我が国の安全保障の一翼を担っている在日米軍の駐留を円滑かつ安全に行うとの観点から、我が国が負担しているものであると理解しております。思いやり予算のあり方については、今後とも国政の場で十分に議論を深めていただきたいと考えております。

次に、安全保障関連法に対する見解についてお答えします。1の(8)ア、1の(8)ウ及び1の(8)オの(7)は関連しますので、一括してお答えします。

安全保障関連法については、十分な議論がなされるべきところ、採決が強行されたことはまことに残念であります。沖縄県は、在日米軍専用施設の約74%が集中し過重な基地負担を抱えております。また、さきの大戦の経験を踏まえ、我が国の安全保障政策の変更に県民は大きな不安を感じております。このような中、国民の理解が十分得られていない重要な法案を強引に推し進める政府の姿勢は容認しがたいものであります。安全保障関連法の成立により、米軍の運用や米軍基地機能が強化され、沖縄の基地負担の増加につながるものがあってはならないと考えております。

次に、戦前の沖縄の軍事基地化の実態についてお答えします。

県教育委員会の資料によりますと、1944年7月、絶対国防圏であるサイパン・テニアンが陥落すると、本土防衛の外縁として沖縄の軍事的位置が重要視され、同年には沖縄守備軍である第32軍が編制されたとのことであります。また、奄美、沖縄本島、南大東島、宮古島及び石垣島に合計18の飛行場が建設され、まさに沖縄は不沈空母と化したとされております。

次に、集中豪雨による水害についての御質問の中で、県地域防災計画の見直しについてお答えします。

沖縄県地域防災計画の見直しについては、災害対策基本法に基づき毎年検討を加え修正を行っているところであり、平成24年3月以降、3回の修正を行ったところであります。集中豪雨による水害対策については、国の防災基本計画や河川整備の基本となる浸水想定区域の修正に応じて適宜見直してまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 末吉幸満君登壇〕

○土木建築部長（末吉幸満君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立承認願書に係る審査状況の中間報告についてお答えします。

2013年11月12日の中間報告は審査の途中段階での作業状況について、当時の知事、副知事へ中間報告を行ったものです。その内容は、事業の概要、土地利用計画、出願以降の経緯の経緯、利害関係人・中城海上保安本部、県農林水産部水産課の意見、内容審査において審査すべき6項目と審査の状況及びその時点での論点をまとめたものです。

同じく知事の政治姿勢についての御質問の中で、中間報告から承認までの経緯についてお答えします。

中間報告における審査の状況では、事業実施区域周辺域の生活環境及び自然環境の保全を図ることは不可能とした環境影響評価書に対する知事意見を記載するとともに、環境保全に関し講じる措置を記載した図書を審査中としております。また、利害関係人との調整状況について、名護市所有の傾斜堤護岸、防波堤に関する名護市との協議が成立していないことの法的処理について、審査中としております。埋め立ての必要性については「基地が要らないことをもって埋立は要らないとすることは、裁量の範囲外となる可能性が大」との弁護士の見解を記載した上で、政治的な判断により埋め立ては要らないとすることも1つの判断であると記載しております。その後、審査中であった事項も含め、内容審査がほぼ終了したことから、審査の最終

段階での基準への適合状況などについて、平成25年12月23日に前知事に報告しております。その際、外来生物に関する審査が終了していなかったものの、その時点で基準に適合していない事項はなかったことから「現段階で取り得ると考えられる環境保全措置等が講じられており、基準に適合していないとは言えない」として報告しております。その後、12月25日に、外来生物に関する審査が終了したことを前知事に報告し、26日に前知事から承認する旨の表明を受けて起案し、27日に決裁を受けて承認しております。

次に、集中豪雨による水害についての御質問の中で、集中豪雨の被害想定についてお答えします。

県では、安里川等8河川を水位周知河川に指定し、河川整備の基本となる50年または30年に一度の降雨により、当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として公表しております。しかしながら、本年5月の水防法改正により、浸水想定区域については、想定し得る最大規模の降雨に基づき設定することとなったため、県は来年度から新たな浸水想定区域の指定に向け取り組むこととしております。

同じく集中豪雨による水害についての御質問の中で、緊急対策についてお答えします。

近年の気候変動に伴い集中豪雨がより激しくなっていることから、河川整備の緊急性、重要性については十分認識しております。河川整備については、流下能力を確保しながら下流から整備するという事業の特殊性により事業進捗がおくれている河川がありますが、今後とも地元自治体等の協力を得ながら早期完成に向け取り組んでいきたいと考えております。なお、浸水被害の軽減のため緊急的な対策として、浸水被害が多発する河川において、テレビカメラ、水位計等を増設し、関係機関へ速やかに防災情報を伝達するとともに、地域住民等へメールで水位情報を送信するシステムの構築に取り組んでいるところであります。

県としては、浸水被害の軽減に向け、ハード・ソフト両面から取り組んでいく考えであります。

次に、海洋博記念公園についての御質問の中で、海洋博記念公園の位置づけについてお答えします。

国営沖縄記念公園海洋博覧会地区は、昭和50年度に沖縄の本土復帰を記念して開催された沖縄国際海洋博覧会跡地に、公園を設置することが閣議決定され、国により整備された公園であります。県では、沖縄21世紀ビジョン基本計画において、県内最大規模の集客を誇る観光・レクリエーション施設である海洋博覧会地区を、北部圏域における観光・リゾート産業の振興を図るための拠点として位置づけており、新たな

観光ルートの形成などの取り組みを促進することとしております。

同じく海洋博記念公園についての御質問の中で、美ら島財団の設立経過と支援についてお答えします。

沖縄美ら島財団は、昭和51年7月に国営沖縄海洋博覧会記念公園の開園の際、財団法人海洋博覧会記念公園管理財団として設立されております。また同財団は、公益事業として亜熱帯性動植物、海洋文化、首里城等に関する調査研究及び技術開発等を行っており、琉球王朝時代の資料収集や琉球漆器の模造復元製作、絶滅危惧種を品種改良した花卉の開発等、沖縄の歴史・文化に関する知識の普及啓発や沖縄の地域活性化に多大な貢献をしております。一方、同財団は、県の第7次行財政改革プランにおいて、県の財政的支援を受けない自立した経営がなされていること等から自立度の高い団体であると位置づけられており、引き続き同財団の運営状況を見守っていきたいと考えております。

同じく海洋博記念公園についての御質問の中で、美ら島財団が引き続き管理することについてお答えします。

国営沖縄記念公園海洋博覧会地区は国営公園であることから、公園管理の受託者は国により決定されるものと考えております。

同じく海洋博記念公園についての御質問の中で、首里城及び水族館の県への管理移管についてお答えします。

首里城等の主要施設の移譲については、国と県等の5関係機関による「首里城等の主要施設の移譲に関する連絡調整会議」及び沖縄県庁内の「首里城等の主要施設の移譲に関する検討委員会」において、平成30年度をめぐりに県にとって望ましい移譲のあり方を協議しております。なお、沖縄美ら海水族館の県への管理移管については、維持管理及び大規模改修の財政負担や適切な人員の確保など、課題が多いと考えております。

次に、県営住宅家賃支払い困難者への対応についての御質問の中で、家賃支払い困難者のための社会福祉士の配置、減額制度の拡充についてお答えします。

県では、県営住宅の入居者が病気や失業等に陥り収入が著しく減少した場合、家賃の減額措置を行っております。家賃減額制度の周知広報や福祉部門との連携強化等を図るため、本年9月から沖縄県住宅供給公社に相談窓口を設置し、社会福祉士2名を配置しております。また、家賃減額制度については、最大減額率を現行の50%から75%へ拡充するよう、要綱改正につ

いて関係部局と調整を行っているところであります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 島田 勉君登壇〕

○農林水産部長（島田 勉君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、臨時制限区域における立入調査についてお答えいたします。

臨時制限区域における立入調査は、8月31日から9月11日までに延べ10日間実施したところであります。調査は、構造物の設置状況確認のほか、許可区域周辺や施行区域内での岩礁破碎の有無等の状況を確認するため、潜水調査を中心に行っております。調査で得られた資料としましては、水中写真や映像に加え、確認された構造物においては、それぞれの位置情報や水深を記録しております。

これら調査資料につきましては、内容を精査しているところであり、県といたしましては、今後その結果を踏まえ、適切な判断を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

〔企画部長 謝花喜一郎君登壇〕

○企画部長（謝花喜一郎君） 知事の政治姿勢についての御質問の中の、沖縄県民への償いの心についてお答えいたします。

沖縄の振興は、沖縄振興開発特別措置法の立法趣旨である「償いの心をもって事に当たるべきである」との考えのもと、沖縄の地理的、社会的事情等の特殊事情を踏まえ、国の責務として実施されてきました。

政府においては、このような立法趣旨や特殊事情が依然として存在する状況に鑑み、沖縄の振興に取り組むべきものと考えております。

次に、久辺3区への振興策の直接投入についてお答えいたします。

久辺3区など地縁による団体に対する交付金の交付方法については、地方自治法や地方財政法上、特段の規定はありません。しかしながら、地域への交付金は、基礎自治体である市町村と連携して行うことが望ましいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長 金城 武君登壇〕

○子ども生活福祉部長（金城 武君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、辺野古新基地建設予算による保育所整備についてお答えをいたします。

防衛大臣によりますと、辺野古新基地建設費用につきましては、少なくとも3500億円以上と答弁してお

ります。保育所の整備につきましては、90人定員規模でおおむね2億円程度を要することから、当該予算を全て充てると仮定すると1750施設の整備に相当するものと試算されます。

同じく知事の政治姿勢についての御質問の中で、平和外交についてお答えをいたします。

去る大戦で悲惨な地上戦を体験した沖縄県民は、命の大切さと平和のとうさを肌身で感じております。

県としましては、戦争が起こらないよう平和外交に努力すべきことは当然であり、政府においては、これまでも増して不断の外交努力を行っていただくことが重要であると考えております。

次に、児童虐待防止についての御質問の中で、児童虐待防止体制についてお答えをいたします。

児童虐待防止対策においては、未然防止と虐待が深刻化する前の早期発見・早期対応を図ることが重要であります。このため、市町村における各種子育て支援事業や相談支援体制の強化を促進しているところであります。

県におきましては、児童相談所の職員の増員配置等の体制整備を図り、児童相談所による市町村への後方支援を充実させてきたほか、市町村要保護児童対策地域協議会の運営支援を実施してきたところであります。今後とも、児童相談所を中心とした関係機関の連携体制の強化や、児童虐待の通告義務について県民に対する広報啓発活動に努めるなど、児童虐待防止に向けて取り組んでまいります。

次に、児童虐待防止についての御質問の中で、3世代家庭の比率についてお答えをいたします。

平成25年国民生活基礎調査によると、我が国の3世代世帯の割合は、昭和50年の16.9%から平成25年の6.6%へと減少しております。これは、少子・高齢化や未婚化・晩婚化の影響により、小規模な世帯が増加していることによるものとされております。平成25年の本県の3世代世帯の割合は5.2%で、全国平均より低くなっております。本県の3世代世帯の割合が低い原因については、明らかではありませんが、本県における持ち家率の低さがその一因と考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 前田光幸君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（前田光幸君） 知事の政治姿勢についての御質問の中の、9・11同時多発テロによる沖縄経済への影響等についてお答えいたします。

平成13年9月11日に米国で発生した同時多発テロ事件により、本県の観光産業は大きな影響を受けました。修学旅行のキャンセル等により、平成12年に比べ、入域観光客数は約8万8000人、率にして1.9%の減少、また、観光収入は約402億円、率にして11.8%の減少となりました。観光産業は平和産業とも言われており、国際関係の安定は、本県の観光振興、経済発展にとっても重要であると認識しております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

〔教育長 諸見里 明君登壇〕

○教育長（諸見里 明君） それでは、児童虐待防止についての御質問の中で、家庭教育への支援についてお答えをいたします。

家庭教育は、全ての教育の出発点であり、子供の基本的な生活習慣や豊かな情操、善悪の判断などの基本的倫理観、自立心や社会的なマナーなどを身につける上で重要な役割を担うものであります。

県教育委員会としましては、家庭教育力のさらなる向上を目指して家庭教育力促進「やーなれー」事業を展開しております。

次に、家庭教育支援推進計画の強化及び条例制定についてお答えいたします。3(3)と3(4)は関連しますので一括してお答えいたします。

県教育委員会では、平成26年に沖縄県家庭教育支援推進計画を策定し、支援者養成、支援活動、広報活動及び検証活動を実施するとともに、現在、関係団体等と連携し、家庭教育支援リーダー・アドバイザーの養成や夢実現「親のまなびあい」プログラム等を実施しているところです。今後は、現在実施している「やーなれー」事業の取り組みの拡充とあわせて、家庭教育支援の拠点開設等に努めるとともに、家庭教育支援条例の制定につきましても、その重要性に鑑み、検討していきたいと考えております。

次に、那覇市内への特別支援学校の設置についての御質問で、那覇市内への特別支援学校設置についてお答えいたします。

県教育委員会では、これまで設置に係るニーズ、学校規模・予算面等について総合的な観点から研究を行ってきたところでありますが、特に、学校用地の確保が大きな課題となっております。

県教育委員会としましては、那覇市内への知的障害特別支援学校設置の必要性は認識しており、現在那覇市等の関係機関と連携を図り、意見交換等を行っているところであり、どのような対応が可能か検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 下地明和君登壇〕

○商工労働部長（下地明和君） それでは、雇用問題についての御質問の中で、ブラック企業の実態と対応についてお答えいたします。

沖縄労働局によると、平成26年11月の過重労働解消キャンペーンにおいて、若者の使い捨てが疑われる50事業所に重点監督を実施し、法令違反を確認した42事業所に対して、是正・改善の指導を行ったとのことであります。これに従わない事業所に対しては、労働基準法違反等で書類送検した上で、当該事業所名を公表すると聞いております。

沖縄県では、働きやすい環境づくり支援事業により、労使双方及び学生に対する労働関係法令の周知・啓発を行うセミナーを開催しております。また、沖縄県女性就業・労働相談センターやグッジョブセンターおきなわにおいて労働相談を行っており、法令違反の疑いがある相談事例については、労働基準監督署を紹介するなど、沖縄労働局との連携を図っております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 渡久地 修君。

〔渡久地 修君登壇〕

○渡久地 修君 再質問します。

知事、けさの新聞に、アメリカの国防権限法に辺野古が唯一の選択肢ということが明記されなかったということが載っていました。この原文取り寄せました。これは、知事と私たち訪米団が訪米したときに、下院が国防権限法にこれ入れたことをぜひ削ってほしいということを私たちは訴えてきました。けさ報道されたものを見ると、新報の特派員は、「翁長知事の主張の方が理にかなっている」と考える議員が徐々にだが増えている」という議会関係者の話を伝えています。そういう意味で、知事と訪米行動の成果だと評価していますが、知事の見解をお聞きしたいと思います。

そして2つ目、だからこそ知事の国連でのあの演説、これを各国の元首、アメリカの国会議員全員に送付して実情を伝えることが大事だと思いますので、直ちに私はやってもらいたいと思います。知事の見解をお尋ねします。

教育長、この特別支援学校ですね。先ほどの答弁では、用地の問題、必要性認識している、あと用地の問題。先ほど検討するということを言ったと思いますけれども、もう研究の段階ではないですよ。子供たちの成長は待ってられませんので、設置するという方向で

検討に入ると、そして関係者と調整していくということとをぜひ私は明言して、その立場で取り組んでいきたいと思うんですよ。もう子供たち、成長待てませんよ。ぜひ設置するための、前向きに検討していくことを私は明言していただきたいと思います。

よろしくお願いします。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

〔知事公室長 町田 優君登壇〕

○知事公室長（町田 優君） 渡久地議員の再質問にお答えします。

初めに、国防権限法から辺野古が唯一の選択肢との文言が削除されたことについてお答えします。

今般、米国の軍事委員会から発表された国防権限法案に辺野古が唯一の選択肢という文言が明記されなかったという報道については、私どもも承知しております。

今後県としましては、同法案に明記されなかった経緯等について、鋭意確認してまいりたいと思います。

それから、続きまして知事の演説文の郵送についてお答えします。

沖縄県の考えを広く国内外に発信することについては、私どもも重要であると考えておりますので、米国の連邦議会議員等へ知事の演説文を郵送することについて検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

〔教育長 諸見里 明君登壇〕

○教育長（諸見里 明君） 再質問にお答えいたします。

那覇市内への特別支援学校の設置につきましては、先ほど答弁でも述べたんですけれども、用地の確保が大きな課題でございます。現在、那覇市の教育長それから先日には市長ともお会いしまして、この件につきまして意見交換を重ねているところです。まだ大きな進展はございませんけれども、何とか設置したいという気持ちは持っております。これからも鋭意継続して那覇市と協議を進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 以上をもって代表質問は終わりました。

本日の日程はこれで終了いたしました。

次会は、明2日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後3時12分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 喜 納 昌 春

会議録署名議員 西 銘 純 恵

会議録署名議員 儀 間 光 秀

平成27年10月2日

平成27年
第 7 回

沖縄県議会（定例会）会議録

（第 5 号）

平成 27 年
第 7 回

沖縄県議会（定例会）会議録（第 5 号）

平成27年10月2日（金曜日）午前10時2分開議

議 事 日 程 第 5 号

平成27年10月2日（金曜日）

午前10時開議

第 1 一般質問

第 2 甲第 1 号議案、乙第 1 号議案、乙第 3 号議案から乙第20号議案まで及び認定第 1 号から認定第23号まで
（質疑）

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

日程第 2 甲第 1 号議案、乙第 1 号議案、乙第 3 号議案から乙第20号議案まで及び認定第 1 号から認定第23号まで

- | | |
|-----------|-------------------------------------|
| 甲第 1 号議案 | 平成27年度沖縄県一般会計補正予算（第 1 号） |
| 乙第 1 号議案 | 沖縄県個人情報保護条例の一部を改正する条例 |
| 乙第 3 号議案 | 沖縄県港湾管理条例の一部を改正する条例 |
| 乙第 4 号議案 | 沖縄県流域下水道条例の一部を改正する条例 |
| 乙第 5 号議案 | 沖縄県立高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例 |
| 乙第 6 号議案 | 沖縄県立離島児童生徒支援センターの設置及び管理に関する条例 |
| 乙第 7 号議案 | 工事請負契約についての議決内容の一部変更について |
| 乙第 8 号議案 | 財産の取得について |
| 乙第 9 号議案 | 財産の取得について |
| 乙第10号議案 | 財産の取得について |
| 乙第11号議案 | 財産の取得について |
| 乙第12号議案 | 訴えの提起について |
| 乙第13号議案 | 訴えの提起について |
| 乙第14号議案 | 損害賠償請求事件の和解について |
| 乙第15号議案 | 県営土地改良事業の執行に伴う負担金の徴収について |
| 乙第16号議案 | 水質保全対策事業の執行に伴う負担金の徴収について |
| 乙第17号議案 | 農業基盤整備促進事業の執行に伴う負担金の徴収について |
| 乙第18号議案 | 平成26年度沖縄県水道事業会計未処分利益剰余金の処分について |
| 乙第19号議案 | 平成26年度沖縄県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について |
| 乙第20号議案 | 沖縄県収用委員会委員及び予備委員の任命について |
| 認 定 第 1 号 | 平成26年度沖縄県一般会計決算の認定について |
| 認 定 第 2 号 | 平成26年度沖縄県農業改良資金特別会計決算の認定について |
| 認 定 第 3 号 | 平成26年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計決算の認定について |
| 認 定 第 4 号 | 平成26年度沖縄県中小企業振興資金特別会計決算の認定について |
| 認 定 第 5 号 | 平成26年度沖縄県下地島空港特別会計決算の認定について |
| 認 定 第 6 号 | 平成26年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計決算の認定について |
| 認 定 第 7 号 | 平成26年度沖縄県下水道事業特別会計決算の認定について |
| 認 定 第 8 号 | 平成26年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計決算の認定について |

- 認定第9号 平成26年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計決算の認定について
 認定第10号 平成26年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計決算の認定について
 認定第11号 平成26年度沖縄県林業改善資金特別会計決算の認定について
 認定第12号 平成26年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について
 認定第13号 平成26年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計決算の認定について
 認定第14号 平成26年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計決算の認定について
 認定第15号 平成26年度沖縄県産業振興基金特別会計決算の認定について
 認定第16号 平成26年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計決算の認定について
 認定第17号 平成26年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計決算の認定について
 認定第18号 平成26年度沖縄県駐車場事業特別会計決算の認定について
 認定第19号 平成26年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について
 認定第20号 平成26年度沖縄県公債管理特別会計決算の認定について
 認定第21号 平成26年度沖縄県病院事業会計決算の認定について
 認定第22号 平成26年度沖縄県水道事業会計決算の認定について
 認定第23号 平成26年度沖縄県工業用水道事業会計決算の認定について

出席議員（46名）

議長	喜納昌春君	22番	中川京貴君
副議長	翁長政俊君	23番	座喜味一幸君
1番	比嘉京子さん	25番	玉城ノブ子さん
2番	比嘉瑞己君	26番	赤嶺昇君
3番	西銘純恵さん	27番	新垣清涼君
4番	玉城満君	28番	瑞慶覧功君
5番	仲村未央さん	29番	崎山嗣幸君
6番	新田宜明君	30番	新垣安弘君
7番	儀間光秀君	31番	呉屋宏君
8番	上原章君	32番	前島明男君
9番	花城大輔君	33番	照屋守之君
10番	砂川利勝君	34番	新垣良俊君
11番	具志堅透君	35番	仲田弘毅君
12番	大城一馬君	36番	嶺井光君
13番	具志堅徹君	38番	嘉陽宗儀君
14番	渡久地修君	39番	玉城義和君
15番	山内末子さん	40番	奥平一夫君
16番	仲宗根悟君	41番	新里米吉君
17番	照屋大河君	43番	狩俣信子さん
18番	當間盛夫君	44番	金城勉君
19番	吉田勝廣君	45番	糸洲朝則君
20番	又吉清義君	47番	新垣哲司君
21番	島袋大君	48番	具志孝助君

欠席議員（1名）

42番	高嶺善伸君
-----	-------

欠 員（1名）

説明のため出席した者の職、氏名

知 事	翁 長 雄 志 君	病院事業局長	伊 江 朝 次 君
副 知 事	浦 崎 唯 昭 君	会 計 管 理 者	金 良 多恵子 さん
副 知 事	安慶田 光 男 君	知事公室秘書	新 垣 秀 彦 君
知事公室長	町 田 優 君	広報交流統括監	
総 務 部 長	平 敷 昭 人 君	総 務 部	池 田 克 紀 君
企 画 部 長	謝 花 喜一郎 君	財 政 統 括 監	
環 境 部 長	當 間 秀 史 君	教育委員会委員	喜友名 朝 春 君
子ども生活		教 育 長	諸見里 明 君
福 祉 部 長	金 城 武 君	公安委員会委員	天 方 徹 君
保健医療部長	仲 本 朝 久 君	警 察 本 部 長	加 藤 達 也 君
農林水産部長	島 田 勉 君	労 働 委 員 会	
商工労働部長	下 地 明 和 君	事 務 局 長	大 城 玲 子 さん
文 化 観 光		人 事 委 員 会	親 川 達 男 君
ス ポー ツ 部 長	前 田 光 幸 君	事 務 局 長	
土木建築部長	末 吉 幸 満 君	代表監査委員	知 念 建 次 君
企 業 局 長	平 良 敏 昭 君		

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事 務 局 長	比 嘉 徳 和 君	主 幹	中 村 守 君
次 長	知 念 正 治 君	主 査	川 端 七 生 君
議 事 課 長	平 田 善 則 君	主 事	村 吉 政 則 君
副 参 事 兼 佐	勝 連 盛 博 君		

○議長（喜納昌春君） これより本日の会議を開きます。

日程第1及び日程第2を一括し、これより直ちに一般質問を行い、甲第1号議案、乙第1号議案、乙第3号議案から乙第20号議案まで及び認定第1号から認定第23号までを議題とし、質疑に入ります。

質問及ぶたがいま議題となっております議案に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

島袋 大君。

○島袋 大君 おはようございます。

自由民主党の島袋大でございます。

台風21号で300戸以上の住宅被害を受けた与那国町民に対し、心よりお見舞いを申し上げたいと思っております。

県は、災害救助法適用を知事を中心に決定していただいておりますので、県と国と速やかに連携をして、行って、与那国町民の皆さん方の安心で、また笑顔が早急に見られるような対策をお願いしたいと思っております。

きょうは、知事、副知事もまた島袋大は基地問題かなというふうに思っているかもしれませんが、今回は通常の私の教育、福祉、そして保育、これ自民党で私が窓口になっておりますので、それをもとに提案をしながらやっていきたいと思いますので、ひとつ御理解のほうお願いしたいと思っております。

質問に移ります。

県立特別支援学校を那覇市に設置する要請についてであります。

特別支援学校に那覇市在住の児童は現在何名いるのでしょうか。

○教育長（諸見里 明君） 議長、ちょっと休憩お願いします。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前10時6分休憩

午前10時6分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

教育長。

○教育長（諸見里 明君） 那覇市在住の特別支援学

校の生徒は、県の特別支援学校に在籍している数は、
沖ろう・沖盲等も含みますけれども、合わせて393名
となっております。

○議長（喜納昌春君） 島袋 大君。

○島袋 大君 次年度も含めて、これからこれだけ
県都那覇市の子供たちが393名いるということであり
ますけれども、次年度、おおよそ、大体見込みの数と
いうのはもう出されていますか。

○教育長（諸見里 明君） ちょっと休憩願いま
す。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前10時7分休憩

午前10時8分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

教育長。

○教育長（諸見里 明君） 実は、特別支援学校に入
学するかどうかというのは、市町村の適就、就学委員
会にかけて決まるものですからこれからになるんで
すけれども、例年、年によって変わるものですから
ちょっと確認できないですね。

○議長（喜納昌春君） 島袋 大君。

○島袋 大君 今回卒業する子たちもいるかもしれ
ません、この393名の中にですね。それでおのずと新
年度になって入学する場合ですよ、おおよそこの393
名の那覇市在住の子供たちというのは、次年度もそれ
ぐらいの数となるような見込みの僕の認識でいいです
か。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

○教育長（諸見里 明君） 特別支援学校対象の児童
生徒は増大ぎみでして、393名を……、ふえると思
います。

○議長（喜納昌春君） 島袋 大君。

○島袋 大君 今回、沖縄県特別支援学校PTA協
議会や特別支援学校に就学する児童生徒の那覇市在住
の保護者の会から、要請もろもろ受けていると思いま
すけれども、それを受けての対応はどう考えています
か。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

○教育長（諸見里 明君） 今回、特別支援学校の保
護者の代表、PTA会長等の協議会から要請が出てま
いりました。その要請は、那覇市内に特別支援学校、
知的障害部の特別支援学校がないことから、ぜひつ
くってくれというそういう要請でございました。特に
那覇市から近隣の特別支援学校に今分散して通学して
いる状況ですので、その周りの特別支援学校が過密状
態になっているということは認識しております。その

ために私自身も那覇市内に特別支援学校が必要である
ということは認識しております。

○議長（喜納昌春君） 島袋 大君。

○島袋 大君 今回この要請を受けて署名も一緒に
添付されたと思っていますけれども、このお父さん、
お母さん方、那覇市内もろもろ近隣離島含めてどれだ
けの声が届いていますか。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

○教育長（諸見里 明君） 1万8000筆だったと思
いますけれども、ちょっと数字が今手元にないもので
すから、約2万弱だと記憶しております。

○議長（喜納昌春君） 島袋 大君。

○島袋 大君 まさしく2万人近く、お父さん、お
母さん方が一生懸命、雨の日も風の日もという言葉は
余り使いたくないですけども、懸命に子供たちの思
いを込めて要請したと思っています。

その中で気になったのは、この要請を、教育庁の部
局、教育庁管轄の部局は要請を受けました。知事部
局、これ知事にも同じような2万人のこの署名もセッ
トで要請を要望したわけでありまして、知事部
局のほうとしてはなかなかこれ段取りがとれなかった
んですよ。これどうなっていますか。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前10時11分休憩

午前10時13分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

教育長。

○教育長（諸見里 明君） 知事への要請につきまし
ては、最初、県教育委員会のほうにありまして、そし
て知事に直接お会いしたいということは窓口を通して
やったと記憶しておりますけれども、そのとき知事の
公務が重なっておりまして、そのためにちょっと無理
だということは伺っております。そのため私のほうが
対応したという次第です。

○議長（喜納昌春君） 島袋 大君。

○島袋 大君 冗談じゃないよ。これは2回ともこ
ういう事情でこれだけの署名が来ている。どうしても
教育長と知事とセットでやりたい、お願いできません
かと言いました。私がお願いしたらまたいろんな面が
出てくる可能性があるから、しっかりと教育庁の部署
から知事の秘書課のほうにお願いしてやったらどうだ
と私が提案したわけですよ。それはやった、1回目
は。なかなか回答が、これは教育庁の管轄の部署なん
だから、教育庁のほうが受けるべきだろうと言われた
わけですよ。それでも私は納得いかなかったから、こ
れだけ親御さんたちが本当に苦しい思いで要請したい

ということだったので、再度私は電話を入れて署名もありますよと、こういう形で私は知事に対して、知事がこれ全くやりたくないって言っているんですよということは言えませんから、知事も一生懸命やりたいんだよと。だからこそ2万人の署名も含めて一緒に知事にお会いしたほうがいいんじゃないですかと、もっとかみ砕いて私は要請したんですよ。その後に返ってきた答が、これは同じように教育庁の部署だからここが受けるのが筋であって、知事のほうはできないという答弁だったんですよ。何も公務なんていう話じゃないんだよ。全く機能されていないということです、知事部局は。所管もろもろ含めて何も上がってきていないんですよ、知事のほうに。知事、副知事それ聞いていますか。知事が忙しかったら、副知事もどうですかと。本当に皆さん苦しい思いで出しているんですよと。私はここまで言って2度お願いしたんですよ。副知事にも連絡来ていません、いかがですか。

知事公室長にまず来ているかという話ですよ、秘書課から。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前10時15分休憩

午前10時16分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

教育長。

○教育長（諸見里 明君） 日程の調整で、秘書課を通していろいろやりとりしたのは覚えておりますけれども、ちょうどそのときは知事が政府とのいろんな協議会を控えておりまして、それじゃ県教育委員会で引き取ろうと言ったのを覚えております。

○議長（喜納昌春君） 島袋 大君。

○島袋 大君 ですから、これも今教育長が答弁するはずじゃないんですよ、知事部局に私は質問しているんですから。これは知事ができないというなら、知事は公務で忙しいのはわかりますよ。当時は集中協議とかもろもろあった中で、あったかもしれぬ。だったら副知事もろもろ含めてお二人いるんだから、誰かが対応するべきでしょう。知事部局が誰かがとって、本当に一緒に生徒のこの思いを酌み取るべきじゃないかなと思って私は2度もお願したんですよ。その辺は連絡不十分だったということは明確に言っていると思いますよ、これをまた改善する。私はこれで酌み取ったからということじゃないですよ。こういう対応がおくれたからこれはしっかりとやるという答弁いただければいいんですよ。親御さんたちの気持ちを考えてちょっとは答弁していただきたいと思うんですけれども。

○議長（喜納昌春君） 安慶田副知事。

○副知事（安慶田光男君） 御答弁申し上げます。

今秘書課、それから所管課とも調整しましたが、少し連絡のミスがありまして十分その意思が私たち三役まで届いてなかったというのがわかりましたので、改めてもしそういうことがありましたら正して、またそういう機会がありましたらぜひとも対応してまいりたいとそう考えております。

○議長（喜納昌春君） 島袋 大君。

○島袋 大君 ぜひともこれ重要なことでありますから、いろんな形でそういうお気持ちもろもろ皆さん方の声を酌み取るためにも、ぜひとも5分、10分でもいいですよ、時間をとってやるべきだと思っておりますから、その辺の連携も密にひとつお願いしたいと思っております。

この要請を受けて、これからこの特別支援学校を那覇市に設置するのかしないのかが大きなテーマですよ。どうなんですか。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

○教育長（諸見里 明君） 現在のこの島尻特別支援学校の過密化それから近隣学校の状況を踏まえましても、それからやはり遠距離で通学するわけですから、生徒保護者の御苦勞、負担等はまだ十分感じているところです。

県教育委員会としましては、ぜひとも那覇市内に設置したく努めているところでございますけれども、幾つかの大きな課題がございまして、今それに向けて頑張っているところです。

○議長（喜納昌春君） 島袋 大君。

○島袋 大君 教育長、その課題というのが我々聞きたいわけですよ。課題というのはどういう問題がありますか。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

○教育長（諸見里 明君） 特別支援学校、学校でございますから、例えば、教育課程で農業を設置する必要がございまして農場が必要であるし、さらに運動場が必要であるし、学校としてまとまった用地がどうしても必要となってくるんですね。那覇市の都市部でまとまった土地を確保するというのが大きな課題となっております。

○議長（喜納昌春君） 島袋 大君。

○島袋 大君 ですから、今聞いた土地と問題は予算ですよ。土地、予算の問題で私は理解していいですか。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

○教育長（諸見里 明君） どうしても現状考えて

も、将来を考えても那覇市内、あるいはこの近隣に特別支援学校の設置というのはどうしても必要になってまいると認識しております。

○議長（喜納昌春君） 島袋 大君。

○島袋 大君 ですから、次年度に向けて予算要請するのか、土地ももろもろいろいろ探さないといけないかもしれませんが、根本的には那覇市に設置するんだから那覇市の教育委員会、那覇市の市長もろもろ含めて議論しないといけないと思っておりますけれども、それも大事ですよ。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

○教育長（諸見里 明君） 特別支援学校の那覇市内、この近くへの設置というのはもう喫緊の課題でございます。私も教育長就任のころからその課題は認識しております。就任して間もないころから那覇市の教育長、それから現在も数回にわたってこの点に関して意見交換をしております。先日は那覇市長ともお会いして、その旨意見交換してまいりました。市長からもぜひ県と積極的に協力して調整していきたいという旨の発言をいただいているところです。

○議長（喜納昌春君） 島袋 大君。

○島袋 大君 まさしくこの協議会を、今実は協議会があるんですか。那覇市とこの県の教育庁との協議会というのはありますか。この特別支援学校を那覇市に設置するために協議会というのはつくられていますか。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

○教育長（諸見里 明君） いずれも私を中心として意見交換を重ねておりまして、まだ協議会は設置しておりません。

○議長（喜納昌春君） 島袋 大君。

○島袋 大君 そこですよ、協議会をすぐつくってください。これはもう遅かれ早かれ、今議会終わった後につくるとか、年内につくるとか、年度じゃないですよ、年内につくるとかその辺明確に答弁してください。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

○教育長（諸見里 明君） 那覇市と県がその課題意識というのは今共有しているところでございます。近いうちに議会終わってから早速協議会の設置の検討に入りたいと思います。

○議長（喜納昌春君） 島袋 大君。

○島袋 大君 ですから、その協議会を早急にまずつくることですよ。そうしないと議論ができません。

問題は、土地、予算だと思っております。僕もいろんな面で調査しましたけれども、土地に関しては県有

地たくさんあるんですよ。知事が市長時代、副知事も議会にいたときに、当時空手道会館を西町の運転免許センターの跡地に那覇市議会誘致したいという提言がありましたよ。あそこにも土地がある。古波蔵の赤十字病院、今更地になっていますよ、あれも県有地ですよ。こういう県有地があるのに、こういったもろもろも議論するべきだと思うんですけども、いかがですか。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

○教育長（諸見里 明君） この那覇市内においての土地の確保につきましては、実は数年前からいろいろと検討してきたということは事実です。まとまった土地、例えば、大平特別支援学校が2万4000平米かな、それから、西崎特別支援学校が2万平米。2万平米を基準としてそれぐらいの土地というのはなかなか見当たらず、これまで議論を重ねてきたんですけども、例えば、運転免許場跡もそれもいろいろと検討してまいりました。赤十字についてはまだ情報がないので、いろいろわからない、ちょっと情報がないんですけども、土地の確保についてはとにかく必要だと思います。もう議論の真っ最中ですね。

○議長（喜納昌春君） 島袋 大君。

○島袋 大君 これ教育長のほうから答弁というのはなかなか、議論のあれですからあれですけども、県有地ですよ。総務部長、管財課担当の部長として今計画的にどうなっていますか、この私が今提案した土地は。跡地利用もろもろ含めて議論されているんですか。

○議長（喜納昌春君） 総務部長。

○総務部長（平敷昭人君） 県有地につきましては、今お話のあった西町でありますとか赤十字病院の跡地につきまして具体的にどこだというのが決まっているわけではございません。

ただいまの特別支援学校の件につきましては、学校の規模でありますとか、あり方とかその辺も教育委員会の中でしっかり議論されて、必要な土地がどれぐらいなのかとかその辺もしっかり調整があれば、あとそして教育委員会の議論を踏まえて沖縄県としてオーソライズされれば当然しっかり対応していくべきものかと思っております。

○議長（喜納昌春君） 島袋 大君。

○島袋 大君 知事、副知事、まさしくこれ那覇市在住の子供たちなんですよ。知事含めて両副知事も那覇市の出身でありますよ。これだけ400名近い子供たちが、本当に学校を設置してほしいということになっているんですよ。これだけ県有地が今那覇にあるんで

すよね。ですから、今那覇市と教育長が協議会を早期につくるといふ話なんですけれども、その答申をもとにこの県有地のあり方もろもろ含めて出てくると思うんですけれども、やっぱり前任の市長をされた翁長知事も含めて、その議会にいました安慶田副知事も含めて、そういう答えがありましたらいろんな面で議論するというそういう形つくれませんか、どうですか。そういう検討もろもろ、委員会も含めてやっていこうじゃないかというそういう答弁いただけませんか。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前10時25分休憩

午前10時25分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

教育長。（発言する者あり）

静粛に、静粛に。

○教育長（諸見里 明君） この協議会につきましては、早急に着手したいと思います。

それから、この協議会の中を通して、やはりこの知事、副知事に上げながらどういう形でできるのかというのは当然対応していきたいと思います。

○議長（喜納昌春君） 島袋 大君。

○島袋 大君 ですから、そういうお答えがありますから、いろんな面で議論できないかと言っているんですけれども。（発言する者あり）

○議長（喜納昌春君） 安慶田副知事。

静粛に願います。

○副知事（安慶田光男君） お答え申し上げます。

今の論議の中からはっきりしてきたことは、教育委員会においてはその必要性は当然のことだということでありましたし、また協議会をつくって対処したいということでもあります。今総務部長からの答弁のように、県有地についてはそれなりの計画がどうされているかわかりませんので、それも含めてあわせて今、大議員が主張されているようなことも含めて、事業を含めてできるかどうか検討していきたいと考えております。

○議長（喜納昌春君） 島袋 大君。

○島袋 大君 ぜひとも、ひとつこの検討もろもろを含めて議論をしていただきたいと思います。次に移ります。

これだけこれが一、二年でできるのか、5年かかるのか、10年かかるかというのが、親御さん不安なんです。自分たちの今日の前にいる子供たちが、実際にこの学校が新設したら入れないかもしれない。だけど5年を見据えてやっぱり那覇市には必要だろうという要請もひとつあると思っています。だからこそ今いる

400名の子たちをどう受け入れ体制するかというのも課題なんです。

今那覇市には、統廃合もろもろした小学校があるわけでありまして。そういった形でこれは分教室ではなくて、分校としてそういった形でできるんじゃないかという対応策としてそういう案も私は思いがあるんですけれども、いかがですか。

○議長（喜納昌春君） 教育長。（発言する者あり）

静粛に。（発言する者あり）

静粛に、答弁しますので。（発言する者あり）

静粛に願います。

どうぞ。

○教育長（諸見里 明君） 県教育委員会では、今インクルーシブ教育、それからこの過密化の解消のためにも分教室の設置を推進しているところです。例えば、南風原高校、陽明高校、中部農林高校、それから新しくこの28年4月に開校するんですけれども、南部商業にやえせ高等支援学校、これ島尻特別支援学校の併置校になるんですけれども、それを予定しております。それから、課題となるこの小中学校の受け入れなんですけれども、それについても必要性は認識しているところです。島尻特別支援学校の分教室を南城市の馬天小学校にこの4月から開設したばかりでございますし、分教室の設置についても那覇市と協議を進めているところです。

○議長（喜納昌春君） 島袋 大君。

○島袋 大君 ですから、この那覇市の統廃合のもとで学校名まで言うつもりないですけれども、幾つかあるわけですよね。それをいろんな面で議論するというのも大事ですよ。ですから、その協議会の中で、県と那覇市でどれだけ協力できるか、目の前、学校を設置するのは重要ですよ、最終的なゴールは。だけど、いろんな面で早急に対応策として考えるべきだと思いますけれども、その辺も協議会のもろもろの中に入れて議論する考えはないですか。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

○教育長（諸見里 明君） 議員のおっしゃるとおりだと思います。

協議会、これから設置検討するんですけれども、その中でどういう対応ができるか、それから中期的にどういう形で対応できるかそれも含めて検討していきたいと思います。

○議長（喜納昌春君） 島袋 大君。

○島袋 大君 ぜひともよろしくお願いしたいと思っています。

学校設置というのは非常に重要なことですから

も、これが3年、5年じゃなくて、特別支援学校設置もこの一、二年で解決させる、その対応策として今ある統廃合できている学校も協力できるのはやると、その姿勢で議論をしていただきたいと思います。

この南部地区特別支援学校過密解消に関するアンケートというのを保護者の皆さんが行いました。その中で、約82%の方々が那覇市に特別支援学校設置が必要だというアンケートが出ております。これはまさに翁長知事がよくおっしゃる民意ですよ、民意。民意の皆さん方のこれ82%が、特別支援学校に抱えているお母さん、お父さんの82%が那覇市にやっぱり設置してほしいということなんです。ですから、設置するというのはこの二、三年でどう決着するかという議論も出ます。そして、統廃合もろもろ含めて早急に支援策しないといけない。ですから、次の私が言う案は、県が特別支援学校の生徒を通学支援する考えはないかということ聞きたいんですけども、いかがですか。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前10時30分休憩

午前10時30分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

教育長。

○教育長（諸見里 明君） 那覇市内在住の特別支援学校の生徒が近隣の特別支援学校に通学する場合はスクールバスで対応しているところですが、それから保護者が送迎する場合、県から特別支援教育就学奨励費のこの通学費の付添人経費として実費が支給されております。それを活用して今やっているところですね。

○議長（喜納昌春君） 島袋 大君。

○島袋 大君 あのね、これ那覇市だけの問題じゃないんですよ。特別支援学校の全部抱えている親御さんに対しての通学支援ですよ、県ができないかと。今赤嶺昇議員が何やかんや、だーだー言っているけど、浦添市はやっている。浦添市は通学支援やっている。唯一、全市町村の中で浦添市だけやっている。褒めたからもう言うな。そういうことをやっている、浦添は。だから、これを沖縄県が全体を見据えてやらないかと、できないかということなんです。いかがですか。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

○教育長（諸見里 明君） この件に関しましては、これからどういう形でできるのか、ちょっと私も情報認識がまだ薄いところがございますので、考えてみたいと思います。関係部局とも連携しながら。

○島袋 大君 議長、休憩お願いします。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前10時32分休憩

午前10時33分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

島袋 大君。

○島袋 大君 このアンケートを見たら、この通学支援をするために1時間マイクロバスに乗っていく。親御さん間に合わなかったら往復する。知事、副知事、親御さんが仕事できないんですよ。朝7時に子供を送って行って、送っていたときにお母さんは仕事をやめないとけない。戻ってきて11時以降のパートタイム、迎えに行くから4時にしか終われない。正味四、五時間の仕事しかお母さんできないんですよ。県がこれを通学支援をすることによって、お父さん、お母さんは共働きできるんですよ。しっかりと仕事ができる。いろんな面で家庭環境もよくなる。

そこで僕が提案したいのは、ちょっと見てくださいね。（資料を掲示） 新たな一括交付金事業として、特別支援自立サポート事業、事業対象が特別支援を必要とする児童生徒。事業目的、児童生徒の将来自立、社会参加能力を培う。事業内容、自立に向けた生涯学習を行う、自力で生活を送れる活動学習を行う。上記の学習を行うための通学支援、重要なのはここですよ。事業の必要性、沖縄県は失業率が高く、特別支援教育を要する児童生徒は年々増加傾向にあり、特別支援を要する児童生徒に対する職業学習や自立活動学習が必要である。また、沖縄は片親世帯も多く、鉄道がないために車社会であり、児童生徒が特別支援学校に通い、自立に向けた教育を受けるためには通学支援も必要である。

これですね、一生懸命我々考えました。こういった案で予算つくれないかなと、一括交付金ですよ。どう思いますか。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

○教育長（諸見里 明君） この事業化に向けてもどういう形でできるのか検討させてください。

○議長（喜納昌春君） 島袋 大君。

○島袋 大君 その担当の総務部長として、一括交付金ですから、いかがですか。

○議長（喜納昌春君） 総務部長。

○総務部長（平敷昭人君） 一括交付金に関しましては、御存じのとおり沖縄の特殊性に係る事業ということでありますけれども、教育庁のほうでその事業について御提案を受けてしっかり検討いただいて、そのお話があればしっかり調整して対応してまいりたいと思

います。

○議長（喜納昌春君） 島袋 大君。

○島袋 大君 教育長、よかったですね。教育庁の部署で上げてくれば考えると言いました。私これ時間かかるかなと思ったら、議会始まる前上京しました。内閣府と詰めてきました。この内容でオーケーです、できる。県内の特別支援学校に通学する子供たちにこの通学支援は出せる、一括交付金で。私はしっかりと確認しております。ですからこれを教育庁の中で議論し、総務部長でもろもろ総務部、財政のほうで議論して、内閣府のほうに、国に上げてください。我々はどんなことがあってもこれやりたいということで上京して確認してきました。2日かかりましたよ、粘って。やってきた。これをしっかりと検討してほしいんですけども、いかがですか。両方、教育長、総務部長。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

○教育長（諸見里 明君） この通学支援費につきましては、いろいろ保護者の意見であるとか、あるいはニーズとか、どういう形態が必要であるのかというのはこれから検討していきたいと思いますが、ただ、既存の県から出ている特別支援教育就学奨励費の通学費があるんですね。この辺も含めてどういう形でできているのかというのは、やはり研究してまいりたいと思います。私も特別支援学校生徒の保護者の御苦労というのは重々承知しておりまして、この辺は一緒になって特別支援の保護者等々と協議してまいりたいと思っております。

○議長（喜納昌春君） 島袋 大君。

○島袋 大君 今教育長が言う支援制度よりか一括交付金のほうが活用しやすいですよ。特別支援に通っている子供たち全部を救えます。だからそういったことをしっかりと議論してやっていただきたいなと思っています。

きょう私が言いたかったのは、それだけ那覇市に設置して学校をつくってほしい声とこれを応急処置にやってほしいという、統廃合した学校を活用してやってほしい。それでももっと手広く早急にできるのは、この支援対策、子供たちの通学支援を沖縄県がしっかりと援助することによって、そのお父さん、お母さんがみんな仕事できる。しっかりと仕事ができるんですよ。そうすることによって、いろんな形でこの家族計画もできるわけがありますから、それをしっかりとまとめて那覇市と県の協議会もろもろ含めて早急に立ち上げて、そういったことを議論してほしいんですよ。

いま一度聞きますけれどもいかがですか。私の話聞

いてわくわくしてあしたからでも立てようと思いませんか。いかがですか、教育長。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

○教育長（諸見里 明君） 議員の知見には本当に感じ入っております。

いろんな課題がございますので、これも協議会で通してやるのか、うちのほうでまた検討してやるのか、いろいろとまた考えていきたいと思えます。

○議長（喜納昌春君） 島袋 大君。

○島袋 大君 知事、副知事、ぜひとも、これはやっぱりお三人是那覇市の出身であります、こういう嫌みで言うておりませんよ。やっぱり那覇市ですから、県都ですからね、早急にやっていただきたいんですよ。知事、答弁、やってやろうと、おおいigoと、たまには大ちゃんいいこと言うなと、やろうぜというようなお言葉いただければ、頂戴できればいいんですけども、どうですか。

○議長（喜納昌春君） 安慶田副知事。

○副知事（安慶田光男君） 答弁させていただきます。

今、島袋大議員の新たな提案として教育長も受けとめているようでございますし、またこれまで通学援助資金なども踏まえて協議会をつくるということでもありますから、また一括交付金についても内閣府でお調べになってきたようでございますが、我々も改めて行政としてその事業ができるかどうかとも企画とあるいは総務も入れて、今後前向きに検討していきたいと考えております。

○議長（喜納昌春君） 島袋 大君。

○島袋 大君 ぜひともよろしくお願いします。

もう時間ありませんけれども、次移ります。

県立普天間高校の移転についてでありますけれども、ことし3月に返還された西普天間跡地の振興について、中でも普天間高校の移転に関して強い関心を持っておりますので、そこに焦点を絞っていききたいと思います。

普天間高校の移転については、私も選挙区外ではありますが、国際医療拠点として振興していく一つの具体案として琉球大学医学部並びに病院が移転していく。それに合わせて普天間高校も地区にただ移転するのではなくて、国際医療拠点と合致するコンセプトで移転することは必要であって、地元の子供を持つ親にも大きな夢が持てると思っております。これはしっかりと、呉屋宏議員や又吉清義議員もろもろそういった質問されておりますけれども、PTAもろもろ普天間高校の同窓会、そして宜野湾の佐喜眞市長から

も要請が来ていると思います。これは1万7000名余りの署名も添付して行っていると思いますけれども、このことからわかるように、普天間高校の移転は大前提でやってほしいということなんです。そういったことで、教育長としてこの普天間高校の移転、どう考えていますか。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

○教育長（諸見里 明君） 普天間高校の移転に関しては、学校側から敷地の狭隘化のために体育の授業展開であるとか学校行事等に苦慮していると。それから、交通渋滞等生徒の安全面、それから住宅密集地であるがための周辺からの教育活動に対するいろんな声があると、そういうことは報告から受け取れます。

県教育委員会としましては、生徒にゆとりと潤いのある良質な教育環境を提供するということは、教育活動の充実を図る上でも望ましいことだと考えております。また、宜野湾市のまちづくりの観点、これも計画だと思わすけれども、そういう観点からも普天間高校が移設することで、周辺の密集地の解消につながるということは十分に理解しております。

○議長（喜納昌春君） 島袋 大君。

○島袋 大君 いや、聞いていて何か消極的なんですけれども、普天間高校を移転したいというお気持ちありますかと聞きたいんですけれども、イエスカノーかお願いします。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

○教育長（諸見里 明君） 良質な教育環境を提供するということは、私は大変必要だと感じております。PTA、同窓会のこの要請の中でも、これがもし可能であるならばいいことじゃないかということは話しております。

○議長（喜納昌春君） 島袋 大君。

○島袋 大君 ですから、これは問題は、さきの案件も似ていますけれども、予算化、予算ですよ。予算の問題ですか。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

○教育長（諸見里 明君） 保護者、同窓会、地域の方々、宜野湾市の意向というのは十分承知しております。しかしながら、普天間高校の、この西普天間住宅地区返還跡地への移転につきましては、用地費を初め校舎建設費など大きな財政負担があるということは認識しております。

○議長（喜納昌春君） 島袋 大君。

○島袋 大君 その担当の西普天間の企画部長、これは当初返還のときから普天間高校の移転というもろもろ含めて、その絵面には入っていますよね。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君） お答えします。

宜野湾市におかれましては、跡地利用計画をつくるために4回の住民アンケートを行いまして、そしてまた先ほど来出ております1万7000名ものアンケート調査、そういったものを踏まえまして人材育成のゾーンを入れております。ですから、宜野湾市においては市民の意向を受けて人材育成拠点ゾーン・普天間高校移設ということを出したというふうに理解しております。

○議長（喜納昌春君） 島袋 大君。

○島袋 大君 そういう予算もろもろ含めて計画に入っている中で、総務部長、そういった形で教育部署からそういう移転のもろもろ予算が出てきた場合、予算ですよ。そういう議論的な面は今庁舎でされていますか。

○議長（喜納昌春君） 総務部長。

○総務部長（平敷昭人君） 今予算面の具体的な議論というのはまだ詰まっていないと思いますけれども、まず現在の普天間高校というのはそれなりの国庫も入れまして立派な校舎もつくっております。その校舎、今の現在地が狭隘というお話も伺っていますが、その現在の高校を新しい地区に移転する必要性というのを地元からも要請もあるようですけれども、その辺を県庁内でも少し議論を深めて必要性をもっと整理する必要があるんじゃないかと。そうして、現在地の跡利用をどうするのかとか、移転先で現在の学校が何が課題があって新しいところに移るのかというのを整理した上でじゃないと予算の議論は進まないのかなと考えております。

○議長（喜納昌春君） 島袋 大君。

○島袋 大君 この移転するもろもろ、西普天間というのは重要なんですよ、返還してくるから。その中で、この自民党の西普天間小委員会の中で、普天間高校スーパーサイエンスハイスクール、グローバルハイスクールにしようということになっているんですよ、議論になっている。この琉大病院、琉大医学部が来る中で、普天間高校の中に超スーパーエリートの医者育てる部署をつくってもいかがという提案されているんですよ。そういう議論もろもろ含めてやるべきだと私は思っております。

この知事のいろんな話の中で、復帰、米軍統治下の27年間の中でいろんな面で教育がおくれたという話がありますけれども、おくれたという歴史はあったかもしれない。じゃ、これからどうするかという議論をしなくちゃいけないんですよ。先ほどの特別支援学校

もしかり、普天間高校超スーパーエリート集団をつくるというのもしかり、だからこそ沖縄の未来がしっかりと確立できるようにつくらないといけないんですよ。それをやるかやらないかの議論になるんだから、教育長、今総務部長は話が上がってきたら予算つけると言っているんだから、その議論を早急にやるというお考えないですか。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

○教育長（諸見里 明君） 普天間高校の移設に関しては、県教育委員会も普天間高校校長初め、いろんな意見交換をしているところです。その中で、普天間高校がスーパーグローバルハイスクール、そういう意向を示しているということも聞いております。この辺は学校がどういう形で望んでいるのか、あるいはこの将来を見据えたどういう形でできるのか、また学校の設置に関してはいろんな法的な、学校教育法であるとか施行規則であるとか学習指導要領とかいろんな面での形もございます。この辺も含めて学校と意見交換を進めていきたいと思っております。

○島袋 大君 時間なかったですね。

ひとつよろしくをお願いします。

○議長（喜納昌春君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 失礼いたします。

自民党の花城大輔です。

通告の内容を変更して4番から質問をさせていただきたいと思っております。

まずは、翁長知事、スイス・ジュネーブへの出張お疲れさまでした。

出発前の忙しい時期に自民党会派のために時間をとっていただいたことも感謝しております。また、要請書を受け取っていただいて、この要請書には何の違和感もないと、そして何かあれば本会議で議論しましょうとおっしゃっていただきましたので、質問をさせていただきたいと思っております。

冒頭でも申し上げましたけれども、面談した際に具志幹事長のほうからは、国連の場で我々沖縄県民が先住民として誤解を受けることのないよう注意していただきたいと。また、私のほうからは、特定の思想信条を持つ団体の主催するシンポジウムでありますから発言には注意していただきたいという旨を申し上げました。しかしながら、その際、知事からは、私は先住民という認識は今までないというコメントと、私も日本人としての誇りを持ってきたというコメントをいただいたにもかかわらず、残念ながら知事の演説、そしてサイドイベントであるNGOのシンポジウムの実態を見ますと、沖縄県民は先住民族であると発信してし

まったと判断せざるを得ない状況があるというふうに思っております。

この件について知事の見解をお聞かせください。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前10時49分休憩

午前10時50分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（町田 優君） お答えします。

先住民につきましては、今回沖縄県民が先住民かどうかということについて議論をしておりませんで、このことについても知事は意見を述べてないと理解しております。

今回の国連人権理事会では、国際的な人権保護や自治権拡大の視点を踏まえつつ米軍基地から派生する人権や自己決定権の問題について沖縄県の立場を訴えたところでございます。

○議長（喜納昌春君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 そのようなことを聞いているのではなくて、結果として沖縄県民が先住民族だというふうに発信をされてきたという、そういう判断をせざるを得ない状況があるというふうに言っているんです。

特に、人権理事会の演説において「self-determination」という英単語を使っておられますね。今公室長笑ったんで発音が悪かったのかもしれませんが、これは直訳すれば民族の自決権を意味します。しかも一般に常用されている単語ではないそうで、先住民族であることが前提として使われる言葉、すなわち民族の自決権を意味するということがあります。この対象となる人々は今回は我々沖縄県民ということになるわけですが、このことを発言して、沖縄の問題を訴えたということは、沖縄の人間が差別されている前提において沖縄県民が先住民族であるというふうに認識した上で使用したというふうになると思われれます。

知事は、この英単語の意味を理解した上で使用したのかどうかお聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（町田 優君） 今、議員の御指摘された部分を日本語で訳しますと、沖縄の人々の自己決定権がないがしろにされている辺野古の状況を世界中から関心を持って見てくださいと、そういう言葉で説明しておりまして、「self-determination」につきましては、自己決定権ということの意味合いで使っているところでございます。

○議長（喜納昌春君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 繰り返しになりますけれども、この民族の自己決定権ということは、我々沖縄県民が先住民民族であるという前提のもとで使われているということになるんですよ。そのことについての見解を述べていただきたいというふうに質問をしているんです。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（町田 優君） 民族というわけではなくて、沖縄の人々のと、自己決定権という趣旨で使っております。

○議長（喜納昌春君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 水かけ論になりそうなので終わります。（発言する者あり）

今やじで、我々はウチナーンチュドーとかと言われていきますけれども、当然じゃないですか。私は日本に生まれたことを幸せに思っています。そして、沖縄で生まれ育ったことに誇りを持っています。今、先住民民族という言葉が使われている中で、その誇りが傷つけられようとしているというふうに思っているんです。だから質問しているんですよ。我々が日本人であるとか、沖縄県民であるとか、そんなことを声高に言わないといけない、そんな状況が今あるというふうに危機感を感じているんです。やじを言っている人は、何を思想として持っているのか述べていただきたいと、私思いますね。

我々が先住民民族であることを認めているのか、また、我々の子や孫たちがそういった関係で先住民民族扱いされることを望んでいるのか、私は聞いてみたいというふうに思っています。

では、知事に対する質問に戻ります。

結果的に翁長知事が意図したとしても、そうでなかったとしても、全世界に誤解を与えるようなメッセージを送ったことは、私は確かだと思っております。これは、翁長知事としての職務の権限を越えたものであるかどうか、見解を伺いたいと思います。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（町田 優君） お答えします。

各国の代表や世界のNGO等あるいは多くの方々に今沖縄が置かれている状況をお伝えするというのは、知事の職務の範囲内だと考えております。

○議長（喜納昌春君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 ですから、先ほどから何度も同じことを言いますが、そんなことを聞きたいわけじゃないんですよ。

沖縄県民が先住民民族であるという誤解を発信してしまったことについての見解を聞きたいと言っているんです。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（町田 優君） 先ほど来申し上げているとおり、知事は先住民民族という言葉は使っておりませんで、国連のスピーチでも沖縄の米軍基地から派生する事件・事故、それが沖縄県民生活に大きな影響を与えている。あるいは、あらゆる手段を使って新基地建設をとめる。そういう基地問題について発言しているわけでございます。（発言する者あり）

○議長（喜納昌春君） 花城大輔君。

静粛に。

○花城 大輔君 今報道されているニュースや新聞も含めてもろもろ読んでいただければ私の言っていることは理解していただけるというふうに思って質問をしたんですけれども、そのような答弁しかいただけないので残念に今思っております。

質問続けます。

声が大きくなっていることをお許してください。

先ほど、知事としての職務の権限を越えているかどうかという質問をしました。越えていないという答弁でしたけれども、またこのような、世界的にメッセージを発信する場に出発して、実際危惧することが現実として起こったわけです。その出発前に、県の代表として出発する前に、県議会にその内容を諮る必要があったかどうか、それについても御見解をお聞かせください。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（町田 優君） 知事はこれまでも訪米など海外に行って、県の実情あるいは県の考え方などをお伝えしているところでございます。今回もそういった一環で世界の方々に沖縄の実情をお伝えするという目的で行っておりまして、これまでも慣例として特に出発する前に議会にお諮りするということはやっております。

○議長（喜納昌春君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 わかりました。

今回、何度も同じことを言うようで申しわけないんですが、本当に誤ったメッセージを発信してしまったというふうに思っております。

ですから、知事に一言おっしゃっていただきたい。

まず、我々沖縄県民は日本人である。いかがですか。

○議長（喜納昌春君） 翁長知事。

○知事（翁長雄志君） 花城議員の御質問にお答えをいたしたいと思います。

私が国連に行っているいろいろ話しをした中身について、先住民民族の話とかいろいろ今御指摘がありまし

た。

私は、ただ、歴史を客観的に世界の方々に説明をさせていただいたんです。1879年の話、1952年の話、そしてその中で沖縄がどういう立場にあったかというようなことを話をさせてもらいまして、それを聞いた方々がどのように思ったかということにつきましては、私の意図とは別話でありまして、私は客観的に沖縄の置かれている立場というものを世界に発信してきたわけでありまして。

ですから、こういったことを踏まえますと、背後にあるいろんな考え方を持っている方がおられますので、皆様方の背後にもいろんな方々がおられますし、私の背後にもいろんな方々がおられます。そういったようなものを包括的に話をする中で、ただ歴史とかそういうものは客観的に中立的に私は御説明をさせていただきながら、沖縄県のありようというものを世界の方々にも御認識をいただきたい、そういうことで話をさせてもらいました。

○議長（喜納昌春君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 冒頭でも申し上げましたけれども、出発前に自民党会派でお邪魔をした際に、知事が、私も日本人としての誇りを持って生きてきたという自負がありますというふうにおっしゃっていただきました。そのときに、とても安心した感覚を覚えております。

今、多くの県民が、その知事の言葉を聞きたいんだというふうに私は思っているんですよ。知事は、ひょっとしたら琉球独立に向かうのではないとか、ひょっとしたら今知らず知らずのうちに沖縄県民が人質になろうとしているのではないとか、根拠のない杞憂、心配をしている方がふえてきているというふうに思っています。

なので、この本会議の中で、知事の口から発言をしていただきたいと思っていますが、琉球独立は考えていない、おっしゃっていただけませんか。

○議長（喜納昌春君） 翁長知事。

○知事（翁長雄志君） お答えをいたします。

日本人としての誇りというのは、私も持っております。ただ、日本人としての誇りを持つためには、日本の民主主義のあり方とか、沖縄に対する政府の立場とか、そういったものには意見を強く言わなければ、今の沖縄が置かれている環境というのは、大変これは私から言うと理不尽だと、こういうふうに思っております。ですから、日本国をよくするという意味で沖縄の基地問題を解決しなければ、日本の国というはよくありませんよ。民主主義国家日本というものが世界に

冠たるリーダーとして、しっかりと立ち位置を持って頑張ることはできませんよということで、私自体は今の国内で行われている沖縄県に対する政策含め、これについては異議を申し上げないと、日本人としての誇りを持っていたら政府がやることにはみんな賛成かということになりますと、そういうことではないと思うんですね。ですからそういったようなことは、しっかり言わなきゃいけないということで、私も子や孫のために日本国の誇りを持ちつつもウチナーンチュの誇りもしっかりと持っておりますので、これがやはりちょっとほかの都道府県とは違うぞというようなものがありましたら、これは言わなきゃいけない。言って、そしてそれを是正をしてもらって初めてまたもっと大きな日本人としての誇りを持ちながら、勇気と希望を持って、日本とアジアのかけ橋となって頑張っていけるというようなことで今一生懸命頑張っているところでありますので、御理解をいただきたいと思います。（拍手）

○議長（喜納昌春君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 今の知事の答弁は理解はいたしましたけれども、琉球民族独立の件についてはいかがですか。これは声に出して言っていただけることはできませんか。

○議長（喜納昌春君） 翁長知事。

○知事（翁長雄志君） 福島原発にしてもいろんな日本の国内では、各地域問題があります。どこでも、今は佐賀県と長崎でも農業と漁業ということで、埋め立ての問題もいろいろありますが、向こうは政府に物を申しても独立という話にはならないんですよ。いわゆる地域の問題を話をしたときに、僕らから独立というよりも、独立をするのではないかという、この考え方を持つこと自体が私は今の沖縄の置かれている難しい立場にあると思うんですね。

沖縄は、もう一回申し上げますけれども、1879年に併合されました。そして1952年には切り離されたんですよ。私たちが独立するというよりは、切り離されてしまったんですね。27年間無国籍人として生きてきた経緯もあるんです。そういったことも踏まえながら、この沖縄の問題を話をすると独立するんじゃないかという話がありますが、しかし今世界情勢とかいろんなことを考えますと、独立する心配よりは、また歴史が繰り返されるのではないかという心配のほうがあるからこそ、物を申して、そういうことではなくて、同じ日本人として一緒に頑張らせてくださいよという話をさせていただいているわけでありまして。

○議長（喜納昌春君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 今の話を聞くと、独立もひとつ交渉のカードになっているような気がしないでもありません。（発言する者あり） あのちょっと……

○議長（喜納昌春君） 静粛に、静粛に。

○花城 大輔君 僕はとってもこのことをどうしても言っていたきたいんですよ。

なぜかという、翁長知事は、辺野古の新基地建設に反対するという大きな公約を掲げて当選をいたしました。非常に努力されていることもわかっています。しかしながら、それ以外はダブルスタンダードが多いというふうな気もしているんですよ。辺野古の基地はだめだけど、牧港にもっと大きな工事は許す。日本政府の政治は墮落しているけれども、振興策はおねだりをする。いろんなことで……（発言する者あり） ちょっと黙れよ。

○議長（喜納昌春君） 冷静に展開して。

花城議員。

○花城 大輔君 その中で、もしこの琉球独立というところまで含まれていたときに、知事にはそこまでの権限を許して応援していただいたのかということが疑問になるんです。

なので、私は、自身の公約を達成させるために努力をするということは当然ですので、この新たに、にわかに出てきた琉球独立論というのは、明確に否定をしていただきたい。本当にしつこくお願いをします。（発言する者あり）

○議長（喜納昌春君） 翁長知事。

○知事（翁長雄志君） 普天間の県外あるいは新辺野古基地はつくらせない、オスプレイも配備撤回ということは、これは今集約された沖縄県民の声として昨年の選挙に問うて、10万票の差でもって頑張りなさいということを言われて、今一生懸命頑張っているわけです。ほかにも基地の問題いろいろあるじゃないかと言ったときに、沖縄の置かれている長い歴史の中でいろんな幾筋の経緯があったりするようなものを全部一回で物事が解決するようなものでないことは、私も承知しているから、むしろ現実的に一つこれだけは許しませんよというような話をしているわけで、これを許さなかったらあれも許さないんじゃないかこれも許さないんじゃないかという、そういう話ではないんです。ですから、筋道というものを立てながら何も理想論だけでやっているのではなくて、この一つは、ぜひとも去年の民意もありましたし、名護市長の民意にもありましたし、県知事選挙、衆議院選挙、全部そういった民意で選挙が行われたというようなことで話をさせてもらっております。ですから、そういうような

ものの中で、民意を受けて話をする中に、こういうことを是正してくださいというようなものが独立論につながるなどというのは、これは議員ももう大体自分の支持者とも話し合っただけでそういう方々がそう多くはないというふうにもう御承知かと思っておりますので、そういうふうに見られる立場にある沖縄というものが、いわゆる今私たちが大変気をつけながら話をしなきゃいかぬということだと思っております。だから、私たちからすると物事を是正をして、そして日本国が品格のある民主主義国家としてともどもに頑張っていきたいということを多くの言葉を費やしてやっているところでありますので、よろしくをお願いをしたいと思います。（発言する者あり）

○議長（喜納昌春君） 花城大輔君。（発言する者あり）

静粛に願います。

どうぞ、続けてください。

○花城 大輔君 加えて知事に、この項目で最後のお願いをしたいというふうに思っています。

2008年、14年、国連人権理事会から日本政府に勧告が出されているのは御承知かと思っております。要は、沖縄県民は先住民族であるからこれを保護しなさいという勧告であります。

今回、ジュネーブに翁長知事が出席をしてNGOの団体で発言したことによって、私が先ほど申し上げたように、その沖縄県民が先住民族であることを進めようとしている団体の後押しをしてしまったと私は理解しているんですよ。なので、知事に県知事としての発言をお願いしたいというふうに思っています。

国連の人権理事会に対して、県知事の名前で沖縄にはそういう議論がなされたこともないし、こういうふうに先住民族であるというふうに勧告されたことに対しては、訂正をしていただきたいというふうに知事から求めていただきたいと思っています。いかがですか。（発言する者あり）

○議長（喜納昌春君） 静粛に。

翁長知事。

○知事（翁長雄志君） この自己決定権というものについては多くの県民がそれなりの立場で、ちょうど花城議員も今の立場で話をされておりますし、それから先住民族であるということをお考えになっている方々もおられるんですね。独立論というのは、僕らがあの米軍の施政権下にあるときから独立をしたほうがいいという人もいましたし、アメリカの1州になったほうがいいという人もいましたし、日本に帰ろうという人もいろいろいました。ですから議論としてはあつたん

です。議論としては、これはまたもう議論があって何もおかしきはない沖縄の今日までの流れだとは思いうんですよ。しかし、私自身は、先住民族という議論をここでやってきたこともありませし、私自身がそれを持っていった話をしてきたわけでもないんです。歴史を客観的に中立的に私なりに話をした。しかしそれを聞く人たちがどのように思うかということについては、私が申し上げることはないわけでありまして、私からすると自由、平等、人権、民主主義、民主主義というのは特に去年の4つの選挙で民意もあらわれたにもかかわらず、ほかの都道府県では、知事さんや市長さんが選挙にも関係なく、いやできませんよと言ったらすぐ引き下がるのに、沖縄はあれだけの選挙を経てノーと言っても引き下がらないということについては、やっぱりこれは私たちからすると大変理不尽だというようなことを申し上げないと、この申し上げることについてどういうふうに感じられるかと言われても、私からすると日本国民として沖縄県民として言うべきことは言わなきゃいかぬという、この姿勢に立って言っておりますのでよろしくお願いします。

○議長（喜納昌春君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 この件については、通告外だというふうなやじもありますけれども、引き続き私は議論をさせていただきたいというふうに思っております。また、よろしくお願ひしたいというふうに思っております。

質問変えます。

通告どおり1番からさせていただきたいと思います。

河川整備事業というふうにあります。

これ先月——もう10月になりましたので8月ですね。茨城県や栃木県また東北の一部で大雨によって河川が氾濫して死者が出るほどの被害が出ております。非常に悲しい災害であります。しかしながら、数年前から我が沖縄県の中でも、そういう被害に遭う可能性の高い地域が幾つかあるというふうに聞いています。

今回私の地元である沖縄市の件を取り上げますけれども、昨年8月に県道75号線と58号の交差するところ——いわゆる嘉手納と読谷の境界線のちょっと手前というところでしょうか——そこが冠水をして、読谷が陸の孤島と化した。このニュースは皆様の御記憶に新しいとは思いますが、同じ日に同じ比謝川流域の沖縄市の知花4丁目というところで河川が氾濫をして、床上浸水、車が流されその西側にある米軍のフェンスの高さまで水につかったという、そういったことがありました。その地域の住民は、大雨の降るた

びに恐怖を感じながら生活をしているんです。調べたところ、昭和54年からこの河川の事業については、手をつけているということでありますけれども、きょう現在それがまだ解決されていなくて非常にこの大雨が降るたびに恐怖の中で生活している県民がいることをどう考えているか、その内容についても説明をお願いしたいと思います。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（末吉幸満君） 比謝川、与那原川等で特に比謝川なんですけれども、たびたび浸水の被害が発生しているのは私どもも承知しております。

それで、今議員御指摘のとおり昭和54年度から事業を進めているところなんです、この中流域にある米軍施設用地との中での整備等々ありまして、なかなか思うように整備が進んでないというのは事実でございます。

○議長（喜納昌春君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 これですね、平成26年度の実施計画だったと思いますが、15年以内に完成するというふうに書かれておりました。平成26年から15年以内というと非常に遠い気がします。ここの住民はいつまで恐怖の中で暮らさないといけないのか、説明をお願いします。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（末吉幸満君） 今私ども事業年度というのは、平成35年度を目途にしております。その中で先ほど申し上げましたように、中流域におきまして米軍施設用地等があるということがこれが非常にネックになっていると、さらに沖縄市の下水道等の移設工事と一緒にやってもらわないといけませんので、そういう関係がございましてちょっと事業の進捗おくれというのがあります。

河川事業において、特に我々が一番苦慮しているというのは、なかなか用地買収が進まないというのがございまして、こういう用地買収というのも地元の沖縄市の協力をいただきながら鋭意進めていって、整備をとにかく加速させていきたいというのは常々思っているところでございます。

○議長（喜納昌春君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 いろんな絡み合うところで、皆様が努力していることは理解ができます。しかしながら、ことしの8月にも氾濫が起こっているんです。ぜひとも一日も早い工事の完成を目指して、またはそれが明言できるようところまでまずは詰めていただきたいという要望にして質問を終わりたいと思います。

続いてG I X事業についてというふうにありますけ

れども、これは9月の2日と19日に県内の新聞で報道されたことであります。アジアの展開を考える企業は、沖縄が海底光ケーブルの事業を始めるのを待っていた。こういったコメントも載せられております。これ一部知事の公約にもかかわってくる内容にもなるかと思えます。この事業の今後の計画についてお聞かせください。

○議長（喜納昌春君） 商工労働部長。

○商工労働部長（下地明和君） お答えします。

県では、現在敷設中の国際海底ケーブルと今年度から供用を開始している沖縄情報通信センター、それを沖縄クラウドネットワークという形で連携させることで、各データセンター、あるいは津梁パークあるいはOISTと、この全体を結ぶことで高度なクラウド環境というものをつくって提供していくということをしております。これによりまして、オンラインゲームなどのコンテンツを配信するサービス、あるいは国内外の企業データのそのバックアップサービスそれをする機能、あるいはアジアのオペレーションサービス等が提供される環境がつけられるものと思っております。

このように県では、このクラウド基盤それに国際海底ケーブル、それから直接アジアと接続するインフラ構築をすることによって、IT産業の高度化・多様化を図り、産業のブランド力それから国際競争力をそれを高めて、本県のこの国際情報通信ハブの形成につなげていきたいと考えております。

○議長（喜納昌春君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 企業誘致の現在決まっているところと、今後の計画についてお聞かせください。

○議長（喜納昌春君） 商工労働部長。

○商工労働部長（下地明和君） ただいまのこの3つのセット、クラウド空間の整備それから海底ケーブルの整備等それからデータセンターの整備というのを、この企画を発表した後にいろいろな企業から大きな反響がございました。具体的な名前では言いますとヒューレット・パカードHP社だとかそういう大手の企業さん、例えば多くのデータを保存するのを各企業から受けている兼松エレクトロニクスさんというような国内でも大手の企業さんが県内をそういう企業活動の場として活用していきたいというような、今は代表的なものを挙げましたが、そういう声が多く上がってきております。

○議長（喜納昌春君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 総額70億円以上かかる事業で、非常に沖縄が全世界から注目を浴びるチャンスでもあるというふうに思っています。また承認がおりた時期と

いうこともあって、これから検討することもたくさんあると思うんですが、今非常に危惧されているのが年間のコストの件なんです。大手しか来られないような価格設定になるのか、または中小零細企業がどんどんこの県内に入り込んでいって、しかも中間層以上の人材がこの沖縄の中で残っていくのかそういったことも含めて今後期待をしたいというふうな思いがあります。

そもそも知事の公約の中には無償化もしくは安価で提供できるというふうにありましたので、今わかっている範囲でありますのでこの企業が負担するコストについて教えてください。

○議長（喜納昌春君） 商工労働部長。

○商工労働部長（下地明和君） 今回の海底ケーブルの件に関しましては、使用権という形で購入しまして、それを低廉な価格であるいは無償に近い価格で提供することによって、産業活動を活発にしていきたいということです。

これによりまして、例えば、例示ですけれども、首都圏と同じような価格設定でやると、例えば先ほど申し上げた企業さんが、今東京に本社があるわけですが、沖縄に来て要望しても首都圏にいる価格で同じような通信コストでできると、それが海外への通信コストもそうなりますので、そういう十分な環境が整えられると、それは当然県内の企業さんも使うことができるということで、何というんですか産業インフラとして十分に県内の企業さんにも役に立つものになっていくと思っております。

○議長（喜納昌春君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 ぜひこの社会インフラを活用して新たな沖縄の希望という、若い人材に対するのも含めて発信をしていただければというふうに期待をしております。

では、次の質問に移ります。

海底資源開発についてとありますけれども、これ本会議で何度も何度も議論をされてきたことでもあります。これまでどおり、国と歩調を合わせて新産業構築をしていくこと、これについては変わりはないというふうに思いますけれども、ただ今報道にもありましたとおり、我が国のEEZの中に今度中国の軍艦系ではなくて、調査船が入っているということがよく報道されています。我が党の砂川議員の代表質問のところでは、翁長知事からは何といいますか、これまでの歴史的な背景もあわせて友好関係を築いていくという答弁もありましたし、また町田公室長からは中国の脅威については理解をしていますというふうにありましたけ

れども、ひょっとしたら今、我が沖縄の近海に眠るエネルギーさえも狙っているんじゃないかということも心配をするわけですが、これについて改めて知事の見解を聞かせていただきたいと思います。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前11時20分休憩

午前11時20分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

商工労働部長。

○商工労働部長（下地明和君） ただいまの危惧することに関しましては、例えば経済産業省のホームページにあるんですが、その海洋エネルギーあるいは鉱物資源開発計画に、その経済産業省が言っていることを紹介しますと……

休憩願います。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前11時21分休憩

午前11時22分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（町田 優君） まず、現状について申し上げます。

基本的にこの排他的経済水域で海洋の科学調査をする場合は、条約で沿岸国の同意を得て実施するということになっております。それに対して、事前の同意がない中国の調査活動というのは、例えば第11管区海上保安本部の管内においては、昨年が8件、ことしがこの9月までで14件確認されております。

国のほうは、そういうのを確認した場合は、現場において調査の中止を要求し、あるいは外交ルートを通じて活動の中止を申し入れているという状況でございます。

県としても、そういうふうな国の対応を含め、情報収集に努めているところでございます。

○議長（喜納昌春君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 ぜひ沖縄県としても、牽制するような動きを起こしていただきたいというふうに思っております。もう守らないといけません、これは。

続いて、県協議会による進捗状況と成果報告を伺いたいんですが、6月で我が党の具志県議からの質問に対して、県協議会が今後方針を模索していくというふうな答弁があったかと思えます。ぜひ、お聞かせをいただきたいと思えます。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前11時24分休憩

午前11時24分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

商工労働部長。

○商工労働部長（下地明和君） この海底資源の調査に関しましては、平成25・26年度と海洋資源利用と支援拠点形成に向けた可能性調査を行っております。この結果を踏まえまして、今年度は、将来、本県に海洋産業の支援拠点を形成し産業化を推進するという目的で海洋資源調査開発支援拠点促進事業を委託しております。その中で、沖縄海洋産業創出協議会というのがつくられておりまして、去る9月10日に第1回の協議会を開催しております。この協議会においては、前年度までの可能性調査の内容、あるいは今年度の事業内容、それから分科会の設置等について協議・検討がなされました。

その中で、これまでの協議・検討内容を踏まえまして、この協議会のもとに海洋人材育成分科会、それから海洋産業化分科会、それから海洋研究分科会等を設置しまして、将来の海洋産業を担う人材の育成だとか、あるいは拠点形成の核となる企業あるいは研究機関誘致等、それから産業化につながる研究開発の促進などの取り組みについて検討をしていくということで、これから検討に入るところでございます。

○議長（喜納昌春君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 これも新聞から得た情報が恐縮なんですけれども、9月11日に報道のありました協議会の内容についてであります。

10項目の方針を決定するというふうに載っていたんですが、これについては、もう既にこの10項目という具体的な数字も上がっているのも、もし内容があればお聞かせをいただきたい。またどのように決定されるのか教えていただきたいと思えます。

○議長（喜納昌春君） 商工労働部長。

○商工労働部長（下地明和君） 新聞報道には、10項目程度ということでありました。これは、これからの作業によって出てくるものではございますが、今例えば想定しているというようなものを二、三紹介しますれば、次世代海中ロボット等の研究・開発だとか、あるいはその海底資源の採掘手法そういったのをどうするかとか、あるいは海底からとられたものや金属鉱物だけとは限らず、いろんな微生物のいる可能性もありますので、そういうものの医薬品等への開発とかいう、そういうもろもろが想定されるのではないかなと思っております。

○議長（喜納昌春君） 花城大輔君。

○花城 大輔君 私どもが子供のころは、我が国は資源のないそんな国だからというふうな教育がありまし

た。しかしもう今は違いますね、日本各地でたくさんのエネルギーが眠っていることもわかってきましたし、沖縄近海でももうエネルギーと名のつくものはほとんどとれるような状況にあります。これ今沖縄県がぜひ一番力を入れてやっていかないといけないことではないかというふうに思っているんです。しっかりと調査研究をして、これが産業としてどれぐらい成長性を見込めるのか、そうすることによって沖縄県の県内の総生産がどれぐらいになるのか、10倍や20倍もうそではないというふうな発言をする方もいます。ぜひ県の総力をそこに集中して、沖縄県でとれるエネルギーがよそに持っていけないようにしっかりと我々の子や孫たちに産業を受け継ぐことができるように期待をして、質問を終わりたいと思います。

お見苦しいところ多々ありましたことをおわびして終わります。

ありがとうございました。

○議長（喜納昌春君） 議席番号11番具志堅 透君。

○具志堅 透君 一般質問に入ります前に、さきの台風21号で与那国町の皆様初め、被害に遭われた皆様にお見舞いを申し上げます。とともに一刻も早い復旧を望んでおります。

それでは、一般質問に入りたいと思いますが、まず初めの1点目の松くい虫防除対策についてですが、現在の被害の状況について伺いをしたいと思います。どういう認識を持っているか。

○議長（喜納昌春君） 農林水産部長。

○農林水産部長（島田 勉君） 現在の松くい虫の被害状況でございますが、今年度につきましては、9月末までに被害調査をしております、報告は10月、今月に入ってまいりますので、ちょっとまだ今年度の被害量は把握しておりませんので、恐縮ですが、26年度末の被害量ということでお答えさせていただきます。

県内全域の26年度末の被害量でございますが、1979立方メートルとなっております、これ対前年度では87.5%の減少という状況でございます。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 具志堅 透君。

○具志堅 透君 今年度のことをちょっと聞きたかったんですが、まだ報告が上がっていないということでそれはもうしょうがないんですが、実は最近ちょっとヤンバル中心に県に行き来をしながら、ちょっとひどいなという状況になっていまして、せんだってもちょうと今帰仁のほうに行きましたら、会う人会う人みんな

その話なんですよ。ぜひ何とか対策してくれというふうな話があって、ちょっと状況が悪化しているんじゃないのかなというふうな思いを持っております。

県は、この松くい虫がその前に発生したというのは何年前からですか。そして、何年前からその対策を行ってきて、その結果の推移的なものがわかりませんか。簡単でいいですから。

○議長（喜納昌春君） 農林水産部長。

○農林水産部長（島田 勉君） 今議員から御指摘がありました北部地域の被害量でございますが、実は私も先週、先々週と北部のほうへ行く機会ございましたので、私自身も松くい虫の被害がふえているなということは認識しております。先ほどは県全体の被害量をお話しましたが、実は本部半島、今帰仁村、本部町の被害量というのは、昨年度からふえておりまして、先ほど26年度でございますけれども、今帰仁村が592立方メートル、本部町が487立方メートルということで、県全体の被害量の54.5%を占めているという状況でございます。

それと御質問にありました、いつから把握しているかということでございますが、昭和48年（1973年）に名護市でリュウキュウマツの集団枯損が確認されておりました、翌年の昭和49年、マツノザイセンチュウを県内で初めて確認したということで、そこからここまですっと松くい虫の防除対策をやってきたという状況でございます。

○議長（喜納昌春君） 具志堅 透君。

○具志堅 透君 かなりの長い期間、防除をしながらイタチごっこなのか何なのかわからないんですが、今その完全な沖縄県からの松くい虫の駆除というのか防除というのができない状況にあるのか。今答弁を聞きますと、本部半島に集中しているんだということであれば、その半島というのは割と絞られてきますね。その部分を集中的にちょっと防除対策ができないものなのか、その辺のところちょっと。

○議長（喜納昌春君） 農林水産部長。

○農林水産部長（島田 勉君） 先ほど、48年・49年の話をいたしました、実はその松くい虫の被害量が一番発生したのが大きかったのは平成15年でございます。そのころから、県といたしましては、その被害防除の対象を重点的に防除対策を行うということで、保全松林、これは高度公益の森林とそれから地区保全林ということで、保全林、保全松林を対象としまして集中的に防除を行ってまいりました。ということで、平成15年をピークに26年度まで大幅に減っております。15年のピークと比べますと95.5%の減

になっておりますが、残念ながら本部半島で集中的に発生しているのが現状でございます。

発生している原因として考えられますのが、その本部半島がどうしても石灰地帯ということで、それと昨年、一昨年と夏場で雨が少なかったということで、干ばつがあった影響でそのときの松が抵抗性を失って被害量が発生したのかなと考えられます。

事業といたしましては、その保全松林を対象に集中的に防除をしておりますので、9月末の結果も出ましたらそこを集中的にやっていきたいと考えております。

○議長（喜納昌春君） 具志堅 透君。

○具志堅 透君 保全松を指定しながら貴重な松ということでやっているんだろうと思うのですが、先ほども言ったんですが、その本部半島ということでふえているということが結果が出れば、そこは一種の観光地でもある。の中で、赤い松がぽつぽつぽつと本当にみっともない状況にもありますので、特にまた、当然保全松には指定されていると思うんですが、今婦仁村あたりでは100年、100年じゃないですね、600年を超えるいわゆる蔡温松と言われるようなものもたくさんあります。その辺を本当に守らなきゃいけないのだろうと思っておりますので、ぜひともその保全松、県全域、全域として防除をする、それと同時に集中的にそこで発生しているのであれば、その部分を防除するというふうなことをやっていただきたいと思いますが、最後にもう一度お願いします。

○議長（喜納昌春君） 農林水産部長。

○農林水産部長（島田 勉君） 当然、保全松林については、補助事業それから一括交付金を活用しての事業も実施しております。これについては当然集中的にやってまいりますが、ただ、例えば基地内とかそれから個人的な、個人の所有地とかそういうところについては、個人でやっていただかないといけませんので、その辺は市町村通じて防除の協力を依頼してまいりますし、基地内については森林局や防衛局へ依頼してまいりますので、県としても引き続き防除に努めてまいりたいと考えております。

○議長（喜納昌春君） 具志堅 透君。

○具志堅 透君 よろしく申し上げます。

次に、赤土流出防止対策でございます。

そのことも、過去にも一般質問をさせていただいて、委員会でも取り上げさせていただいておりますが、なかなか私の感覚ではよくなってないというふうな感覚です。ましてや、ことしの台風襲来後の状況を見ますと、むしろ拡大しているような印象を受けてお

ります。その中で何とか今、沖縄の本島、ヤンバル地区を重点的に私は見ているんですが、海を守らないと沖縄観光にも大きな痛手になるだろうと。5年後、10年後、あるいは20年後の沖縄の近海に、もう離島にしか沖縄の青い海は残っていないよという状況をつくらないために、そういった質問をしておりますので御理解をいただきたいと。

そこで伺いますが、今の沖縄県を取り巻く状況、被害状況というか汚染状況というか、県はどういった認識を持っておりますか。現状と課題でもいいです、現状認識でも。

○議長（喜納昌春君） 環境部長。

○環境部長（當間秀史君） 沖縄県全体の年間の赤土の流出量というのは、赤土流出防止条例の施行前が——これが平成5年ですけれども——これで52万1000トンございました。条例施行後の直近においては29万8000トンということで、かなり条例の効果があらわれてきております。しかしながら、相変わらず雨が降るときには赤土の流出が見られるということで、条例の規制だけでは、やはりこれ以上赤土の削減は難しいのではないかとことを考えまして、今般、赤土等流出防止対策基本計画というのを策定して総合的・計画的にその対策を進めていくということにしまして、ことしの3月にはさらにその基本計画に赤土の削減量の目標を定めていますけれども、その目標を達成するために赤土流出防止対策行動計画というものを策定し、全庁的に取り組んでいるという状況です。

○議長（喜納昌春君） 具志堅 透君。

○具志堅 透君 現状を聞いたんですが、何か部長が先の対策まで答えてしまって、順番が……。

そうなんですね、基本計画も読ませていただきました。そして行動計画を出してあるということ、目標数値を定めて基本計画の中に目標だとか基本的な考え方、そして現状と課題、そして目標設定をして、その計画の推進、モニタリングとあるんですが、実際のところことし3月にやったということなんですが、結果、効果は出ていますか。どうなんですか。

○議長（喜納昌春君） 環境部長。

○環境部長（當間秀史君） 今年度から行動計画に取り組んでいるという状況で、結果の取りまとめについては今年度の末にまとめるということになっております。

○議長（喜納昌春君） 具志堅 透君。

○具志堅 透君 いつも年度末、年度末に事業をやった結果が出てくるというふうな話、評価なんですが、その事業を実施しながら海域のモニタリング調査もあ

るわけですから、皆さん回ってみた印象だとかそういったものもあるんだろうと思うんですが、結果を見てからしか評価はできないということであれば、それはそれでいいんだろうと思うんですが。一方では他方、企画のほうでやっているPDCAの評価あたりではよくなっているというふうな評価が出ているんですが、これは海域、その数値目標そのものがどうも低いというふうな思いもあります。

そういった状況で私の受けている印象として、現に写真も撮ってあるんです。パネルにして持ってくればよかったんですが、その赤土は1時間に50ミリ降ったからしゃあないなというふうな話じゃなく、本当にここをとめないと大変なことになるなと。そしてむしろ悪化している。これだけ基本計画を立て、行動計画をことし3月につくっていいよというところでどうなんだというところ、印象としてどうなんですか、今。やっぱり結果、1年回してみないとわからないですか。

○議長（喜納昌春君） 環境部長。

○環境部長（當間秀史君） 今、赤土流出の印象といいますか、昨年それと一昨年等々と比較すると、私もその海域等を回ってみたところ悪化をしているという状況にあります。

○議長（喜納昌春君） 具志堅 透君。

○具志堅 透君 悪化しているんですか。あれ私の印象で、皆さんはよくなっていると言ってほしかったんだけど。

そうであればもっと本当にスピード上げて取り組まないとうするんですかと言いたいんですよ。PDCAサイクルの評価もあれば当てにならぬなということにもなりかねないですよ。そこをしっかりちょっと部長、よろしくお願いします、答弁を。

そして僕は結論的に言いたいのは、その赤土流出防止というのは、どこに原因があるんだということをいろいろ調べていきますね。基本計画の中で県もそれはもう本当に十分調べて調査を経て十分承知をしているところだろうと思います。そこで、環境部局だけの担当を置いて、そこだけでそれに取り組むということでもいいものなのか、それで果たしていくんだらうかという、最終的には例えば防止条例ができました、土木建築関係からはもうほとんど出なくなりましたとか。あるいは最近では、農地・畑から出るんだとか、別に農家の皆さんを悪者になっているんじゃないですよ。原因としてそういったもろもろの状況がありますよと。

そうしたときに、課の横断的な連携が必要なんだろうと思います。これを本当に喫緊の課題として捉える

んであれば、この5年以内にも赤土は本当にゼロに近い状態にもっていくんだという強い意思を持てば、環境部局を中心にリーダーに、僕は農林だとか、あるいは土木建築、そして観光という意味では文化観光スポーツだとか、あるいはそこにはチェックという形で企画も入っていただいて、予算という意味では総務も入っていただいて、その程度の横断的な取り組み、最終的には全県民の意識だと思っているんですよ。どんなに行政が手を打っても県民の意識が上がらない限り、これは対応・対策が難しいのだろうと思っております。その辺のところで、ただ全県民に広げる意味でも一つの環境部に任すだけじゃなく、そこでリーダーシップをとっていただいて、その横断的なものがないものなのか、これはちょっと三役のどなたか、担当副知事でもよろしいですから、ちょっと答えていただきたいんですが。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前11時44分休憩

午前11時44分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

環境部長。

○環境部長（當間秀史君） 先ほどの質問のちょっと繰り返しになりますけれども、悪化しているか悪化していないかというお話ですけれども、私が視察で回った現場においては、悪化している感が見られたということであって、県全体としてPDCAを回した際はよくはなっているという意味合いですので、よろしく御理解をいただきたいと思います。

それから、県の全庁的な体制ということなんですけれども、現在安慶田副知事のもとに関係部長で構成する赤土等流出防止対策協議会を設置して全庁的に取り組む体制ができております。これはよその、庁外の、民間団体とか農協であるとか、NPOであるとかそことも今後連携を図っていくという体制になっているところです。

○議長（喜納昌春君） 具志堅 透君。

○具志堅 透君 もう既にできているということでしょうか。

それではその中で、大まかでいいですから、どういったことを議論されて、どういったことを防止対策に向けてやっているのか、大まかでいいですからちょっとお願いします。どういう内容で議論されているのか。できれば、構成団体もお願いしたいんですが。

○議長（喜納昌春君） 環境部長。

○環境部長（當間秀史君） まず流出防止対策協議会

は、副知事を筆頭に、関係部長として知事公室長、総務部長、企画部長、農林水産部長、文化観光スポーツ部長、土木建築部長ということで今やっております、これは行動計画及び基本計画の進捗状況を把握して、さらなる対策を進めていくということになっております。このもとには幹事会なりワーキンググループがあるということです。さらには、地域との連携においては、市町村であるとか、流域協議会、農業協同組合、それから漁業協同組合、NPO、教育機関等々との連携を図っていくということでございます。

○具志堅 透君 中身……。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前11時47分休憩

午前11時47分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

環境部長。

○環境部長（當間秀史君） まず赤土等流出防止対策行動計画の点検であるとか、それからモニタリングを行いますので、そのモニタリングの結果の評価であるとか、それからそういうもろもろを踏まえた上で、計画あるいは対策の見直しを行うということでございます。

○議長（喜納昌春君） 具志堅 透君。

○具志堅 透君 もう既にできているということで、ぜひ安慶田副知事、リーダーシップを発揮していただいて、この重要性というのは喫緊の本当に重要課題、最重要課題だと私は思っていますので、やっていただきたいなと。

私は本当に抜本的にやらないと、例えば農地からというのであれば今やっているグリーンベルトなんかは余り効果はないのだろうと、僕が見る範囲の中ですよ。それを例えば農家の皆さんに御協力いただいて、畑の周辺をグリーンベルトあるいは、僕は擁壁をつくっても流れないようにもう抑えてもいいんじゃないかと思うぐらいなんですね。その場合に農家の皆さんは自分の耕作面積が減りますから、そのための補助を出すとか、そういった意味での抜本的なハード事業の対策とともにその県民世論の喚起というんですか、そういったことをぜひとも安慶田副知事だったら、私は強いリーダーシップを発揮して可能だと思いますので、決意をよろしくお願いします。

○議長（喜納昌春君） 安慶田副知事。

○副知事（安慶田光男君） それでは、お答えいたします。

今議論を聞いておりまして、いずれにしても赤土防止は、沖縄県はやはり海と空が売り物であります

し、特に観光でもそうでありますから、この自然の、生かされた自然を活用していくためにも、ぜひとも今できました協議会が中心になって一丸となって頑張っていきたいとそう思います。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 具志堅 透君。

○具志堅 透君 よろしく申し上げます。

それでは次の北部病院の件ですが、北部地域の医療について、県立病院と北部地区医師会病院との統合再編による基幹病院の整備がどうしても必要であるとの思いからこれまで何度も取り上げてまいりました。

県土の均衡ある発展、そして沖縄県の本島と離島との格差の是正、今や南と北の格差があると言われております。南北の格差の是正のためには、どうしても定住条件の整備が必要なんです。その中で特に医療・教育・福祉というのは、県内どこにいてもひとしく平等に受けられなきゃいけないんだろうとっております。そのことは、政治の責任でしっかりと取り組まなきゃいけないのだろうとも思っております。

部長にお伺いしますが、翁長知事が就任する直前までの県の取り組み、進捗状況というんですか、どうであったのかという部分をちょっと伺います。

○議長（喜納昌春君） 保健医療部長。

○保健医療部長（仲本朝久君） お答えいたします。

北部地域における医療提供体制を確保する方策を検討するというを目的に、北部地域及び同圏域における医療提供の中核である県立北部病院あるいは北部地区医師会病院の現状課題について整理し、今後の取り組みについて検討を行うという目的で、これは研究会を発足させてその検討を行ってもらっております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 具志堅 透君。

○具志堅 透君 随分簡単ですね。これまでやっていた研究会のほうで望ましいということで、答申が出て、医療5カ年計画、県の5カ年計画に入れ、ことしからその検討を始め5年後には統合をするんだという方向まで来てなかったですか。そこを聞いているんですよ。

○議長（喜納昌春君） 保健医療部長。

○保健医療部長（仲本朝久君） 北部地域医療提供体制については、昨年12月にその研究会のほうから病院の統合再編による基幹的病院の整備が望ましいという提言を受けております。

それを受けて県としては、検討会、研究会で検討を進めていくという方針のもとであります。

○議長（喜納昌春君） 具志堅 透君。

○具志堅 透君 そこで伺います。

私はそのことがちょっと後退したような印象を受けておりました、その理由についてちょっと伺いたいなと。一昨日の我が党の代表質問の中でも答弁はしておりますが、その理由に関してちょっと伺いをしたいと思います。

○議長（喜納昌春君） 保健医療部長。

○保健医療部長（仲本朝久君） お答えいたします。

ことし3月に地域医療構想の策定に関するガイドラインが示されました。その内容ですが、都道府県におきましては、10年後の目指すべき医療提供体制を示す構想の策定を求められております。

北部地域の医療提供体制につきましては、同構想の内容とも大きく関連するということから、構想の策定を進める中であわせて議論していくということにしております。

○議長（喜納昌春君） 具志堅 透君。

○具志堅 透君 一方では今、そういった理由があるんでしょう。その地域医療構想が国から出たと、そこにあわせて議論をしていくということも理由の1つでありますでしょう。前回の私の質問でも浦崎副知事、担当副知事はそういうふうに答弁はいたしております。

しかし、私はもう一方の理由があるんじゃないかと。知事公約というその選挙公約があるからというふうな議論も実際に委員会の中で出たというふうにも伺っております。そういったことも一つの要因であるんですか。これは部長が答えられないと思うんですが、副知事でも答えてください。部長答えられるの。

○議長（喜納昌春君） 保健医療部長。

○保健医療部長（仲本朝久君） 基幹的病院構想に直接言及した公約はありません。関連しまして、「県立病院の経営形態を維持し、充実強化を図るとともに、離島医療、救命救急医療、急性期医療、高度特殊医療機能強化等の政策に取り組みます。」という公約がございます。

○議長（喜納昌春君） 具志堅 透君。

○具志堅 透君 そうなんです。知事の公約云々という議論がある一方で、私知事の誇りある豊かさという、ちょっとくまなく見たんですが、どこにもそういった公約がないんですね。知事、ですから公約に縛られるようなものではないのだろうというふうにも思っております。

そして知事は就任してすぐのその所信表明の中で、27年の2月議会の中で述べているんですよ。「北部地域における基幹的病院の整備に向けて取り組みま

す。」と。これ知事の、これは大きく一面、紙面使って県民にも広く伝えられています。知事の所信表明ということで、両紙新聞からもですね。その整合性というかその辺のところは知事どうお考えですか。整合性ということではないんですが、知事のその所信で述べた「北部地域における基幹的病院の整備に向けて取り組みます。」という思いを聞かせていただきたいんですが、決意を。

○議長（喜納昌春君） 保健医療部長。

○保健医療部長（仲本朝久君） その2月の所信表明の中でそういうふうな表明をしております。その後、先ほど申し上げたとおり、3月に地域医療構想のガイドラインが示されて、地域医療構想の策定が進められていくということで、その関連がありますので、それにあわせて検討すると、議論するというふうなことにしております。

○議長（喜納昌春君） 具志堅 透君。

○具志堅 透君 ということは、知事のその県立病院の所信表明で述べている、「基幹的病院の整備に向けて取り組みます。」という決意は、全く変わっていないんだと。ただ、国から地域医療構想が出たのであわせて議論したほうが県民世論だとか、そういったものがつくれるだろうというふうな思いで、今ここまで待つということではないんですか、その議論を待つということで。そういうふうに捉えられるんですが。

○議長（喜納昌春君） 保健医療部長。

○保健医療部長（仲本朝久君） 構想の研究会を受けまして検討するというふうなことは、もちろん今も変わっておりません。その中でガイドラインが出てきましたので、それもあわせてこれから議論ということがあります。ですから、前提が少し変わりつつあるというのも事実ですので、それを踏まえて検討すると。前提ですね。そのガイドラインが示されて10年後の医療需要をどう見るか、そういうことを踏まえた上での議論になるということでございます。

○議長（喜納昌春君） 具志堅 透君。

○具志堅 透君 今のそのお話を聞いていると、決して私が思っているような後退ではないんだと。その一、二年ちょっと時間を、1年ぐらいその時間をもらってしっかりと検討させていただきたいというふうな解釈で、副知事、担当ですよ。そういうことでいいんですよ。いや、だからそうとれるんですよ。いやいや、ちょっと待って、部長に聞いてない。副知事、ぜひお願いします。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前11時57分休憩

午前11時57分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

浦崎副知事。

○副知事（浦崎唯昭君） 具志堅議員には6月議会にもその御質問をいただきまして、いつも北部の地域のために頑張っていられること、敬意を表します。

私も6月議会に答弁しましたように、今、透議員おっしゃるそれも含めて地域医療構想の中で議論をさせていただきたいという答弁をしたつもりで、それは今でも一貫してその流れだと思っています。

○議長（喜納昌春君） 具志堅 透君。

○具志堅 透君 あのですね、そういうことであれば一安心でもあるんですが、しっかりと検討していただきたい。そして地域の声も、また地域医療構想の地域的にまたブロック的にもやっているようでございますので、その意見を酌み取りながらしっかりと検討していただきたいと思います。

それから、ただ気になるのがヤンバルのベッド数というか病床数が減ったとかどうのこうのという、その根拠にもちょっと私は疑問を持っております。そこはきょうちょっと多分時間がないので議論はしませんが、幾つか中南部に戻されているんですが、その根拠もちょっと疑問に思っております、後々また議論をしていきたいなと思っております。

それから、知事のこの公約ということであるんですが、そんなに大きく取り上げられて、そして選挙の中で議論、争点になった問題でもこれはないんだろうと思いますね。当然、御承知のとおり、去る知事選挙というのは、辺野古移設賛成か反対かのワンイシューに皆さんが持っていきたいくて、そのことを主に議論をしたんだろうと。今言う、見ますと県立病院の経営形態を維持し、充実・強化を図るとともに離島云々というのがあるんですね。ただこの一点しかないんですよ、どこ探しても。それ以外の公約というのもなくでですね。ですからその北部地域の医療の充実・強化、あるいはそのためには、そのためには県立北部病院とその医師会病院の統合再編しかないんだということを過去にも検討されて答申が出ている。そのことを縛る公約ではないんだということを、知事、私は申し上げたいんですよ。もう一つ突っ込んで言うと、私は県立病院なくせとは言ってませんよ。そこまでも思っているんで、とにかくヤンバル地域の、北部地域で、ひとしく医療を受けられる体制をつくってほしいと言っているんですよ。これは本当に切実ですよ。

冒頭申し上げるべきでしたが、これまでの努力のおかげで産婦人科の先生が2人参りました。これは大変

喜んでおります。そのことによって少しでもヤンバルの周産期だとかあるいは産科がよくなればいいなと。それで僕は事業局長にも電話もしましたが、その先生方が今後定着するような体制を整えていただきたいということも言っておる。ですから、そういった意味では、もうまとめますが、ヤンバル地域の医療の充実ということでひとしく受けるということをしっかり浦崎副知事念頭に置いて取り組んでいただきたいと。決して後退じゃないんだということで、私ほっと安心して、一安心してきょう戻ります。よろしく願います。

以上で終わります。自席に戻ります。

ありがとうございます。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後0時1分休憩

午後1時24分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

この際、報告いたします。

説明員として出席を求めた副知事安慶田光男君は、一身上の都合により、これよりしばらくの時間、会議に出席できない旨の届け出がありました。

○議長（喜納昌春君） 午前に引き続き質問及び質疑を行います。

中川京貴君。

〔中川京貴君登壇〕

○中川 京貴君 自由民主党の中川京貴でございます。

一般質問を項目ごとに順次行いたいと思っております。

それでは、沖縄防衛局によりますと、2013年度の米軍嘉手納基地を離着陸した航空機の回数は、4万7078回と前年度の3万7110回より26.9%増加し、約1万回も上回っております。また、嘉手納基地に常駐するF15戦闘機が1万4914回と前年より5割も増加し、外来機の離着陸も1万2342回、24%増と騒音の主な要因となっております。そのような中で、米軍は新たにF16戦闘機12機と兵員約250人が嘉手納基地に飛来、移動し訓練が行われております。嘉手納基地周辺の騒音被害を改善するとして日米合意、県外への訓練移転で嘉手納基地周辺の騒音の軽減、F15戦闘機をグアムで一部訓練など形骸化するもので、地域住民の要求する負担軽減に逆行するものであります。

そこで質問です。

1、米軍基地問題について。

(1)、嘉手納基地所属の米海軍P3C哨戒機が沖縄

周辺地域に部品を落下させた。ことしだけで7件目の部品落下事故となったが、米軍の調査結果はどうなっているか。

(2)、沖縄市サッカー場から掘り出されたドラム缶から複数の有害物質が検出された問題について、現在までの調査状況と今後の対応について。

(3)、嘉手納飛行場周辺での環境問題・大気汚染物質及び悪臭物質調査について。

米軍嘉手納基地周辺で住民が悪臭による被害を訴えている。県は2015年度にも環境省などと協議の上で悪臭実態調査を始め、規制地域の指定や基準設定に取り組むと答弁しているが、現在の進捗状況・経過について伺いたい。

2、子育て支援について。

(1)、本県における子育て支援について、嘉手納町においては平成21年4月医療費の無料制度が中学3年まで引き上げられております。私は県議会に当選以来、小学校1年未満（就学前）そして中学3年まで医療費の無料制度を段階的に引き上げるべきだと一般質問で取り上げてまいりました。その結果、平成27年10月1日より小学校1年未満（就学前）まで医療費の無料化制度が全市町村でスタートいたしました。その対象者数と――財源と書いてありますが予算にかえます――市町村との取り組み、課題について伺いたい。

ア、全国での現物給付制度または自動償還払いなどの状況について伺いたい。

イ、自動償還払いの市町村との取り組みについて伺いたい。

ウ、貸付制度を導入し、病院窓口での医療費の支払いをなくし、見える形での子育て支援はできないか。

(2)、子供の貧困対策について、生活・就労支援や奨学支援の拡充など、貧困からの脱却に向けた取り組みの現状と子ども貧困対策推進法に基づく県の対策計画の策定について伺いたい。

(3)、学童保育の利用が全国で過去最多となったようだが、本県における状況はどうか。また共働きやひとり親家庭が多い本県における学童保育の待機児童の状況と解決に向けた取り組みを伺いたい。

3、土木建築関係について。

(1)、現在の最低制限価格は、中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルにより率の高い算定式を用いて、沖縄県財務規則に基づき、予定価格の70%から90%の範囲で設定をし、沖縄建設業審議会です予定価格の90%が適正であったと6月議会で答弁していたが、しかし現状では、平成26年度土木建築部発注工

事において20%が入札不調となっています。前年度に比べて1%増加している状況です。最低制限価格を90%から95%に引き上げることによって、不調・不落のない適正な入札制度が維持できると思いますが、県の見解を伺いたい。

(2)、西原町2級河川小波津川改修工事の予算と完成時期、進捗状況と課題について伺いたい。

(3)、平成27年9月15日西原町平園公民館にて小波津川事業住民説明会が行われた。中部土木の職員を初め、西原町職員・地域住民の皆さんとの意見交換の中で地元の要望に沿った河川の改修工事は進められているのか。

(4)、北中城村島袋地域の雨による冠水被害について。

(5)、県は伊是名村・伊平屋村を結ぶ夢のかけ橋、架橋の整備に向け検討を開始した。同事業については、両村が50年前から要請していたものである。これまでの調査結果の概要と事業化に向けた県の今後の取り組みについて伺いたい。

(6)、伊平屋空港の整備の概要と2021年度開港に向けた作業の進捗状況について伺いたい。

4、道路行政について。

(1)、観光立県として、国道・県道の植栽及び除草等の管理が重要であります。国道・県道において、歩道が通行できないほどの雑草が生い茂り、車道を歩行している状況である。交通事故の要因ともなりかねないため、その対策について。

ア、国道・県道の維持管理・雑草除去費の年間予算について。

イ、事業の委託方法についてはどうなっているか。

ウ、国道・県道の不法投棄被害の問題解決と対策及び予算について。

(2)、読谷村大湾交差点（久得牧原線）から県道74号線向け道の駅近くT型道路において、交通事故・交通渋滞対策については一般質問により解決しました。国道58号大湾交差点（久得牧原線）・県道これは6号線と書いてありますが16号線の間違いです。古堅給油所前交差点に交通安全対策のため道路整備・補助灯器（矢印信号機）設置をしていただきたい。

(3)、国道58号嘉手納ロータリーから県道74号線（沖縄市池武当向け）に右折するT型道路に交通安全対策のため補助灯器（矢印信号機）の設置をしていただきたい。

(4)、読谷村大木海産物前からトリイステーション近くの県道6号線、工事のおくれに伴い地域住民や商店街から工事のあり方に不満が出ています。工事の完

了及びおくれた理由と総予算について伺いたい。

(5)、人身事故の45%は交差点で起きているが、その安全対策について。交差点・横断歩道・信号機（補助灯器）設置により解決できないか。

(6)、過去に事故多発交差点の改善進捗状況について伺いたい。

5、沖縄振興策の推進について。

(1)、平成28年度沖縄振興予算について、県は予算額3000億円台を含む6項目を要望したが、内閣府は本年度より89億円増の3429億円の概算要求額を決定した。県の要望どおり満額回答となったか伺いたい。

(2)、マイナンバー制度の実施に向け、情報管理体制や通知事務作業など県における準備状況と市町村との取り組み、またメリットとデメリットについて伺いたい。

(3)、税金・年金の一括管理がスムーズに本当に行えるのか。

(4)、U S J の沖縄進出について、同社役員は2016年度着工、2020年開業を目指しているとの考えを示したということだが、県は政府と候補地の町や関係者とのどのような調整を行っているか伺いたい。

6、県内交通網基盤整備について。

(1)、社会資本整備を進めるに当たって、県土の有効利用と自然景観・保全の調和を図りながら、鉄軌道を含めた陸上交通網体系を図る必要があるが、県の基本的な考えを伺いたい。国際通りまたは那覇市内においては、鉄軌道L R T（路面電車）の必要性について伺いたい。この件については、翁長知事、ぜひ県内交通網でありますので、知事の答弁をよろしくお願いしたいと思っております。

(2)、戦前嘉手納町は、那覇から嘉手納ロータリーまで軽便鉄道路線がありました。第二次世界大戦時に鉄道・比謝橋も破壊されました。国道58号の比謝橋においては復元されましたが、軽便鉄道においては復元されておられません。私は沖縄県の振興の一つとして、西回り那覇から宜野湾・北谷・嘉手納・読谷と東回り南部から西原町・中城村・北中城村・沖縄市・北部までモノレールを通すことが1000万観光立県に向け沖縄振興策になると思いますが、県の見解を伺いたい。

7、本県における農林水産業振興について。

(1)、平成26年度・27年度の台風による県内被害状況について、その概要と最も被害を受けた農林水産業の状況と予測される今後の対策について伺いたい。

(2)、畜舎（牛・豚・ヤギ・鳥）などに対する支援はできないか。

(3)、ミーバイ（ヤイトハタ）・アカジンの養殖について伺いたい。

8、防犯対策について。

(1)、140万県民の安全対策（防犯対策・交通事故対策）について。

(2)、防犯カメラの設置について、犯罪の抑止や犯罪捜査を行う上で防犯カメラに一定の効果があると思うが、今後警察においてその設置数をふやし、商店街等の地域住民の安全を守る立場から支援はできないか。

(3)、県民の事件・事故、安全対策の一つとして、沖縄の全てのタクシーに防犯用カメラを設置できないか。

以上、答弁を聞いて再質問を行いたいと思います。

○議長（喜納昌春君） 翁長知事。

〔知事 翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君） 中川京貴議員の御質問にお答えをいたします。

子育て支援についてに関する御質問の中の、子供の貧困対策についてお答えをいたします。

沖縄県におきましては、子供の貧困対策として、要保護児童への支援、ひとり親家庭の生活・就労支援、生活保護など幅広い分野からの支援を実施しております。平成26年度から、低所得世帯の高校生等への奨学支援を導入したほか、平成27年度においては、ひとり親家庭の認可外保育施設利用料の負担軽減を図るなど支援の拡充に努めているところであります。

沖縄県としましては、子供の将来が生まれ育った環境に左右されることなく、夢や希望を持って成長していける社会の実現に向けて、平成27年度中に「子どもの貧困対策計画」を策定し、総合的な子供の貧困対策に取り組んでまいります。

次に、県内交通網基盤整備についてに関する御質問の中の、鉄軌道を含めた陸上交通網体系の基本的な考え方についてお答えをいたします。

沖縄県は、県土の均衡ある発展、県民及び観光客の移動利便性の向上、中南部都市圏の交通渋滞緩和、低炭素社会の実現等を図る観点から、沖縄本島を縦断し、那覇一名護間を1時間で結ぶ鉄軌道の導入が必要であると考えております。そのため、鉄軌道の計画案策定に向け、5つのステップに分けて段階的に検討を進めているところであります。計画案には、鉄軌道整備計画として、おおむねのルート、想定するシステム等のほか、バス、モノレール、L R T等フィーダー交通ネットワークのあり方等についても盛り込むこととしております。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

〔知事公室長 町田 優君登壇〕

○知事公室長（町田 優君） 米軍基地問題についての御質問の中で、P3C哨戒機の部品落下事故についてお答えします。

県としては、航空機に関連する事故は、県民に大きな不安を与え、一步間違えば人命にかかわる重大な事故につながりかねず、あってはならないものと考えております。去る5月20日に発生したP3C哨戒機からの部品落下事故について、米軍からは、安全運用手順を見直し、事故原因をしっかりと調査して再発防止に努めること、また、同機種全ての機体について、徹底的な点検を実施し、ふぐあいがないことを確認したとの報告がありました。しかしながら、事故原因については明らかにされていないため、県としては、引き続き事故原因の公表を求めてまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 環境部長。

〔環境部長 當間秀史君登壇〕

○環境部長（當間秀史君） 米軍基地問題についての、沖縄市サッカー場の調査状況と今後の対応についての御質問にお答えします。

沖縄市サッカー場については、平成25年6月のドラム缶発見以降、沖縄防衛局、沖縄市、沖縄県の3者で協議しながらドラム缶付着物、底面土壌や地下水等の調査を実施してきました。調査の結果、ドラム缶付着物、底面土壌の一部に基準を超過する有害物質がありましたが、これらは容器等へこん包した上で、コンテナへ適正に保管されております。また、サッカー場から掘り出された廃棄物まじり土は遮水シートをかぶせる等、周辺への飛散防止対策をしております。これまで県が実施している周辺環境調査の結果から、地下水等への有害物質の影響は見られておりません。現在もまだ調査は続いておりますが、今後は、廃棄物の処理、掘削部の埋め戻し等が予定されており、沖縄県は引き続き環境法令に基づき、沖縄防衛局や沖縄市へ助言等を行い、作業の進捗を支援してまいります。

同じく米軍基地問題についての、嘉手納飛行場周辺における悪臭調査の進捗状況についての御質問にお答えします。

嘉手納飛行場周辺住民から悪臭の苦情があること等を受け、県では嘉手納町及びニライ消防本部と連携しながら、今年7月から8月にかけて嘉手納飛行場周辺悪臭実態調査を実施しました。その結果は、においは

感じられたものの、有害大気汚染物質ベンゼンについては環境基準値以下、また特定悪臭物質トルエン等については、規制基準値以下でありました。

県としましては、嘉手納基地周辺の悪臭の苦情実態を踏まえながら、引き続き町と連携し実態把握に努めてまいります。また、悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定については、町と協議を行い、沖縄県環境審議会に諮り、平成28年度からの設定に向け取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 保健医療部長。

〔保健医療部長 仲本朝久君登壇〕

○保健医療部長（仲本朝久君） それでは、子育て支援についての御質問の中で、こども医療費助成制度の全国状況についてお答えいたします。

こども医療費助成制度の全国状況につきましては、平成27年4月現在、現物給付が23都県、現物給付と償還払いの併用が15府県、自動償還が7県、償還払いが2道県となっております。

次に、県内の自動償還払いについてお答えいたします。

県内の自動償還払いにつきましては、平成25年11月から市町村において順次導入されており、平成27年10月現在、35市町村で導入されております。

次に、貸付制度についてお答えいたします。

沖縄県では、こども医療費助成制度の充実のため、病院窓口での支払いが困難な方に対する貸付制度を導入することとしております。現在、実施主体である市町村と勉強会を実施し、そのスキーム等について検討しているところであります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長 金城 武君登壇〕

○子ども生活福祉部長（金城 武君） それでは、子育て支援についての御質問の中で、放課後児童クラブの状況についてお答えをいたします。

平成27年5月1日現在の放課後児童クラブ登録児童数は1万4452人となっており、前年度と比較し473人増加しております。また、登録できなかった児童数は471人となっており、前年度と比較して95人増加しております。

県におきましては、クラブの新規設置のための施設改修及び備品の購入等に対する支援や公的施設活用のための施設整備に対する支援を実施しているところであり、引き続き市町村と連携し、放課後児童クラブの設置促進に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 末吉幸満君登壇〕

○土木建築部長（末吉幸満君） 土木建築関係についての御質問の中で、最低制限価格の引き上げについてお答えします。

県発注建設工事の最低制限価格については、沖縄県建設業協会等から、適正な利益の確保や人材育成等のために最低制限価格を引き上げるよう要請がありました。また、いわゆる担い手三法の改正により、担い手の中長期的な育成・確保のため、事業者の適正な利潤確保が発注者の責務として明確化されました。これらのことを受け、最低制限価格の見直しの必要性を検討するため、平成26年度にコスト調査を行い、その結果をもとに、去る8月に沖縄県建設業審議会に諮問を行ったところです。

最低制限価格の引き上げについては、競争性の確保も含めて審議していただいております。最終的には同審議会の答申を踏まえて判断することとしております。

同じく土木建築関係についての御質問の中で、小波津川改修工事の進捗状況等についてお答えします。

小波津川改修事業は、整備延長約3.8キロメートル、総事業費約85億円となっております。当該事業は平成15年度に着手し、平成26年度末で56%の進捗となっております。国道329号より下流側の約900メートルについては、一部の用地難航箇所を除き、おおむね整備が完了しております。平成27年度は、事業費約2億2000万円で主に国道329号より上流の護岸工、橋梁改築、用地買収を行うこととしております。河川整備は、流下能力を確保しながら下流から整備するという事業の特殊性があります。小波津川では、下流部の用地難航箇所が支障となって、上流部の本格的な整備が行えないことから、暫定掘削等を行い、被害の軽減に努めているところであります。なお、当該用地については、現在、土地収用法に基づく取得に向け、取り組んでいるところであります。

県としては、西原町と連携し平成35年度の完成を目指して、鋭意整備に取り組んでいきたいと考えております。

同じく土木建築関係についての御質問の中で、小波津川の地元要望に沿った事業の推進についてお答えします。

小波津川改修事業については、平成15年度の事業着手以降、地域住民が参加した川づくり協議会や事業説明会等を9回開催し、事業に対する理解と協力をお願いしてきたところであります。最近では、去る9月

15日に事業の説明会を開催し、地域の方々から特に早期整備について強い要望をいただいております。

県としても、当河川整備の緊急性を十分に認識しており、西原町と連携し早期整備に取り組んでいるところであります。

同じく土木建築関係についての御質問の中で、北中城村島袋地域の雨による浸水被害についてお答えします。

北中城村島袋地域においては、これまでも降雨による浸水被害が発生しており、平成27年7月20日の集中豪雨では、床上9戸の浸水被害が発生しております。このため、北中城村では、平成26年度に浸水範囲の解析調査を行い、内水ハザードマップを作成・公表し減災対策を進めております。また、今年度は浸水対策基本設計を行っているところであり、今後住民説明会等を行い、浸水対策事業を進めたいとのことですので。

県としては、村民の安心・安全を確保するため、北中城村の事業に対し支援してまいりたいと考えております。

同じく土木建築関係についての御質問の中で、伊平屋・伊是名架橋の過年度調査結果の概要と今後の取り組みについてお答えします。

伊平屋・伊是名架橋については、平成23年度に整備の可能性について調査を実施しております。調査結果から、将来交通量や技術上及び環境上の課題、また、これまで実施してきた離島架橋に比べ、距離が長く大規模であり、費用対効果や膨大な予算の確保など、解決すべき課題が多いことが明らかとなっております。

県としては、伊平屋・伊是名両村からの要望等を受け、今年度から建設工事費の縮減など、課題の克服について、より詳細に調査研究していくこととしております。

同じく土木建築関係についての御質問の中で、伊平屋空港の整備概要等についてお答えします。

伊平屋空港の整備につきましては、伊平屋・伊是名地域における住民生活の安定と地域振興の観点から、その必要性を十分認識しております。平成23年5月の環境影響評価書に対する知事意見の中で、埋め立て回避の意見が出されたことから、滑走路長を800メートルとして基本設計を見直し、現在、環境影響評価書の補正を行っているところであります。なお、新規事業化に当たっては、航空会社の就航意向取り付けや需要喚起策が重要なことから、伊平屋空港協議会や関係機関と協議し、早期に事業着手できるよう取り組んで

いるところであります。

次に、道路行政についての御質問の中で、国道・県道の植栽管理費についてお答えします。

道路の適切な維持管理については、観光イメージの向上や交通安全の観点から、大変重要であると認識しております。

国が管理する道路については、平成25年4月から運用している道路維持管理計画に基づき、年2回から3回程度の除草を実施していると聞いております。県が管理する道路については、平成27年度は県単独費で約5億円を計上し、年2回から3回程度の除草を行うこととしております。また、沖縄振興特別推進交付金の沖縄フラワークリエイション事業で4億9000万円を計上し、道路の美化にも努めております。今後とも、観光立県にふさわしい道路管理に努めてまいります。

同じく道路行政についての御質問の中で、植栽管理の委託方法についてお答えします。

県が管理する道路の植栽については、主に造園業者へ植栽管理を委託しているところです。なお、伊平屋村などの離島においては、県道の維持管理全般を自治体に委託しており、その中で植栽管理も行っております。また、名護市や宮古島市内の県管理道路の一部については、シルバー人材センターによる植栽管理も行っております。

同じく道路行政についての御質問の中で、国道・県道の不法投棄についてお答えします。

一部の道路に不法投棄があることを確認しております。現在、道路パトロールによる発見や住民などからの通報を受け、その都度、維持管理業務を委託している業者において、回収・処分しております。

不法投棄の多い箇所については、引き続き除草等による見通しの確保を図るとともに、警告看板等を設置し、不法投棄の未然防止に努めてまいります。

同じく道路行政についての御質問の中で、交通安全対策のための道路整備についてお答えします。

国道58号大湾交差点及び県道16号線古堅給油所前交差点における交通安全対策のための道路整備としては、右折帯や防護柵等の設置及びカラー舗装の実施が有効だと考えております。

県としては、現地調査の上、地元読谷村や関係機関と連携を図りながら、交通安全に必要な整備を検討していきたいと考えております。

同じく道路行政についての御質問の中で、県道6号線トリステーション付近の工事についてお答えします。

県道6号線のトリステーション付近においては、地元の要望を受け約300メートルの歩道整備工事を行っております。工事費は約1800万円で、平成27年3月27日に契約を行い、平成27年8月26日に完成する予定でしたが、占用物件の移設に時間を要したため、平成27年10月31日に工期を延長しております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 警察本部長。

〔警察本部長 加藤達也君登壇〕

○警察本部長（加藤達也君） 道路行政に関する御質問の中で、補助灯器の設置と交差点における安全対策等についてお答えいたします。4の(2)のイと4の(3)、4の(5)と4の(6)は関連しますので一括してお答えします。

御質問の古堅給油所前交差点への右折矢印信号機の設置につきましては、県道16号線の道路が一車線道路となっており、直進車と右折車が混在することから、右折矢印信号機の設置は好ましくないと判断しております。

県警察といたしましては、今後、道路管理者の右折専用車線の設置の進捗状況を見ながら、同交差点の交通量、右折需要の実態を勘案して設置の必要性を検討したいと考えております。

次に、嘉手納交差点への右折矢印信号機の設置についてであります。国道58号から県道74号線への右折は、現在時差式信号機の運用で行っております。

時差式信号機から、右折矢印信号機への変更につきましては、北上する直進車両の待ち時間の影響もあることから、交通量や交通事故状況、安全対策等を勘案し検討してまいりたいと考えております。

次に、交差点事故における安全対策につきましては、交通事故の発生状況や交通量等に合わせて、信号機等の安全施設整備、道路管理者による交差点改良や滑りどめ舗装等の道路交通環境整備のほか、交通ルールの遵守やマナー向上を図るための交通指導取り締まり、安全教育等の対策を複合的に実施することにより、交通事故防止を図っているところであります。

過去における事故多発交差点の改善進捗状況につきましては、嘉手納道の駅交差点や国体道路入り口交差点等において追突事故が多発していたことから、左折フリー方式から信号現示方式への変更や、左折矢印信号機を設置することにより安全と円滑化を図った結果、事故が減少した事例があります。交差点における事故防止に関しては、今後とも道路管理者等と連携し各種対策を進めてまいりたいと考えております。

次に、防犯対策に関する御質問の中で、県民の安全

対策と防犯カメラ設置に向けた支援についてお答えいたします。8の(1)と(2)は関連いたしますので一括してお答えいたします。

県警察におきましては、県民の安全・安心を確保するため、県民、事業所及び関係機関等と連携した「ちゅらさん運動」を展開しているほか、迅速な初動捜査による被疑者の早期検挙に向けた捜査体制の確立、交通事故防止及び飲酒運転根絶のための交通指導取り締まり、各種広報啓発活動を推進しているところであります。

次に、防犯カメラの設置に向けた支援についてお答えいたします。

防犯カメラにつきましては、犯罪の抑止、地域住民等の安心感の確保に相当な効果が期待されます。また、防犯カメラ画像は、犯行の立証に有効であることから、捜査におけるさまざまな場面で活用しているところであります。本県におきましても、防犯カメラ映像に基づく捜査を行い、被疑者を検挙するなど、捜査手法の一つとして活用しております。

県警察といたしましては、防犯カメラの設置要望を把握した場合には、自治体等に対して当該地域における犯罪発生状況等の情報提供を行うほか、防犯カメラの設置、運用要領等に関する助言を行うなど、設置に向けた積極的な支援を行っているところであり、今後とも、県、市町村及び関係機関等と連携して防犯カメラの設置拡充に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 総務部長。

〔総務部長 平敷昭人君登壇〕

○総務部長（平敷昭人君） 沖縄振興策の推進についての御質問の中で、平成28年度沖縄振興予算の概算要求についてお答えいたします。

平成28年度の内閣府沖縄担当部局の概算要求額は、内閣府に一括して計上し各省庁に移しかえて実施される道路、空港、教育施設等に係る補助事業や国直轄事業に要する経費等を含め、総額で3429億円となっております。また、その内容につきましても、沖縄振興一括交付金、那覇空港滑走路増設事業、沖縄科学技術大学院大学の拡充に要する予算、鉄軌道の調査費等が計上されるなど、骨太方針や県の要望を踏まえ要求がなされたものと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

〔企画部長 謝花喜一郎君登壇〕

○企画部長（謝花喜一郎君） 沖縄振興策の推進につ

いての御質問の中の、マイナンバー制度の取り組み状況とメリット・デメリットについてお答えいたします。

県及び市町村では、マイナンバーの利用開始に向けて、個人番号利用条例の制定や個人情報保護条例の改正等関係条例の整備、税務システムや生活保護システムなど関連システムの改修、専用ネットワークの構築等に取り組んでおります。また、市町村においては、10月からのマイナンバーの住民への通知に向けた準備を進めているところであります。

マイナンバー制度導入のメリットは、国民の利便性の向上、行政の効率化、公平・公正な社会の実現などがあります。一方、情報漏えい、不正利用、国家による一元管理などの懸念がありますが、セキュリティ対策、第三者機関による監視・監督、個人情報の分散管理、不正利用に対する罰則の強化などさまざまな対策が講じられることとなっております。

次に、マイナンバーによる税金・年金の一括管理についてお答えいたします。

マイナンバー制度では、個人情報の一元管理は行わず、税の情報は税務署、年金の情報は年金事務所といったように、各行政機関がこれまでどおり情報を分散管理しつつ、必要に応じ情報連携を可能とする仕組みを整備することとなっております。

次に、県内交通網基盤整備についての御質問の中の、西回り・東回りのモノレールの導入についてお答えいたします。

県が現在取り組んでいる鉄軌道計画案においては、おおむねのルート、想定するシステム等のほか、バス、モノレール、LRT等フィーダー交通ネットワークのあり方等についても盛り込むこととしております。西回り・東回りのモノレールの導入については、計画案策定の取り組みの中で、県民と情報共有を図りながら幅広く検討してまいります。

次に、防犯対策についての御質問の中の、タクシーへの防犯カメラ設置についてお答えいたします。

県内タクシーへの映像記録型ドライブレコーダー、いわゆる防犯用カメラの設置率は、平成27年1月時点の調査で約66%となっております。

県としては、タクシーの安心・安全運行を図る観点から、タクシー業界に対し、国庫補助事業の活用も含めた防犯用カメラの設置を促しているところであります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 前田光幸君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（前田光幸君） 沖縄振興策の推進についての御質問の中の、U S J の沖縄進出に関する調整状況についてお答えいたします。

株式会社ユー・エス・ジェイは、県内北部の複数の地域を候補地として検討していると聞いております。現在、同社においては、候補地の絞り込みを行っているようであり、沖縄県では、U S J と意見交換するほか、適宜国との協議を行っております。今後、同社が正式に候補地を決定した際には、沖縄県として、地元自治体等に説明をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 農林水産部長。
〔農林水産部長 島田 勉君登壇〕

○農林水産部長（島田 勉君） 本県における農林水産業振興についての御質問の中で、平成26年度及び27年度の台風被害状況と対策についてお答えいたします。

本県に襲来した台風は、平成26年度に5件、農林水産業関係の被害額は約61億1900万円となっており、平成27年度は8月末までに5件、被害額は約54億6600万円となっております。被害の大きな品目としては、平成26年度は、サトウキビが約12億800万円、平成27年度は、葉たばこが約24億5800万円となっております。

農林漁業者に対する支援といたしましては、県内各地域の農業改良普及機関への営農相談窓口の設置、農業・漁業共済等の制度活用の周知、農林漁業セーフティネット資金など低利な制度資金活用の周知、融資機関に対する農業制度資金の円滑な融通や既貸付金の償還猶予措置の依頼、災害復旧事業による漁港施設等の復旧などを行っております。また、沖縄振興特別推進交付金等を活用し、平張り施設や強化型パイプハウスの導入など災害に強い栽培施設の整備、潮風害軽減のための農地防風林の整備、農業共済への加入促進なども行っているところであります。

県としましては、引き続き関係機関や団体などと連携を密にし、支援に取り組んでまいります。

次に、畜舎整備の支援についてお答えいたします。

牛、豚、鶏などの畜舎整備への支援として経営規模の拡大や共同利用する農家に対し、1、畜産担い手育成総合整備事業、2、強い農業づくり交付金、3、畜産クラスター事業などを実施しております。また、肉用牛の繁殖雌牛を増頭する場合には、簡易牛舎が整備できる肉用牛繁殖基盤強化総合対策事業があります。ヤギの畜舎整備に対する支援としては、農業近代化資金など低利で長期借入れが可能な制度資金がありま

す。

県としては、これらの補助事業の活用や融資制度の周知を図るなど、畜舎整備を支援してまいります。

次に、ヤイトハタ・スジアラの養殖についてお答えいたします。

ヤイトハタ養殖は、現在、伊平屋村などの8市町村において31経営体が養殖に取り組んでおり、平成25年の生産量は、約93トン、生産額は約1億3200万円となっております。なお、平成26年には、シンガポールに向け約2トンを輸出しております。今後の生産拡大のためには、安定生産と生産コストの低減、高価格で取引するための活魚輸送技術の確立、販路拡大が重要となっております。一方、方言名アカジン、標準和名ではスジアラの養殖については、国の研究機関の西海区水産研究所亜熱帯研究センターにおいて、養殖技術確立のための研究を実施しており、技術確立まであと数年を要する見込みであると聞いております。

県としましては、平成27年度から栽培漁業センターにおいて、低コスト型循環式種苗生産・陸上養殖技術開発事業により、酸素発生装置等を整備し、スジアラを含むハタ類の効率的な陸上養殖技術の確立に向けて試験を実施しているところであります。

今後とも、漁家経営の安定化に向け、養殖業の振興に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 中川京貴君。

○中川 京貴君 それでは再質問を行います。

先ほど基地問題で部長が答弁しておりましたけれども、地元の嘉手納町からの要請は、知事もお聞きになったと思うんですが、わずか7月、8月の1カ月間の環境調査を要望しているわけではないんです。その一番騒音のうるさい、また飛行場から発生する被害があるときに、年間を通してそういった実態調査をしていただきたいという要望なんです。過去に10年前ですか、これも過去に一般質問しましたけれども、県がこの基地の周辺を大々的に調査したときは、予算幾らぐらいかかって調査しておりますか。また、何カ月間かけて調査した経緯があるか答弁をお願いします。

○議長（喜納昌春君） 環境部長。

○環境部長（當間秀史君） 今回の調査は、嘉手納町から要望もありました、いわゆる悪臭についての調査、特に夏場の7月、8月に悪臭があるということで、要望等も受けまして調査をしたところではあります。

今、議員のおっしゃる騒音の実態調査は、現在手元に資料がございませんが、金額はちょっと覚えていま

せんけれども、期間的には4年から5年かかったかと思ひます。

○中川 京貴君 議長、休憩をお願いします。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後2時11分休憩

午後2時11分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

環境部長。

○環境部長（當間秀史君） 御質問にございます、いわゆる大気汚染については、大気汚染防止法に基づいてその物質であるベンゼンの調査を行っておりますし、それから悪臭については、トルエンであるとかキシレンであるとか、それからスチレンという物質等を調査しているということでもあります。

○中川 京貴君 議長、休憩をお願いします。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後2時12分休憩

午後2時12分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

環境部長。

○環境部長（當間秀史君） ただいまお話のあった件につきましては、航空機騒音に係る住民の健康被害調査の件だと思います。

航空機騒音につきましては、毎年度測定局において実態調査は行っているところでありまして、26年度の調査結果によりますと、その騒音の実態はほぼ横ばいではありますけれども、夜間10時から朝の6時の間の夜間・早朝の騒音が昨年度よりふえているということになっております。

○議長（喜納昌春君） 中川京貴君。

○中川 京貴君 部長、私が聞いているのは、過去に県は報告書をまとめているんですよ。環境に問題があったと。その報告書を部長は目を通してないんですか。

○議長（喜納昌春君） 環境部長。

○環境部長（當間秀史君） この報告書については、読んではおりますけれども、この報告書の中で、いわゆる航空機騒音とそれから住民の健康との因果関係が認められると、要するに不眠であるとか、あるいは難聴であるとか、それから児童等の記憶障害が生じるという健康との因果関係は調査され、その報告書は、いわゆる爆音訴訟等においても引用はされているということでもあります。

○議長（喜納昌春君） 中川京貴君。

○中川 京貴君 知事、今部長が答弁したとおり、私が聞いているのは、こういった基地問題の環境にも問

題があるよということで質問したはずなんです、調査した結果、1カ月間の調査で環境クリアしているという答弁ではいかがなものかなと思っております。そういった意味では、知事、基地問題は、やはり目の前の山積する課題がたくさんございますけれども、今できる範囲内の仕事は、国との交渉によって解決できるものと思っております。また、これは予算がかかります。そういった面では、予算も交渉しながら、政府と交渉して嘉手納飛行場から発生する騒音問題、また環境問題、また防音工事の問題も含めて、僕は政府に働きかける必要があると思いますが、知事はいかがでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 翁長知事。

○知事（翁長雄志君） 中川議員の嘉手納飛行場周辺の環境問題についての今御質問、もっともだというふうに伺って聞いておりました。これからそういった調査等も含めて、きめ細やかに国にも要請をして、今懸念されているようなことが払拭されるように全力を挙げて頑張っていきたいと思ひます。

○議長（喜納昌春君） 中川京貴君。

○中川 京貴君 次の質問に移ります。

再質問は、2、子育て支援の(1)のアの部分で再質問します。

先ほど部長の答弁では、7割から8割の現物給付制度または自動償還払いなど併用して取り組んでいると答弁でありました。全国においては、市町村、これは現物給付はもちろんペナルティーがあります。沖縄県において、現物給付制度を適用した場合、どれだけの金額のペナルティーが出るんですか。

○議長（喜納昌春君） 保健医療部長。

○保健医療部長（仲本朝久君） お答えします。

国保の国庫支出金の減額は、県または市町村が被保険者にかわり一部負担金を保健医療機関等に支払う措置ということで、当該措置の対象となる被保険者数が一般の被保険者数全体の1%を超える場合に適用されます。その減額調整ですが、25年度の決算から試算しましたところ、医療費助成制度の現物給付化で約1億8000万の国庫支出金の減額ということが試算をされております。

○議長（喜納昌春君） 中川京貴君。

○中川 京貴君 知事、私は決して沖縄県で現物給付制度を進めてくれということを言っているわけではないんです。今答弁したとおり、この国民健康保険の事務負担、このような額で、4条第2項の関係で、これをするとならば1億8000万の市町村にかかるんですよ、このペナルティーが。ですから、市町村は現物給付は望

んでおりません。そういった意味では、その現物給付的な貸付制度を導入して、貸付制度というのは、病院窓口での支払いはしません。貸付制度を導入すれば、それで先ほど知事が言った夢と希望が持てる子供たちを生み育てる環境をつくっていききたいと。それができるのはやはり貸付制度を適用させて、病院窓口での支払いをさせないで、そして若者たちが産み育てる環境をつくっていただきたい。

この制度を部長、来年4月からスタートする予定ですか。

○議長（喜納昌春君） 保健医療部長。

○保健医療部長（仲本朝久君） 先ほどもお答えしたとおり、現在実施主体である市町村と勉強会をして具体的な制度、スキームについて検討しているところです。

課題としまして、その現物給付にかからないような制度設計が必要になります。その意味で、今市町村と鋭意調整中でありまして、現時点で来年の4月からというのはありませんが調整中でありまして。

○議長（喜納昌春君） 中川京貴君。

○中川 京貴君 知事、これもう政治判断が少しあると思っているんです。来年4月からぜひスタートできるように、もう市町村との調整は大体終わっていると思います。そういった意味では、4月からスタートしていただきたい。

それと自動償還払いの市町村との取り組みについて聞いたら、先ほど答弁では大体7割か8割はその制度は、償還制度はもう100%やっているんですけども、病院との契約はどうなっていますか。

○議長（喜納昌春君） 保健医療部長。

○保健医療部長（仲本朝久君） こども医療費助成事業の自動償還方式については、県は自動償還の実施に当たりまして、市町村から委任を受けまして、県医師会、県の歯科医師会それから県薬剤師会と集合契約を締結しております。また、県医師会に未加入の医療機関等につきましては、個別契約を締結しております。27年ことしの9月現在、県内の保健医療機関あるいは保険薬局のうちの71.5%は自動償還の実施ということになっております。

○議長（喜納昌春君） 中川京貴君。

○中川 京貴君 今部長が答弁したとおり、7割は実施されていますが、残り3割は契約されていないんです。せっかく自動償還払いがスタートしているのに、残り3割の病院は契約されていないものですから、それが病院から自動で償還されない。病院で金を払っても、印鑑押されて領収証をもらいます。自動で償還さ

れるはずが、残り3割の病院はそれがされていないということです。いかがですか。

○議長（喜納昌春君） 保健医療部長。

○保健医療部長（仲本朝久君） 先ほどの9月現在のこれは九州厚生局に登録されている県内の保健医療機関、あるいは保険薬局というふうにお答えしましたけれども、その中には子供医療費の受給者が受診する可能性のほとんどない検診センターであったりということもありますので、実質はもっと高いだろうと思っています。しかし、いずれにしても、全医療機関がこの自動償還ができるように、今後とも働きかけをしていきたいというふうに思います。

○議長（喜納昌春君） 中川京貴君。

○中川 京貴君 部長、10月1日から就学まで小学1年未満の医療費の無料制度がスタートいたしました。その制度をつくるに当たってたしか去年の8月、9月からその作業に当たったと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 保健医療部長。

○保健医療部長（仲本朝久君） この議会の場でも、いろいろな議員の方から引き上げについての要望がありました。それを受けまして、昨年はその予算調整は大体8月、9月ごろから始めまして、最終的には2月の決定ということになります。

○議長（喜納昌春君） 中川京貴君。

○中川 京貴君 知事、今答弁聞いたとおり、これは稲嶺県政のときに2歳まで引き上げました。仲井眞県政のときに3歳まで引き上げて、去年の8月からスタートした事業なんです、小学1年までですね。そしてことしの2月に議会の承認を得て予算化をした、10月スタートであります。私はぜひ翁長県政の中で、段階的に中学3年まで医療費の無料制度が確立できる制度をつくっていただきたい。いかがでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 翁長知事。

○知事（翁長雄志君） 子育て支援については、現物給付あるいは自動償還、あるいはまた貸し付けの制度等々、私も那覇市を預かった経緯もありまして、市町村という立場からもこの件についてのいろいろ工夫もしてきたわけでありまして、今県にまいて、今部長からも答弁がありましたとおり、こういった子育て支援についての重要性というのはいつも議論の中でしっかり出ていますので、これから鋭意詰めながら、一つ一つ前に進めていけるように頑張っていきたいと思っています。

○議長（喜納昌春君） 中川京貴君。

○中川 京貴君 次の質問に移ります。

これは、次は建築契約に関する最低制限価格の引き上げについての質問です。

平成18年から平成20年までは、最低制限価格がたしか65から85%でした。私は平成20年に県議会に当選して以来、ずっとこの最低制限価格を上げなければ県内の建設業界は育成できませんよということを議会で申し上げてまいりました。そして、その後現在においては、70%から90%に引き上げられております。しかしながら、現状では、指名競争入札でも辞退があり、平成26年度は20%が不調・不落なんです。私はこの90%から95に上げることによって、それに準じて、その予定価格も引き上げる、そして年度途中で今契約変更をよくやっていますけれども、それを減らしながら予定価格を上げれば、今のこの不調・不落が少なくなるとは思っていますが、いかがでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（末吉幸満君） 議員御指摘のとおり、平成26年度の土木建築部発注工事におきまして、20%が不調・不落となっております。その内訳なんです、入札時に応札者がいない入札不調が52.8%、また残りの47.2%につきましては、そのほとんどが予定価格を超過ということになってございます。そういうことでございまして、私どもの最低制限価格と入札の不調・不落の間には、直接的な因果関係は余りないんじゃないかということで今認識しております。

○議長（喜納昌春君） 中川京貴君。

○中川 京貴君 そうであるならば、なぜ先ほど部長が答弁したとおり、沖縄県建設業協会から適正な利益の確保や人材育成等引き上げする要望が出ているんですか。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（末吉幸満君） 最低制限価格というのは、あくまでもこの価格じゃなければ品質の確保等ができないだろうということで設定する価格でございまして、予定価格と今最低制限価格の間には幾らかの、簡単に言えば90%と100%の10%の推移がございまして、この中で、適正な競争というのがあるということで、今90%ということで今我々は90%までということにしている状況でございまして。

○議長（喜納昌春君） 中川京貴君。

○中川 京貴君 私の質問は、最低制限価格を上げて、予定価格も上げなさいということなんです。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（末吉幸満君） 私は今、公共工事の

予定価格というのは、国に準拠しました工事積算基準書あるいは私どもが調査しています実施設計単価等を採用して適切に積算している状況でございまして、ただ離島とかそういうところでその実施単価というのが実情と合わないだろうという御指摘を受けていまして、そういうところの単価というのは市場価格の調査あるいは見積もり等採用させていただいて、積算に適切に反映させていただいたということだと思います。

○議長（喜納昌春君） 中川京貴君。

○中川 京貴君 時間がないので次の質問しますけれども、ぜひこれは予定価格またそれを最低制限価格も上げていただきたい。

次は、北中城村の島袋地域の住民説明会、知事、これは下水道だけで片づけられないんです。もう集中豪雨があって、島袋地域、北中城村のですね、私現場行って写真撮ってまいりました。もう9世帯が水没して車も使える状態じゃない。島袋のJ Aの中まで水が入ってくると。これは下水道だけに任せられないんです。ぜひ県も一緒になって、この島袋地域で説明会、解決に向けての対策をしていただきたい。

知事、答弁をお願いします。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（末吉幸満君） 北中城村島袋地区の冠水被害なんですけれども、主に内水被害だと思っています。内水の処理として下水道の内水処理という事業がございまして、当然北中城村が主体になるんですけれども、県がもし支援できるものは当然考えていきますし、それと私どもの県の事業については、地元の市町村の方々に応援して地元の説明会等に参加していただいています。その逆なことがあってもいいと思っていますので、地元の市町村がそういうことで説明会やるから県の職員来てくれという要望がありましたら、しっかり対応させていただきたいと思います。

○中川 京貴君 議長、休憩をお願いします。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後2時27分休憩

午後2時27分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

中川京貴君。

○中川 京貴君 知事、実はもう地元から要望出ているんです。地元からぜひ県も一緒になって、北中城村だけでは大変だと。一緒になってこの解決をしていただきたいという要望が出ておりますので、ぜひ知事それ目を通していただいて、これはもう下水だけでは任せられない。当時は、いろいろ浸透したんですよ。県

道・国道ができることによって地下浸透、水が浸透しなくなってあふれているという状況がありますので、ぜひ知事、これは問題解決に向けて一言答弁をお願いします。

○議長（喜納昌春君） 翁長知事。

○知事（翁長雄志君） 今、土建部長も中川議員の趣旨に賛同している答弁していただきましたので、私も一緒になってそのような方向性でやっていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○中川 京貴君 以上で終わります。

○議長（喜納昌春君） 嶺井 光君。

〔嶺井 光君登壇〕

○嶺井 光君 グスーヨー チューウガナビラ。

南城市の嶺井光でございます。

この季節になりますと、各地域で祭りやイベントが盛んに行われております。先月は我が南城市では、知念岬公園の大観月会、そしてきょうの新聞にもありましたが、「佐敷アカバンタ毛遊び復活祭」、さらには大里城址公園で「かいされー大会」、「奥武島うみんちゅ祭り」、市の青年連合会が行った芸能フェスティバル、こういうものが行われました。やっぱり文化・芸能はこういう祭りを通して継承されていくんだなということを実感しております。そして、今月の11日日曜日、これまた佐敷の馬天のほうで「山の毛遊び」というのがあります。さらに、11月1日の日曜日、「奥武島観音堂400年祭」、5年に1度の祭りがあります。男性は棒術でスーマチの奉納、女性はウスデークの奉納があります。

時間があれば県民の皆さん、ぜひ南城市にお立ち寄りください。

では、通告の質問を行います。

まず、多様な人材の育成と文化の振興について。

学校教育の充実について。

小学校において学力テストが全国20位と前年からさらに順位を上げました。子供たちの自信を高めるものであり成果を評価するものであります。中学校は全国との差は縮まったものの最下位にあります。昨年24位の6年生が2年後には中学校の学力テスト対象になります。着実な学力向上を期待するものであります。所見を伺います。

中高一貫校の拡大の見通しを伺います。

文部科学省が教職員定数3040人の増員要求をしております。実現すれば本県の少人数指導にどの程度見込めるのか伺います。

(2)、産業人材の育成について。

リーディング産業の観光、情報通信関連は順調に推

移しているものの、人材確保の面ではいまだに十分ではないと思います。観光では外国人客がふえる傾向にある中、多言語対応について全体的に満足度が低い傾向にあります。また、情報関連では企業誘致は進んだものの、非正規雇用が多く、県民所得の向上には十分貢献してないのが現状であります。したがって高度な情報技術の人材を養成して正規化を図る必要があります。

さらに、農漁業では後継者不足が顕著であり、第1次産業の魅力を高めることが求められております。建設産業にあっては就業者の高齢化、技術者の養成など変革期に来ていると思います。知事が言う誇りある豊かさを目指すのであれば、多様な人材育成が急務であります。

以下、伺います。

これまでの情報関連人材養成の成果とさらなる取り組み。

農業、水産業の後継者育成の成果と今後の取り組み。

観光人材の育成の現状と取り組み。

建設産業の人材育成策をそれぞれ伺います。

2、知事の政治姿勢について、そして米軍基地問題等について。

長年解決を見ない米軍普天間飛行場の問題を初め、基地問題は一朝一夕で解決できない現実があります。段階的な整理縮小によって本県が平穏な社会になるよう願うものであります。知事には行政のリーダーとして現実を見据え問題解決をしてもらいたいと思います。

米軍普天間飛行場の危険性除去・返還は国の実行待ちなのか、知事の具体的な行動はないのか伺います。

辺野古移設で県民を二分しているのは良好な状況ではありません。知事は公約実現として埋立取り消しを表明しております。司法判断になる可能性もありますが、早期決着を望むものであります。知事は、司法判断による結果で本件は終局するものと考えてるか伺います。

県政運営の職員体制について。

アジアの成長を取り込んで日本のフロントランナーとなることを目指すには、それ相当の人員配置が必要と考えるが組織体制を伺います。

本県特有の課題に対する職員体制の考え方と配置状況を伺います。

職員体制の人口類似県との対比、予算規模での対比はどうでしょうか。

平和外交・経済戦略について。

中国の海洋進出が緊張を生んでおります。経済、文化交流が抑止力になるとの説があります。歴史的にも中国との交流の歴史がある本県が果たせる役割があると思うが知事の考えを伺います。

アジアの成長を取り込む経済戦略構想の具体策を伺います。

沖縄国際情報通信基盤整備事業の来春始動による企業進出、雇用の見通しを伺います。

3、農林水産業の振興について。

日台漁業協議による本県の漁業者の操業実態と課題を伺います。

ホテル・ホテル訓練水域が一部解除されました。漁民の操業に生かされているか伺います。

4、福祉政策について。

子育て支援についてであります。

2008年度に始まった日本の人口減少・超高齢化は、今後も加速的に進むと言われております。これを受けて、国においては人口の都市集中を是正する地方創生策を打ち出しました。総合戦略において、若い世代の結婚・出産・子育てなど地域の特性に即して地域課題を解決し、活力ある社会を目指しております。こうした地方の取り組みに対して、国は新しい交付金措置を含め財政支援をすることとしております。本県も復帰以降、人口は増加傾向で推移し、合計特殊出生率も全国一位を維持しているものの、少子化傾向は進行しております。このような状況を踏まえ、県は人口増加計画を策定いたしました。持続的に人口増加を推進するためには、人口の自然増を図る施策が重要だと思います。そのためには、若者が安心して子供を産み育てられる社会を築いていくことが得策です。

新たにスタートした子育て支援制度で学童保育の対象外となった5歳児の状況について実態を伺います。

閣議決定した少子化社会対策大綱は幼児教育無償化で3人以上の子供が持てる環境整備を目指しております。詳細を伺います。

少子化は国家的な最重要課題であります。若者が安心して子育てできる全国のモデル地区として、沖縄を仮称「子育て特区」として取り組む考えはないか伺います。

5、土木建築行政について。

南部東道路の着工式が行われ整備促進が期待されます。用地交渉の進捗状況はどうか伺います。

MICE決定は均衡な県土の発展を考慮したものとして評価しております。今後、交通インフラ等の課題について対応策を伺います。

6、射撃場整備について。

第1次産業、スポーツ振興、観光等の多角的な面から総合的に考えるべきであります。これまで一般社団法人沖縄県猟友会、沖縄県クレー射撃協会、J A関係団体等が整備要請に奔走してきました。行政の決断が求められております。

県として、必要性をどのように考えているか伺います。

農業の面で鳥獣被害の状況はどうか。

クレー射撃やライフル射撃のスポーツ選手育成はどのように取り組んでいるか。

射撃練習場整備後、他県等から来県する利用者の入域可能性。

一括交付金活用による整備は可能かそれぞれ伺います。

7、不発弾処理の迅速化について。

職員体制は十分か。

審査の内容、あるいは不発弾探査事業者は何社あるのか、不発弾の埋没量と処理完了の見通しを伺います。

8、消防行政について。

広域化の必要性について。

広域化に取り組んだが実現できなかったのはなぜか。

広域化に対する知事の決意を伺います。

よろしくお願いします。

○議長（喜納昌春君） 翁長知事。

〔知事 翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君） 嶺井光議員の御質問にお答えいたします。

知事の政治姿勢、米軍基地問題等についてに関する御質問の中の、司法判断による終局についてお答えいたします。

普天間飛行場代替施設に係る公有水面埋立承認に関しては、現在、取り消しに向けた手続を行っているところであります。辺野古新基地建設に関する権限としては、公有水面埋立法や沖縄県漁業調整規則に基づく手続等さまざまなものがあり、今後これらの法令等に基づき、あらゆる手法を検討していくこととしております。

次に、中国との交流における県の役割についてお答えをいたします。

沖縄と中国とは長い交流の歴史を持ち、友好的な関係を築いてまいりました。今日も人的交流や観光を中心とした経済交流を積極的に推進しているところであります。

沖縄県としては、これまでに築いた友好関係を生か

し、沖縄ならではの中国との交流を推進することで日中関係の改善に貢献してまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

〔教育長 諸見里 明君登壇〕

○教育長（諸見里 明君） それでは、多様な人材の育成と文化の振興についての御質問の中で、中学校の全国学力調査の今後の状況についてお答えをいたします。

全国学力調査において小学校は昨年度より躍進し、児童の自信をさらに高める結果となりました。中学校におきましても校長のリーダーシップのもと授業改善が着実に進んでおり、来年度は全教科全国平均から5ポイント以内を目指します。さらに小学校で全国水準に達した生徒が対象となる平成29年度には、全国水準に達するよう努めてまいります。

次に、中高一貫校の拡大の見通しについてお答えいたします。

県教育委員会としましては、これまでに県立中学校入学者決定実施要項の策定、学校説明会を開催するなど平成28年4月開校に向け万全の態勢で取り組んでいるところです。なお、中高一貫校の他地域への拡大につきましては、県立開邦中学校及び球陽中学校での今後の実績や課題等を踏まえ検討してまいりたいと考えております。

次に、平成28年度教職員定数改善による少人数指導の充実についてお答えいたします。

平成28年度教職員定数改善3040人のうち、少人数指導等の加配定数は1090人となっております。加配定数の配当は、文部科学省の裁量のため現時点では不透明です。

県教育委員会としましては、少人数指導のさらなる充実のため、加配定数の確保に向けて文部科学省に対して積極的に要望してまいります。

次に、福祉政策についての御質問の中で、幼児教育無償化による少子化対策についてお答えいたします。

少子化社会対策大綱においては、子育て、保育、教育、住居などさまざまな面から多子世帯に対して配慮がなされております。教育関係では、幼稚園、保育所等の第3子以降の保育料無償化や保育所等の優先利用などの措置を行い、3人以上子供が持てる環境整備を目指しております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 下地明和君登壇〕

○商工労働部長（下地明和君） それでは、多様な人材の育成と文化の振興についての質問の中の、情報関連人材養成の成果とさらなる取り組みについてお答えいたします。

沖縄県では、これまでにシステム開発業務などOJTを通じた県内ITエンジニアの高度化や、小中学生を対象とした未来のIT人材の育成に加え、広く県民を対象とした広報イベントの開催や、UITターン人材確保への支援に取り組んでおります。その結果、県内IT関連産業においては、平成27年1月1日現在で、346社の情報通信関連企業が立地し、約2万6000人の雇用が創出されるなど大きな成果が上がっております。

県では、今後も引き続き県内IT人材の育成・確保に努めるとともに、さきに報告を受けた沖縄県アジア経済戦略構想における沖縄IT産業戦略センターに高度人材育成機能を位置づけるなど、人材の高度化・多様化を促進し、さらなるIT関連産業の振興を図ってまいりたいと考えております。

次に、知事の政治姿勢、米軍基地問題等についての、アジア経済戦略構想の具体策についてお答えいたします。

沖縄県アジア経済戦略構想については、去る9月17日に策定委員会から報告を受けたところであります。その中で、今後の沖縄経済を牽引する基軸となる産業の振興を図る観点から、質の高い世界水準の観光・リゾート地の形成、那覇軍港や自衛隊駐屯地等を活用した国際物流機能の拡充、航空関連産業クラスターの形成促進、県内IT産業の国際競争力向上を推進する拠点となるセンターの設置など、各種施策が盛り込まれた5つの重点戦略が示されております。また、農林水産業や先端医療、バイオ産業など、沖縄の特性を生かしたアジア市場を取り込むことで、新たな成長が期待される4つの産業成長戦略とあわせてアジアにおけるビジネス・ネットワーク拠点の形成やグローバル人材の育成など、戦略を推進するための5つの機能が示されております。

県としては、今後、構想に盛り込まれた各種施策の予算規模や実施主体等の整理を行い、具体的な事業やプロジェクト、スケジュール等を盛り込んだ計画を策定し、本構想の実現に向けて取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、沖縄国際情報通信基盤整備事業による企業進出と雇用の見通しについてお答えいたします。

現在、沖縄県では、沖縄国際情報通信基盤につい

て、来春の供用開始に向け整備を進めているところであります。今後は、この基盤と今年度から供用を開始している沖縄情報通信センターや沖縄クラウドネットワークが連携し、高度なクラウド環境を提供することで、他の施策との相乗効果も合わせ、国内有数のシステム開発会社を顧客に持つ兼松エレクトロニクスや、グローバルIT企業であるヒューレット・パカードに代表される国内外のハイレベルなIT企業の集積が進むものと考えております。これにより、沖縄21世紀ビジョン実施計画で掲げた情報通信関連企業の立地数440社や、立地企業による新規雇用者数4万2000人を早期に達成できるものと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 島田 勉君登壇〕

○農林水産部長（島田 勉君） 多様な人材の育成と文化の振興についての御質問の中で、農業、水産業の後継者育成の成果と今後の取り組みについてお答えいたします。

農業後継者の育成については、沖縄21世紀ビジョン基本計画に基づき、新規就農者を年間300名、平成33年度までに3000名を育成することとしております。主な取り組みとして、1、沖縄県新規就農一貫支援事業による就農相談の充実及び農業施設等の整備支援、2、青年就農給付金事業による給付金の給付などを実施しております。その結果、新規就農者はこれまで年間約250名から、平成24年390名、25年357名、26年360名と増加しております。また、水産業については今年度から未来のマリンパワー確保・育成一貫支援事業により、1、インターシップ制度を活用した高校生を対象とするカツオー一本釣り漁業体験実習、2、新規就業者を対象とする漁具等の漁業経費の支援などを実施しております。

県としましては、今後とも市町村等関係機関と連携し、農業及び水産業の担い手の育成・確保に向け取り組んでまいります。

次に、農林水産業の振興についての御質問の中で、日台漁業取り決めによる本県漁業者の操業実態と課題についてお答えいたします。

平成25年4月に合意した日台漁業取り決めについては、平成27年3月の日台漁業委員会合等において操業ルールの見直しが行われております。新たな操業ルールのもと、本年4月から7月のクロマグロ漁期に日台漁業取決め適用水域において操業した隻数は、昨年同時期の52隻から171隻に増加しております。また、同水域におけるマグロ類やソデイカ等の漁獲量

は、昨年同時期の約75トンから約116トンに増加しております。しかしながら、船間距離4海里の確保や、日本漁船が優先的に操業できる水域の拡大など課題も残されており、県としましては、今後とも漁業関係団体や国と連携し、さらなる操業ルールの改善を求めてまいります。

次に、ホテル・ホテル訓練区域使用制限の一部解除後の操業状況についてお答えいたします。

ホテル・ホテル訓練区域の使用制限の一部解除は、平成26年7月に実施されております。しかしながら、解除対象区域において操業した本県漁船は、現在まで確認されておられません。この主な理由として、1、解除された区域がマグロはえ縄漁業を操業するのに十分な面積でないこと、2、浮き魚礁漁業やソデイカ旗流し漁法が認められていないことなどが挙げられます。国においては、県内漁業関係者の意向を踏まえ、解除区域の拡大、漁法の追加などの制限条件の緩和に向け米軍側と協議を行っているところと聞いております。

県としましては、今後とも漁業関係団体と連携し、漁業者が安全に操業できるよう引き続き国に強く求めてまいります。

次に、射撃場整備についての御質問の中で、射撃場整備の必要性についてお答えいたします。

本県における農作物における鳥獣被害防止対策については、関係団体で構成する沖縄県及び市町村野生鳥獣被害対策協議会を設置し、鳥獣被害防止総合対策交付金により推進しているところであります。特にイノシシ、カラスについては、銃器による捕獲頭数が着実にふえており、さらなる捕獲強化のため捕獲技術の技能向上は重要であります。

捕獲技術高度化施設である射撃場の整備については、事業実施主体、費用対効果、環境への影響等の課題もあることから、JA、猟友会等の関係機関と検討しております。

同じく本県における農作物の鳥獣被害の概要についてお答えいたします。

鳥獣による被害は、主にカラス、イノシシ、シロガシラ等で発生し、その他キジ、クジャク、コウモリ等による被害も見られます。本島北部地区ではカラス、イノシシによる被害が多く、また、八重山地区ではイノシシ、キジ等の被害が多く発生しております。鳥獣による被害額は、平成24年度が約2億1200万円、平成25年度が約9800万円、平成26年度が約9000万円であります。鳥獣被害防止総合対策交付金を活用して、銃器・捕獲箱による捕獲強化に加え、県の買い取

り事業の実施等により被害額は半減しております。

県としましては、今後とも市町村・ＪＡ等の関係機関と連携し、鳥獣被害防止対策に取り組んでまいります。

次に、射撃練習場整備後の他県からの利用者についてお答えいたします。

鳥獣被害防止総合対策事業では、農産物等に被害を及ぼす鳥獣の捕獲の担い手である狩猟者確保と技能向上のため、捕獲技術高度化施設である射撃場を整備することが可能であります。利用者としては、県内の地域協議会の構成員で鳥獣被害防止活動に従事している者を対象としております。

次に、一括交付金による射撃場整備についてお答えいたします。

鳥獣被害の軽減を目的とした捕獲技術高度化施設を整備する場合は、農林水産省の補助事業があるため、原則として一括交付金を充てることができないこととなっております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 前田光幸君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（前田光幸君） 多様な人材の育成と文化の振興についての御質問の中の、観光人材育成の現状と取り組みについてお答えいたします。

観光客の満足度向上のためには、質の高いサービスを提供できる観光人材の育成が重要であります。一方、県内の観光関連事業者には中小企業も多く、急増する外国人観光客への対応など人材育成が課題となっております。

このことから、県では、観光関連事業者が実施する語学研修や異文化理解、ビジネススキル等、専門知識習得のための研修へ講師派遣を行っております。また、企業の管理者層等中核人材を対象とした経営や組織管理のノウハウ習得など、より高度な業種別の集合型研修を実施するほか、沖縄特例通訳案内士の育成などに取り組んでおります。

次に、土木建築行政についての御質問の中の、大型ＭＩＣＥ施設の交通インフラ等の課題についてお答えいたします。

大型ＭＩＣＥ施設が立地する中城湾港マリントウン地区については、那覇空港や那覇市街地への交通アクセスの向上を図ることが重要であります。そのため、国が整備する那覇空港自動車道小禄道路、国道329号南風原バイパス、与那原バイパス及び県が整備する一般県道真地久茂地線については、大型ＭＩＣＥ施設が供用開始となる2020年度までに整備されるよう関係

部局等と連携していきたいと考えております。

次に、射撃場整備についての御質問の中の、射撃場の整備、クレー・ライフル射撃の選手育成についてお答えいたします。6の(1)のイと6の(3)は関連しますので、一括してお答えいたします。

クレー射撃及びライフル射撃については国体競技種目となっており、沖縄県においては他の国体競技種目と同様、選手の育成や合宿等に対して支援を行っております。特に、県内で練習施設のないクレー射撃については、県外での育成強化が行えるよう移動費等に対しても支援しております。また、射撃場の整備については関係部局と検討しているところであります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 末吉幸満君登壇〕

○土木建築部長（末吉幸満君） 多様な人材の育成と文化の振興についての御質問の中で、建設産業の人材育成策についてお答えします。

県では、平成24年度に沖縄県建設産業ビジョン2013を策定し、県内建設産業の活性化を図るため官民連携して取り組んでいるところです。この中で人材育成に取り組むべき施策として、技術者への技術継承対策の構築や建設企業主による職業能力開発への支援、教育関係機関と連携した将来の人材育成・確保等を挙げています。施策の実現のため、経験の浅い技術者に対し、建設材料品質管理研修や建設工事の安全対策研修等を行っております。また、業界団体においては、高校生を対象とした建設工事の現場見学会や現場実習、各種検定試験に向けた講座の開催等を行っております。さらに、教育機関等と建設業界相互の理解を深め、若年者の建設業への入職を促進することを目的に、産学懇談会等の開催を行っております。

県としては、今後とも業界団体や教育機関等と連携して建設産業の人材育成に努めてまいります。

次に、土木建築行政についての御質問の中で、南部東道路の用地交渉の進捗状況についてお答えします。

南部東道路は、南風原南インターチェンジから南城市つきしろまでの約8.3キロメートルの地域高規格道路であります。現在、玉城船越から佐敷新里間2キロメートルの早期供用に向け鋭意取り組んでおり、同区間の用地取得は、面積ベースで61.5％となっております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

〔知事公室長 町田 優君登壇〕

○知事公室長（町田 優君） 知事の政治姿勢、米軍

基地問題等についての御質問の中で、普天間飛行場の危険性の除去についてお答えします。

普天間飛行場の早期返還及び危険性除去は、県政の最重要課題であります。特に、5年以内の運用停止については大変重要であるとして、政府との集中協議において取り組み状況について説明を求めたところではありますが、政府からは具体的な言及はありませんでした。

県としては、政府との今後の協議の中で普天間飛行場の早期返還及び危険性の除去を強く求めてまいりたいと考えております。

次に、不発弾処理の迅速化についての御質問の中で、職員体制についてお答えします。

不発弾等処理事業については、広域探査発掘加速化事業、住宅等開発磁気探査支援事業など6事業を実施しており、平成21年1月の糸満市の爆発事故以降予算額が大幅に伸びております。職員の定数についても、予算の増額と相まって、平成21年度の5名から平成27年度の7名に増員しております。事業実施に当たり関係機関への手続や申請者及び市町村との調整等もふえてはおりますが、今後とも不発弾等処理事業が迅速かつ早期に行えるよう取り組んでまいります。

次に、同じく不発弾処理の迅速化についての御質問の中で、審査内容についてお答えします。

民間工事における不発弾探査費用を補助するため、平成24年度より住宅等開発磁気探査支援事業が創設されており、平成25年度から沖縄県が事業主体となっております。審査の内容としましては、建築工事の安全を担保できる磁気探査の内容となっているか、建築工事図面と磁気探査の計画図の整合を確認する等慎重に審査を行っております。また、申請ごとに磁気探査の積算を行い、見積書との比較において内容が最も経済的な方法であるか等の審査を行っております。なお、平成27年8月から他部局への合議を省略する等、事務手続の簡素化により民間工事への補助金交付決定が可能な限り早期に行えるよう取り組んでおります。

次に、同じく不発弾処理の迅速化についての御質問の中で、探査事業者数及び不発弾の埋没量と処理完了の見通しについてお答えします。

沖縄県知事公室所管の指名業者数は、平成27年9月現在、沖縄本島38業者、宮古島市15業者、石垣市10業者の合計63業者となっております。沖縄戦における不発弾は約1万トンと推定されており、平成26年度までの処理実績約7967トン差し引いた約2033トンが埋没していることとなります。直近5年間にお

ける不発弾の平均処理量は約30トンとなっており、全てを処理するためには約70年かかる見込みであります。

不発弾の早期処理につきましては、重要な課題であると認識しており、引き続き磁気探査の加速化、効率化に取り組んでまいります。

次に、消防行政についての御質問の中で、消防広域化の必要性についてお答えします。

消防は、災害や事故の多様化及び大規模化、都市構造の複雑化、住民ニーズの多様化等の消防を取り巻く環境の変化に的確に対応し、住民の生命財産を守る責務を全うする必要があります。沖縄県の消防体制は、職員数が100名に満たない消防本部が13消防本部と多数を占めており、出動体制、保有する消防車両、専門要員の確保等に限界があることや、組織管理、財政運営面で厳しい状況があります。このため、市町村の消防の広域化により行財政上のさまざまなスケールメリットを実現することが、消防体制を強化するためには有効であると考えております。

次に、同じく消防行政についての御質問の中で、消防広域化ができなかった理由についてお答えします。

沖縄県では、平成20年3月に、県域1ブロックによる消防広域化を推進する沖縄県消防広域化推進計画を策定し、平成22年度から市町村長等で構成される協議会において協議を行ってまいりました。しかしながら、市町村の協議において、将来的な財政負担の懸念などから協議がまとまらず、県域1ブロックでの消防広域化の実現は困難であるとの結論に至り、平成24年3月に同協議会は解散しております。

次に、消防広域化の県の方針についてお答えします。

消防広域化に関連する県の取り組みとしましては、消防業務の一部を共同運用する消防共同指令センターを推進してきたところであります。当該センターにつきましては、県内36市町村が参画し、比謝川行政事務組合ニライ消防本部内に整備が進められているところであり、本年10月には一部運用開始し、来年4月から本格運用される予定となっております。

県としては、当該センターの運用や消防広域化推進協議会が解散した経緯を踏まえ、市町村等と意見交換し、地域ブロックでの消防広域化の可能性を含め十分に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 総務部長。

〔総務部長 平敷昭人君登壇〕

○総務部長（平敷昭人君） 知事の政治姿勢、米軍基

地問題等についての御質問の中で、アジアの成長を取り込む組織体制についてお答えいたします。

アジアの成長を取り込み、日本のフロントランナーを目指すための組織及び定数編成等につきましては、定数管理基本方針を踏まえ、適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、本県特有の課題に対する職員体制の考え方と配置状況についての御質問にお答えします。

沖縄県では、平成25年度に策定した沖縄県組織ビジョン及び沖縄県職員定数管理基本方針において、沖縄の地域特性に起因する課題や環境の変化等に着実に対応していくことを組織編成や定数管理における基本的な考え方としております。この基本的な考え方を踏まえ、基地問題や離島振興など、本県特有の課題に適切に対応するための組織編成及び定数配置に努めているところであります。

類似県との対比についてお答えいたします。

平成26年度における沖縄県の公安や教育等を除いたいわゆる一般行政部門の定員ですが、3831人となっております。一方、本県と人口規模が類似する滋賀県、奈良県、山口県、愛媛県及び長崎県の5県の平均は、3531人となっております。なお、予算規模の類似する県との比較につきましては、大学や試験研究機関の設置の有無、臨時的任用職員の数などにより結果が大きく変動することから、正確な比較は困難であります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長 金城 武君登壇〕

○子ども生活福祉部長（金城 武君） 福祉政策についての御質問の中で、5歳児の居場所確保の状況についてお答えをいたします。

5歳児の居場所確保については、各市町村の取り組みにより、今年度、保育所等における5歳児の入所者数が約620人、公立幼稚園における預かり保育の利用者数が約1900人増加したところです。その結果、平成27年5月1日現在の放課後児童クラブにおける5歳児の登録児童数はゼロとなっております。

県としましては、引き続き保育所整備を支援するとともに、預かり保育に対する補助など市町村の取り組みを支援してまいります。

次に、子育て特区についてお答えをいたします。

県におきましては、安心して結婚し、出産・子育てをすることができる社会の実現に向けて、待機児童の解消、保育従事者の確保と資質向上、子供医療費の助成、ワーク・ライフ・バランスの推進などに取り組ん

でおります。

特区制度につきましては、現在、国家戦略特別区域限定保育士試験の実施を予定しているところであり、こども環境・日本一の実現に向けて、地域の実情に感じ課題の解決を図る施策の検討を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 嶺井 光君。

○嶺井 光君 答弁ありがとうございます。

射撃場整備についてまずお願いします。

これまで浦崎副知事からも指摘があって、各部間で協議もしてきました。先進地というか他県の調査もしてきたようで、取り組みが進んでいることについては敬意を表したいというふうに思っております。

ただ、さっき答弁でありました範囲で聞きますと、なかなか前に進めないなというのがまず印象ですね。これはもう行政の決断が求められるところに来ているというふうに私は認識しているんですよ。ですから、農林の事業でやるのか、あるいは一括交付金を使うのか、そこら辺はもう内部で検討されて何とか道筋をつけてもらいたい、そういう思いなんですけれども、いかがですか。副知事、どうぞ。

○議長（喜納昌春君） 浦崎副知事。

○副知事（浦崎唯昭君） 射撃場について御答弁させていただきます。

農林行政からも射撃場の創設はやらなければならないと。また、スポーツ観光の立場からつくることを検討してまいりたいということを表明しておりますので、今議員おっしゃることは両方が今検討していることを整理整頓しながら、いずれ結論を出すときはそう遠くない時期にやってござるを得ないのかなという感じはいたしております。もう御承知のとおり、鳥獣被害に対して果たしている役割、射撃での皆さん方が鳥獣被害の防止対策で頑張っていられっしゃる。また、スポーツ面においては、国体の種目としてもこれは全国的にあるいはまたオリンピックの種目としても認知されておりますので、そういう面でも必要な施設ではなかろうかと思っております。あとは今検討をしているところだという答弁でございましたので、農林水産部、そして文化観光スポーツ部と調整する時間をいただきたいと思います。

○議長（喜納昌春君） 嶺井 光君。

○嶺井 光君 副知事の答弁聞いておりますと、かなり期待を持てるなということではあるんですけども、協議はこれまでもかなり重ねてきているんですよ。この猟友会、クレー射撃協会等は、あるいはJ Aさんも含めて。ところがこの農林の事業でやるとなる

と、やはり補助事業であるということで、このクレール射撃側に使わせられないというような、この目的外使用に当たるといふようなことで、なかなか難しいという事業者側の考えがあります。私はもうここまで来たら、一括交付金で県として必要な施設といふような立場でやったほうが近道じゃないかなといふふうに考えているんですけれども、所管部長、そういう立場ではいかがですか。

○議長（喜納昌春君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（前田光幸君） お答えします。

一括交付金の活用にあたっては、一括交付金の交付要綱に基づいて措置をしていく必要がありますが、現在スポーツ振興に対してはその交付金対象とはなっておりません。原則として一括交付金を充てることができないといふようなことになっておるようです。ですから、必要性について、あるいはそういったことを整理した上で整備するとした場合の財源の充て方については、一括交付金、原則としてできないという部分も含めて整理をしていく必要があると考えております。

○議長（喜納昌春君） 嶺井 光君。

○嶺井 光君 この一括交付金の交付要綱を見ますと、確かにスポーツというものはないです。ところが、「人材の育成」とかあるいは「沖縄の地理的及び自然的特性その他の特殊事情に基因する」ものとありますから、この「特殊事情に基因する」ものという最後にあるものは、ある意味ではこの分野にないものはここでつくってできるという項目だと思うんですよ。だからそういう意味では、原則としてということですから全くできないということではないという見方になりますので、今副知事がおっしゃったように議論を重ねていくという域はもう越していく、もうどれでやるんだといふような方向性を決める時期に来ていると思うんですよ。

どうですか、副知事、一括交付金で。できますよ。

○議長（喜納昌春君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（前田光幸君） 原則として交付対象になっていないということなんですけど、必要性について関係部局も含めて議論した上で整理をして、さらにはその財源について一括交付金を充てることが可能かどうか、議員からございますその「沖縄の地理的及び自然的特性その他の特殊事情」というところでの整理ができるか、こういったところがポイントになろうと考えております。

○議長（喜納昌春君） 嶺井 光君。

○嶺井 光君 やっぱクレール射撃とか国体種目で

もある、国体に現に参加もしているんですよ。確かに人数は少ないかもしれぬ。議論の中で、わずかに何十名しかいないといふところにこういう投資経費を出していいかという話もありました。しかし、今設備がないから訓練する人材も出てこない。そういう見方もできるわけなんですよ。そういう意味では、もう他県でやればいいよという問題ではなくて、やはり近くで選手育成ができるような方向にぜひ持っていってもらいたいといふふうに思っております。どうですか。

○議長（喜納昌春君） 浦崎副知事。

○副知事（浦崎唯昭君） 議員の御提案ありがとうございます。

各方面からいろいろ検討しまして、とりわけ農林は営農推進の立場から、それからスポーツの立場から文化観光スポーツ部、調整をする時間をいましばらくいただきたいとこのように思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（喜納昌春君） 嶺井 光君。

○嶺井 光君 ちょっと知事公室長に1点だけお願いします。

この不発弾の処理の迅速化、これまでも取り上げてきたんですけども、やっぱり業界からはなかなか迅速にできていないという話が聞こえてくるんですよ。職員もふやしてきているという話ではありますけれども、この審査の内容等々、審査そのものは7名の職員でやっているんですか。それとも外注もあるんですか。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後3時21分休憩

午後3時22分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（町田 優君） お答えします。

7名の職員以外に、委託で4名ほども審査に当たっております。

○議長（喜納昌春君） 嶺井 光君。

○嶺井 光君 これはどういう方向に委託をしているんですか。どういう企業に委託をしているんですか。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（町田 優君） 指名業者として登録されている設計測量コンサルタントに委託しております。

○議長（喜納昌春君） 嶺井 光君。

○嶺井 光君 そちら辺に問題が一つあるんじゃないかなと私感じているんですよ。磁気探査業者はい

る。皆さんがこの審査を委託するのはそうではないほかのコンサルに出す。そこら辺のところに迅速さが発揮できていないという面はありませんか。要するに専門業者以外に審査をさせているという面。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（町田 優君） 大分専門的な部分に入り込んでいるんですけれども、この設計測量コンサルタントもいろんな見積もりであるとかその辺の能力は持っているそうですので、磁気探査業者でなくともそのコンサルタントで十分に対応できる能力は持っていると聞いております。

○議長（喜納昌春君） 嶺井 光君。

○嶺井 光君 皆さんの見方は、十分能力はあるんだというふうに見るにしても、現実はこの審査にかなり時間がかかっているということがあるわけですよ。そういう意味では、もっと専門的なところにやる。あるいはもとはと言えば、職員をふやすというのが一番だと思うんですけれども、まだそのままのペースでいくと70年もかかるというものを5名から7名にふやしたということで、それで十分とは言えないと思うんですよ。もう根本的には職員をふやしてでも、あるいは企業、業者を育成してでも70年というのを早く終わらせる、そういう取り組みも必要じゃないですか。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（町田 優君） 審査に時間がかかるというお話もあるようですけれども、実際には申請に際して、申請される方が書類をなかなかきちんと書き切れないでそれを戻したりするとか、そういうことで1カ月ほどかかったりする事例も多いやに聞いております。ただ、私どもとしてもいろんな形で事務処理の迅速化、これは必要だと思っておりますので、そのためにどうすればいいのか、今後とも引き続き検討していきたいと考えております。

○議長（喜納昌春君） 嶺井 光君。

○嶺井 光君 事業者が申請を出すものに不備があるという自体、私疑問を感じます。そんなに難しい申請手続なのかということになっていきますから、そこら辺の簡略さも含めて迅速な対応をしていただきたいと、要望で終わります。

○議長（喜納昌春君） 20分間休憩いたします。

午後3時26分休憩

午後3時51分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

休憩前に引き続き質問及び質疑を行います。

具志孝助君。

〔具志孝助君登壇〕

○具志 孝助君 皆さん、こんにちは。

一般質問を行います。

順番の入れかえをさせていただきました。ありがとうございました。

通告に従って行いますが、まず1点目は、普天間飛行場返還の見通しについてであります。

実は、御案内のとおり普天間飛行場の返還は1996年（平成8年）ですか、S A C O合意によって返還合意がされるわけで、以来19年の年月がたちました。

橋本総理、モンデール・アメリカ大使、2人の間で合意をされて、当時沖縄県知事は大田さんであったわけですが、大田革新県政も大変喜んで普天間の危険性の除去ができるというようなことでありました。ただし、これはS A C O合意、10施設の返還が合意をされております。まず、大きいところで北部訓練場、安波訓練場、ギンバル訓練場、楚辺通信所、読谷補助飛行場、キャンプ桑江、瀬名波通信施設、牧港補給基地、那覇港湾施設、お聞きになればどこどこがなって、どこどこがまだだなのことがよくわかります。それから訓練についても104号線実弾訓練これも移転をいたしました。それからパラシュートの降下訓練これもしかりであります。このようにできたところもあるわけですが、大変残念なことに都市地区における最も我々が緊急に返還をしてもらいたいところが渋滞をしているというようなことであります。

普天間の移設問題まさに19年、総理大臣が11名かわりました。橋本総理から今の安倍さん11名かわっているんです。沖縄の県知事も4名かわった。私たちが当選した、翁長知事も当選して浦崎副知事が当選した翌年、合意しております。19年ですよ、我々40代後半だった。今もう70代ですよ。これは何ですか、政治の責任ですよ。本当に腹をくくってやらなければならないと思っている。決意をして臨まなければならないと思うわけであります。

このように一通りの流れを申し上げました。我々が腹をくくってやらないことには、この問題は解決をしないということであります。しかし今どうなんですか。1996年に合意ができて、そして名護に移設することがその3年後、1999年に名護その沿岸域に移設するということを決定したんです。そして、2013年に埋立申請がされた。2013年の3月そして9カ月間の審査を経て13年12月に承認をしいよいよ着手と。かと思いきや今回承認手続に瑕疵ありとこういうようなことで行政手続に瑕疵がある。したがって承認は取り消し、こういうことをしなければならない、知事は表明しました。取り消しということは、どうい

ことですか。白紙に戻すということなんです。またここで白紙に戻すということなんです。本当にこういうようなことでいいのか、まじめに考えなければならぬと思っています。

もうこのごろでは、基地問題で質問通告を出しても、当局は質問どりに来ないんです。質問の内容はどういうことですかと聞きに来ないんです。もう似たり寄ったり、質問も同じ、答弁も同じ、とにかく嫌なんだ、新基地建設反対、イデオロギーよりはアイデンティティーと知事はおっしゃるけれども私はまさにイデオロギーが先行してしまっているんじゃないか、このように思うわけでありまして。改めて取り消しということになれば、白紙になるというようなことですが、いよいよこの見通しについてどのように考えているのか知事にお伺いをいたしたいと思っています。

それから私は、戦後70年、やはり戦争から70年ということでありまして。私たちのこの沖縄の地に46の都道府県の慰霊碑が建っております。これらの慰霊の塔あるいは碑も相当の年月が経過をいたしました。先般、平成27年8月11日沖縄県知事は、厚生労働大臣に対しまして戦没者遺骨のDNA鑑定と同時に民間建立慰霊の塔の整理について要請をしたところであります。評価をいたします。

そこで慰霊塔の整理について現状をお伺いをしたいと思っています。

関連質問は、これまた繰り返しの質問になりますけれども、仲田弘毅議員の代表質問の中で、普天間飛行場移設の中に那覇港湾整備計画と高江地区におけるヘリパッド建設、この質問がありました。

那覇港湾整備については、港湾管理組合のほうで平成7年に協議会が設置をされて、普天間地区のほうに移設をするというような基本計画案が了承をされております。その後、那覇市のほうから当時翁長市長から軍港の移設と港湾の整備計画は切り離してやってもらいたい、というような発言がありました。浦添も従来の市長は受け入れ表明、儀間さんまでそうであったわけでありまして、松本市長が反対の立場で当選をした後、やはりこれを受け入れをしないと浦添地区の開発整備はできないということで、4月に受け入れ表明したと、こういう経緯があります。

そこで、いよいよ混沌としているわけですが、これも整理をしなければならない。何としても港湾管理組合いわゆる港湾協議会で協議をしなければなりません、その長も県知事でありまして。松本市長は何としても県知事と協議をした上で地元で話を整えて国港湾管理のほうに上げていくのが順当じゃないか

ということでお話し合いをしたいと、こういうような申し入れもあるわけでありましてけれども、一体全体この港湾整備計画、どのような考えであるのかお伺いをしたいと思っています。

高江のヘリパッド、これも最大の訓練いわゆる米軍基地であります。その過半を返還しようと。ただし今20基以上あるヘリパッドを6基に整理統合をしてやるんだと。このことについてはここに来て政府も力を挙げていわゆる沖縄の基地の負担軽減のためにこれをちょっと力を入れてやりましょうということで、一般の集中協議の中で菅官房長官からの申し入れがあったと思っています。これも翁長知事のきちとしたスタンスを示さない限り前に進まないと思うっております。

この件についての基本的な考え方をお示しいただきたいと思っております。

よろしくお願いします。

○議長（喜納昌春君） 翁長知事。

〔知事 翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君） 具志孝助議員の御質問にお答えをいたします。

戦没者慰霊事業についてに関する御質問の中の、戦没者慰霊事業の現状と課題についてお答えをいたします。

戦没者慰霊塔の管理につきましては、建立者の責任において行うべきであると考えておりますが、関係者の高齢化等に伴い、十分に管理がなされていないなどの課題が顕在化しております。

沖縄県では、維持管理が困難な民間建立慰霊塔などについて整理事業を行うよう、平成27年8月11日に厚生労働大臣宛てに要請をしております。こうした中で、沖縄県平和祈念財団は、民間建立慰霊塔などの維持管理を行っており、戦没者慰霊事業の推進に大きな役割を果たしております。

沖縄県としましては、今後も慰霊塔の管理が安定して行われるよう、沖縄県平和祈念財団と引き続き連携をしております。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

〔知事公室長 町田 優君登壇〕

○知事公室長（町田 優君） 基地問題についての御質問の中で、普天間飛行場返還の見通しについてお答えします。

普天間飛行場の早期返還及び危険性除去は、県政の最重要課題であります。特に、5年以内の運用停止に

については大変重要であるとして、政府との集中協議において取り組み状況について説明を求めたところですが、政府からは具体的な言及はありませんでした。

県としましては、政府との今後の協議の中で普天間飛行場の早期返還及び危険性の除去を強く求めてまいりたいと考えております。

次に、我が党の代表質問との関連についての御質問の中で、那覇港湾施設の移設についてお答えします。

県としては、那覇港湾施設の返還が実現されれば、基地負担の軽減、跡地の有効利用による発展に寄与すると考えており、これまでの経緯を踏まえつつ、協議会の枠組みの中で進めることが現実的と考えております。

一方、普天間飛行場については、辺野古の新基地はつくらせないということを県政運営の柱にしていきたいと考えております。

県としては、知事公約の実現に向けて全力で取り組んでいるところであります。

次に、我が党の代表質問との関連についての中で、北部訓練場のヘリパッドの移設についてお答えします。

北部訓練場の過半の返還について、県はS A C O合意事案を着実に実施することが本県の基地の整理縮小及び地元の振興につながることから、その実現を求めているものであります。その条件とされている6カ所のヘリ着陸帯の移設については、当該地域の自然環境や地域住民の生活への影響をめぐってさまざまな意見があるものと承知しております。

オスプレイについては、日米両政府に対して配備撤回を求めてまいります。

今後、地元の意見も伺いつつ、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 具志孝助君。

○具志 孝助君 普天間飛行場の返還のためにあらゆる手段を講じるということで、先般、知事は国連演説をなさいました。我々は、国連演説の機会を与えていただいたN P O法人の方々のことを聞いて、これは沖縄が先住民扱いの立場で話をされると話が違うなど。基地問題で訴えることは大いに結構、構いませんが、そこは慎重であるべきだと思って申し入れをいたしました。内容においては新聞でしか知りませんけれども、この国連で基地問題についてどのような演説をされたのか、我々には明らかにされております。本来であれば、県知事として沖縄県を代表して国連、

世界場で意見を述べるということであれば、事前に議会のほうにもお示しいただいたほうが筋じゃないかなとも思ったんですけれども、まあまあそれは信頼してよしとするけれども、やはりお話をされた以上は正式にこの場で、どういう挨拶をしたということを明らかにすべきだと思っています。2分間の演説ですから、中身が長いものではないと思っておりますから、その内容についてまず報告をしていただきたいと思います。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（町田 優君） それでは、知事のスピーチの内容を読み上げたいと思います。

沖縄の人々の自己決定権がないがしろにされている辺野古の状況を、世界中から関心を持って見てください。沖縄県内の米軍基地は、第二次世界大戦後、米軍に強制接収されて出来た基地です。沖縄が自ら望んで土地を提供したものではありません。沖縄は日本国土の0.6%の面積しかありませんが、在日米軍専用施設の73.8%が存在しています。戦後70年間、いまだ米軍基地から派生する事件・事故や環境問題が県民生活に大きな影響を与え続けています。このように沖縄の人々は自己決定権や人権をないがしろにされています。自国民の自由、平等、人権、民主主義、そういったものを守れない国が、どうして世界の国々とその価値観を共有できるのでしょうか。日本政府は、昨年、沖縄で行われた全ての選挙で示された民意を一顧だにせず、美しい海を埋め立てて辺野古新基地建設作業を強行しようとしています。私は、あらゆる手段を使って新基地建設を止める覚悟です。今日はこのような説明の場が頂けたことを感謝しております。ありがとうございました。

という内容です。

○議長（喜納昌春君） 具志孝助君。

○具志 孝助君 時間が大変タイトですから手短にしゃべりますので、失礼があったらお許しをいただきたいと思います。

この短い挨拶の中で、自己決定権というのを2回使っているんですね。先ほどのうちの自民党の花城議員からもありましたが、自己決定権というのは耳新しい、この議会でも新しい話ですが、今回知事が出かけるに当たって、NGO代表の方々いわゆる少数民族の権利を求めている方々が少数民族の権利回復、自己決定権、自分たちのことは自分で決めるんだと、このような中で使われている言葉でありますけれども、この自己決定権については、なかなか誤解されやすいところがあるんですが、この点いかがですか、知

事。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○具志 孝助君 これはだめだよ。知事が演説したんだから知事に答えてもらわないと、あなたではだめなんだよ。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○具志 孝助君 ちょっと待ちなさいよ。誰が答えてもいいというような話ではないです。知事の演説に対して私はやっているわけです。知事が出かけていってお話されたんですよね。知事が目の前にいるのにどうして知事が出ないんですか。それはだめですよ。議長、そのようにひとつ取り計らいお願いします。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後4時13分休憩

午後4時13分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

翁長知事。

○知事（翁長雄志君） 今日までの慣例等では、部長が答えることも県議会でもたびたびあったようには承知しておりますけれども、具志先輩からそういうふうに御指名でありますので、私のほうから説明をさせていただきます。

自己決定権という言葉は、今、具志議員の指摘するような面もあるかもしれませんが、普通に言いますといわゆる多くの県民・国民から見ましたら、そこで生きている人たちが何か1つの政策の中でも自分たちの民意が通らず、そして大きなものの中で翻弄されているというようなことも自己決定権の中には入るのではないかなというふうに思います。

沖縄の歴史の説明もしたんですが、やっぱり1879年に日本に併合されて、そして一生懸命頑張って、そしてよき日本人として誇りを持って生きていこうとしたんですけれども、戦争が起こって、そして唯一の地上戦が沖縄で起きて、そして軍隊と一緒に逃げ回ったんですが、10万人を超える人が亡くなってしまったと。それで戦争が終わったら、収容所に入れている間に基地ができ上がってしまった。そして1952年には、サンフランシスコ講和条約で私たちの民意もへったくれもある意味ではないわけでありまして、私たちはそのときから日本人でもなくてアメリカ人でもない、そういったような立場に二十数年置かれたわけでありまして。ですからそういったような中で、ある意味で人生といいますか、沖縄県そのものが翻弄されたような部分があるものですから、先住民族というようなもののそういった統一的な意味合いではなくて、自分たちのかかわりのないところで翻弄されてき

たなという意味からすると、自己決定権というのも言葉の使い方としてはおかしくはないのではないかなというふうに思って私は自己決定権というのを使いました。

おっしゃるようにそういったものを見るときにはいろんな方々がいろんな立場でそれに理由づけもしますが、私はそういった意味合いを含めて国連のほうで説明をさせていただいたと思っております。

○議長（喜納昌春君） 具志孝助君。

○具志 孝助君 今回の便宜供与をしてもらったNGOの皆様方がそういう団体であるのに、そういう団体であるために、誤解がないようにというようなことで申し入れをしたつもりですけれども、この議論は時間がないので後に譲りたいと思っております。

もう1点、自国民の自由、平等、人権、民主主義、そういったものが我々には認められていないと、このような内容でもって日本政府を批判されました。いかにもこの演説を聞きますと、何でも沖縄県民が迫害を受けていると、こういうような人権理事会であえて沖縄県知事がそういうような場でそういうような内容の発言をしたということは、そういうような誤解も出てきたんじゃないかと思うんですが、その点はいかがですか。

○議長（喜納昌春君） 翁長知事。

○知事（翁長雄志君） 先ほど申し上げました歴史的な経緯も含めて、去年の沖縄県民の民意が出たにもかかわらず、防衛大臣等々は何をおっしゃるかというところ、ほかのところを当たったけれども知事や市長が反対するんだよというような話をする中で、沖縄県については、それしかないというような話をされるわけがあります。

ですから、迫害という言葉をどの程度の強度に考えるかどうかわかりませんが、いずれにしても沖縄県からしますとそういう意味でのある意味差別感みたいなものは、十二分に感じているからこそ去年の一連の選挙では、そういう主張をする私たちに大きな票が来たのではないかなというふうに思っております。

ですから、県民の考え方もさまざまでありますけれども、それをどういう形で表現をするかというのは、やはり一番は選挙でそういった民意というようなものを確認をして、そして自分の主張というようなものをどの程度県民から理解されているかということを考えながらやるわけでありまして。まさしくそういったいろんな経緯の中で沖縄県民が自主的に物事を判断するようなものが今日まで大変おろそかにされておったという意味からすると、やっぱり県民へは私は「魂の飢餓

感」と言っておりますけれども、ある意味で一定程度の生活レベルやらそういったものが保障はされていても何かしら違うぞと、何か満たされないものがあるぞと、これは何だろうかというようなものがそれぞれに考え方としてあると思います。私はその総合的な意味合いで「魂の飢餓感」というようなものを御理解いただかなければ、官房長官にも申し上げましたけれども、沖縄の気持ちとか個別の問題というのは解決しないのではないかなというような話をさせていただいたわけです。

○議長（喜納昌春君） 具志孝助君。

○具志 孝助君 残念ながら質問者には、反論する時間がありませんので先に進むわけでありましてけれども、そこでずばり知事は先住民、沖縄県はアイヌと同様にいわゆる先住民族そういうように考えているのか、あるいは全く違うのか、こここのところはひとつ明快に答えていただきたい。今まで話した中身を集約される部分だと思っていますから、そのことについてどのようにお考えですか。我々は先住民族というような認識にあるのか、否か。

○議長（喜納昌春君） 翁長知事。

○知事（翁長雄志君） 先住民という言葉の中に、具志議員のほうでNGOはそういうふうを考えているんだという話がありました。ただ、普通の一般県民からすると、また別の考え方がたくさんあると思うんですね。琉球王朝時代というようなものをどのように考えるのか、あるいはまた日本全国にあった各藩、いろんな形でありましたけれども、そういったようなこと等とそれからいわゆる日米、琉米修好条約とかそういったようなものを結んだ沖縄という立場は琉球という立場は一体何だったんだろうかというようなこと等が検証されないと、これは先住民という言葉の厳密な判断というのは、なかなか難しいと思うんですね。だからこういう歴史的な経緯を誰がどのようにして総括をして、そういうふうに言うのかは難しいと思いますが、ただその言葉を使うという意味では、私自身が今日まで使ったことがありませんので、その意味では今おっしゃるようなNGOが使う先住民とは違うかもしれないけれども、ただ客観的な歴史の認識というのは、そうは違わないのではないかな。それをそういうふうに言うか言わないかというのは、やはりその沖縄県民一人一人の今日まで生きてきた経緯、もう長くなりますからね、戦後も70年たちましたし、私の姪っ子なんかも3名は本土の方に嫁いで大変幸せに暮らしていますので、そういったこと等も含めていろいろ一人一人に思いがあると思いますから、何ともこの

言いようがありませんけれども、ただやはり沖縄がそういう自己決定権という意味で大変ほかの都道府県とは違うということだけははっきりしていると思いますので、これをどういうふうに表示するかが若干まだ県民議論がなされていないというふうに思っております。

○議長（喜納昌春君） 具志孝助君。

○具志 孝助君 知事は、先住民族に対する認識、見解については、曖昧に答えたというような形でしか私は受けとめられません。これも時間の都合でこれ以上の議論はできません。

国連演説は、国際にいわゆる世界に沖縄の問題を発信しようということ出かれました。私たちは、アメリカ・ワシントンのほうにも事務所を開設しました。いわゆる沖縄の情報を発信しよう、そしてまた情報の収集もしよう、こういうようなことであるわけですが、我々はどれぐらいの効果があるか、こんなようなことで金目の話をするの大変えげつないように思いますけれども、やはりこれは県民の血税でやっていることですから、ワシントン事務所の年間における大まかな経費、そして今回の知事の国連演説における経費、御説明願いたいと思います。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後4時22分休憩

午後4時23分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（町田 優君） お答えします。

まずワシントン事務所の経費ですけれども、これは平成27年度の予算状況でお答えしたいと思います。トータルで7932万9000円となっております。

それから次に、今回の国連人権理事会に出席した経費ですけれども、これはまだ精算中でありまして、概算でお答えしたいと思います。概算で229万1000円程度となっております。

○議長（喜納昌春君） 具志孝助君。

○具志 孝助君 ありがとうございました。

話題をかえます。

集中協議についてでありますけれども、一月間の集中協議をしました。知事はどう評価しますか。

○議長（喜納昌春君） 翁長知事。

○知事（翁長雄志君） 去年の12月から、当選をしまして官邸等を訪ねますけれどもなかなかお会いできませんでした。ですから3月いっぱいまではそういうお会いをできる機会がなかったわけですが、その間私のコメントの中には、工事を中断して話し合いをしてもらいたいということだけはいつもつけ加えておりま

した。そういうさなか、4月に入りまして官房長官それから総理、5月に入りまして中谷防衛大臣という形で話し合いができて、その後私はそういうふうに中断をして話し合いに応じていただきたいというのは、ことしの初めからずっと言ってきたものですから、それを受けてかどうかわかりませんが、官房長官のほうから1カ月間中断をして話し合いをしたいという話がありましたので、今日まで私もそういうふうに申し上げておりましたからそれはいいことだということで応じたわけですね。8月の10日から9月の9日までということでありまして、5回ほど話し合いをさせていただきました。

その中では、私はある意味で言い尽くしたところがあると思いますけれども、官房長官との会談がちょっともしかすると1回ぐらい間違うかもしれませんが、三、四回あったと思うんですね。そういう中でもなかなか御自分の考え方をおっしゃらないんですよ。ですから、いわゆる普天間の危険性除去が一番と、そして新辺野古しか解決への道はないと。ちょっとニュアンスが違う言い方から言いますと、梶山先生のある意味で弟子だったので梶山先生の気持ちはよくわかるということぐらいで、あと私のほうで今まで申し上げました歴史的経緯を含め基地のあり方とか抑止力の問題とかいろんな話をさせてもらいました。それで防衛大臣とは割合、抑止力の問題の話もしましたが、それは割合、一番議論があったかなという感じがしております、防衛大臣とはですね。あと最後の5名の官房副長官も入れると5名の閣僚には、いわゆるあれは4回目でしたか、私のほうで、なぜ私がそういうふうなことになったかと言いますと、あれですかと、私がこれだけ話したことは官房長官は御理解いただいていますかと言うと、なかなか僕もわからないんだよと話をされておまして、ほかの閣僚もわからないんですかねと話をしたら、多分わからないと思うなと。だから私が何か新聞か何かに載ったのを読んだことありますかと言ったら、読んだことないと。そういう話まで——きょう初めて言いますけど——あったので、これはぜひ説明させてもらわんといかぬですねと言ったときに4回目の会議で外務大臣、防衛大臣、官房長官、沖縄担当大臣そして官房副長官というような形でやったので、そこでは20分ほど私が改めて経緯を含めて話をさせてもらいました。最後は、今度は同じようなメンバーに安倍総理が入りまして、これもう締めのあるになりますので、そこでもほぼ今までの議論と同じことを話されておったので私からするとなかなか歴史というものに対しても理解がいただけなかったという気

持ちがありますから、お互い70年間別々に生きてきたような感じがしますねという話をしまして、そして工事再開するんですかと言ったら、そのつもりですとおっしゃったので、私からすると、それでは全力を挙げて阻止させてもらいますということで話は終わったわけですね。

これはこの経過なんですけど、ただ私はその都度官房長官だったり防衛大臣だったりいろいろ話をしてきましたので、その会談が終わった後、集中会議が終わった後、マスコミ等には私はこう申し上げましたという話をしましたので、その意味からいうと私が話しをしたことそのものは報道で取り上げていただいたのかなと。しかし、向こう側からするとほとんどそういうのには答えていただけませんでしたので、その1カ月の評価という意味からすると双方の溝がどうだというようなものよりも私自身がこういうことを訴えてきたというようなことが多くの方々に御理解をいただいた、その目に触れていただいたというような意味からすると意義があったと思いますし、双方という意味からするとやはり結論ありきだったのかなというようなことも感じはしました。

○議長（喜納昌春君） 具志孝助君。

○具志 孝助君 話し合いは大変大事で、私も評価をするところです。

今回の集中協議で最も大事なポイントだったのは、普天間問題の原点に対する認識、知事はいわゆる終戦、土地の接収にさかのぼると、あるいは琉球王国時代の話まで取り出して先ほどの国連の演説の内容までいったんですが、やはり普天間の問題は1996年、SACO合意あそこが原点ではないかと、私は思っております。これもまた次の機会に譲りたいと思っております。原点は、やはり違うんじゃないかと思っております。

新しい協議会を設置しました。安慶田さんよく頑張ってもらったわけですが、これまでの協議会とどう違うのか、どのような形で進めていこうとされるのか、この辺についてはいかがですか。どちらが答えますかな。

○議長（喜納昌春君） 安慶田副知事。

○副知事（安慶田光男君） 具志孝助議員にお答えいたします。

1カ月間の集中協議の中におきましては、辺野古の埋め立ての問題が主でありましたけれども、その1カ月間の集中協議の中ではいろんな問題が出たんです。結論としては先ほど知事からもありましたように、すれ違いであったんですが、それなりに知事の思いをあ

るいは沖縄県の置かれた立場を政府の方々にあるいは閣僚の方々に話すことによって、そしてまたそのたびに本土のマスメディアも取り上げていただいて、僕はある意味では沖縄の立場を理解するいいチャンスだったんじゃないかなと思います。

それで、その後、菅官房長官とも私も何度か話していると、もうこれで話し合いが終わるというわけにはいかないだろうということ、双方からありまして、じゃいずれにしても結論が1つに見出せなくても、あるいは平行線であってもやはり国と県は、何らかの形で協議会を持っておく必要があるということで、もちろん沖縄の基地負担軽減とそれから振興策を2つ交えた協議会を持とうということになりました。

○議長（喜納昌春君） 具志孝助君。

○具志 孝助君 これはこのメンバーは、どのようなことになって、名称はどうなんですか。関係する市町村代表も入るんですか、メンバー。

○議長（喜納昌春君） 安慶田副知事。

○副知事（安慶田光男君） お答えいたします。

名称は、菅官房長官のほうから仮称という形で挙げたんですが、まだそれ以後いろんなことがあって調整していませんけれども、仮称であってますので正式名称とはしていませんが、やるという意味については決まっております。まず、官房長官とそれから沖縄関係閣僚と言っていますね。それから外務省・外務大臣、それから防衛大臣、それから沖縄担当大臣、それに内閣府の杉田官房副長官、沖縄県からは知事と担当副知事が入るという形になっており……

○具志 孝助君 市町村は、市は入らないんですか。

○副知事（安慶田光男君） この話は出ていませんでした。ただ我々で話したのは、国と県との協議会の中ということでありまして、それだけしか話はありませんで、ただ前に、1カ月間の集中協議期間中の最後の4回目のときに、その宜野湾からこういうのがあったということで、それをどうするかということは、県に対する自分是要請を受けたということで長官から話がありましたけれども、もうあと1回しか残っていませんでしたので、それ聞きましたら、しかもそのときはもう最後で総理も入るので、そこに参加させるのはかなり時間的にも無理だと、物理的にも無理だということがありましてできていませんでした。ですから、この新しいものに入れるという話ではありませんでしたので、1カ月間の集中協議の中に参加させてもらいたいという意向だったということで理解しております。

○議長（喜納昌春君） 具志孝助君。

○具志 孝助君 当然関係市町村というのか、首長さ

んも入れるべきだと思っております。

それから第三者委員会から瑕疵ありということで、取り消しを決断されたようですが、これいつ決定というんですか通知をされるんですか。

○議長（喜納昌春君） 翁長知事。

○知事（翁長雄志君） これは、これからのいろんなシミュレーションが描かれているわけですから、今まで県民にもそういう話はしておりませんので、そういったこと等は今日までのいきさつの中で私の政治的な立場として、しっかりとやっていきたいと思っておりますけれども、時期云々とかはいずれわかることになろうかと思っておりますので、今ここで申し上げるということは差し控えたいと思っております。

○議長（喜納昌春君） 具志孝助君。

○具志 孝助君 最後になるかと思うんですが、取り消しになったらいわゆる不服審査請求というんですか、裁判に発展されることが予想されるんですが、知事はその法廷闘争、これに対する——これ相手側から訴えられるかと思うんですが——覚悟というか決意というか、この辺についてはどのようにお考えでしょうか。最後にお伺いします。

○議長（喜納昌春君） 翁長知事。

○知事（翁長雄志君） 去年の選挙からの私の公約でありましたので、やはり前知事がその4年前の知事選挙で県外移設ということを公約をしておりましたけれども、残念ながらあのような形で承認をしました。その結果、そういった内部でもいろいろあったというのも聞いておりましたから、第三者委員会を設置しまして7月16日に法的な瑕疵があるということになっております。私からしますとそれを踏まえた上で精査をして、そして取り消しの手続を開始しているわけありますから、その延長線上に何があるかというのはいろいろ想定されるのがあるものですから、こうだからこうですというようなことにはなりませんので、いわゆる今日までのいきさつから大体それぞれが予測できるようなものがあるかと思っております。しかし相手がいることですのでどういうところに曲がっていくかわかりませんので、今ここではっきりしたことは差し控えたいと思っております。

○具志 孝助君 ありがとうございます。

○議長（喜納昌春君） 座喜味一幸君。

〔座喜味一幸君登壇〕

○座喜味 一幸君 こんにちは。

一般質問をさせていただきます。

まず第1番目に、知事の政治姿勢についてであります。

国連での知事の演説と関連して。

ア、県民は日米政府から基地を押しつけられ差別されている、その差別は（日本先住民である）沖縄県民の自決権を侵害している、日本政府は沖縄県民に対して民主主義も人権も平等も与えていないとの内容だったと私は理解しているが、県民の意識とずれた、表現がきついのですが被害妄想的、あるいは日米両政府に対する挑戦的な発言ではないかと思っております。所見を伺います。

次に、イといたしまして、平成7年6月県議会で大田知事に対し、沖縄の基地問題解決には訪米要請よりむしろ訪米のエネルギーを日本政府にぶつけることによって進展は図られるのではないかと趣旨で質問をされております。知事は、同じ轍を今や踏んでいるのではないかと伺います。

ウ、廃藩置県は琉球処分と言われるが、平民や農民からすると奴隷解放であり、土地所有の解放であった。知事は現在も残る離島格差（差別）、いわゆる内なる差別問題の認識がないのではないか。ナショナリズム、アイデンティティーを政治利用することは沖縄の将来に禍根を残すのではないかと、所見を伺います。

エ、沖縄県民の多くは日本人としての誇りを持っているし先住民とは思っておりません。法治国家において沖縄県は豊かさを享受し、自決権（自己決定権）が侵害されているとは思っていない。所見を伺います。

オ、辺野古区民の民意こそ優先されるべき民意ではないのか。

カ、公の場での「ハイサイ グスーヨー チューウ ガナビラ」等の方言利用に違和感があります。所見を伺います。

2、地域・離島振興について。

(1)、全国で5万人以上の定住離島で旅客船の就航していない離島があるか。宮古、石垣の旅客船就航計画について伺います。

(2)、那覇一宮古航空路線の現状（搭乗率）と改善策について伺います。

(3)、県内における外国客対応の情報通信基盤の整備状況と計画について伺います。また、離島の課題について伺います。

(4)、多良間村のパヤオ設置計画について伺います。

(5)、教員採用試験の離島での実施状況、対策、対応について伺います。

明確な答弁をよろしくお願いします。

○議長（喜納昌春君） 翁長知事。

〔知事 翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君） 座喜味一幸議員の御質問にお答えをいたします。

知事の政治姿勢についてに関する御質問の中の、国連での演説についてお答えをいたします。

今回、国連人権理事会では、国際的な人権保護や自治権拡大の視点も踏まえつつ、米軍基地から派生する人権や自己決定権の問題について、沖縄県の立場等を訴えたものであります。

次に、公の場でのしまくとうばの使用についてお答えをいたします。

しまくとうばは、組踊や琉球舞踊等の沖縄文化の基層であり、沖縄県としましては消滅が危惧されるしまくとうばの保存・普及と継承は重要な課題と認識をしております。しまくとうばの普及継承に当たっては、使う恥ずかしさを超えて、簡単な挨拶から実践する環境をつくっていく必要があると考えております。そのため公の場でもしまくとうばの使用を奨励しているところであり、このような取り組みを地域、職場、学校や家庭にも普及させていきたいと考えております。また、県内では各地域に伝わるしまくとうばがあることから、私も、その時々に応じて、各地域のしまくとうばを使用するよう心がけております。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

〔知事公室長 町田 優君登壇〕

○知事公室長（町田 優君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、国連演説との関連で平成7年県議会での訪米発言に関する御質問にお答えします。

戦後70年を経た今もなお、国土面積の約0.6%である沖縄県に、在日米軍専用施設面積の約74%に及ぶ広大な米軍基地が存在し、これら米軍の運用は騒音を初め地域住民にさまざまな影響を与えております。

県としては、このような沖縄の米軍基地問題の解決を図るためには、日本政府への要請はもとより、広く外国のマスメディア、NGO等に沖縄の現状をお伝えすることによって国際世論の喚起を促すことが重要であると考えております。

次に、同じく知事の政治姿勢についての御質問の中で、離島格差とアイデンティティーについてお答えします。

離島地域は、離島の持つさまざまな条件の不利性などから、本島との間には依然として格差があると認識しております。本県の離島振興については、3次にわたる沖縄振興開発計画や沖縄振興計画に基づいて諸施策が講じられ、一定の成果を上げてまいりました。引

き続き沖縄21世紀ビジョンに基づく諸施策を講じることで、離島の不利性の克服に努めるとともに、離島の優位性を伸ばしていく取り組みを進めていくこととしております。また、先祖から受け継いだ沖縄の豊かな自然、歴史、文化や伝統を大事にしながら誇りある豊かさをつくり上げ、未来を担う子や孫に引き継いでいくこと、ウチナーンチュとしてのアイデンティティーをしっかりと持ち続けることが大切であると考えております。

次に、同じく知事の政治姿勢についての御質問の中で、先住民や自決権侵害についての御質問にお答えします。

県では、これまで沖縄県民が先住民であるかどうかの議論をしておらず、また、県全体においても大きな議論となっていないことから、このことについて意見を述べる立場にないと考えております。自己決定権は長い歴史の中で、沖縄、琉球が抱えてきた問題であると考えています。今日もなお、多くの県民が基地の存在に違和感を持っており、70年前の悲惨な地上戦だけではなく、将来に向けても不安を感じています。自己決定権がないため、長きにわたり基地の問題に翻弄されるようでは、沖縄の将来を担う子や孫に責任が持てないと考えております。

次に、同じく知事の政治姿勢についての御質問の中で、辺野古区民の民意についてお答えいたします。

民意の捉え方についてはさまざまな御意見があらうかと思いますが、県としては、昨年行われた名護市長選挙、名護市議会議員選挙、沖縄県知事選挙、そして衆議院選挙の結果においては、辺野古の新基地建設に反対し、普天間飛行場の県外移設を求める県民の民意が示されたものと理解しております。

以上でございます。（発言する者あり）

○議長（喜納昌春君） 静粛に願います。

企画部長。

〔企画部長 謝花喜一郎君登壇〕

○企画部長（謝花喜一郎君） 地域・離島振興についての御質問の中の、宮古、石垣と本島を結ぶ旅客船就航計画についてお答えいたします。

宮古、石垣と本島を結ぶ旅客船の就航について、県内外の航路事業者ヒアリングを行ったところ、地元航路事業者が興味を示していることから、今後就航可能性について関係機関を含め調整していくこととしております。なお、日本国内の5万人以上の人口を有する離島において、旅客船が就航していない離島はありません。

次に、那覇―宮古航空路線の現状と改善策について

お答えいたします。

那覇―宮古路線を就航しているJ T A、R A Cと全日空の3社を合わせた今年度4月から7月までの搭乗率の平均は84.2%となっております。昨年度のスカイマークを含めた同路線の年間の搭乗率70.2%と比較して、約14%上昇しております。

県としましては、スカイマークの運休に伴う旅客需要に対応するため、昨年2月に各航空会社へ増便等の要請をしたところであります。その結果、全日空においては、今年7月17日から来年3月26日までの期間、1日5往復のところ6往復に増便を図っております。また、J T Aにおいても、今年7月17日から8月31日までの繁忙期において、1日7往復のところ8往復に増便を図ったほか、今後の旅客需要等を鑑み、10月25日から2月7日までの106日間のうち、51日間は8往復に増便を図る予定であります。さらに、J T Aでは、来年2月から那覇―宮古路線において、約20席増となる新機材を投入する予定であります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 前田光幸君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（前田光幸君） 地域・離島振興についての御質問の中の、外国客対応の情報、通信基盤の整備状況と計画及び離島の課題についてお答えいたします。

県では、平成24年度から観光関連施設におけるW i - F i 機器の設置を推進しており、平成26年度までに332施設に対して支援を行っております。今後の整備については、外国人観光客実態調査における満足度の状況や、現在県内宿泊施設等を対象に実施しているW i - F i の整備状況調査等を踏まえ、関係部局や市町村と連携しながら、W i - F i 環境の拡充等を検討していきたいと考えております。また、離島地域については、外国人観光客数の増加に伴い、多言語対応や情報通信環境のさらなる充実が求められると考えております。

県としましては、引き続き多言語コンタクトセンターの通訳サービスなどについて周知を図るとともに、県内どこでもインターネットに接続できる環境整備に向けて、関係機関と連携して取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 島田 勉君登壇〕

○農林水産部長（島田 勉君） 地域・離島振興につ

いての御質問の中で、多良間村の浮き魚礁設置についてお答えいたします。

県では、浮き魚礁の設置について、漁港漁場整備長期計画に基づく水産環境整備事業により推進しているところであります。

県としましては、多良間村からの浮き魚礁設置要望を踏まえ、村や関係機関と連携しながら事業化の可能性について検討してまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

〔教育長 諸見里 明君登壇〕

○教育長（諸見里 明君） それでは、地域・離島振興についての御質問の中で、教員候補者選考試験の離島での実施についてお答えいたします。

教員候補者選考試験においては、30種類以上の試験区分やリスニング試験等の環境を同一にそろえる必要があることから、公正・公平を期すため、校種・教科ごとに本島内の5つの会場で実施しているところで

す。

県教育委員会としましては、今後とも本島での実施について受験者と関係者へ御理解をいただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 座喜味一幸君。

○座喜味 一幸君 まず離島の旅客船の就航の件について伺いますが、21世紀ビジョンの中に旅客船就航の計画は入っておりますか。

○企画部長（謝花喜一郎君） 休憩願います。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後4時53分休憩

午後4時53分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君） 今ちょっと詳細に、21世紀ビジョン基本計画をめぐってお答えすることはできませんけれども、21世紀ビジョン基本計画の個別計画であります観光の計画、ロードマップがございますが、そこにも入っていないようでございますので、恐らく基本計画にも入っていないのではないかと

いうふうに思っております。

○議長（喜納昌春君） 座喜味一幸君。

○座喜味 一幸君 僕は入っていると記憶しておりますが、ぜひ計画を進めてもらいたい。飛行機が、先ほど答弁の中でJ T Aが90%超えているんです、搭乗率。生活の不便性、冠婚葬祭の不便がある。私も航空会社に当たりましたが、ぜひJ T A、飛行機の増便と

旅客船の就航は採算が合わぬだのというようなことで答弁がされているものですから、先島地域からの要請等も随時入っております。ぜひこれについては、全国で5万人以上いる定住離島で旅客船がないということが逆に異常、これは採算性だけで解決できないと思いますので、知事これは真剣に取り組んでももらいたいと思いますがどうですか。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君） 先ほども答弁させていただきましたけれども、我々20年、そして25年度にいろいろ就航可能性の調査を行ってまいりました。ただ、やはり今議員からもございましたように、採算性だけで議論を行うべきではないというようなお話がございまして、その後も引き続き航路事業者当たってまいりました。その結果、先ほど答弁したとおり、関心を示している事業者があらわれましたので、その事業者と意見交換を今開始したところでございます。現時点でまだ調整を開始した段階ですので、事業者の名前は公表できませんけれども、仮にそういった事業者が就航意欲を示した場合に、問題はやはり採算性の課題が出てくると思います。その場合に、国による補助事業というのは期待できないわけですが、県それから地元市町村と相談をしながら、その赤字補填等も含めて議論を行う必要があるだろうというふうに考えておるところでございます。

○議長（喜納昌春君） 座喜味一幸君。

○座喜味 一幸君 口は悪いんですが、この離島の問題、人が動く、物が動く中でコストが高い。そういうことは離島にとっては極めて長い間の差別的なこれは行政じゃなかったかという、悪い言い方するとそういうことになりますので、採算性があるじゃなくして、ぜひとも公設民営という方法、それから各小規模離島にも出してあります一括交付金の利用等含めて、これはぜひとも速やかに解決をしていただきたいというふうに思います。

次に、先ほどの国連の知事の演説から幾つか本当にこれは困った話をしてくれたなという思いであります。例えばこの自己決定権ということは、我々が米軍の過重負担がある。それを民意として米軍基地普天間を返還して代替施設はつくらせないというようなことなんだけれども、この基地を含めて、知事は、今のこの法治国家の地方分権の中で、自己決定権というのは、この基地問題のほかにどういうことを考えておられるのか、その辺はどのように理解すればよろしいのですか。

○議長（喜納昌春君） 翁長知事。

○知事（翁長雄志君） 自己決定権、人によって捉え方もいろいろあると思いますけれども、私は、いろんなところで話をする中で、基地問題が解決したらそういったいろんな沖縄の思いは8割ぐらいは解決するのではないかというふうな話もさせていただいております。

ですからこの基地の問題というものは、日本の安全保障というものを日本国民全体で考えることなしに、沖縄に対していろんなことが言われておりますけれども、なぜそういうふうになるのかということについてのものがございせん。ですから、ある意味で基地問題が一番大きな問題だというふうに捉えてもらって結構だと思います。

○議長（喜納昌春君） 座喜味一幸君。

○座喜味 一幸君 私は今の法治国家の中で、この経済振興、文化振興含めて我々沖縄県は、この自分たちの沖縄県民の力で沖縄県みずからの力で未来を切り開く権利は与えられていると見ています。たまたまこの基地問題ありますが、安全保障、エネルギー等々国の専権事項があります。そういう意味で、この基地問題、長い間大きな政治的な課題でありました。じゃ村山政権のとき、沖縄の基地問題どうしたんだろう。そうして、民主党政権の鳩山さんのときにどうなったのか。そして現在、我々の沖縄県政の中において一体何だったのか。大変、我々それに翻弄されているということになっているわけですが、私は県民は保守思想の政治家でもあって、オール沖縄とおっしゃって、翁長知事の政治家としてのこの日本の政治、沖縄の県政を見て、ここでもしや翁長雄志知事はもうこの基地問題で落としどころを、ぴしっとけじめをつけてくれるのじゃないかというふうに思って投票したのじゃないかと思っております。

もし今、知事、このように政府とある意味で正面衝突と私見しているんですが、どうも折り合いがつかない。この行く末はどうなるんだろう。この辺は県民も大変心配しておりますが、知事、この状況、政府と沖縄県知事と折り合いがつかない。これから一体この基地問題というものは、翻弄されたくない県民の思いは今後どうなるんでしょう。

○議長（喜納昌春君） 翁長知事。

○知事（翁長雄志君） 今、座喜味議員からいろいろ可能性についての話もございました。それから村山政権あるいは民主党政権、ある意味でどの政権でも解決しなかったということがこれはアイデンティティーという問題にもなるわけですね。本土の方々がいわゆる自由民主党が戦後の政治のいい意味でも悪い意味でも

大変大きな責任を持ってやってきたわけですが、そうでない政権ができた場合にも沖縄には基地を置いておけということになった場合には、これはもうイデオロギーではないなというのが私の感想であります。ですから、ある意味で、そういったどの政党が握っても今日までの経緯から言うと基地問題は変わらないというようなもので、これは沖縄県民が心を一つにしなければとても対抗できるものではないなというような気持ちでございました。

それで、今県民がそういう落としどころができるのか、できないのかという話でありますけれども、しかし、県民が一番衝撃を受けたのは、私は自民党の国会議員が、県連の国会議員がそのような形で方向転換をしたことについて、県民の衝撃的な、誇りが傷つけられたことはないと思いますよ。ですから、この思いを理解できなければこの県民が何を託して、これからの子や孫に誇れる沖縄を残していくのか、こういったこと等の御理解がなければ、今おっしゃるようなものの話は、恐らく私と菅官房長官との差ぐらい座喜味議員と私の差はあるなという感じはしますね。

ですから、沖縄のこういったもろもろは、一番は選挙にあらわれてくるわけありますから、そういったものを尊重する中から物事を進めていかないと、今おっしゃるような話の中身では、私は県民は、まあとにかく頑張れよというような気持ちのほうが可能性としてのパーセンテージから言うと大きいというふうに思いながら、今一生懸命頑張っているところであります。

○議長（喜納昌春君） 座喜味一幸君。

○座喜味 一幸君 知事、大変悩みも多いところだと思います。しかしこの基地の原点は、普天間の危険性の除去でありました。そして、速やかにこの普天間の基地を除去するためにはどうすべきか。一步譲りまして、つくらせないという状況を知事は述べられますが、この普天間の今の危険性の除去を推進するために、閉鎖状況をつくるために、知事は、政府とあらゆる交渉、積極的な知恵を出して私は交渉すべきだと思います。この普天間の除去をどうするかという話なんですよね。これに関して、これは外交権は政府にあるんだからということじゃなくして、今いるこの普天間周辺の人の生命財産を守るためにどうすべきか。これは基地に反対する、つくらせないというのもいいんですけども、この危険性の除去に対して知事がどうするのか、政府とこれからどうするのか。これは現実を解決するのが政治家でありますから、知事、これは逃れられませんよ。どうなんです。

○議長（喜納昌春君） 翁長知事。

○知事（翁長雄志君） 普天間の危険性の除去というのは、これはもう県民、あるいはまた場合によっては全国民が考えておられることだろうというふうに思います。ですから、それが1つの原点であるということはそれなりに理解もできます。しかし、戦後の歴史の中で収容所に入れられている間に強制接収をされたんだということは、私は大きな原点だと思っているんですね。みずからが提供した土地でもない、そういったものを強制的に、人がいるところでは銃剣とブルドーザーで取り上げてそれが古くなったから、危険性が世界一になったからお前たちが負担しろと、あるいはなければ代替案をお前たちで考えろとこういうふうに言うのは、私は法治国家としていかなものかなと思いますね。だから、よく菅官房長官が、日本国は法治国家であるという話をされますが、あのサンフランシスコ講和条約で二十数年間切り離して、無国籍の状況をつくったことを考えますと、もう少し照れながら恥ずかしそうに胸を張ってもらいたいと思うんですね。あそこまで胸を張られると、私たちの気持ちはやはりなかなか納得しにくい。この部分を私は今日まで言葉を尽くして話をしているわけで、それが御理解いただけるかどうかというようなことは、また政治の世界はなかなか大変でありますから、何とも言いようがありませんけれども、私はやっぱり全力を挙げてこういったこと等については、一つ一つ吟味をしていかなければならないとこう思っております。

○議長（喜納昌春君） 座喜味一幸君。

○座喜味 一幸君 知事、私は歴史認識の中で、強制収容所に入れられている間に銃剣とブルドーザーで接収されたという歴史認識、これは私は断片としては評価しますが、これは不幸なことに第二次世界大戦という不幸な戦渦の中で、敗戦国としてこれは、国連軍いわゆる米軍が接収したという悲劇。我々が語るべきことはこの平和維持のために今後何をすべきか、戦争を起こした問題はどこだったのかというのを議論すべきであって、僕は今の知事の答弁に対しては歴史認識はちょっと違うと思います。

それで、私はまず民意ということについて少し知事伺いたいんですが、先ほども知事公室長から、基地をつくらせないというこの民意が選挙で示されたというふうに言っております。まずそれを認めます。認めますが、じゃ民意とは何ぞやということであります。例えば、全国の47分の1の沖縄県の民意といたしましょう。じゃ沖縄県の中の辺野古、普天間は普天間、辺野古、今、私辺野古の区民、区長さん方と意見交換

をさせてもらいました。その間に余り名護市長とは意見交換ができておりませんが、まず簡単に知事、今後、辺野古区民と、辺野古区民の民意を知事みずからで対話の中から確認する気はありませんか。必要と思いませんか。

○議長（喜納昌春君） 翁長知事。

○知事（翁長雄志君） 今、最近の言葉で久辺3区のほうに国が直接お金を入れるというような話がございます。しかし、日本国憲法の地方自治というのはそういうことではないと思うんですね。本当にそういう形で物事が全部いく場合には、市町村においても例えば那覇市だったら何とか字のところにお金を入れるから、どうだあだというような話が、これも私はなかなか簡単ではないと思うんですね。そういう意味からすると、本当の意味での地方自治というものは、やはり選挙を通じて、そして法的にしっかりとした自治体がまず第一義的に考える中で、その市全域の考え方、それから直接そういったことにかかわる地域の方々の声を聞いて物事が進むのであって、それを上からお金を落としてそして民意だというような話をされると、逆に言うと民意というのはどこにあるのかというのは私のほうがお聞きしたいぐらいですね。何を私たちはベースにしながら政治をしていくのかということもあんなに苦労して選挙をして……（発言する者あり）

○議長（喜納昌春君） 静粛に。

○知事（翁長雄志君） 選挙に何の意味もないなどという話になったら、私たちの存在もなかなか寂しいものだというふうに思うんですね。だから、やっぱり選出をされた良識あるお互いが議論をしながら結論を出していくと、これが大切だろうというふうに思っています。（発言する者あり）

○議長（喜納昌春君） 座喜味一幸君。（発言する者あり）

静粛に。

○座喜味 一幸君 もっともらしい理屈に聞こえますが、私は、民意とは何ぞや、じゃ我々の議会制民主主義の中で、我々沖縄県選出の国会議員12名おります。国は国としての施策、その議会の中で決定していきます。沖縄県は47都道府県をトータルして見ます。じゃ市町村は、地域自治体、地域のこの意思というものは、少なくともその地域の行政体としての地域で意見を糾合しながらこの行政に反映させています。

したがって、久辺3区というような地域の声が、市長さんの酌み入れない状況、そして地元の民意というものが地元の声とは違う形で動くということは、例えば辺野古1000名の人たちの考え方が封印さ

れている。これほど私は差別はないと思いますし、とんでもない私は行政のあり方だと思います。

したがいまして、知事みずから久辺3区に足を運んで、地域の現状の厳しさと、なぜ苦渋の選択として受け入れたのか、本当にお金で解決するというようなそういう言い方は、地元の人たちにとっては、大変失礼なことですよ、これは。

私は、知事、まず、まず……（発言する者あり）

○議長（喜納昌春君） 静粛に。

○座喜味 一幸君 まず、知事が久辺3区の皆さんと意見交換をすること、地方自治の侵害、地方自治の侵害だという前に、その地域の生の声を聞いてみませんか。どうなんですか。

○議長（喜納昌春君） 翁長知事。

○知事（翁長雄志君） 何も辺野古は久辺3区だけの問題ではないんですよ。北部全体のこれからの可能性ということも含めて名護市が中心となって北部全体もそういうもろもろ考えていくんです。ですから、今おっしゃるようなものが、ちょっと立場は違いますけれども、じゃ高江のほうには皆さん方行って話を聞いてこられたんですか。こういったこと等はどこにでもあります。その中でお互いがお互いの理解の中で、この問題をどうやって解決していくかということになるのであって、今そういったようなものがごみの問題でも出てくるでしょう。何の問題でも出てくるでしょう。そういったようなことでやっていった場合に、今座喜味議員の話はみんなそこに従えということになりましたら、いわゆる全部小さな小さなものも幾つもあります。（発言する者あり）

○議長（喜納昌春君） 静粛に。発言中です。

○知事（翁長雄志君） 何が正しいとか正しくないということでは言っているんじゃないです。僕はその民意というもののあらわし方ということで話をしているわけで、その意味からするとやっぱり私はそういったこの件に関して言いますと、去年の4つ行われた選挙というものは、沖縄県民が全体を比べてより多くの方々がその方向性で御理解をいただいているという中に、またいろいろ話し合いもする中でやっていくようになるとは思いますが、やっぱり座喜味議員と私の考え方は相入れないんだなというふうには思っています。

○議長（喜納昌春君） 座喜味一幸君。

○座喜味 一幸君 大変残念な話で、自衛隊の配備に関しては、地元の理解を十分に得なさいというような答弁をされていますが、この地元とは誰なんですか。民意、地元の民意とは誰なんですか。私は、極めて極めて、この久辺3区の人たちが戦後、苦勞してかつて

繁栄したこともありまして。我々宮古島からもあのサービス業に参加したこともあります。今高齢化しております。若者が定住化しておりません。将来、この地域の歴史や文化の伝統が崩壊しようとしている。その中で、あのヘリ訓練場を沖に出すこと、そして幾つかのこの条件を出して、若者の定住化、地域振興のためにあえて条件を出して受け入れた。この久辺3区の英断に対して、行政が耳を傾けないということは、まさしく私は大問題だと思いますよ。これこそ、これこそ、私は政治利用、まさに地域の声を封殺した、今平和の名のもとに基地をつくらせないという声がああ1000名の人々の生活を全く無視した行為にしか私には見えません。まさにこれこそ政治利用だと断言しておきます。私は、大変残念に思っております。（発言する者あり）

地域は……

○議長（喜納昌春君） 静粛に。

○座喜味 一幸君 地域は、地域は、場合によっては、プライドも捨てて生活しなければならない長い歴史を持っております。

我々離島も先ほど申し上げたように、明治政府への併合、我々離島の農民、平民からすると奴隷に近い状況からようやく解放された。そして土族を中心とした土地所有が解放した。そして明治政府になって併合されて、役人の反対をようやく人頭税廃止で明治政府に訴えて、その窮状を訴えて、明治30年ぐらゐまで旧慣温存で来た土族のこの独裁的な体制というものによって明治政府によって解放されたという構造を持っておりますから、私はこのようなことから考えても、最後になりますけれども、我那覇真子さん、知事が演説されましたここで、勇気のある発言をしております。「昨日皆様は、沖縄は紛れもない日本の一部であるにも関わらず、「沖縄県民は日本政府及び米軍から抑圧される被差別少数民族である」とお聞きになられたと思います。それは全くの見当違いです。私は、沖縄生まれの沖縄育ちですが、日本の一部として私達は世界最高水準の人権と質の高い教育、福祉、医療、生活を享受しています。人権問題全般もそうですが、日本とその地域への安全保障に対する脅威である中国が、選挙で選ばれた公人やその支援者に「自分達は……

○議長（喜納昌春君） 時間です。

○座喜味 一幸君 「先住少数民族である」と述べさせ沖縄の独立運動を煽動しているのです。……（発言する者あり）

○議長（喜納昌春君） 時間です。

○座喜味 一幸君 どうかプロパガンダ（政治宣伝）を信じないでください。」。

知事、これはしっかりと心したほうがいいと思います。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 新垣良俊君。（発言する者あり）

静粛に。

〔新垣良俊君登壇〕

○新垣 良俊君 皆さん、こんにちは。

最後でありますので、最後までまたおつき合いを願いたいと思います。

去る日曜日、台風21号で大きな被害を受けました与那国町民の皆様にお見舞いを申し上げたいと思います。国と県でまた復旧に対して御支援お願いを申し上げます。

では、通告に従って一般質問を行います。

1、知事の政治姿勢について。

(1)、米軍普天間飛行場返還に伴う名護市辺野古への基地建設で、国と県は「話し合いは重要」と意見が一致、1カ月で5回の集中協議が開かれた。しかし、お互いの主張や見解の隔たりは大きく集中協議で問題を解決することはできなかった。5回の集中協議に対する知事の所見を伺いたい。

(2)、5回の集中協議は、国と県がお互いの主張や見解を述べるだけで表向きは痛み分けに思われるが、県が集中協議で主張したのは何だったのか伺いたい。

(3)、米軍普天間飛行場の辺野古移設をめぐる国と県の集中協議は決裂したが、県の基地負担軽減や振興策を主要議題に対話を継続することになった。国は移設作業を再開、県は辺野古の埋立承認取り消しを表明したことで、司法の場に持ち込まれることになると思う。協議会を開催することは難しいと思うが、県の考えを伺いたい。

(4)、知事は辺野古の埋立承認の取り消しを表明したが、取り消しの主管はどの部署になるか伺いたい。

(5)、県は、辺野古の埋立承認の取り消しを表明したが、国は不服審査請求の申し立て、その後司法の場に持ち込まれるものと思う。埋立承認にかかわった県職員が参考人として出廷することで、関係部署の職員の信頼関係に影響が出ると思うが所見を伺いたい。

(6)、1996年の日米合意で7824ヘクタールの北部訓練場のうち過半の4000ヘクタールが返還条件とされた東村高江へのヘリパッド移設について、知事は、県知事選で反対姿勢を明確にしていたが、知事就任後は明確にしていない。去る2月定例会で「地元の意向

を聞き取りながら検討する」と答弁があったが、東村と国頭村両村からは北部訓練場の早期返還と国定公園化、世界自然遺産登録などの要望が出されていると思うが、両村から地元の意向の聞き取りをやったのか伺いたい。

2、鉄軌道導入計画について。

県は、鉄軌道の導入を検討する沖縄鉄軌道計画検討委員会を開設し、沖縄本島の南北を縦断する鉄道の実現に向けた作業を本格化させている。検討委員会はこれまでの作業内容や県民意見をもとに議論されているが、次の件について伺いたい。

(1)、委員会は、第5段階で進められていることになっているが、現在は何段階でどういうことが議論されたのか伺いたい。

(2)、委員会は来年3月までに計画案を策定することになると思うが、ルート案の設定はどの段階で決定するのか。また、支線についてもルート案と同時に設定するのか伺いたい。

(3)、国は、糸満一名護間の南北縦断路線を基本にしたモデルルートを支線の組み合わせで、鉄道とトラムトレインの各9ルート、計18ルートの事業性検討結果を公表した。県の検討委員会で策定するルート案は、国が検討しているモデルルートと支線とは関係なく決定するのか伺いたい。

(4)、鉄軌道導入は、地域の均衡ある発展が図られ、県民が待ち望んでいる大型プロジェクトである。那覇一名護間を1時間で結ぶ鉄軌道の着工を2020年3月末を目指すことになっているが、実現の鍵を握る国をどう動かすことができるのか知事の動向が左右すると思うが伺いたい。

3、子ども生活福祉行政について。

(1)、生活困窮者自立支援制度について。

生活保護に至る手前の新たなセーフティネットとして、平成27年4月に始まった生活困窮者自立支援制度が6カ月になります。厚労省は、都道府県や福祉事務所がある市区町村の計901自治体を対象に4月1日時点の実施状況を調査したところ、任意事業を1つも実施していない自治体は408もあった。45%の自治体が未実施であるという。

そこで次の件について伺いたい。

ア、県内の自治体で義務的事業以外の困窮者支援の実施状況はどうなっているか。

イ、生活困窮者自立支援制度のうち、任意の事業を実施していない自治体があると思うが、県の対応について伺いたい。

ウ、県内の自治体の財政も厳しい状況にあるが、支

援を求める人は潜在的に多数いると思われる。困窮者は複合的な問題を抱えているので、行政の横断的な対応が欠かせない。自治体に義務づけた相談窓口に支援員を配置して丁寧に相談に応じる体制を整えることが大事であると思うが、県の見解を伺いたい。

(2)、生活保護制度について。

生活保護の法律が、不正受給問題や生活保護バッシングで大きく取り上げられたことから見直され、昨年7月に改正された。自立を後押ししながら受給者への厳格な対応も打ち出す内容である。しかし、改正後も不安定な雇用情勢や年金では生活できない高齢者、本人の努力ではどうしようもない状況で、生活保護に頼らざるを得ない世帯がほとんどである。

そこで次の件で伺いたい。

ア、2014年3月に県内の中学校を卒業した生活保護世帯の子供の高校進学率が83.8%で、この年の卒業生全体の高校進学率は95.8%と12ポイントも低い。子ども生活福祉部が調査を通して感じたことを伺いたい。

イ、生活保護には生活扶助を初め8種類あるが、受給者の子供に扶助される費用は教育扶助で学用品費である。生活保護世帯の子供の進学率向上には学習支援が必要と思うが、所見を伺いたい。

ウ、生活保護受給者の増加に伴い、受給者を支援するケースワーカーは1人で受け持つ世帯数がふえている。社会福祉法では、ケースワーカー1人につき担当する世帯は市で80世帯、町村で65世帯が目安であるが、生活保護受給者がふえるとケースワーカーの負担もふえる。直近のケースワーカーの充足率はどうなっているか伺いたい。

4、沖縄県離島住民等コスト負担軽減事業について。

本事業は、離島振興に当たっての基本的な考えを踏まえ、離島住民や離島出身高校生等を対象に、割高な船賃及び航空賃を鉄道運賃並みに低減することで、住みなれた島で安心して暮らし続けることができるように定住条件の整備を図り、離島地域の活力の維持向上を図る一施策として重要である。

そこで次の件について伺いたい。

(1)、事業対象者が離島住民、離島出身高校生、離島出身大学・専門学校生、そして観光客である。本島に住んでいる郷友会の方々は対象になっていません。正月、旧盆、所用、催事とふるさと離島とのつながりは切っても切れないものがあります。離島自治体の財政事情は厳しく、離島自治体で負担することはできない。郷友会や元離島住民も事業対象者とすることはで

きないか伺いたい。

(2)、知事は、那覇市長在任中に、船運賃及び宿泊費等を那覇市在住の方々に補助して、人数制限がなされるほどであったと聞いているが、知事は本事業での郷友会等を事業対象にする考えはないか伺いたい。

以上です。

後は再質問をやりたいと思います。

○議長（喜納昌春君） 翁長知事。

〔知事 翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君） 新垣良俊議員の御質問にお答えをいたします。

知事の政治姿勢についてに関する御質問の中の、集中協議に対する知事の所見についてお答えをいたします。

5回の集中協議で、県の考え方を安倍総理、菅官房長官、外務、防衛、沖縄担当大臣らに直接伝えられたほか、マスコミを通じて沖縄の思いを全国に訴えることができたことは大変有意義だったと考えております。

次に、集中協議での県の主張についてお答えをいたします。

政府との集中協議においては、沖縄の基地が強制接收によってつくられてきた歴史的経緯から、普天間飛行場の県内移設は絶対に受け入れられないこと、普天間飛行場の危険性の除去のため5年以内の運用停止の実現を強く求めるとともに、在沖海兵隊の抑止力に対し疑問があることなどについて、県の考え方を御説明いたしました。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（喜納昌春君） 安慶田副知事。

〔副知事 安慶田光男君登壇〕

○副知事（安慶田光男君） お答えいたします。

知事の政治姿勢についての御質問の中で、協議会開催の見込みについてお答えいたします。

県としましては、国との対話の窓口は閉ざすべきではないと考えており、政府・沖縄県協議会（仮称）の設置について国と合意したところであります。

沖縄県の基地負担軽減及び振興策については、県、国ともに重要な事項であると認識しており、今後とも国との話し合いは継続してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（喜納昌春君） 総務部長。

〔総務部長 平敷昭人君登壇〕

○総務部長（平敷昭人君） 知事の政治姿勢について

の御質問の中で、辺野古の埋立承認の取り消しの主管部署についてお答えいたします。

普天間飛行場代替施設建設問題については、その事務を一元的に処理する組織として辺野古新基地建設問題対策課が平成27年6月1日付で設置されており、同課が策定する対応方針に基づき、事務の処理を行うものとされております。

普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立承認の取り消しに係る手続は、公有水面埋立法に基づく埋め立ての承認・免許に係る事務を所掌している土木建築部及び農林水産部のうち、土木建築部が代表して行うこととしております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

〔知事公室長 町田 優君登壇〕

○知事公室長（町田 優君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、埋立承認にかかわった職員との信頼関係についてお答えします。

県としては、普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立承認を担当した職員は、審査基準に対する考え方のもとで適切に審査を行ったものと理解しており、信頼関係に影響が出ることはないと考えております。

次に、同じく知事の政治姿勢についての御質問の中で、北部訓練場のヘリパッド移設についてお答えします。

北部訓練場の過半の返還について、県は、S A C O合意事案を着実に実施することが本県の基地の整理縮小及び地元の振興につながることから、その実現を求めているものであります。その条件とされている6カ所のヘリ着陸帯の移設については、当該地域の自然環境や地域住民の生活への影響をめぐってさまざまな意見があるものと承知しております。

県としては、機会を捉えながら、現地の状況について情報収集しているところであり、国頭村、東村が、北部訓練場の過半の返還の早期実現と世界自然遺産登録について要望していることは承知しております。今後も、地元の意見も伺いつつ、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

〔企画部長 謝花喜一郎君登壇〕

○企画部長（謝花喜一郎君） 鉄軌道導入計画についての御質問の中の、鉄軌道の検討段階及びルート等についての御質問にお答えします。2の(1)アから2の(1)ウは関連いたしますので、恐縮ですが一括して答

弁させていただきます。

鉄軌道の計画策定に当たっては、5つのステップに分けて段階的に検討を進めており、現在はステップ3に入ったところであります。ステップ3においては、鉄軌道のおおむねのルートの設定や評価方法等の検討とあわせて、支線となるL R T等フィーダー交通ネットワークのあり方についても検討することとしております。

国の調査においては、モデルルートを設定し、コスト縮減等、鉄軌道導入に当たっての諸課題についての検討が行われており、県の検討においては、これら国の調査・検討結果も参考にまいります。

次に、鉄軌道導入に向けた国への働きかけについてお答えいたします。

沖縄振興特別措置法においては、「国及び地方公共団体は、沖縄における新たな鉄道、軌道その他の公共交通機関に関し、その整備の在り方についての調査及び検討を行うよう努めるものとする。」とされております。また、国の沖縄振興基本方針では、「鉄道、軌道その他の公共交通機関の整備の在り方についての調査及び検討を進め、その結果を踏まえて一定の方向を取りまとめ、所要の措置を講ずる。」こととされております。

沖縄県においては、鉄軌道導入に向けた計画案の策定に取り組んでいるところであり、今後策定した計画案をもとに、早期の事業化を国に働きかけてまいりたいと考えております。

次に、沖縄県離島住民等コスト負担軽減事業についての御質問の中の、郷友会等への対象者拡大についてお答えいたします。4の(1)アと4の(1)イは関連いたしますので、一括して答弁させていただきます。

県では、航空路について、病院や高校がない小規模離島において、地域の活性化を図るため、特例的に離島住民以外の郷友会を含む県民や観光客等の交流人口の航空運賃を約3割低減しております。なお、航路については、航空路に比べ運賃が低廉であり、負担が少ないと考えられることなどから、交流人口の運賃低減を行っておりません。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長 金城 武君登壇〕

○子ども生活福祉部長（金城 武君） それでは、子ども生活福祉行政についての御質問の中で、生活困窮者自立支援制度の任意事業の実施状況についてお答えをいたします。

平成27年9月1日現在の県及び県内11市の任意事

業の実施状況は、一時生活支援事業が県及び4市、就労準備支援事業が県及び3市、家計相談支援事業が1市、学習支援事業が県及び10市となっております。

次に、任意事業を実施していない市への対応についてお答えをいたします。

任意事業につきましては、各実施主体が地域の実情に応じて判断し、実施しているところであります。

県におきましては、生活困窮者がその居所によって受けられる支援に差が出ないように、複数の自治体による事業の共同実施を働きかけるとともに、市町村との連絡会議を通して任意事業の積極的な実施を促しているところであります。

次に、生活困窮者への適切な支援体制についてお答えをいたします。

生活困窮者を早期に発見し必要な支援を行うため、県では、拠点となる地域4カ所に相談支援員を配置するとともに、巡回相談、出張相談を行うなど、個別のケースに対応した支援を行っております。また、関係機関との連絡体制の重要性に鑑み、県においては、国、市町村、関係団体等で構成する協議会を設置するなど、幅広い連携体制を構築し、制度の円滑な実施に取り組んでいるところであります。さらに、地域の関係者の協力を得るための取り組みとして、民生委員や自治会等に対し説明会を実施するなど制度の周知を徹底する取り組みを行っております。

次に、生活保護世帯の高校進学率に係る認識についてお答えをいたします。

平成26年3月の県内の生活保護世帯の子供の高校進学率は83.8%で、県全体の進学率と比較しますと12ポイント低く、平成27年3月時点におきましても、依然として県全体より11.1ポイント低い状況にあります。

このため、県としましては、高校進学率を含めた教育格差の是正や世代間の貧困の連鎖を防止する等の観点から、生活保護世帯の子供に対する学習支援事業を継続的に実施することが重要であると認識しております。

次に、生活保護世帯の子供の学習支援についてお答えをいたします。

県におきましては、平成23年度から生活保護世帯の児童生徒に対する学習支援事業を実施してきており、毎年度学習支援教室の増加を図るなど事業の拡充に努めてきたところであります。今後とも、新たな学習支援教室の設置など、学習支援事業の拡充に向けて取り組んでまいります。

次に、ケースワーカーの充足率についてお答えをい

たします。

平成27年4月1日現在のケースワーカーの標準数に対する充足率は、郡部を所管する県福祉保健所が90.9%で、市福祉事務所が68.2%となっております。

県としましては、引き続き県福祉保健所の標準数の確保に努めるとともに、福祉事務所を設置している市に対し、生活保護施行事務指導監査や連絡会議等を通じてケースワーカーの標準数の充足に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 新垣良俊君。

○新垣 良俊君 今、子ども生活福祉部長から困窮者の問題とか生活保護の問題もありましたが、それについては、ぜひ子供たちには、何ていいですか、罪はありませんので手厚い保護のほうをお願いを申し上げたいと思います。

それから、知事の政治姿勢の中で、5回の集中協議は終わったんですが、継続して協議会といいますか、残すということなんですが、私は協議会の継続というのは、ちょっとどうかなというふうに思っているんです。実はこれ6月議会だったんですが、普天間飛行場負担軽減推進会議、それから負担軽減作業部会です。この開催についても知事が就任してからまだ1回も開かれてないんですよ。そういうことで、協議会をつくることはいいんですが、この実施もされない協議会があるのに、今の負担軽減と振興策ですから、ぜひ普天間の例の軽減の協議会それから作業部会、これから優先してやるべきじゃないかと思うんですが、それについてどう思っていますか。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後2時8分休憩

午後2時8分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

安慶田副知事。

○副知事（安慶田光男君） お答えいたします。

確かに既存の普天間基地に関するものはございましたけれども、1カ月間の辺野古の埋め立てに関する集中協議の中におきまして、菅官房長官と県側と今後沖縄県全体の基地負担軽減を取り入れた協議会をつくっていかうということで合意したものですから、それにプラス振興策をとということでありましたので、そのように理解しそれを進めてまいりたいと考えております。

○議長（喜納昌春君） 新垣良俊君。

○新垣 良俊君 時間がありませんので、また別の件

で質問しますが、高江のヘリパッド、北部訓練場の返還についてであります。県は地元の意向について聞き取りはやってないと思うんですが、そういう答弁だったと思うんですが、今、国頭村とそれから東村の人口というのが減少し続けているんですよ。東村の人口が2010年の総人口で1794人、そしてこれ人口移動が収束しない場合ですが、2040年の総人口が1164人というふうに予想されています。これは、日本創生会議の中で人口の予想されているんですが、この両村をぜひとも訓練場を早期に返還をして、また観光客それから住民を移入させようということをやっているんですが、この両村からの意見の聴取、これは知事公室長やっていますか。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（町田 優君） 事務レベルで電話等を使いまして、その意向については確認をしております。

○議長（喜納昌春君） 新垣良俊君。

○新垣 良俊君 電話でこういう話というのは、ちょっと失礼じゃないかと思うんですが、ぜひ両村長を呼んで、足を運んでもいいと思います。ぜひ計画もあると思いますので、何といたしますか、向こうの両村の要望を聞いてほしいと思います。

それから、この北部訓練場というのが約4000というのですか、正確には3987ヘクタールあります。今何といたしますか、沖縄の米軍専用施設ですか、これは面積は幾らになりますか。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後2時9分休憩

午後2時9分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（町田 優君） 在沖の米軍専用施設面積ですけれども、2万2729ヘクタールです。

○議長（喜納昌春君） 新垣良俊君。

○新垣 良俊君 よく0.6%の面積に74%の米軍専用施設があるというんですが、この北部訓練場が3987、これが返還されたら、この全国比といいますか、沖縄県の米軍専用施設の全国比が60.8%になる

んですよ。これ、知事はこの74%、いろんな機会がよく言っていますが、これについて返還については熱心ではないというふうに僕は感じているんですが、これについては知事どうですか。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（町田 優君） 今、数字の件ですけども、先ほど在沖米軍専用施設面積は2万2729ヘクタールと申し上げました。これから北部訓練場の3987ヘクタールを返還しますと残りが1万8742ヘクタールとなります。これは全国に占める割合としては69.8%、約3.9%減少するということになります。

○議長（喜納昌春君） 時間です。

○新垣 良俊君 ちょっといいですか。今、終わりますので。

知事公室長、全国の米軍専用施設の面積は3万828ヘクタールじゃないですか。違ってきます。

○知事公室長（町田 優君） 3万、今823……

○新垣 良俊君 そうですよ。

○知事公室長（町田 優君） 四捨五入すると4ですけども、それが全国のほうも減るんですよ。

○新垣 良俊君 何で今、じゃ、その時点でそれなのに……。

○知事公室長（町田 優君） 全国のほうも減って3万から2万6836に減る。

○新垣 良俊君 何でこれ、だから25年のあれでしょう。26年の3月だよ、これ。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後5時53分休憩

午後5時54分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

○新垣 良俊君 ありがとうございます。

○議長（喜納昌春君） 以上で本日の一般質問及び議案に対する質疑を終わります。

本日の日程はこれで全部終了いたしました。

次会は、10月5日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後5時55分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 喜 納 昌 春

会議録署名議員 西 銘 純 恵

会議録署名議員 儀 間 光 秀